

市 政 概 要

令和 6 年度版

雲南市議会

市政概要目次

ページ

議会事務局	1
議員数・任期	2
常任・議会運営・特別委員会	
所属党派別議員数	
会派別議員数	
年齢別議員数	
議会活動	3
会議録	5
議員報酬等	
議会費（令和6年度当初予算）	6
常任委員会委員並びに各種委員会委員名簿	
監査委員事務局	8
監査委員の役割	9
現在の監査委員	
監査の種類	
公平委員会	12
公平委員会の概要	13
現在の公平委員	
公平委員会の業務内容	
政策企画部	14
雲南市が出資する第三セクター及び公益法人の概要	15
行政評価の概要	16
第2次雲南市総合計画	17
雲南市土地開発公社の概要	25
雲南広域連合の概要	26
尾原ダム対策事業の概要	27
国際交流の状況	29
定住対策促進事業の状況	31
雲南市民バス等運行状況表	34

広報活動事業の状況	3 5
行政情報の提供	
令和 6 年度雲南市・飯南町事務組合組織体制表	3 6
雲南市・飯南町事務組合（ケーブルテレビ）負担金	3 7
雲南夢ネット料金表デジタル放送チャンネルプラン他	3 8
総務部	3 9
雲南市の情報公開の状況	4 0
雲南市の個人情報開示の状況	4 3
部局別配置人員（令和 6 年度）	4 7
令和 6 年度雲南市行政組織図	5 0
令和 6 年度当初予算の概要	5 1
特別職等報酬の状況	6 7
雲南市の行財政改革の主な取り組み	6 9
公の施設の管理の状況	7 4
市民環境部	7 5
人口・世帯の状況	7 6
近隣市町の人口と面積	
人口動態	
年代別人口（令和 5 年 1 月 1 日現在）	7 7
国民年金の加入状況	7 8
年金の種類	
国民健康保険の概要	7 9
後期高齢者医療費	8 0
子ども医療費	8 1
福祉医療費	8 2
児童手当	8 3
環境関係補助金	8 4
雲南市のごみ処理の状況	8 5
火葬施設の概要	8 6
市税の概要	8 7
地籍調査事業実施状況	8 8
令和 5 年度市税等収入状況表	8 9
人権センター	9 0

雲南市人権センターの概要	9 1
男女共同参画センター	9 2
男女共同参画センターの概要	9 3
男女共同参画センター事業概要	
健康福祉部	9 5
生活保護の実施状況	9 6
介護保険の概要	9 7
在宅福祉事業の概要	1 0 0
介護保険低所得者対策事業の概要	1 0 0
居住系事業・養護老人ホームの概要	
障がい者支援事業の概要	1 0 2
一般介護予防事業の概要	1 2 3
包括的支援事業の概要	1 2 5
任意事業の概要	1 2 7
身体教育医学研究所うんなんの概要	1 2 9
保健事業の概要	1 3 2
建設部	1 4 0
橋梁の状況	1 4 1
市道改良率の状況	
トンネルの状況	
樋門管理の状況	
橋梁点検の状況	1 4 2
農地・農業用施設災害発生状況	1 4 3
除雪車輛保有状況	1 4 6
都市計画の状況	1 4 7
公営住宅建設事業実施状況	1 4 9
雲南市管理住宅一覧	1 5 0
上下水道局	1 5 2
雲南市の水道状況	1 5 3
工業用水道事業の状況	1 5 7
下水道の状況	1 5 8
農業委員会	1 6 0

農業委員会の概要	1 6 1
農業委員会の組織体制	1 6 5
農業委員と農地利用最適化推進委員の担当地区	1 6 6
農地所有適格法人一覧	1 6 7
教育委員会	1 6 8
雲南市教育長・教育委員名簿	1 6 9
児童生徒数	1 7 0
雲南市給食センター施設一覧	1 7 1
社会教育施設一覧表	1 7 2
社会体育施設一覧表	1 7 3
雲南市内の指定文化財（国・県・市指定文化財）一覧表	1 7 5
雲南市立病院	1 7 8
雲南市立病院事業概要	1 7 9
こども政策局	1 8 4
雲南市内保育所（園）概要一覧表	1 8 5
雲南市内幼稚園・認定こども園概要一覧表	1 8 6
雲南市内子育て支援施設（保育所を除く）関係一覧表	1 8 8
特定教育・保育施設保育料徴収基準額表	1 9 0
特別支援教育に係る「すワン」の教育相談の流れ	1 9 1
こども家庭支援課（こども家庭センター）の事業概要	1 9 2
農林振興部	1 9 5
農業労働災害共済事業の概要	1 9 6
中山間地直払制度 令和5年度実績取組比較表	2 0 0
農業の状況	2 0 1
肉用牛飼養状況	2 0 2
乳用牛飼養状況	2 0 3
鶏卵生産者の状況	2 0 4
ブロイラー飼養状況	2 0 5
馬品種別、供用別、所有形態別飼養状況	2 0 6
めん羊、山羊飼養状況	2 0 7
堆肥センターの概要	2 0 8
所有区分別林野の状況	2 1 0

多面的機能支払交付金事業 令和 5 年度実績取組表	2 1 1
令和 5 年度の公有林等整備事業の状況	2 1 2

産業観光部	2 1 3
工業の概要	2 1 4
商業の概要	2 1 6
雲南市内の主な見所	2 1 7
主な観光地別観光客入り込み延べ数の推移	2 1 9

防災部	2 2 0
常備消防（雲南消防本部）	2 2 1
非常備消防（消防団）	
火災発生件数	2 2 2
救急事故種別出動件数	2 2 3
消防水利	

議会事務局

1. 議員数・任期

令和6年5月1日現在

区 分		人 員 (人)	備 考
議員数	条 例 定 数	1 9	
	現 在 数	1 7	
任 期		令和2年11月28日～令和6年11月27日	

2. 常任・議会運営・特別委員会

令和6年5月1日現在

雲南市議会委員会条例			現 体 制			備 考
区 分		定数	区 分		委員数	
常任委員会	総 務	7	常任委員会	総 務	6	
	教育民生	6		教育民生	5	
	産業建設	6		産業建設	5	
議会運営委員会		6	議会運営委員会		6	
特別委員会	予算審査	—	特別委員会	予算審査	1 6	議長を除く議員全員で構成
	議会広報広聴	—		議会広報広聴	8	
	島根原子力発電対策	—		島根原子力発電対策	7	
	決算審査（9月定例会のみ）	—		決算審査（9月定例会のみ）	1 5	議長・監査員を除く議員全員で構成
	災害復興対策	—		災害復興対策	8	

3. 所属党派別議員数

令和6年5月1日現在

無所属	自民党	公明党	日本共産党	立憲民主党	その他	合計
1 4 人	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人	1 7 人

4. 会派別議員数

令和6年5月1日現在

政友クラブ	雲南木鶏の会	所属なし
9 人	2 人	6 人

5. 年齢別議員数

令和6年5月1日現在

25～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	合 計	平均年齢
0 人	2 人	3 人	8 人	4 人	1 7 人	6 3 . 7 歳

6. 議会活動

【本会議】

※暦年で集計

区 分		令和 5 年		令和 4 年	
		回数等	備 考	回数等	備 考
定例会	開催回数	4 回		4 回	
	会期延日数	8 3 日	3 月＝23 6 月＝17 9 月＝23 1 2 月＝20	8 1 日	3 月＝23 6 月＝15 9 月＝27 1 2 月＝16
	本会議総日数	2 1 日		2 5 日	
	審議件数	2 0 9 件	条例 40, 認定 8 同意 27, 報告 22 諮問 6, 予算 52 規約 3, 一般事件 52 請願 1, 陳情 6	1 8 2 件	条例 32, 認定 8 同意 7, 報告 23 諮問 6, 予算 49 規約 3, 一般事件 45 請願 3, 陳情 6
	発議数	2 件		5 件	
	一般質問人数	5 6 人	3 月＝13 6 月＝14 9 月＝15 1 2 月＝14	6 4 人	3 月＝14 6 月＝17 9 月＝18 1 2 月＝15
	傍聴者数	1 2 6 人		1 3 4 人	
臨時会	開催回数	2 回		2 回	
	会期延日数	2 日		4 日	
	本会議総日数	2 日		3 日	
	審議件数	4 件	諮問 1, 予算 3	3 件	諮問 1, 予算 1 報告 1,
	発議数	0 件		0 件	
	傍聴者数	2 人		3 0 人	

【委員会】開催回数

※暦年で集計

区 分		令和 5 年	令和 4 年
常任委員会	総務常任委員会	1 3 回	1 6 回
	教育民生常任委員会	1 4 回	1 5 回
	産業建設常任委員会	1 3 回	1 3 回
議会運営委員会		2 2 回	1 8 回
特別委員会	島根原子力発電対策特別委員会	6 回	6 回
	予算審査特別委員会	2 3 回	2 3 回
	決算審査特別委員会	5 回	6 回
	議会広報広聴特別委員会	1 8 回	1 5 回
	災害復興対策特別委員会	2 回	4 回

【議会と語ろう会】

開催日	開催場所	出席団体	出席人数
4 月 28 日	中野交流センター（三刀屋町）	中野の里づくり委員会	20
5 月 9 日	佐世交流センター（大東町）	佐世地区振興協議会	24
5 月 10 日	加茂健康福祉センター（加茂町）	加茂まちづくり協議会	17
5 月 17 日	三新塔交流センター（木次町）	三新塔あきば協議会	29
5 月 18 日	田井交流センター（吉田町）	田井地区振興協議会	8
11 月 2 日	飯石交流センター（三刀屋町）	雲見の里いいし	13
11 月 8 日	久野交流センター（大東町）	久野地区振興会	26
11 月 8 日	日登交流センター（木次町）	地域自主組織日登の里	19
11 月 9 日	入間交流センター（掛合町）	入間コミュニティー協議会	12
11 月 15 日	加茂交流センター（加茂町）	加茂まちづくり協議会	15
年間開催 合計 10 回（箇所）		年間出席者数 合計 のべ 183 人	

※開催場所及び出席団体は開催当時の名称で記載

【その他】

一般質問について	通 告 期 限		定例会前の議会運営委員会で協議する。
	選択制	一 括	制限時間
			回数
		一問一答	制限時間

			回 数	回数制限なし
	質 問 順			一般質問通告書受付順
	そ の 他			関連質問は認めていない
議会広報について				定例会ごとに年 4 回発行

７．会議録

区 分	内 容	備 考
本 会 議	議事録作成	委託による作成
常任委員会	要点のみの議事録作成	職員または委託による作成
特別委員会		
全員協議会		

※全員協議会について、平成 21 年 2 月 4 日開催分から議事録作成
それ以前はカセットテープによる音声保存

８．議員報酬等

令和 6 年 5 月 1 日現在

役 職 等		報 酬 月 額 等
議 長		4 3 4 , 0 0 0 円
副 議 長		3 7 2 , 0 0 0 円
議 員		3 4 5 , 0 0 0 円
期末手当	6 月	報酬月額 $\frac{170}{100}$ の額
	1 2 月	報酬月額 $\frac{170}{100}$ の額
	加算率	$\frac{20}{100}$
視察旅費	常任委員会	1 0 0 , 0 0 0 円以内
	議会運営委員会	5 0 , 0 0 0 円以内
	特別委員会（広報広聴・原発）	3 0 , 0 0 0 円以内
政務活動費（一人当たり月額）		1 5 , 0 0 0 円
日 当	東京都・政令指定都市	4 , 6 0 0 円
	上記以外 ※但し隣接市町村（松江市、出雲市、安来市、奥出雲町、飯南町）は支給しない。	2 , 4 0 0 円
宿泊費	県内	一泊 1 0 , 0 0 0 円
	県外	一泊 1 3 , 0 0 0 円
費用弁償（交通費分）		会議等出席に要した費用を「往復距離×24 円」

	にて支払い。 ※但し、片道 2 km未満は支給しない。
議 長 交 際 費	年額 4 5 0 , 0 0 0 円

9. 議会費（令和6年度当初予算）

（単位：千円）

		本年度予算額	前年度予算額	増 減	増減率 (%)
議 会 費		186,996	200,471	-13,475	-6.7
議 会 費 内 訳	報 酬	77,637	80,052	-2,415	-3.0
	給 料	17,763	21,803	-4,040	-18.5
	職員手当等	40,273	42,394	-2,121	-5.0
	共 済 費	28,094	32,283	-4,189	-13.0
	賃 金	0	0	0	0.0
	報 償 費	100	100	0	0.0
	旅 費	4,493	5,210	-717	-13.8
	交 際 費	450	450	0	0.0
	需 用 費	2,791	2,427	364	15.0
	役 務 費	3,217	4,916	-1,699	-34.6
	委 託 料	6,758	6,706	52	0.8
	使用料及び賃借料	1,543	170	1,373	807.6
	負担金補助及び交付金	3,877	3,960	-83	-2.1

10. 常任委員会委員並びに各種委員会委員名簿

（令和4年12月1日～令和6年11月27日）

種 別		員数	氏名（◎印 委員長 ○印 副委員長）		
議 長 ・ 副 議 長		2	議長 矢壁正弘	副議長 白築俊幸	
議会運営委員会		6	◎松林孝之 中村辰真	○藤原信宏 原 祐二	中林 孝 細田 実
監 査 委 員		1	周藤正志		
常 任 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会	6 (7)	◎中村辰真 安田栄太	○梶谷佳平 佐藤隆司	多賀法華 細田 実
	教育民生常任委員会	5	◎原 祐二 上代和美	○上代純子 松林孝之	宇都宮晃
	産業建設常任委員会	5	◎中林 孝 藤原信宏	○鶴原能也 白築俊幸	周藤正志

特別委員会	議会広報広聴特別委員会	8	◎安田栄太 梶谷佳平 藤原信宏	○上代純子 宇都宮晃 白築俊幸	鶴原能也
	予算審査特別委員会	16	◎細田 実 ○ (議長を除く全議員)		
	島根原子力発電対策特別委員会	7	◎上代和美 安田栄太 細田 実	○上代純子	多賀法華 中林 孝
	災害復興対策特別委員会	8	◎白築俊幸 中林 孝 藤原信宏	○多賀法華 中村辰眞	安田栄太 原 祐二
事務組合等	雲南市・飯南町事務組合議会議員	6	安田栄太 梶谷佳平	上代純子 松林孝之	鶴原能也 矢壁正弘
	雲南広域連合議会議員	7	上代和美 佐藤隆司 矢壁正弘	宇都宮晃 藤原信宏	中村辰眞 白築俊幸
政策企画部	雲南市土地開発公社理事	4	鶴原能也 細田 実	梶谷佳平	中林 孝
総務部	雲南市男女共同参画推進委員	1	多賀法華		
防災部	雲南市交通安全対策議会顧問	1	矢壁正弘		
	雲南市原子力発電所環境安全対策協議会	3	上代和美	中村辰眞	矢壁正弘
健康福祉部	雲南市社会福祉協議会評議員	1	原 祐二		
	雲南市民生委員推薦会委員	1	原 祐二		
	身体教育医学研究所うなん運営委員	1	原 祐二		
	身体教育医学研究所うなん倫理審査委員	1	原 祐二		
農林振興部	雲南市農業再生協議会会員	1	中林 孝		
建設部	雲南市都市計画審議会委員	4	鶴原能也	中林 孝	藤原信宏
	雲南市空き家対策協議会委員	1	白築俊幸		
教育委員会	雲南市青少年育成協議会顧問	1	矢壁正弘		
	雲南市青少年育成協議会委員	2	上代純子	原 祐二	
	雲南市人権・同和教育推進協議会委員	6	多賀法華 中林 孝	上代純子 松林孝之	宇都宮晃 矢壁正弘

監査委員事務局

1. 監査委員の役割

監査委員は、市長から独立した立場で、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などが法令等に従って適正に行われているか、また、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。

雲南市では、2名の監査委員（識見を有する者から選任される委員1名、市議会議員から選任される委員1名）が置かれています。

監査委員の最大の役割は、行政サービスが適法で、効率的になされているかなど、市民に代わって幅広い視点で監査を実施することです。

2. 現在の監査委員

委 員 名	就 任 日	任期満了日	備 考
渡部彰夫	令和2年12月9日	令和6年12月8日	代表監査委員
周藤正志	令和4年12月1日	令和6年11月27日	議選監査委員

3. 監査の種類

（1）定期的に行う監査等

（ア）定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

地方自治法上、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査しなければならないと定められています。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入・支出、契約、現金及び有価証券の保管、財産管理等の事務であり、また、「経営に係る事業」とは、水道事業や病院事業などの公営企業会計に係る収益性を有する事業のことです。これらの事務及び事業が公正で、合理的かつ効率的に執行されているかを監査するものです。

雲南市では、毎年2月に実施しています。

（イ）決算審査（地方自治法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算を審査しています。

雲南市では、7月～8月に実施しています。

① 一般会計・特別会計

市長は、毎会計年度、会計管理者から提出された決算書及び証書類その他政令で定められた書類をあわせて監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員は、計数を確認するとともに効率的に予算が執行されているかなどを審査します。

② 公営企業会計

市長は、毎事業会計年度、管理者から提出された決算書、証書類、事業報告書及び政令で定められたその他の書類をあわせて監査委員の審査に付すことになっています。

雲南市における公営企業会計は、水道事業、工業用水道事業、下水道事業（令和2年度より地方公営企業法適用）、病院事業の4会計です。

(ウ) 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

雲南市では、決算審査とあわせ実施しています。

① 一般会計・特別会計

市長は、毎会計年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員はその算定の基礎となる計数の正確性を検証し、意見を付します。

② 公営企業会計

市長は、毎事業会計年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員はその算定の基礎となる計数の正確性を検証し、意見を付します。

(エ) 基金運用状況の審査（地方自治法第241条第5項）

市長は、毎会計年度特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、その運用状況を示す書類を作成し、監査委員の審査に付さなければならないとされています。

雲南市では、決算審査とあわせ実施しています。

(オ) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納に関し、毎月例日を定めて監査委員が検査しなければならないとされています。

雲南市では、毎月25日を基本として一般会計・特別会計・水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計及び病院事業会計の公金の出納に関する事務について検査を実施しています。

(2) 必要があると認められるとき行う監査

(ア) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員は、財務監査のほか必要があると認めるときは、市の事務の執行について、適法で効率的かつ能率的に行われているのか監査することができます。

(イ) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

監査委員は、定期監査のほかに必要があると認めるときは、いつでも市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査することができます。

(ウ) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員は、市が補助金、交付金、負担金、貸付金など財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われ

ているか、監査することができます。また、公の施設の管理を行っている指定管理者についても監査することができます。

(エ) 指定金融機関の公金出納監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項・地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長や管理者（公営企業）から要求があるときは、指定金融機関が取り扱う市の公金の収納又は支払いの事務について監査することができます。

(3) 要求又は請求に基づく監査

(ア) 直接請求監査（地方自治法第 75 条）

選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって市の事務の執行に関し、監査委員に監査を請求することができます。

この請求は、市の事務の全般について行うことができます。

(イ) 議会請求監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

議会は、市の事務の執行に関する監査を監査委員に求め、監査の結果に関する報告を請求することができます。

この請求は、市の事務の全般について行うことができます。

(ウ) 市長要求監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

市長は、監査委員に対し、市の事務の執行に関し監査を要求することができます。

(エ) 住民監査請求（地方自治法第 242 条）

住民は、市の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認められるとき、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正するための必要な措置を請求することができます。

(オ) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項・地方公営企業法第 34 条）

市長又は管理者（公営企業）は、職員が保管する現金や物品等を亡失し又は損傷する等、市に損害を与えた事実があると認めるときは、職員の賠償責任に関する監査を要求することができます。

公平委員会

1. 公平委員会の概要

(1) 公平委員会制度

公平委員会は、地方公務員法に基づき、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するための公平・中立な第三者機関として、条例により設置されています。(地方公務員法第7条第3項、雲南市公平委員会設置条例)

(2) 公平委員会の委員

公平委員会は3人の委員で構成される合議制の機関です。各委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。(地方公務員法第9条の2第1項、第2項)

(3) 事務局体制

公平委員会には事務職員を置くことになっており、現在2名の職員が従事しています。(地方公務員法第12条第5項)

2. 現在の公平委員

委 員 名	就 任 日	任期満了日	備 考
松村千弘	令和2年12月14日	令和6年12月13日	委員長
勝部新治	令和2年12月14日	令和6年12月13日	委員長職務代理者
塔間絹子	令和2年12月14日	令和6年12月13日	

3. 公平委員会の業務内容

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員からの給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置要求について、審査・判定を行い、必要な措置を行います。(地方公務員法第46条、第47条)

(2) 不利益処分に関する審査請求

懲戒、その他不利益な処分を受けた職員から審査請求があった場合に、その処分について審査、裁決し必要な措置を指示します。(地方公務員法第49条の2、第50条)

(3) 職員からの苦情相談

職員からの勤務条件、その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に応じ、指導、助言等必要な措置を行います。(地方公務員法第8条第2項)

(4) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請があり、規定に適合する場合は当該職員団体を登録し、その旨通知します。(地方公務員法第53条、職員団体の登録に関する条例)

政策企画部

2. 雲南市が出資する第三セクター及び公益法人の概要

令和6年4月1日現在

法人名	設立年月日	資本金 (千円)	行政関与の状況			運営施設等の名称	事業内容
			金額(千円)	出資割合	役員就任		
① 株式会社キラキラ雲南	H6.4.1	30,000	24,000	80.0%	あり	加茂文化ホール ラメール	自主事業:①文化・スポーツ事業の企画運営 ②各種商品の販売 受託事業:①文化・スポーツ施設の管理運営 ②文化・スポーツ事業の企画運営 ③市立図書館運営業務
						古代鉄歌謡館	
						木次経済文化会館 チェリヴァホール	
						加茂B&G海洋センター ラソソテ	
						大東公園(丸子山公園除く)	
						加茂中央公園	
						三刀屋文化体育館 アスパル	
						大東公園市民体育館	
						勤労青少年ホーム	
						加茂健康福祉センターかもてらす	
② 雲南都市開発株式会社	H2.4.2	13,000	11,200	86.2%	なし	木次健康温泉センター(おろち湯ったり館)	自主事業:①受託事業の総括管理 受託事業:①木次健康温泉センター、木次勤労者総合福祉センター、健康の森、三刀屋公園の管理運営 ②物品販売(委託・直営) ③レストラン経営(直営) ④不動産賃貸業(コトリエット) ⑤中心市街地活性化業務
						木次勤労者総合福祉センター(サンワーク木次)	
						健康の森	
						三刀屋公園	
③ 株式会社吉田ふるさと村	S60.4.1	60,000	15,000	25.0%	なし	雲南市民バス・デマンド運行	自主事業:①農林産物加工食品の製造販売 ②管工事、水道施設工事 ③観光事業の企画運営 受託事業:①雲南市民バスの運行 ②簡易水道施設の管理 ③国民宿舎清嵐荘の管理運営
						国民宿舎清嵐荘	
④ 公益財団法人 鉄の歴史村地域振興事業団	S63.11.16	10,000	6,000	60.0%	あり	吉田町郷土文化保存伝習施設(吉田町郷土資料館)	自主事業:①鉄関連文化事業の企画運営 ②刃物販売(包丁、ナイフ) 受託事業:①鉄関連文化施設の管理運営(郷土資料館、「菅谷たたら山内」及び周辺施設、和鋼生産たたら体験交流施設)
						「菅谷たたら山内」及び周辺施設	
						和鋼生産たたら体験交流施設	

9. 行政評価の概要

令和6年4月1日現在

雲南市では、総合計画の進行管理を適切に行っていくとともに、まちづくりの課題解決に向け、①透明性の高い行政運営を実現し、②施策の成果水準を高め、③改革・改善により事業の有効性を高めるため、平成19年度に行政評価システムを導入しました。

平成27～令和6年度を計画期間とする第2次総合計画（後期基本計画：令和2～6年度）の施策体系は次のとおりです。

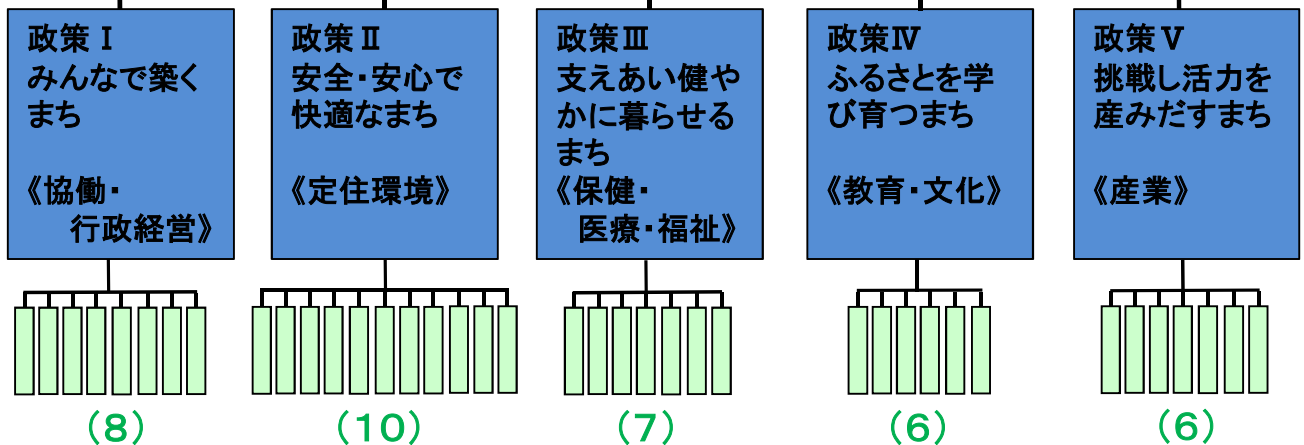
基本理念

生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

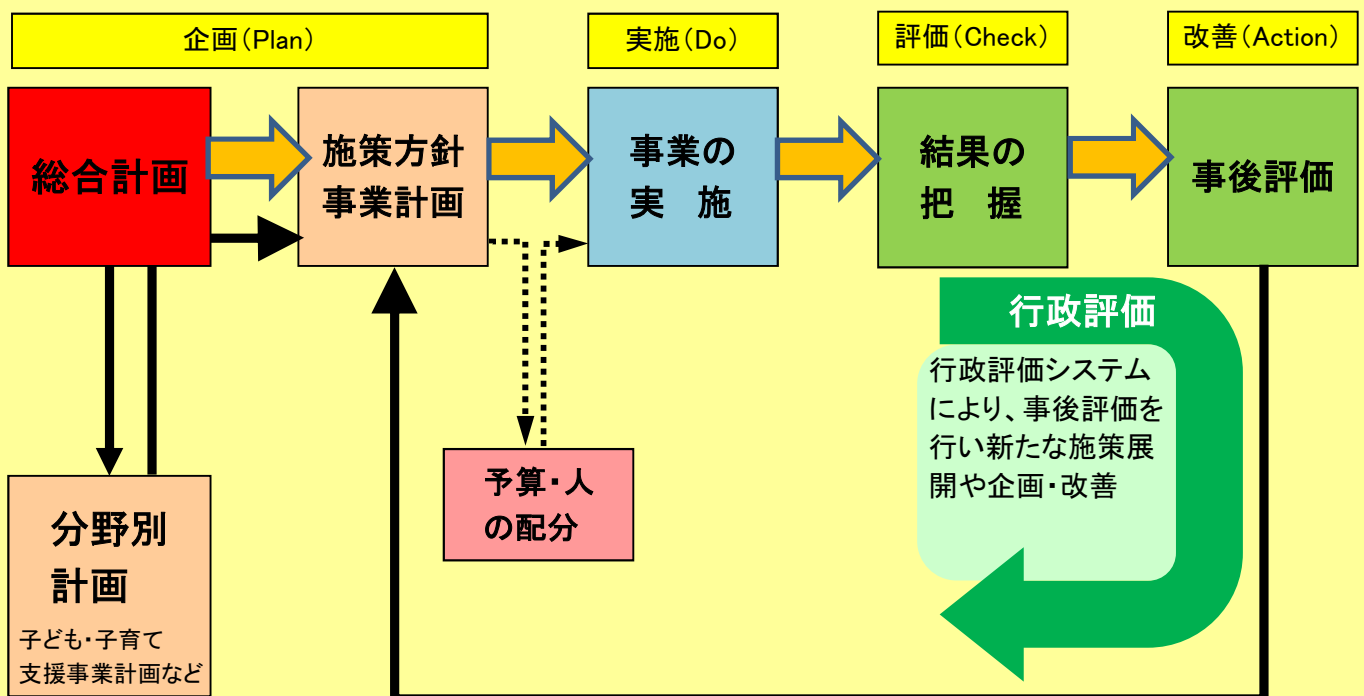
「課題先進地」から「課題解決先進地」へ

政策

5つの柱



《 行政経営の基本サイクル 》



第2次雲南市総合計画（後期基本計画） 施策の目的・成果指標・役割分担

政策	施策	目的		対象指標	成果指標			役割分担	
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民（市民、事業所、地域、団体）の役割	行政（市、県、国）の役割
政策Ⅰ みんなで築くまち 《協働・行政経営》	1 市民が主役のまちづくりの推進	市民	まちづくりの課題を主体的に解決する。	人口	A) まちづくりに関心がある市民の割合 B) 過去1年間に地域活動に参加した市民の割合 C) 地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合 D) 関係市民	A) まちづくりの課題解決に参加するためには、まずはまちづくりに関心があることが必要である。 B) まちづくり課題が市民で主体的に解決されるためには、地域活動に参加する必要がある。 C) 地域での課題解決に向けた実践の状況を把握する。 D) 「定住人口」でもなく「交流人口」でもない、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりに参画、貢献することが期待されるため、どの程度の協力が得られているか把握する。	A) B) C) 市民アンケートで把握 D) 雲南市のまちづくりや地域づくりに自らの意思で関わっている市外在住者	●地域活動に関心をもち、積極的に参加し、協力・連携・交流する。 ●地域課題を地域自主組織や多様なまちづくりの担い手と連携し、解決に向け行動する。 ●地域主体の活動の担い手を育成する。	●地域関係部署が横断的に連携し、まちづくり活動を支援する。 ●まちづくり活動の担い手を育成する。 ●地域が主体的な活動に取り組むための活動拠点を整える。 ●まちづくり活動に関する情報を提供する。
	2 移住・定住の推進	市外の人・市民	雲南市に移住・定住してもらう。	A) 人口 B) 定住相談件数	A) 転入者人口 B) 転出者人口 C) 人口の社会動態（転入から転出を減じた人数） D) 市外から移住した世帯数・人数（定住推進員がワンストップ窓口として関わるもの）	A) B) C) 雲南市への転入、市からの転出及び社会動態がどの程度であるかどうか、転入・転出の状況で把握する。 D) 転入者のうち、定住支援スタッフが関わったことで市外からどの程度の移住につながったかどうか、ワンストップ窓口の成果を把握する。	A) B) C) 「島根県の人口移動と推計人口」（島根県統計調査課） D) 定住支援スタッフが相談等を受けた事案	●移住してきた人への地域情報の提供などに努め、移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくる。 ●移住してきた人は、自治会への加入、地域活動への参加などに努め、近隣住民との良好な関係をつくる。 ●市外に住む地元出身者との関わりをもち、Uターンへの促進に努める。	●地域と連携し、移住し定住されている方からの意見聴取などを行い、移住者が定住していくために支援するとともに、これから移住してくる人にも住みやすい環境を整える。 ●移住希望者が定住するために子育て、仕事、住まい（空き家・公営住宅）などの必要な情報を提供する。 ●地域や企業等の魅力の情報発信に努め、子育て世代の定住促進やUターンの促進を図る。
	3 市民と行政の情報の共有化	市民	市政に関する多くの情報を得る。	人口	A) 市政に関する情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合 B) 市政に関する情報が得やすいと感じる市民の割合	A) 情報を伝えるためには、わかりやすく提供することが重要である。 B) 行政が積極的に情報提供し、情報を得やすいかどうかが重要である。	A) B) 市民アンケートで把握	●行政情報の収集に努め、活用する。 ●広聴の機会に積極的に参加する。 ●行政サービスに対する意見・提言をする。	●市民に対し迅速・正確でわかりやすい情報を提供する。 ●市民が広聴の機会に参画しやすく、意見・提言をしやすい環境を整える。
	4 男女共同参画の推進	市民	誰もがお互いの個性と能力を認め合い、支えあう家庭・学校・地域・職場をつくる。	人口	A) 性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（全体） B) 性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（男性） C) 性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（女性） D) 市の関係する審議会などの女性委員の割合	A) B) C) 性別に関係なく誰もが互いを認め合い、支え合うためには、平等に扱われるべきであり、併せて男女間にある感じ方の差を解消することも重要である。 D) 市政への方針決定過程において多様な意見を反映するためには、審議会などの女性委員の割合が高くなることが重要である。	A) B) C) 市民アンケートで把握 D) 雲南市男女共同参画推進本部で把握	●性別による固定的役割分担意識や慣習、しきたりにとらわれず、家庭・学校・地域・職場で誰もが互いに認め合う意識をもつ。 ●地域団体の役員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、女性が主体的に活躍できる環境づくりに努める。 ●事業所では、仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実する。	●「雲南市男女共同参画都市宣言」及び「第2次雲南市男女共同参画計画（雲南市DV対策基本計画含む）」に基づきまちづくりを推進する。 ●意識啓発を図るため、研修等の機会を提供する。 ●関係する審議会委員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援する。 ●家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実を図る。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標	設定の考え方		測定企画	役割分担	
		対象	意図						市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅰ みんなで築くまち 《協働・行政経営》	5 時代にあった行政サービスの実現	A) 市民 B) 行政機能	公平で効率的なサービスを受ける(提供する)。	A) 人口 B) 行財政改革実施計画の項目数	A) 市の行政サービスに納得している市民の割合 B) 行財政改革実施計画(R2～R6)の実施率	A) 行政サービスに対し市民が満足しているかどうかを判断するため、市民の納得度を把握する。 B) 公平で効率的なサービスを提供し、市民ニーズに応じていくためには、業務及び組織機構、施設・拠点の見直し、行政サービス改定を行い、行財政規模の適正化を図る必要があると判断し、行財政改革実施計画の実施状況を把握する。		A) 市民アンケートで把握 B) 行財政実施計画の対象項目からその実施率で把握	●市が提供するサービスを評価する。	●利便性の高い行政サービスを提供する。 ●効率、効果的な組織づくりを行う。
	6 職員の育成	市の職員	資質を高め、職務に活かす。	職員数	A) 市職員の接遇に満足している市民の割合 B) 市職員として求められる能力を発揮している職員の割合 C) やりがいを感じて仕事をしている市職員の割合	A) 市職員の基本的資質として接遇が大切であると判断し、市民の満足度を把握する。 B) 市職員としての資質を高め、求められる能力を発揮しているかどうかを判断するため、人事評価結果から標準以上の評価を得る職員の割合を把握する。 C) やりがいを感じ職務に就くことは、資質を高め、職務に活かすことにつながると判断し、市職員の実態を把握する。		A) 市民アンケートで把握 B) 人事評価結果から把握: 評価が標準以上の職員の割合 C) 職員アンケートで把握	●行政に透明性や公平性、効率性を求める。	●人材育成基本方針に基づき、職員を育成するとともに、人材を確保していく。
	7 計画的なまちづくり	市の施策	計画的かつ効果的に進め、目標を達成する。	施策数	A) 各施策の成果指標達成率(目標を達成した成果指標数／成果指標総数)	A) 計画的に施策を展開し、目標が達成できているかどうかを判断するため、施策ごとの成果指標の目標達成状況を把握する。		A) 各施策の目標達成状況から算出[目標を達成した成果指標数／成果指標総数]	●一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの方向や施策への理解を深める。 ●自助、共助、公助を考え、まちづくりに参画する。 ●地域自主組織、自治会、NPO等あらゆる団体が、その特性を活かし、まちづくりに参画する。	●まちづくりのビジョンを示し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努める。 ●市民との協働による課題解決に向け、施策の企画立案・実行に努める。 ●行政評価による地域経営の視点に立った計画的な行財政運営を図る。
	8 健全財政の維持	市の財政	健全に運営する。	A) 歳入額 B) 歳出額	A) 収支不足額(基金繰入額) B) 実質公債費比率(3年平均) C) 地方債残高(普通会計) D) 基金残高 E) 市税徴収率	A) ～E) 財政が健全であるかどうかを判断するため、他自治体と比較可能な財政指標を設定する。		A) ～E) 地方財政状況調査	●市の財政運営に関心を持ち、財政状況を理解する。 ●地域やコミュニティでの共助や市民ら自助による取り組みをすすめる。 ●納税の義務を果たす。	●中期財政計画に沿って財政運営を行う。 ●国に対し、地方の実情を踏まえ、地方交付税をはじめとする財政措置に十分な配慮を求めている。 ●市民の理解を得ながら市有施設の見直しを図る。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標			役割分担	
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅱ 安全・安心で快適なまち《定住環境》	9 都市・住まいづくりと土地利用の推進	市内全域	有効的かつ効果的に利用・整備する。	市域面積	A) 中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合 B) 住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合 C) 新設住宅建設戸数(持家・賃貸・分譲)(全市域対象) D) 都市計画区域内の建築確認申請件数(住居の新築)	有効的かつ効果的な土地利用が進んでいるか判断するため、 A) 中心市街地の利便性、賑わい B) 住んでいる地域の住みよさ C) 市内の住宅建設数 D) 都市計画区域内の建築確認申請の状況を把握する。	A) B) 市民アンケートで把握 C) D) 建築住宅課で把握; 県公表の市内新設住宅着工戸数、都市計画区域内の建築確認申請件数	●法令等を遵守し景観に配慮した秩序ある開発と土地の有効利用に努める。 ●環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全に努める。 ●住宅等を適切に維持管理する。 ●地籍調査の推進に協力する。	●都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画に基づいた中心市街地形成に取り組む。 ●定住化に向けた住まいづくりを促進する。 ●市営住宅、公園を管理し、計画的な維持修繕・改築に努める。 ●秩序ある開発のための指導、調整を行い、有効的かつ効果的な土地利用を図る。 ●地籍調査を計画的に実施する。
	10 環境の保全・創造	市民	地域環境を守り、地球環境に配慮した生活をおくる。	人口	A) 自然環境が守られていると感じる市民の割合 B) 環境美化等の環境の保全・創造に向け何らかの取組をしている市民の割合 C) 市民1人1日あたりのごみ排出量 D) ごみの資源化率(RDF方式による固形燃料分を含む)	A) 雲南市の自然環境が守られているかどうかを判断するため、市民意識の現状を把握する。 B) 環境の保全・創造に向け何らかの取組が実施されているかどうか、市民の活動状況を把握する。 C) D) 廃棄物(ごみ)の減量化や適正処理が行われているかどうか、ごみ削減・ごみの資源化に向けた取組状況を把握する。	A) B) 市民アンケートで把握 C) D) 環境政策課で把握; 雲南市・飯南町事務組合から見込値を把握、県公表の実績値をもって確定値	●自然環境保全の意識を高め、関心を持つ。 ●環境美化活動や緑化活動などに取り組む。 ●省エネルギー(節電やエコドライブ、省エネ製品の購入など)を心がけるとともに、実践する。 ●3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進やマイバッグ運動等により、ごみ排出量の削減に努める。	●市民、事業者への意識啓発を行うとともに、環境保全に関する活動団体の取り組みを支援する。 ●再生可能エネルギーの利活用を促進する。 ●3Rを啓発・推進し、廃棄物の再資源化及び削減を促進する。
	11 地域情報化の推進	市民	高度情報通信環境を活用する。	人口	A) 日頃インターネットを利用している市民の割合	A) 高度情報通信環境のもと、市民が利活用しているかどうかを判断するため、インターネットの利用状況を把握する。	A) 市民アンケートで把握	●ICTリテラシー(情報活用能力)の向上に努める。	●情報通信環境(CATV及びインターネット環境)を整備する。 ●市民のICTリテラシー(情報活用能力)が向上するよう支援する。 ●民間事業者に対し、市内への情報通信事業の参入を働きかける。
	12 道路の整備	市民	市内及び市外へ安全で便利に移動できる。	人口	A) 市道改良率(1車線改良を含む) B) 主要地方道改良率 C) 一般県道改良率 D) 生活道路で危ない場所があると感じている市民の割合 E) 生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	A) B) C) 市道や県道の整備が進めば、市内及び隣接する市町への安全で便利な移動が可能になると判断するため、市道、主要地方道及び一般県道の改良率を把握する。 D) E) 市民(道路利用者)が生活道路に関してどのように感じているか判断するため、危険箇所があるかどうか、また安全で便利かどうかについて市民意識を把握する。	A) B) C) 建設部(建設総務課・建設工務課)で把握; 「道路等の現況調査(市町村別道路現況)」(島根県) D) E) 市民アンケートで把握	●道路の危険箇所を発見した場合は、市に情報提供を行う。 ●整備事業が円滑に推進するように協力体制を整える。 ●道路愛護活動への参加など、地域での積極的な維持管理に努める。	●雲南市道路整備計画による計画的な整備を行う。 ●道路整備にあたっては、住民理解を得ながら実施する。 ●雲南市道路維持管理計画等による適切な維持管理を行う。 ●市は、国・県及び地域との連絡・調整を図り、事業促進に努める。
	13 公共交通ネットワークの充実	公共交通機関利用者	市内及び市外に向けて安全・便利に移動できる。	人口	A) 市内の公共交通サービス機関(バス・JR・だんだんタクシー・デマンド型乗合バス)に満足している市民の割合	A) 市内の公共交通サービス機関を利用して安全・便利な移動ができることが重要であると判断し、その状況を市民の満足度で把握する。	A) 市民アンケートで把握	●公共交通機関を積極的に利用する。 ●駅舎及びバス停の美化に努める。 ●事業者は、利用者の安全・安心を第一に、高齢者や障がい者にも配慮した運行を行う。	●高齢者、障がい者、児童・生徒等の交通手段を確保する。 ●関係事業者と連携し、利用者の利便性の向上を図る。 ●運行形態の見直しなどにより、効果的な運行を図る。 ●ノーマイカーデーの推進などを通じ、公共交通機関の利用促進を図る。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標	役割分担			
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅱ 安全・安心で快適なまち《定住環境》	14 上水道の整備	市民	安全・安心で安定した水道の供給を受ける。	人口	A) 水道普及率 B) 有収率	A) 水道を給水することができる環境が整っているかどうかを判断するため、水道普及率により、面的整備状況を把握する。 B) 安定した水の供給と経営の効率化が図られているかどうかを判断するため、有収率により、収益性を把握する。	A) B) 水道統計で把握	● 上水道整備地域(全戸)において、加入・接続する。 ● 給水装置の適正な維持管理及び適正な利用に努める。 ● 水道料金を期限内に納入する。	● 経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な料金を設定する。 ● 雲南市水道事業総合整備計画に基づき、未普及地区の解消、老朽管の更新や耐震化を計画的に実施する。 ● 有収率の向上と未納対策に努める。 ● 水道週間等を活用し、水道の仕組み経営について市民への啓発活動を行う。
	15 下水道の整備	市民	衛生的な生活環境の中で暮らす。	人口	A) 下水道接続率 B) 下水道整備率	A) 整備区域内における下水道を実際に使用している接続率により、普及状況を把握する。 B) 下水道を利用することができる環境が整っているかどうかを判断する整備率により、衛生的な生活環境の整備状況を把握する。	A) B) 下水道課で把握	● 下水道へ加入・接続する。 ● 排水設備の適正な利用及び適正な管理に努める。 ● 使用料を期限内に納入する。	● 下水道施設の統廃合や長寿命化を図り、計画的な改築・更新を行う。 ● 経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な使用料を設定する。 ● 住民・地域への接続促進や適正利用に関する啓発活動を行う。 ● 使用料の収納率向上に努める。
	16 消防・防災対策の推進	市民	生命・財産を火災・災害から守る。	人口	A) 火災発生件数(暦年) B) 災害に対する家庭内での備えをしている市民の割合 C) 自主防災組織(30地域自主組織)の地区防災計画の策定率	A) 生命・財産に危機を及ぼす火災発生状況を把握する。 B) 災害に対する備えができていないかどうかを判断するため、家庭における取組状況から、防災意識を把握する。 C) 自主防災組織が居住地域の災害リスクを把握し、地域ぐるみによる避難訓練や避難行動が出来るかどうかを判断するため、地域自主組織における地区防災計画の策定状況を把握する。	A) 防災安全課で把握 B) 市民アンケートで把握 C) 防災安全課で把握	● 平時から防災・減災の意識を高め、危険な場所の確認や防災用品・食料等の備蓄、住宅の地震対策などを図り、「自分の命は自分で守る」ことに努める。 ● 行政並びに自主防災組織等が行う防災関連事業への参加・協力を努める。 ● 事業所においては、地域防災の取組に協力・連携するとともに、自主的な防災活動にも努める。また、要配慮者施設管理者は、避難確保計画の策定ならびに避難訓練等を実施し、平時から防災活動の取組を図る。	● 雲南市地域防災計画に基づく災害情報の発信や、判断・伝達マニュアルに沿った避難勧告等の発令・伝達を的確に実行する。 ● 災害時の初動対応・業務継続等の体制整備や職員研修等による防災知識の向上を図る。 ● 市内の防火施設等の充実、消防団員の確保及び組織再編により、消防力の維持を図る。
	17 交通安全の推進	市民	交通事故に遭わない、起こさない。	人口	A) 交通事故発生件数(暦年/高速道路を除く) B) 交通事故死傷者(死者・負傷者)数(暦年/高速道路を除く) C) 運転したり、歩いたりして危険(ヒヤッ)と感じた市民の割合	A) B) 市内でどの程度交通事故が発生し、死傷者が出ているか、実数(件数)を把握する。 C) 交通マナー、交通安全意識の高まりが交通事故の減少につながると判断し、日頃の道路交通において、危険と感じる市民の実態を把握する。	A) B) 雲南警察署公表の高速道路での交通事故を除く暦年実績 C) 市民アンケートで把握	● 交通安全講習等に積極的に参加する。 ● 交通安全意識を高める。 ● 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努める。	● 交通事故防止に向けた講習や啓発活動を行う。 ● 地域、関係機関等と連携し、交通安全施設を整備する。
	18 防犯対策・消費者自立支援の推進	市民	犯罪、消費者被害にあわない。	人口	A) 刑法犯認知件数(暦年) B) 身近で犯罪にあう不安を感じている市民の割合 C) 消費生活センターの認知度	A) 市民が犯罪に遭っていないか、刑法犯認知件数により状況を把握する。 B) 身近で起きている犯罪や被害状況が市民の気持ちに影響を与えると判断し、日頃不安を感じる市民意識を把握する。 C) 消費者被害を未然に防止するためには、相談できる施設があることを知っているか、消費生活センターの認知度を把握する。	A) 雲南警察署公表の市内の暦年実績 B) 市民アンケートで把握	● 安全で安心な地域コミュニティの形成に努める。 ● 自ら進んで消費生活に必要な知識の習得に努めるとともに、防犯意識を高め自主的な対策に努める。 ● 防犯や消費者被害に関する研修会等に積極的に参加する。 ● 地域や事業所(金融機関等)での防犯に対する組織的な活動を行う。	● 警察や地域安全推進員など防犯活動団体と連携し、活動支援及び啓発活動等を行う。 ● 防犯施設の整備支援等を行い、犯罪及び犯罪被害の抑止に取り組む。 ● 消費生活センターを中心に、消費者被害に関する相談、知識の普及や啓発、情報提供、消費者団体の活動支援を行う。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標	役割分担			
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅲ 支えあい健康やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》	19 地域医療の充実	市民	安心して必要な医療サービスを受ける。	人口	A)安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合 B)雲南圏域(2次医療圏)医師数(人口10万対) C)健康について相談できる相手がいる市民の割合	A)市民が安心して医療機関を利用できると感じているか、市民意識から把握する。 B)安心して医療機関を利用できるようにするため、他圏域と比較可能な圏域の医師数を把握する。 C)自分の健康状態について身近に相談できる人がいることが健康管理につながると判断し、実態を把握する。	A)市民アンケートで把握 B)厚生労働省「医師歯科医師薬剤師調査」※2年ごとに公表 C)市民アンケートで把握	●安心して医療を受けるため、地域医療に対する関心を持つ。 ●調べたり相談したりしながら、疾病に関する正しい情報を得る。 ●身近なかかりつけ医やかかりつけ薬局を持つ。 ●適正に医療サービスを利用する。	●医師・看護師等の確保を図る。 ●住民に地域医療の適正な利用を啓発する。 ●適正な在宅医療の提供体制の構築を図る。 ●市内外の医療機関との連携を図る。
	20 健康づくりの推進	市民	心身ともに健康で暮らす。	人口	A)日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合 B)特定健診の実施率 C)特定保健指導の実施率 D)40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率(人口10万対)(5年間の平均)(ペイズ補正) E)自殺死亡率(人口10万対)(5年間の平均)	A)市民の日常的な健康づくりの活動状況を把握する。 B)C)特定健診や特定保健指導の実施率を把握する。 D)E)がん、自死による死亡の状況を5年間の平均値で把握する。	A)市民アンケートで把握 B)C)健康づくり政策課で把握 D)E)健康づくり政策課で把握:圏域にあわせ5年間の平均	●生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努める。 ●個人や家庭、グループで日常的に健康づくりを実践し、併せて地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組む。 ●「うんなん健康都市宣言」に基づき「まめなかね」を合言葉に、自治会・地域自主組織等で主体的に健康づくりに取り組む。	●「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進する。 ●心身の健康に関する情報を整理し、課題を明らかにして、関係機関との連携により地域ぐるみの健康づくりを支援する。 ●地域における健康づくりの核となる人材の育成に努める。 ●特定健診・がん検診・保健指導等により、疾病の早期発見・重症化の予防を図る。
	21 高齢者福祉の充実	65歳以上の市民	生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らす。	65歳以上の市民	A)生きがいを感じている高齢者の割合 B)要介護認定率(認定者数／1号被保険者数) C)日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合 D)65歳平均自立期間(男性／女性)	A)高齢者が生きがいを持って暮らしているか、高齢者の意識を把握する。 B)65歳以上の市民のうち、要介護状態や、要支援状態にある人がどの程度の割合であるかを把握する。 C)高齢者自身が要介護状態になるのを未然に防いだり極力遅らせたり、良好な健康状態の維持、状態が悪化しないよう改善に向けた活動を行っているか取組状況を把握する。 D)高齢者が住み慣れた地域で、なるべく介護や支援を必要とせず自立した生活を続けられているかどうかを把握する。	A)市民アンケートで把握 B)長寿障がい福祉課(認定者数/1号被保険者数、住所地特例含む) C)市民アンケートで把握 D)「65歳において自立した生活が期待できる年数」を健康づくり政策課で把握	●高齢者自ら健康管理や介護予防に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持ち続ける。 ●適正に介護サービスを受ける。 ●地域内での声掛け、見守り、助け合いなど地域での相互扶助を行う。 ●高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくる。	●地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援する。 ●高齢者が安心して暮らすことができる環境整備をすすめる。 ●高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援する。 ●高齢者の経験や技能、資格を活かした活動を支援する。
	22 障がい者(児)福祉の充実	障がいのある人	地域で、いきいきと安心して暮らす。	障害者手帳所持者	A)障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合 B)障がい者雇用率	障がい者がいきいきと暮らしているかどうかを判断するため、 A)障がい者が地域社会で安心して暮らしている状態(市民意識)と、B)雇用状況で把握する。	A)市民アンケートで把握 B)島根労働局	●障がいの理解を深め、障がいのある人の見守りや声掛けを行う。 ●障がいのある人も自ら積極的な社会参加に努める。 ●事業所では、障がいのある人の積極的な雇用と賃金向上に努める。	●福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援する。 ●障がいのある人への理解について啓発を行う。 ●関係機関等と連携し、障がいのある人の就学・就労・自立に向けて支援する。
	23 生活困窮者の支援	生活困窮者	自立した生活をおくる。	A)生活保護世帯数 B)生活困窮者自立支援事業による新規相談件数	A)生活保護から自立した世帯数(死亡・転出は含めない) B)生活困窮者自立支援の新規相談件数のうち、自立生活のためのプラン作成件数の割合	A)生活保護受給者が自立したかどうかを判断するため、自立した実数(世帯数)で状況を把握する。 B)生活困窮者の自立支援につながっているかどうかを判断するため、自立生活のためのプラン作成状況を把握する。	A)B)健康福祉総務課で把握	●民生委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へつなぐ。 ●生活困窮の状態から早期に脱却できるよう努力する。	●生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用を図る。 ●生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援する。 ●生活困窮者世帯の必要に応じた相談対応や支援を行う。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標			役割分担	
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅲ 支えあい 《保健・医療・福祉》 まち	24 地域福祉の充実	市民	地域で支え合い、安心して暮らす。	人口	A)福祉ボランティア活動をした市民の割合 B)助け合える地域であると感じる市民の割合	A)市民が福祉活動にどの程度取り組んでいるか、市民による地域福祉活動の状況を把握する。 B)地域の支え合いにより、助け合える地域であると感じる市民意識を把握する。	A)B)市民アンケートで把握	●地域課題を明確にし、課題解決に向けて取り組む。 ●地域内での声掛け・見守り等、地域相互扶助の意識を高める。 ●地域の福祉活動に積極的に参加する。 ●地域自主組織や社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う人材を育成する。	●地域での相互扶助のネットワークづくりや助け合い活動を支援する。 ●地域自主組織、社会福祉協議会等関係機関との連携を図る。 ●地域福祉活動を担う人材育成を支援する。
	25 子育て支援の充実	A)子どもの保護者と産み育てたい夫婦 B)乳幼児・児童・生徒(0～18歳)	A)安心して子育てができる。 B)心身ともに健やかに育つ。	A)18歳までの子どもを持つ世帯数 B)18歳までの子どもの数	A)子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合 B)地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合 C)子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合 D)合計特殊出生率	A)子育てに関する行政サービスに対する市民の満足度がどの程度であるか、保護者の意識を把握する。 B)地域における子育ての理解や関心の度合いの意識を把握する。 C)子育てについて身近に相談できる人がいるか、保護者の実態を把握する。 D)子育て環境の整備を図ることにより、出生率が高められると判断し、市の実態を把握する。	A)B)C)市民アンケートで把握 D)子ども政策課で把握	●父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。 ●親子の愛着を育み、子どもに健康的な生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくる。 ●あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支える。	●子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行い、子育て世代の定住促進を図る。 ●子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援する。 ●妊娠期からの切れ目ない支援により、子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実を図る。
政策Ⅳ ふるさとを学び育つまち 《教育・文化》	26 学校教育の充実	児童・生徒	基礎基本(知・徳・体)の発達を促し、生き抜く力を身につける。	A)小学校の児童数(5/1基準) B)中学校の生徒数(5/1基準) C)市内にある高校の生徒数	A)全国学力調査結果(全国比較;小学6年・中学3年、国語) B)全国学力調査結果(全国比較;小学6年算数・中学3年数学) C)スポーツテスト結果(県比較;小学5年・中学2年、男女平均) D)自分にはよいところがあると思う生徒の割合(中学3年生) E)地域課題に対し、解決策を考え、実践したことがある生徒の割合(高校3年生)	A)B)C)児童生徒の生き抜く力(知力・体力)がどの程度備わっているかを判断するため、全国あるいは県平均と比較することで把握する。 D)学力調査の上位層と強い相関があるか判断するため、生徒(対象:中学3年生)の意識を把握する。 E)地域貢献や社会貢献に対する意欲・態度がどの程度であるか判断するため、生徒(対象:高校3年生)の意識・行動を把握する。	A)B)C)D)学校教育課で把握(全国学力・学習状況調査・全国体力・運動能力、運動習慣等調査) E)キャリア教育推進室で把握(市内高校へのアンケート調査)	●家庭では、子どもの心身の健康を育み、生活体験を通じて生活習慣や善悪の判断等規範意識の基盤をつくる。 ●地域では、子どもたちが安心して活動できる安全な環境をつくり、子どもたちに多様な体験の場を提供する。 ●学校現場への地域の積極的な関わりをつくる。	●支援が必要な児童生徒への支援体制を整える。 ●確かな学力の定着と、社会生活における生き抜く力を育む。 ●児童生徒が安心して学習できる環境をつくる。 ●教員の指導力及び資質の向上を図る。 ●学校間、校種間の連携・協働の推進を図る。
	27 生涯学習の推進	市民	生涯を通じて自ら学び、人生を豊かにする。	人口	A)日頃から学習活動を行っている市民の割合	A)市民が生涯を通じて自ら学び、人生を豊かにするための活動を行っているか、日頃から教養を高めるため生涯学習に取り組んでいる状況を把握する。	A)市民アンケートで把握	●自ら進んで教養を高めるため学習活動に取り組む。 ●地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努める。	●市民の自発的な学習を支援するための機会や環境の充実に努める。 ●社会教育として必要な研修や学習活動を推進する。
	28 青少年健全育成の推進	青少年(就学後～30歳未満の市民)	社会でたくましく生き抜く力を身に付ける。	就学後から30歳未満の人口	A)地域の子どもの育てよう活動している市民の割合 B)地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある生徒の割合(中学3年生) C)地域課題に対し、解決策を考え、実践したことがある生徒の割合(高校3年生)	A)学校や家庭に限らず地域ぐるみによる青少年の育成活動が行われているか、市民の意識・行動を把握する。 B)C)地域貢献や社会貢献に対する意欲・態度がどの程度であるか判断するため、B)生徒(対象:中学3年生)、C)生徒(対象:高校3年生)の意識・行動を把握する。	A)市民アンケートで把握 B)C)キャリア教育推進室で把握(雲南市児童生徒実態調査・市内高校へのアンケート調査)	●「地域の子どもは、地域で育む」という機運をつくる。 ●地域での通学合宿や野外活動により、青少年に生き抜く力を身につけさせる。 ●見守りボランティアなどにより、青少年が安心して健やかに暮らせる環境をつくる。	●関係機関等とともに青少年の健全育成活動を支援、推進する。 ●有害情報から青少年を保護するとともに、犯罪被害を防止するための環境整備に取り組む。 ●次代を担うリーダーの育成に取り組む。 ●若者の社会的自立を促すための支援体制を整える。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標	役割分担			
		対象	意図			設定の考え方	測定企画	市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策Ⅳ ふるさとを学び育つまち《教育・文化》	29 平和と人権の尊重	市民	平和の意義を理解するとともに、人権を守り、お互いを尊重しあう。	人口	A) 自分自身が差別や人権侵害を受けたと感じる市民の割合 B) 他人の人権を侵害したと感じる市民の割合 C) 平和に関する活動に参加した市民の割合	A) B) 他人の人権を守り、尊重しあっているかどうかを判断するため、人権侵害を受けたと感じる市民と人権侵害をしたと感じる市民の割合により、その意識と行動を把握する。 C) 平和に関する活動に参加することで平和の意義を理解すると判断し、その意識と行動を把握する。	A) B) C) 市民アンケートで把握	● 平和と人権・同和問題に対しての正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践する。	● 「平和を」の都市宣言及び雲南市人権施策推進基本方針(第2次改定)に基づき、平和と人権の教育・啓発活動や学習機会の提供を行う。
	30 生涯スポーツの振興	市民	生涯を通じて、スポーツや運動に親しみ、スポーツや運動を楽しみ、支える。	人口	A) 週1回以上(1回30分以上)スポーツや運動をしている市民の割合 B) 定期的にスポーツや運動を実施したり支えたりしている市民の割合	A) B) 市民が生涯を通じて、スポーツや運動に親しみ、スポーツや運動を楽しみ、支える活動を行っているか、定期的な取組状況を把握する。	A) B) 市民アンケートで把握	● 日頃からスポーツや運動に親しみ、実践したり、支える。 ● 地域ぐるみでスポーツに取り組む機会や環境づくりに努める。	● スポーツや運動の機会の提供・普及啓発に努める。 ● スポーツや運動を普及・振興する人材を育成する。 ● スポーツや運動に親しめる環境整備や安全性の確保に努める。
	31 地域文化の振興	市民	地域文化を正しく理解し、文化財の保護と活用に努めるとともに、文化芸術に親しみ創造する。	人口	A) 歴史や文化を次世代に伝える活動をしている市民の割合 B) 文化芸術に親しんでいる市民の割合	A) 歴史や文化を次世代に伝える活動が行われているか、市民の取組状況を把握する。 B) 市民が文化芸術に触れる機会があるか、加えて自主的な取組が行われているか、普及状況を把握する。	A) B) 市民アンケートで把握	● 地域の歴史や文化を学び、関心を持つ。 ● 地域の歴史や文化の保存・継承に努める。 ● 幅広い文化芸術に親しむとともに普及に努める。	● 地域の歴史や文化を正しく理解してもらい、関心が深まるように取り組む。 ● 文化財保護の啓発に努めるとともに、活用促進に取り組む。 ● 幅広い文化芸術に触れ合える機会の充実に努める。
政策Ⅴ 挑戦し活力を産みだすまち《産業》	32 起業・就業支援の充実	A) 市内で起業を希望する人 B) 市内で就労を希望する人 C) 市内で就労している人	A) 市内で起業できる B) 市内で就労できる C) 市内で働き続ける	A) 起業希望者数 B) 有効求職者数(雲南管内) C) 市内就労者数(市内事業所の従業員数)	A) 起業数 B) 新規高卒就職希望者(市内3校)の市内への就職率 C) 新規求職申込後、就労した者のうち雲南圏域への就職率	A) 若者をはじめとする起業を希望する人が、実際に起業に至った件数を把握する。 B) 市内3つの高校に通い就職を希望する生徒のうち、卒業後に市内へ就職する割合を把握する。 C) 就労を希望する人の市内就職実績は把握できないことから、雲南圏域(雲南公共職業安定所管轄)の就職割合を把握する。	A) 商工振興課及び雲南市商工会等で把握(商工会新規加入事業所数、法人登録数、第2創業者数) B) 商工振興課(雲南雇用対策協議会)で把握 C) 雲南公共職業安定所(ハローワーク雲南)を通じて把握	● 起業や就業に必要な知識の習得、情報収集に努める。 ● 事業所は、働き方改革に取り組むとともに、地元採用及び雇用の拡大に努める。	● 雲南公共職業安定所(ハローワーク雲南)をはじめ、関係機関、雲南市無料職業紹介所等による求人・求職情報の提供を行うとともに、Uターン就職や若い世代の回帰・定住の促進を図る。 ● 起業や就業に必要な知識の習得、情報提供などの支援を行う。 ● 働き方改革の推進に向けた啓発活動を行う。
	33 地域資源を活かした産業の創出	商工業事業所(者)	新分野進出、新商品開発をする。	事業所数	A) 農商工連携プロジェクトならびに市の補助金活用によって生み出された商品数 B) 農商工連携協議会会員 C) 国・県の6次産業化事業の採択件数	新分野進出、新商品開発を進めるため、 A) B) 農商工連携の取組状況を判断するため、その成果として生み出された商品数と事業所間の連携の状態を把握する。 C) 6次産業化に向けた設備投資により地域資源の活用が進むと判断することから、国や県の補助事業の採択状況を把握する。	A) B) C) 産業推進課で把握	● 地域資源を活かした新分野への進出や新商品の開発に取り組む。 ● 農業・商業・工業で連携した新分野への進出や新商品の開発に取り組む。 ● 市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組む。	● 新商品の開発、販路開拓及びマッチングを支援する。 ● 農商工連携による取組を推進する。 ● 新分野への進出や新商品開発のための情報提供や技術修得を支援する。

政策	施策	目的		対象指標	成果指標	設定の考え方		測定企画	役割分担	
		対象	意図						市民(市民、事業所、地域、団体)の役割	行政(市、県、国)の役割
政策 Ⅴ 挑戦し 活力を 産みだ すまち 《産業》	34 農業の振興	市内の農家	安全・安心な農畜産物を生産するとともに、農業所得が向上する。	農家数	A)市内の農業所得総額(法人除く) B)JAしまね販売額(雲南市内) C)雲南市の農業産出額(推計)	A)B)C)雲南市における農業経済の実態がどのような状態であるかを判断するため、市内の農業所得総額(法人除く)、JAしまねの農畜産物販売額(雲南市内)及び雲南市の農業産出額(推計)を設定し、農業所得や農業生産・販売の状況を把握する。		A)税務課で把握「課税状況調査」 B)JAしまね雲南地区本部 C)農林水産省の公表値	●安全・安心な農畜産物を生産する。 ●農業生産の効率化を図り、農作業の省力化・生産コストの削減に努める。 ●消費者ニーズを把握し、農畜産物及び農産加工品の販売や販路の拡大に取り組む。 ●集落営農組織や農業後継者の育成に努める。 ●農業生産基盤や農業集落機能を維持保全する。	●農業生産基盤の維持保全、整備を支援する。 ●安全・安心な農畜産物の生産、安定した農業経営と農業所得の向上を指導、支援する。 ●新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手育成を支援する。 ●担い手の広域連携を支援する。
	35 林業の振興	市内の森林	適正に森林を整備、保全し、森林資源を活用する。	市内の森林面積	A)森林組合の木材生産量 B)森林組合の施業面積(間伐) C)森林組合の施業面積(新植)	市民所有山林の大半で活動する森林組合の活動量から市内森林の状況を判断するため、 A)森林資源の活用状況を木材生産量で把握する。 B)適正な森林保全には、間伐の施業が重要であるため、施業面積から保全状態を把握する。 C)将来を見据えた森林保全には、新植の施業が重要であるため、施業面積から保全状態を把握する。		A)B)C)大原・飯石両森林組合(雲南市内のみ)の生産量及び施業量	●森林を適正に保全する。 ●木材生産の効率性を高め、生産量の拡大に努める。 ●住宅建設等での木材利用に努める。	●森林の保全管理を支援する。 ●木材生産の効率化と生産量の拡大を支援する。 ●公共事業等の木材利用に努めるとともに、市民の利用を促進する。 ●林業従事者の育成・確保を支援する。
	36 観光の振興	A)市外の人 B)市民	A)市内で観光を楽しんでもらい、消費してもらおう。 B)観光情報を発信する。	A)日本の人口 B)訪日外国人数 C)人口(市民)	A)観光入込客数 B)観光消費額	A)市内観光地を訪れた人の規模を、観光入込客数として把握する。 B)市内への観光入込客による消費額を把握する。		A)「島根県観光動態調査」 B)県の「観光消費額調査」の県内観光消費額をもとに、市内への観光入込状況から算出[県内観光消費額×市内観光入込客数／県内観光入込客数]	●おもてなしの気持ちを持って観光客を迎える。 ●観光資源の理解を深める。 ●魅力ある観光関連商品の開発や情報発信に努める。 ●観光協会や観光事業者等の連携強化に努める。	●雲南市の情報を発信する。 ●観光客の受け入れ環境を整備する。 ●魅力ある観光関連商品の開発を支援する。 ●関係団体や他圏域と連携し、広域的な観光振興を図る。
	37 商工業の振興	商工業事業所(者)	経営の安定・強化を図り、雇用を拡大する。	事業所数	A)製造品出荷額 B)製造業従事者数 C)卸売業・小売業年間販売額 D)地元購買率	A)市内製造業の経営の安定・強化が図られているか、製造品出荷額(増減)で把握する。 B)市内事業所従業員数のうち比較的高い割合を占める製造業従事者数で把握する。 C)市内卸売業・小売業の売上が向上することで、経営の安定・強化が図られていると判断するため、年間販売額で把握する。 D)商業事業所の経営の安定・強化、雇用の拡大には、市内での購買が重要であるため、地元購買率を市民行動で把握する。		A)B)工業統計調査・経済センサス活動調査 C)経済センサス活動調査 D)市民アンケート	●健全な経営と雇用確保に努める。 ●環境に配慮した事業実施に努める。 ●市場ニーズを把握し、新商品開発や販路拡大に取り組む。 ●地元での購買に努める。	●事業所訪問などによる情報収集、情報提供を行う。 ●事業所が進出しやすい環境を整えるとともに積極的な誘致活動を行う。 ●事業者の経営支援(新商品開発・販路拡大・事業承継等)を行う。 ●地元購買を喚起する。

10. 雲南市土地開発公社の概要

令和6年4月1日現在

名 称	雲南市土地開発公社（平成16年11月1日名称変更）
所 在 地	島根県雲南市木次町里方952番地5
理 事 長	吉 山 治
設立年月日	昭和50年5月29日
基本財産	500万円（雲南市全額出資）
決 算 期	毎年3月31日
目 的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
業 務	公有地の拡大の推進に関する法律第17条に掲げる業務
根 拠 法	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）
業 務 内 容	I. 国、地方公共団体等の事業に必要な次に掲げる土地の取得、管理及び処分 （公有地取得事業） (イ) 都市計画区域内に所在する土地（先買） (ロ) 道路、公園、緑地等の公共施設又は公用施設の用に供する土地 (ハ) 公営企業の用に供する土地 (ニ) 市街地開発事業の用に供する土地 (ホ) 観光施設事業の用に供する土地 (ヘ) 自然環境を保全することが特に必要な土地 (ト) 史跡、名勝及び天然記念物の保護等に必要な土地 (フ) 上記土地の取得に関連して必要な代替地 II. 次の事業の土地取得、造成及び分譲（土地造成事業） (イ) 工業団地造成事業 (ロ) 流通業務団地造成事業 (ハ) 住宅用地造成事業 (ニ) 事務所、店舗等用地造成事業 (ホ) 造成地についての借地権を設定し、業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設の用に供するために賃貸する事業 III. 前記の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務 IV. 地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務

HPアドレス <https://tochikousya.net/>

1 1. 雲南広域連合の概要

令和6年4月1日現在

名 称	雲南広域連合
所 在 地	島根県雲南市木次町里方1100番地6
広域連合長	石 飛 厚 志
構成市町	雲南市、奥出雲町及び飯南町
設立年月日	平成11年8月1日
業 務 内 容	I. 広域的に実施する事業に関する事務 II. 介護保険の実施に関する事務（各種申請書、届出書等の受付及び保険料の賦課に係る基礎資料の作成に関する事務並びに地域支援事業のうち、関係市町が実施することにより事業効果が発揮できると広域連合長が認めたものに関する事務を除く。） III. 広域的に行う事務の調査研究に関する事務 IV. 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。） V. 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)第2条の規定により関係市町が処理することとされている事務のうち、次に掲げる事務 (イ) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務 (ロ) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務 (ハ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務 VI. し尿処理に関する事務 VII. 下水道に関する事務（汚泥共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務に限る。）

HPアドレス <https://www.unnan.jp/>

1 2. 尾原ダム対策事業の概要

(1) 尾原ダム建設事業

○場 所 島根県雲南市木次町北原・平田地内

○目 的

- ・洪水調整 (2,500 m³/s → 900 m³/s)、斐伊川・神戸川治水事業3点セットの上流ダム
- ・用水の安定供給と河川環境の保全
- ・水道用水の供給 (県東部：最大 38,000 m³/日)

○経 緯 昭和62年度 実施計画調査着手

平成 3年度 建設事業着手

平成15年度 仮排水路工事着手

平成 17 年度 仮排水路工事竣工・転流

〃 尾原ダム建設第1期工事(本体工事)発注

平成 18 年度 尾原ダム建設第1期工事(本体工事)現地着工

平成 19 年度 尾原ダム定礎式

平成 22 年度 試験湛水開始

平成 23 年度 斐伊川水道事業供給開始

平成 24 年度 竣工式典

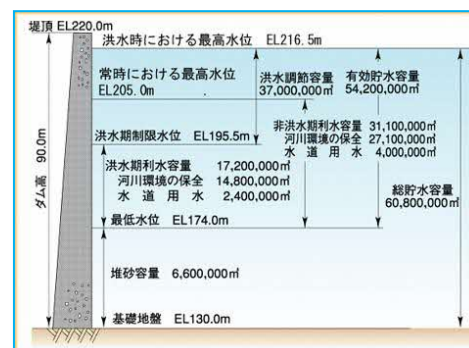
○形式・規模 重力式コンクリートダム (堤高 90m)

○用地取得 家屋 111 戸 (移転完了)

土地 391 h a

○総事業費 約 1,250 億円

○完了期日 平成 24 年 3 月 31 日



(2) ダム湖周辺整備事業

○地域に開かれたダム整備計画 (平成 17 年 3 月認定) 関連

- ・さくらおろち湖ボートコース (平成 23 年 10 月 16 日竣工)
- ・さくらおろち湖自転車コース (平成 23 年 5 月 15 日竣工)
- ・道の駅「おろちの里」 (平成 23 年 5 月 15 日開業)
- ・下布施農村体験施設 (管理棟・多目的広場：平成 22 年度整備)
(ホースセラピー施設：平成 27 年 5 月 11 日開業)
- ・雲南市尾原地域づくり支援センター (平成 24 年 3 月供用開始)
- ・ダムの見える牧場 (平成 26 年 4 月 22 日開業)

(3) ダム事業関連団体

○尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会

(構成：地域住民、地域活動団体、NPO、国土交通省、島根県、雲南市、奥出雲町)

○さくらおろち湖活性化ネットワーク会議

(構成：地域住民、地域活動団体、NPO、国土交通省、島根県、雲南市、奥出雲町)

○雲南市斐伊川・神戸川治水問題協議会 (構成：島根県、雲南市)

○斐伊川・神戸川ダム対策協議会 (構成：雲南市、奥出雲町、飯南町)

(4) ダム周辺地域づくり活動

○尾原ダム水源地域ビジョン

- ・尾原ダムを活かした水源地域の自立的かつ持続的な活性化を図るための行動計画。
- ・令和5年2月に第2期水源地域ビジョンを策定(計画期間：令和5年度から10年間)。

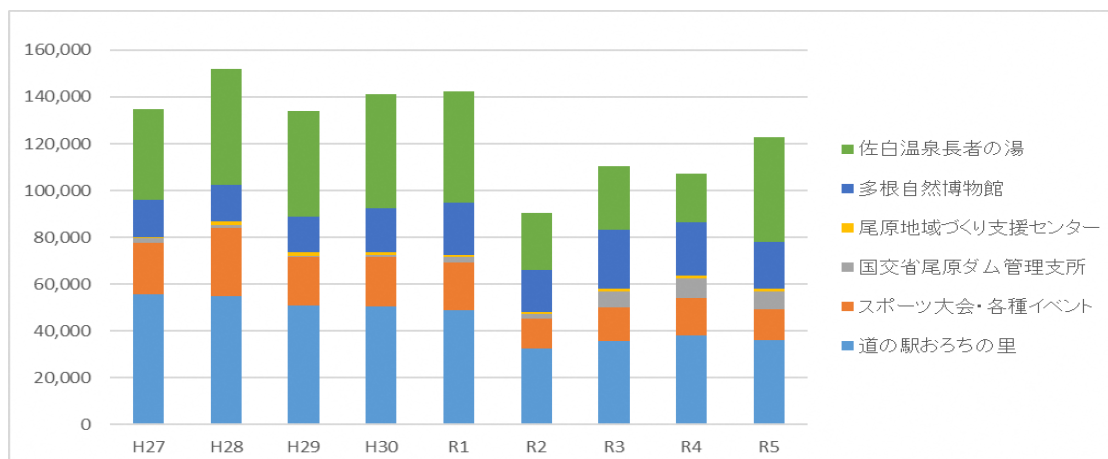
○NPO法人さくらおろち (認証：平成23年3月25日、登記：3月28日)

- ・尾原ダム周辺地域や斐伊川流域住民の相互交流を図るとともに、地域の活性化と自然環境の保全に寄与することを目的に活動。

○主な年間イベント

- 4月 さくらおろち湖トレイルランニング大会
- 5月 さくらおろち湖お花見レガッタ
- 7月 さくらおろち湖周辺環境美化活動(景観保全CSR活動)
- 9月 さくらおろち湖トライアスロン大会、環境美化活動(景観保全CSR活動)
- 10月 さくらおろち湖祭り
- 11月 さくらおろち湖ロゲイニング大会
- 3月 尾原ダムクレスト点検放流イベント
- 通年 さくらおろち湖魅力発見ツーリズム(小規模で多彩な体験イベント)

(5) 来訪者数の推移



1 3. 国際交流の状況

(1) 国際交流員（CIR : Coordinator for International Relations）の配置

①目 的 市の国際交流事業の充実、市民の国際理解の推進を図るため

②国際交流員の主な職務

- ・ 市の国際交流関係事務の補助（国際交流事業の企画立案及び実施への協力・助言、翻訳、通訳など）
- ・ 市の国際経済交流関係事務の補助（地域産品の海外販路拡大、外国人款顧客の誘致等への協力・助言など）
- ・ 市の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- ・ 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- ・ 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力

③配置状況等

合併当初～平成 19 年度 3 名体制（英語圏 3）

平成 20 年度～平成 28 年度 2 名体制（英語圏 1＋韓国 1）

平成 29 年度～現在 1 名体制（英語圏 1）

④ J E T プログラム

- ・ 市が任用する国際交流員は、（一財）自治体国際化協会の J E T プログラム（外国人青年招致事業）を活用して招致。アメリカ・リッチモンド市と姉妹都市提携をしていることから、アメリカ・インディアナ州周辺からの派遣を希望。

(2) リッチモンド市との姉妹都市提携

①経 過

平成 7 年 7 月 大東町とリッチモンド市が姉妹都市提携を締結

平成 20 年 9 月 リッチモンド市長が雲南市を訪問。交流継続に関する同意書を交わす

平成 26 年 8 月 雲南市長がリッチモンド市を訪問。姉妹都市提携を正式に締結し、リッチモンド市役所にしだれ桜を記念植樹

平成 30 年 11 月 リッチモンド市長が雲南市を訪問。市役所にしだれ桜を記念植樹

②リッチモンドサマースクール事業（青少年海外派遣等交流事業）

- ・ 姉妹都市であるリッチモンド市への中高生の派遣を通じて、異文化理解を深め、次世代を担う青少年の人材育成を図ることを目的に実施。
- ・ 平成 11 年度から旧大東町で実施。平成 30 年度までの計 14 回のサマースクールに市内の中高生 101 人が参加。
- ・ 令和 2 年度において、感染症影響や派遣側と受入側双方の実施体制の維持困難を理由に、青少年海外派遣交流事業の当面の間の中止を決定。

③交流の現状と課題

- ・ リッチモンド市の交流の窓口であったリッチモンド姉妹都市協会が解散となり、交流が停滞している状況にあるため、今後の交流のあり方の検討が必要。

(3) 雲南市国際文化交流協会

- ①設 立 平成 18 年 4 月 22 日
- ②目 的 雲南市の歴史・文化・自然等の特性を生かしながら、幅広い国際交流活動を展開し、市民の国際相互理解と友好親善の促進を図り、国際社会に対応した活力あるまちづくりに寄与する
- ③会員の状況 団体会員（大東町国際文化交流協会、木次町国際交流協会、吉田国際文化交流の会、雲南日本語広場「さくら SAKURA」、雲南地区日韓親善協会）、個人会員
- ④主な事業 早稲田大学留学生ホームステイ事業（昭和 61 年から通算 36 回、516 人を受け入れ）、さくらスピーチコンテスト（R5 で通算 14 回実施）

(4) 多文化共生の推進と在住外国人への支援

①在住外国人の状況（令和 5 年 12 月末現在）

国別人数		在留資格別人数	
ベトナム	65	永住者	64
中国	48	技能実習 1 号ロ	40
フィリピン	35	技能実習 2 号ロ	30
韓国	18	技能実習 3 号ロ	24
インドネシア	18	日本人の配偶者等	15
米国	14	特別永住者	13
ネパール	9	特定技能 1 号	11
カンボジア	8	教育	9
ミャンマー	7	技術・人文知識・国際業務	9
その他	17	その他	24
合 計	239	合 計	239

②雲南市多文化共生推進プラン（令和 2 年 3 月策定）

- ・計画期間 令和 2 年度～令和 11 年度（10 年間）
- ・基本方針 「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」を進め、外国人住民等もまちづくりに主体的に関わることができることを基本に、それぞれの文化や背景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できるまちを目指す

③多文化共生推進プランに基づく主な取組状況

- ・多文化共生の啓発 … 地域・学校等に国際交流員などを派遣
- ・相談・支援体制の整備 … 業務委託により外国人住民の相談窓口を設置
- ・関係団体等との連携 … 県と連携した「外国人地域サポーター」の配置
- ・「やさしい日本語」の普及 … 「やさしい日本語」普及のための研修実施
- ・日本語学習支援 … 業務委託により日本語会話サロン、施設利用体験を実施
- ・事業所を通じた情報提供 … 外国人住民等が勤務している事業所を通じて情報提供を実施
- ・教育支援体制の充実 … 必要に応じて日本語指導支援員を小中学校に派遣

15. 定住対策促進事業の状況

(1) 定住支援スタッフの配置と地域連携

定住相談の総合窓口として定住推進員2名と定住企画員2名を配置し、空き家等の住居情報の提供や就業・就農支援、定住後の生活サポートなど定住相談に加え、移住・定住に関する企画立案とその推進により移住定住人口の拡大を図ります。

また、地域自主組織との連携により、空き家情報の収集や地域の定住窓口の設置、地域の受入れ気運醸成に向けた協力体制の構築を進めています。

【定住実績：定住支援スタッフの活動実績】

※ R5年度実績 85世帯・218人

(うちUIターン者 62世帯・125人)

※ H17年度以降累計実績 873世帯・2,154人

(うちUIターン者 568世帯・1,189人)

(2) 空き家情報活用制度（空き家バンク制度）

定住支援スタッフによる市内の空き家情報の収集登録により、定住サイト、定住支援冊子等を活用し移住希望者等へ情報を提供します。また、市内の宅建事業者と地域連携型空き家活用促進協定を締結し、官民協働による定住促進を図っています。

(3) 空き家片付け事業補助金交付事業

空き家の活用促進を目的として、空き家に残されている家財等の片付け費用の一部を助成します。空き家バンクに物件登録することが条件。

〈補助金の額〉対象経費の2分の1以内（上限50千円）

(4) うんなん子育て世帯応援リフォーム事業補助金交付事業

子育て世帯等が所有する個人住宅等のリフォームに要する費用の一部を助成します。（島根県「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」への上乗せ助成）

〈補助金の額〉対象経費の3分の1以内（上限300千円）

(5) 民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付事業

市内事業所に通勤（新規就労含む）している市外在住者または新婚世帯が、新たに雲南市内の民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を助成します。

〈補助金の額〉対象経費の2分の1以内

（上限20千円／月、ただし子育て世帯の場合は上限30千円／月）

(6) 東京23区からの移住支援事業補助金交付事業

東京23区在住者または東京23区への通勤者が、雲南市に移住して中小企業等に就職する場合もしくは起業する場合、移住支援金を交付します。また、東京圏域の大学に在学する学生が、所定の地域に就職する場合に就職活動にかかった交通費の助成を行う。

〈補助金の額〉 単身の場合は 600 千円、世帯の場合は 1,000 千円
18 歳未満の世帯員 1 人につき 1,000 千円加算
就職活動交通費は、往復交通費の 1/2 助成／上限 50,000 円

(7) 子育て世帯定住宅地購入補助金交付事業

子育て世帯が住宅を取得することを目的として民間住宅地を購入する場合に、補助金を交付します。

〈補助金の額〉 宅地購入費の 10 分の 1 以内 (上限 1,000 千円)

(8) 雲南市ふるさと定住推進協議会

移住定住施策に関わる計画的な事業を推進するため、市内関係機関と地域自主組織代表者による協議機関を設置し、移住定住の促進について協議・検討します。

また、空き家を活用したシェアオフィス「三日市ラボ」を、IT 環境が整ったオフィス及び移住・交流を促進するチャレンジの場として管理・運営を行います。

併せて、移住希望者等に対し、雲南市の暮らしや文化・産業等の体験、また先輩移住者との繋がりなどを通して、雲南市への理解を深め移住の契機となるような体験プログラムを提供します。また、移住後は、移住者同士また地域の方々との情報交換・交流の場として U I ターン者交流会を開催します。

(9) 高校卒業生とのつながり創出事業

高校卒業時から就活期まで切れ間なく雲南市や同級生と関わり続けていくことにより、県外へ進学した者の市内 U ターンを推進します。

- ① 市内高校を卒業した者全員が参加できるコミュニティを構築し、高校卒業後もふるさとや同級生とのつながりを感じ続けられる環境をつくります。
- ② コミュニティを活用して定期的な情報発信やプログラム (市内企業紹介、OB・OG との意見交換会など) の提供を行います。
- ③ 各ふるさと会総会などに併せて、雲南市出身の大学生が参加できる場を創出します

(10) 特定地域づくり事業協同組合支援事業

担い手不足に悩む複数の組合員のもとへ人材を派遣することにより、地域の担い手確保の取組みを推進する「協同組合ワークアラウンドうなん」の運営支援を行い、地域経済の活性化や地域活力の向上を目指します。

(11) 地域おこし協力隊活用促進事業

移住定住者の強化や地域課題への取組みの担い手人材確保を図るため、専門家の知見を活かし、地域おこし協力隊制度の導入促進の制度設計や受入体制整備等を行ないます。

(12) ホームページ等による情報発信

雲南市定住サイト「ほっこり雲南」の充実に努め、空き家情報や U I ターン者の声、市民ライターによるコラムなど魅力あふれる“うなん暮らし”を全国に向けて発信します。また、SNS (Instagram、Facebook、X (旧ツイッター)) の活用、雲南

市ふるさと会との連携、田舎暮らし専門誌への掲載等により積極的な定住情報の発信に努めます。

(13) 移住相談イベントへの参加

東京、大阪等で開催される移住相談イベント（オンライン開催含む）に参加し、移住希望者の相談対応を行うとともに雲南市の情報発信を行います。

(14) 結婚支援

結婚活動支援団体と連携した結婚相談事業の推進や、独身男女を対象とした出会いイベントの開催補助を行うことにより男女の出会いの場の創出を図ります。

※雲南市内縁結びの会へ結婚支援業務の委託

※結婚相談サロンの開設（毎月第4土曜日、毎週金曜日）

※有料会員制結婚支援システム「しまコ」の閲覧（毎週金曜日）

※島根県はっぴーこーでいねーたーやしまね縁結びサポートセンターとの連携

※雲南市内婚活支援団体による婚活イベントへの助成

16. 雲南市民バス等運行状況表

番号	地域名	路線名	運行開始日	利用者数(人) (R5.4～R6.3)
1	大東	春殖線	平成 1 1 年 4 月	7,302
2		幡屋線	〃	10,131
3		佐世線	〃	5,510
4		阿用・久野線	〃	1,710
5		塩田線	〃	1,596
6		海潮北回り線	平成 1 6 年 4 月	5,847
7		海潮南回り線	〃	3,630
8		だんだんタクシー 春殖・幡屋線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	3,097
9		だんだんタクシー 佐世線	平成 2 7 年 1 0 月 (本格運行)	2,455
10		だんだんタクシー 阿用・久野線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	2,819
11		だんだんタクシー 海潮線	平成 2 6 年 4 月 (本格運行)	1,944
12		だんだんタクシー 塩田線	平成 2 8 年 4 月 (本格運行)	1,712
13	加茂	加茂北回り線	昭和 5 4 年 9 月	2,937
14		加茂南回り線	〃	3,567
15		だんだんタクシー 加茂線	平成 3 0 年 1 月 (本格運行)	2,765
16	木次	北原線	平成 1 1 年 1 2 月	15,092
17		木次三刀屋線	平成 1 2 年 4 月	6,832
18		だんだんタクシー 日登線	平成 2 9 年 4 月 (本格運行)	1,696
19		だんだんタクシー 西日登線	平成 2 9 年 4 月 (本格運行)	2,348
20	三刀屋	中野線	平成 1 2 年 4 月	3,594
21		根波線	〃	4,716
22		高窪・伊萱線	〃	2,416
23		だんだんタクシー 鍋山線	平成 2 6 年 4 月 (本格運行)	1,476
24		だんだんタクシー 飯石・中野線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	2,527
25		だんだんタクシー 高窪・伊萱線	平成 2 7 年 1 0 月 (本格運行)	951
26	吉田	だんだんバス 吉田線	平成 2 9 年 4 月	2,118
27		だんだんバス 田井線	〃	1,077
28	掛合	だんだんタクシー 掛合北部線	平成 1 4 年 3 月	1,414
29		だんだんタクシー 掛合南部線	〃	1,262
30	広域	吉田大東線	平成 1 6 年 1 0 月	54,015
計		30路線		158,556

I 7. 広報活動事業の状況

(1) 広報活動事業

- 市報うんなんの発行（毎月）
- ケーブルテレビを活用した広報
市政情報番組「こんにちは市役所です」（毎月）
音声告知放送、文字情報（データ放送・文字放送）
- SNS等を活用した広報
公式 Facebook（フェイスブック） H25年7月開設
公式 YouTube（ユーチューブ） H26年3月開設
公式 LINE（ライン） R3年6月開設
公式 Instagram（インスタグラム） R5年3月開設
- 市勢要覧の発行（年1回）
- 県政広報誌「フォトしまね」配布業務（年4回）
- 市行事、伝統芸能等の記録撮影

(2) ホームページ運営事業

- 住民の福祉向上に役立つ行政情報の提供
- 電子メールによる住民等からの問い合わせ等の一次受付

(3) 広聴活動事業

- 市政懇談会
各町で市政懇談会を行う
地域自主組織や各種団体・グループ等少人数の市民と対話する「市長との意見交換会」
- 市政への提案箱 R3年7月導入
- まちづくり懇談会
まちづくり団体等を対象に、ふるさとの恵みを活かした魅力あるまちづくりについて市長との懇談会を開催する。（対象：懇談希望団体）
- 出前講座（ふるさとづくり講座）
市の重要課題のほかに、医療・福祉・環境など身近なテーマ別の講座を設け希望に応じて職員を派遣。47テーマ登録。各講座担当課で受付。

I 8. 行政情報の提供

(1) 利用する主なメディア、媒体

- 広報紙「市報うんなん」 ○雲南市ホームページ ○市長定例会見 ○安全安心メール○デジタル防災無線
- 雲南市子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て 雲南市」
- 雲南市チャレンジサイト ○雲南市若者サイト「これから。Unnan」
- 雲南市定住サイト「ほっこり雲南」 ○雲南市商工業ポータルサイト「あーがね雲南」
- スマートフォン・タブレット用公式アプリ ○子育てアプリ「だっこ」
- 公式 Facebook（フェイスブック）○公式 YouTube（ユーチューブ）○公式 LINE（ライン）
- 公式 Instagram（インスタグラム）
- 音声告知放送【雲南夢ネットが実施主体】
- CATV【告知番組、文字情報（文字放送、データ放送）】

(2) その他のメディア

- 新聞広告 ○NHK、民放番組 ○市刊行物 ほか

※市各部局や関連機関が行っている会議・イベント・施策等を報道機関に効果的に発信するためプレスリリース書式を統一し、広報広聴課が確認しプレスリリースすることにより一元化しています。

令和6年度 雲南市・飯南町事務組合組織体制表

●事務組合議会議員

10人 （雲南市議会選出 6人・飯南町議会選出 4人）

●監査委員

2人 （渡部彰夫 ・内藤眞一）

管 理 者	石 飛 厚 志	（ 雲 南 市 長 ）
副 管 理 者	塚 原 隆 昭	（ 飯 南 町 長 ）
副 管 理 者	吉 山 治	（雲南市副市長）
事 務 局 長	渡 部 克 彦	会 計 管 理 者 宮 川 容 子
事 務 局 次 長	小 川 忍	出 納 （ 総 務 課 ）
事 務 局 次 長 （ CATV 事 業 担 当 ）	古 山 裕 一	

総務部長（局長兼務）		ケーブルテレビ事業部長 古山 裕一（次長兼務）				環境事業部長 小川 忍（次長兼務）									
〒690-2701 雲南市掛合町掛合1261-3 TEL 0854-62-9550 FAX 0854-62-9551		〒699-1311 雲南市木次町里方1335-3 TEL 0854-42-5800 FAX 0854-42-9155				〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880 TEL 0854-76-3033 FAX 0854-76-3034		〒690-2701 雲南市掛合町掛合1261-3 TEL 0854-62-9550 FAX 0854-62-9551		〒690-3203 飯石郡飯南町都加賀698-1 TEL 0854-72-9217 FAX 0854-72-9218		〒699-1122 雲南市加茂町三代1331-1 TEL 0854-49-6332 FAX 0854-49-7946		〒699-1311 雲南市木次町里方1369-39 TEL 0854-42-3391 FAX 0854-42-3398	
総 務 課		管 理 課		施 設 課		制 作 課		飯 南 放 送 セ ン タ ー		業 務 管 理 室		い い し ク リ ー ン セ ン タ ー		リ サ イ ク ル プ ラ ザ (不 燃)	
課 長 上 田 英 希		課 長 安 部 友 典		課 長 武 田 真 矢		課 長 細 木 広 美		企 画 官 (飯南駐在) 飯塚 啓 太		室 長 落 合 直 久		所 長 日 野 宗 俊		所 長 細 木 弘 志	
主 幹 福 間 紗 智 子		企 画 官 (飯南駐在) (飯塚 啓 太)		企 画 官 (飯南駐在) (飯塚 啓 太)		企 画 官 (飯南駐在) (飯塚 啓 太)		主 幹 落 合 元 雄		主 幹 渡 部 透		所 長 補 佐 菅 田 秀 樹		工 場 長 山 根 則 之	
副 主 幹 大 谷 卓 司		主 幹 難 波 慎 司 (飯南町派遣)		主 幹 (落合 元雄)		課 長 補 佐 内 田 正 明		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) 白 築 敏 和		畜 場		工 場 長 藤 原 栄 司		副 工 場 長 須 山 雅 志	
会 計 年 度 任 用 後 山 洋 右		副 主 幹 宮 城 卓 公		主 幹 橋 山 貴 正		統 括 主 幹 幸 村 瑞 之		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) 田 邊 佐 由 利		環 境 部 総 務		会 計 年 度 任 用 田 部 浩 司		副 主 幹 三 上 将 太	
会 計 年 度 任 用 (掛合駐在) 吉 岡 あ ゆ み		会 計 年 度 任 用 (別木祐三子)		主 幹 安 達 優 毅		主 幹 横 貝 由 香		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) 白 築 敏 和		〒690-2401 雲南市三刀屋町伊萱10-1 TEL 0854-45-3242 FAX 0854-45-5350		会 計 年 度 任 用 鉄 原 千 夏			
会 計 年 度 任 用 (掛合駐在) 別 木 祐 三 子		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) (田邊佐由利)		副 主 幹 石 飛 隼 人		主 幹 小 林 倫		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) 白 築 輝 二		三 刀 屋 斎 場		会 計 年 度 任 用 後 藤 麻 紀			
会 計 年 度 任 用 (主任技術者) 川 上 博 久		会 計 年 度 任 用 藤 原 恵 子				副 主 幹 周 藤 伸 也		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) 高 井 聡 美		(指定管理者) （株）雲南テクニカルサービス					
		会 計 年 度 任 用 村 尾 瑞 貴				副 主 幹 佐 藤 秀 幸		会 計 年 度 任 用 (飯南駐在) (白 築 敏 和)							
		会 計 年 度 任 用 吉 江 有 実 子				主 幹 小 林 倫		会 計 年 度 任 用 白 築 輝 二							
						統 括 主 幹 幸 村 瑞 之		会 計 年 度 任 用 高 井 聡 美							
						主 幹 横 貝 由 香		会 計 年 度 任 用 古 瀬 あ い							
						課 長 補 佐 内 田 正 明		会 計 年 度 任 用 和 久 利 彩 子							
						主 幹 橋 山 貴 正		会 計 年 度 任 用 池 尻 佳 代 子							
						主 幹 安 達 優 毅		会 計 年 度 任 用 杉 谷 登 美 恵							
						副 主 幹 石 飛 隼 人									

20. 雲南市・飯南町事務組合（ケーブルテレビ）負担金

1. 令和5年度

	項 目	執行状況(千円)		執行率	備 考
1	議会・総務費負担金	予算額	23,116	100.0%	
		執行額	23,116		
2	共同事業負担金 (経常経費分)	予算額	19,803	100.0%	
		執行額	19,803		
3	有線テレビジョン放送負担金 (議会中継分)	予算額	8,267	100.0%	
		執行額	8,267		
4	有線テレビジョン放送負担金 (告知放送運営分)	予算額	22,476	100.0%	
		執行額	22,476		
5	有線テレビジョン放送負担金 (アドバイザー負担分)	予算額	2,799	100.0%	
		執行額	2,799		
6	有線テレビジョン放送負担金(データ放送運営・動画投稿サイトサーバー分)	予算額	903	100.0%	
		執行額	903		
7	有線テレビジョン放送負担金(外部変調器更新分)	予算額	3,605	100.0%	
		執行額	3,605		
8	有線テレビジョン放送負担金(大東中継所光増幅器更新)	予算額	660	100.0%	
		執行額	660		
9	有線テレビジョン放送負担金(木次放送センター地デジ装置設備更新)	予算額	6,930	100.0%	
		執行額	6,930		
10	有線テレビジョン放送負担金(局間ネットワーク機器更新)	予算額	5,478	100.0%	
		執行額	5,478		
11	有線テレビジョン放送負担金(国道54号里方電線共同溝埋設事業)	予算額	73	100.0%	
		執行額	73		
12	有線テレビジョン放送負担金(島根県新庄飯田線電線共同溝建設事業)	予算額	1,433	100.0%	
		執行額	1,433		
	計	予算額	95,543	100.0%	
		執行額	95,543		

2. 令和6年度

	項 目	執行状況(千円)		執行率	備 考
1	議会・総務費負担金	予算額	24,876	0.0%	
2	共同事業負担金 (経常経費分)	予算額	19,838	0.0%	
3	有線テレビジョン放送負担金 (議会中継分)	予算額	8,267	0.0%	
4	有線テレビジョン放送負担金 (告知放送運営分)	予算額	22,197	0.0%	
5	有線テレビジョン放送負担金 (アドバイザー負担分)	予算額	3,295	0.0%	
6	有線テレビジョン放送負担金(データ放送運営・動画投稿サイトサーバー分)	予算額	1,063	0.0%	
7	有線テレビジョン放送負担金(GIGAスクール保守・データ放送カスタマイズ他)	予算額	800	0.0%	
8	有線テレビジョン放送負担金(4Kノンリニア編集機更新)	予算額	3,029	0.0%	
9	有線テレビジョン放送負担金(特別番組アナウンサー・雲南市20周年記念番組制作委託)	予算額	554	0.0%	
10	有線テレビジョン放送負担金(4K対応カメラ・取材用カメラ購入)	予算額	7,730	0.0%	
11	有線テレビジョン放送負担金(音声告知放送センター設備更新)	予算額	22,963	0.0%	
11	有線テレビジョン放送負担金(国道54号里方電線共同溝埋設事業)	予算額	186	0.0%	
12	有線テレビジョン放送負担金(島根県新庄飯田線電線共同溝建設事業)	予算額	4,478	0.0%	
	計	予算額	119,276	0.0%	

(22 別表)

インターネット

	3Mサービスプラン	10Mサービスプラン	50Mサービスプラン	100Mサービスプラン	1Gサービスプラン
月額基本利用料	3,140円	3,660円	5,230円	6,600円	8,800円
伝送速度(下り最大速度)	3Mbps	10Mbps	50Mbps	100Mbps	1,000Mbps
伝送速度(上り最大速度)	3Mbps	10Mbps	50Mbps	100Mbps	1,000Mbps
メールアカウント数	3個(4個目から 月額200円/個)				
メールアカウント容量	1GB				
ホームページ容量	100MB				
プライベートIPアドレス	1アドレス(2個目から 月額520円/1アドレス)				
グローバルIPアドレス	希望の場合のみ 1アドレス 月額520円				
セキュリティ	ウイルス対策ソフト 5台まで利用可能				

※ベストエフォート型(回線使用量状況により変動します)でのサービスとなります。

※メールアカウントの最大追加数は標準の3個+追加7個の合計10個までとなります。

※グローバルアドレスとプライベートアドレスの混在でのご使用はできません。

総務部

1. 雲南市の情報公開の状況

※雲南市情報公開制度運用状況書（令和5年4月～令和6年3月）より抜粋

1 公文書公開の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳（単位：件）

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市 役 所 本 庁	11	16	9	14	20	30
大東総合センター	－	－	－	－	－	－
加茂総合センター	－	－	－	－	－	－
木次総合センター	1	－	－	－	1	1
三刀屋総合センター	－	－	－	－	－	－
吉田総合センター	－	－	－	－	－	－
掛合総合センター	－	－	－	－	－	－
市立病院	－	－	－	－	－	－
合 計	12	16	9	14	21	30

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数进行。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数进行。

（2）請求及び申出の処理状況（単位：件）

区分	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否 応答 拒否	却下	取下げ	検討中	合計
請求	1	15	－	－	－	－	－	－	16
申出	7	2	1	4	－	－	－	－	14
計	8	17	1	4	－	－	－	－	30

注 1 合計は、（1）の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

（3）請求及び申出者等の内訳（単位：人又は団体）

区 分		請求及び申出者数
請	市の区域内に住所を有する者	3
	市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	8

求	市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	-
	市の区域内に存する学校に在学する者	-
	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接の利害関係を有するもの	1
小 計		1 2
申出（任意開示請求）		9
合 計		2 1

注 合計は、（１）の受付数と一致する。

（４）請求及び申出の実施機関別内訳

実施機関	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市長	1 2	1 6	9	1 1	2 1	2 7
政策企画部	-	-	1	3	1	3
総務部	3	7	1	1	4	8
防災部	-	-	-	-	-	-
市民環境部	-	-	1	1	1	1
健康福祉部	3	3	-	-	3	3
子ども政策局	-	-	-	-	-	-
農林振興部	1	1	-	-	1	1
産業観光部	4	4	-	-	4	4
建設部	-	-	5	6	5	6
会計課	-	-	-	-	-	-
水道局 （上下水道部）	-	-	-	-	-	-
総合センター	1	1	-	-	1	1
議会	-	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-	-
教育委員会	-	-	1	3	1	3
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査 委員会	-	-	-	-	-	-
市立病院	-	-	-	-	-	-
合 計	1 2	1 6	9	1 4	2 1	3 0

(5) 非公開理由の内訳

(単位：件)

非 公 開 理 由	請求	申出	合計
第7条第1号 法令秘情報	-	-	-
第2号 個人情報	-	-	-
第3号 法人等情報	-	-	-
第4号 公共安全等情報	-	-	-
第5号 審議、検討又は協議等に関する情報	-	-	-
第6号 事務、事業に関する情報	-	-	-
その他	-	1	1
合 計	-	1	1

注 件数は、公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」欄並びに公文書部分公開決定通知書及び公文書任意公開回答書の「公開しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(6) 公開に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	3 8 1
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		1
光磁気ディスクに複写したもの		-

2 不服申立ての状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

不服申立て	処 理 内 訳						
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

2. 雲南市の個人情報開示の状況

※雲南市個人情報保護制度運用状況書（令和5年4月～令和6年3月）より抜粋

1 開示請求、訂正等請求及び利用停止請求の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市役所本庁	-	-	-	-	-	-	-	-
大東総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
加茂総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
木次総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
三刀屋総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
吉田総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
掛合総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
市立病院	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書及び個人情報利用停止請求の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理した公文書の件数をいう。

（2）請求及び申出の実施機関別内訳

（単位：件）

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合計
市長	-	-	-	-
政策企画部	-	-	-	-
総務部	-	-	-	-
防災部	-	-	-	-
市民環境部	-	-	-	-
健康福祉部	-	-	-	-
子ども政策局	-	-	-	-
農林振興部	-	-	-	-
産業観光部	-	-	-	-

	建設部	-	-	-	-
	会計課	-	-	-	-
	水道局（上下水道部）	-	-	-	-
	総合センター	-	-	-	-
	議会	-	-	-	-
	監査委員	-	-	-	-
	教育委員会	-	-	-	-
	選挙管理委員会	-	-	-	-
	公平委員会	-	-	-	-
	農業委員会	-	-	-	-
	固定資産評価審査委員会	-	-	-	-
	市立病院	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 開示に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	-
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		-
光磁気ディスクに複写したもの		-

(4) 口頭による開示請求の実施状況

(単位：件)

個人情報	開示請求
-	-

2 開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

(単位：件)

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「受付数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 非開示理由の内訳

(単位：件)

非開示理由	決定
第13条第1号	-
第2号	-
第3号	-
第4号	-
第5号	-
第6号	-
第7号	-
計	-

注 件数は、個人情報非開示決定通知書の「開示しない理由」欄並びに個人情報部分開示決定通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(3) 訂正等請求の決定等の状況

訂正等請求はありませんでした。

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての件数及び決定状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

区分	不服 申立て	処 理 内 訳						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
開示 請求	- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数进行。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数进行。

令和6年度 室課配置人員数一覧(R6.4.1現在)

区分		R5.4.1 (R5.4.10)	R5.7.1	R6.4.1	比較 (R5.7.1比較)
政策企画部	部長	1	1	1	0
	政策推進課	5	6	6	0
	地域振興課	6	6	5	△ 1
	うんなん暮らし推進課	5	6	3	△ 3
	交通政策室			3	3
	広報広聴課	4	4	4	0
		21	23	22	△ 1
総務部	部長	1	1	1	0
	総務課	4	4	5	1
	秘書室	2	2	2	0
	行財政改革推進室	2	2	2	0
	災害復興調整室	2	2	1	△ 1
	人事課	6	6	6	0
	財政課	5	5	5	0
	管財課	5	5	5	0
	市有財産活用推進室	(2)	(2)	(1)	△ 1
	情報システム課	6	7	6	△ 1
	人権推進室	2	2	3	1
		35	36	36	0
防災部	部長	1	1	1	0
	防災安全課	3	4	4	0
	くらし安全室	2	2	2	0
	原子力災害対策室	2	2	2	0
		8	9	9	0
市民環境部	部長	1	1	1	0
	市民生活課	14	15	14	△ 1
	環境政策課	4	4	4	0
	新ごみ処理施設整備準備室	1	1	1	0
	税務課	17	17	17	0
	債権管理対策課	6	6	6	0
	国土調査課	5	5	6	1
		48	49	49	0
健康福祉部	部長	1	1	1	0
	統括監			(1)	(1)
	健康福祉総務課	7	7	7	0
	長寿障がい福祉課	8	8	8	0
	保健医療介護連携室	6	6		△ 6
	健康づくり政策課	4	4		△ 4
	健康医療政策課			4	4
	健康推進課	13	13	12	△ 1
	ワクチン接種対策室	5	5		△ 5
	予防接種対策室			4	4
	身体教育医学研究所	3	3	4	1
		47	47	40	△ 7
こども政策局	局長	1	1	1	0
	こども政策課	8	8	7	△ 1
	専門官(保育士・幼稚園教諭)	1	1	1	0
	こども家庭支援課	3	3	11	8
	うち保健師(統括支援員1人含む)			7	
	うち保育士(就学前児童専門員)			1	
		13	13	20	7
農林振興部	部長	1	1	1	0
	農業総務課	5	5	5	0
	農業畜産課	8	8	8	0
	林業振興課	6	6	6	0
		20	20	20	0

区分		R5.4.1 (R5.4.10)	R5.7.1	R6.4.1	比較 (R5.7.1比較)
産業観光部	部長	1	1	1	0
	商工振興課	7	7	7	0
	産業施設課	5	5	5	0
	観光施設再生活用推進室			2	2
	観光振興課	3	4	3	△1
	観光施設再生活用推進室	2	2		△2
	広域観光・インバウンド推進室	2	2	2	0
		20	21	20	△1
建設部	部長	1	1	1	0
	建設総務課	7	7	7	0
	建設工務課	11	10	10	0
	災害復興チーム	14	14	12	△2
	農地整備課	5	5	5	0
	(災害復興チーム)	(14)	(14)	(12)	△2
	都市計画課	6	6	5	△1
	空き家対策室	(3)	(3)	(3)	0
	建築住宅課	11	11	11	0
		55	54	51	△3
会計課	会計管理者	1	1	1	0
	会計課	4	4	4	0
		5	5	5	0
議会事務局	事務局長(統括監)	1	1	1	0
	総務課	4	4	4	0
		5	5	5	0
監査委員事務局 公平委員会事務局	監査委員・公平委員会事務局	2	2	2	0
		2	2	2	0
農業委員会事務局	事務局長(統括監)	(1)	(1)	(1)	0
	農業委員会	4	4	4	0
		4	4	4	0
教育委員会事務局	部長	3	3	3	0
	教育総務課	4	4	4	0
	学校教育課	7	7	7	0
	社会教育課	3	3	2	△1
	スポーツ文化振興課	3	3	1	△2
	国スポ・全スポ準備室			4	4
	人権教育室	1	1	1	0
	キャリア教育政策課	3	3	3	0
	文化財課	3	4	4	0
		27	28	29	1
上下水道局	局長	1	1	1	0
	総務課	4	4	4	0
	営業課	6	6	6	0
	工務課	7	8	8	0
	下水道課	6	7	7	0
		24	26	26	0
本庁小計		334	342	338	△4

区分		R5.4.1 (R5.4.10)	R5.7.1	R6.4.1	比較 (R5.7.1比較)
雲南広域連合		3	3	4	1
雲南市・飯南町事務組合		2	2	2	0
雲南市立病院		0	0	(1)	0
島根県後期高齢者医療広域連合		2	2	2	0
島根県(人事交流、自治法派遣)		(2)	(2)	(2)	0
一財)地域活性化センター		1	1	1	0
一財)雲南市観光協会				1	1
職員組合専従		1	1	1	0

派遣等小計	9	9	11	2
-------	---	---	----	---

区分		R5.4.1 (R5.4.10)	R5.7.1	R6.4.1	比較 (R5.7.1比較)
大東総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	5	5	5	0
	市民福祉課	10	11	10	△ 1
		16	17	16	△ 1
加茂総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	6	6	6	0
	市民福祉課	5	5	5	0
		12	12	12	0
木次総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	5	5	5	0
	市民福祉課	4	4	4	0
		10	10	10	0
三刀屋総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	4	5	5	0
	市民福祉課	6	6	6	0
		11	12	12	0
吉田総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課				0
	市民福祉課				0
	市民サポート課	9	9	9	0
		10	10	10	0
掛合総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課				0
	市民福祉課				0
	市民サポート課	9	9	9	0
		10	10	10	0
総合C小計		69	71	70	△ 1

本庁＋派遣等＋総合C計	412	422	419	△ 3
-------------	-----	-----	-----	-----

区分		R5.4.1 (R5.4.10)	R5.7.1	R6.4.1	比較 (R5.7.1比較)
保育所	木次こども園	20	20	20	0
	斐伊保育所	10	10	10	0
	吉田保育所	3	3	3	0
	田井保育所	5	5	4	△ 1
		38	38	37	△ 1
幼稚園	大東こども(幼稚)園	4	4	3	△ 1
	西こども(幼稚)園	3	3	3	0
	佐世幼稚園	2	2	2	0
	海潮こども(幼稚)園	3	3	3	0
	斐伊こども(幼稚)園	5	5	4	△ 1
	寺領幼稚園	2	2	2	0
	三刀屋こども(幼稚)園	5	5	5	0
		24	24	22	△ 2
保育所＋幼稚園		62	62	59	△ 3

合計	474	484	478	△ 6
----	-----	-----	-----	-----

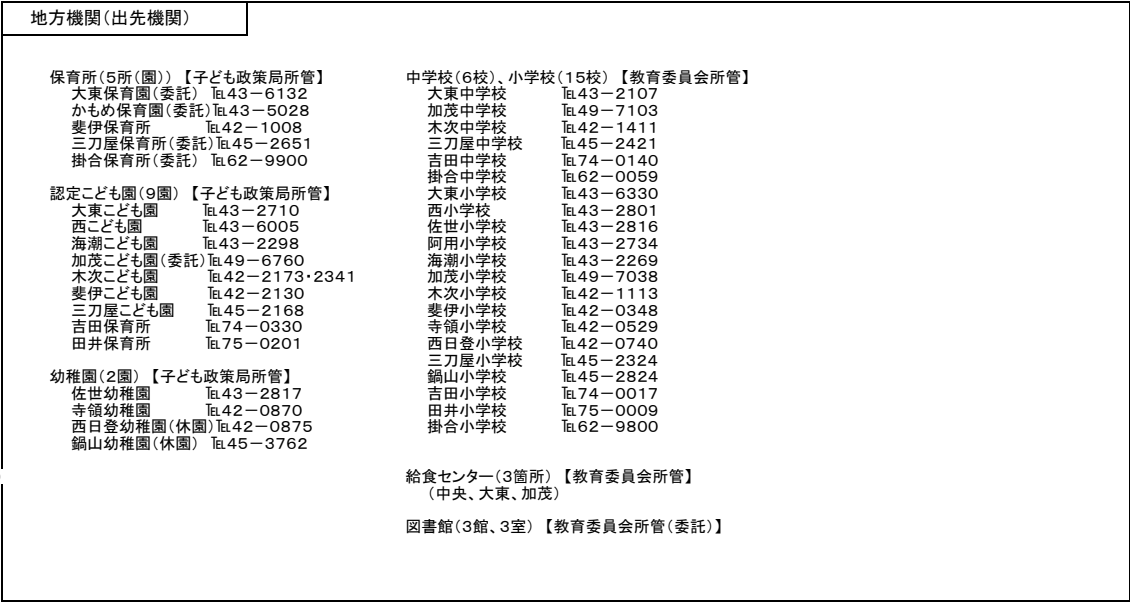
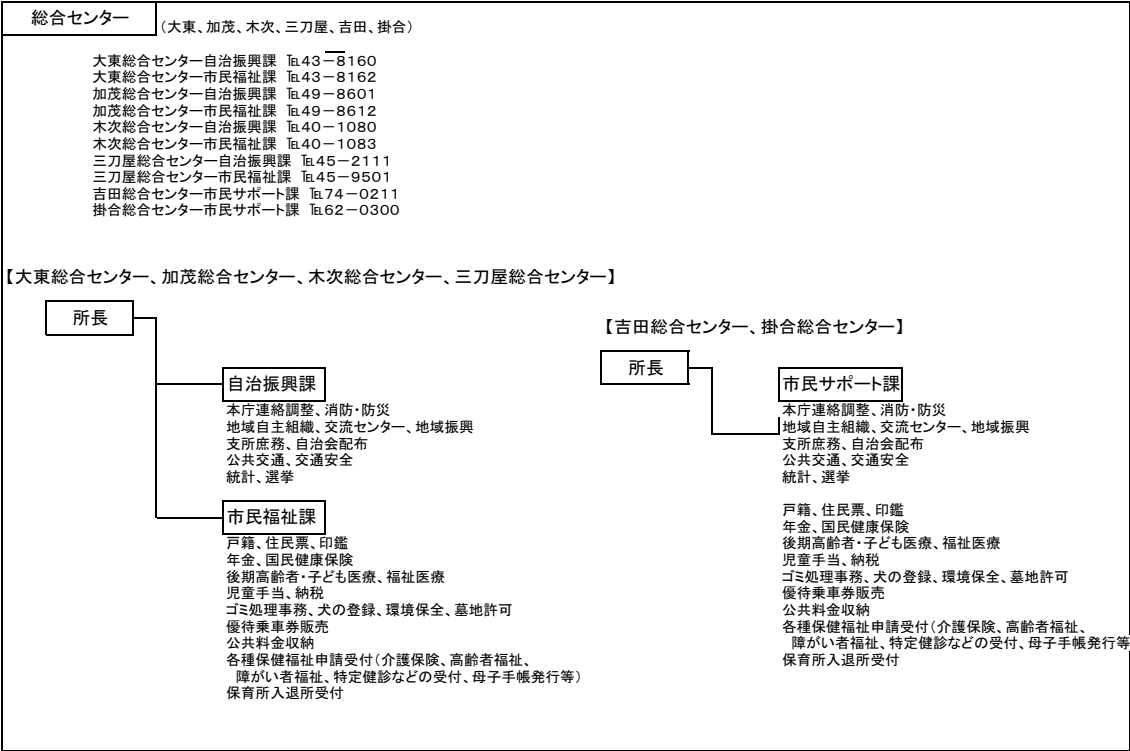
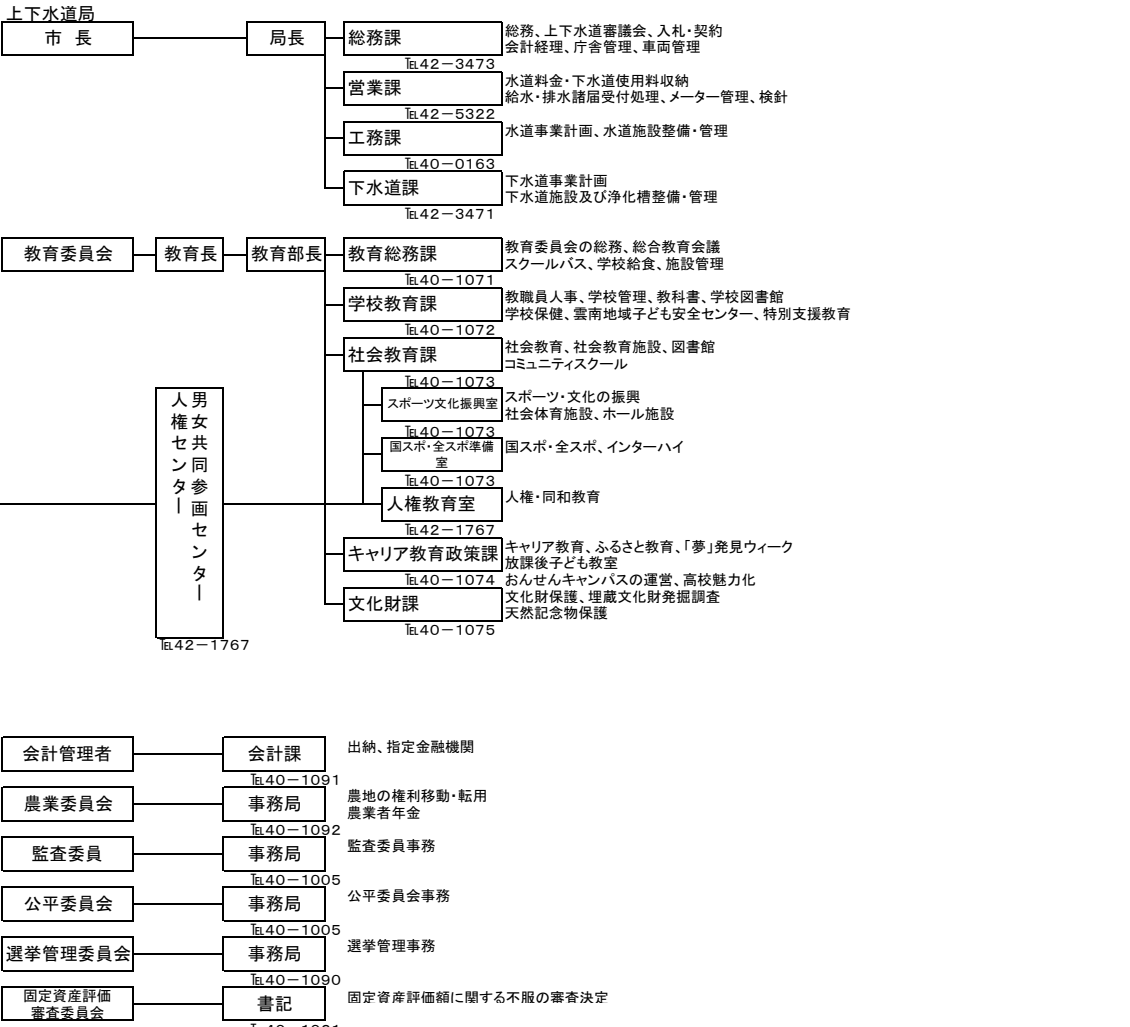
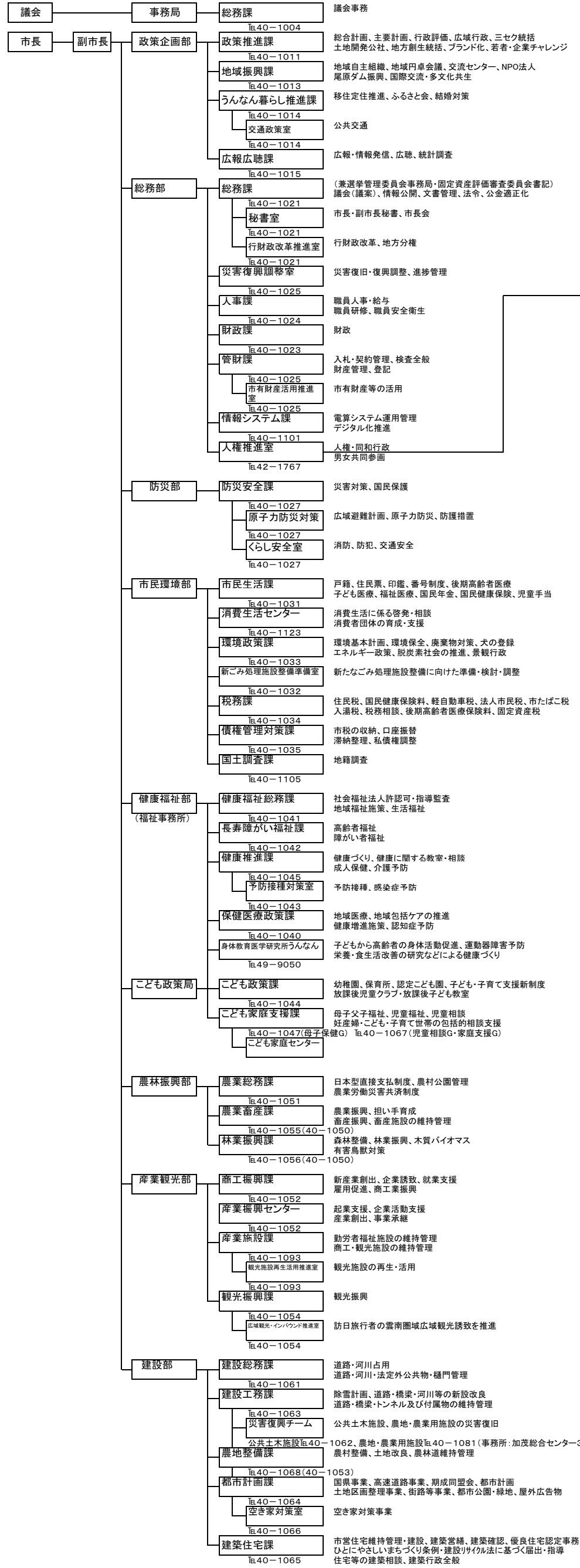
課名等 …… 令和6年度機構改革により新設・課名変更等

課名等 …… 令和6年度機構改革により廃止

※()は、兼務または相互派遣で人数にカウントしていない

令和6年度 雲南市組織・機構図(令和6年4月1日現在)

本庁(代表ℒ0854-40-1000) ※市外局番は全て0854-



8. 令和6年度雲南市当初予算案の概要

1 一般会計の予算規模等

一般会計予算規模 329億3,000万円 対前年度 +13億6,000万円 (+4.3%)

主な歳入

市税 37億497万円 対前年度 △1億9,975万円 (△5.1%)

地方交付税等 131億8,500万円 対前年度 +9,500万円 (+0.7%)

(臨時財政対策債を含む)

地方債 38億1,580万円 対前年度 +9億3,220万円 (+32.3%)

(臨時財政対策債を除く)

財政調整・減債基金繰入金

16億円 対前年度 +1億5,000万円 (+10.3%)

主な歳出

普通建設事業費 39億5,559万円 対前年度 +11億8,927万円 (+43.0%)

公債費 40億133万円 対前年度 △8,981万円 (△2.2%)

補助費等(一部事務組合等負担金、各種負担金、補助金等)

64億6,247万円 対前年度 +12億1,121万円 (+23.1%)

繰出金 19億3,340万円 対前年度 △7億109万円 (△26.6%)

人件費 45億5,568万円 対前年度 +2億6,404万円 (+6.2%)

扶助費 38億8,613万円 対前年度 +9,230万円 (+2.4%)

2 主要事業

災害からの復旧・復興	3,852,515 千円
災害復旧費	2,614,228 千円
《繰越明許費(災害関連工事含む)》	1,235,687 千円
被災者生活再建支援事業	2,400 千円
令和3年7月豪雨災害に伴う営農継続補助金	200 千円
人口の社会増への挑戦	691,512 千円
①子育て世代に魅力ある住環境の整備促進	35,040 千円
②結婚、出産、子育て支援の強化	330,494 千円
③若者や女性が住みたくする環境づくり	36,189 千円
④まちを創る人材の育成と還流	240,744 千円
⑤若者に魅力ある多様な働く場の創出とマッチングの推進	46,070 千円
⑥その他	2,975 千円
みんなで築くまち《協働・行政経営》	
ふるさと納税推進事業	335,844 千円
地域づくり活動等交付金	310,407 千円
地方公共団体情報システム標準化推進事業	128,414 千円
◎ 指定管理者物価高騰対策支援事業	20,000 千円
起業型地域おこし協力隊配置事業	19,104 千円
20周年記念事業	6,678 千円
【普通建設事業】	
庁舎施設整備事業	116,635 千円
幡屋交流センター整備事業	29,953 千円

安全・安心で快適なまち《定住環境》	
地籍調査事業	132,584 千円
脱炭素社会構築推進事業	48,882 千円
能登半島地震災害支援事業	7,000 千円
木造住宅耐震化等促進事業補助金	4,800 千円
【普通建設事業】	
県営住宅取得事業	304,000 千円
公園施設整備事業	73,000 千円
かわまちづくり事業	71,000 千円
道路安全対策事業	39,000 千円
支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》	
◎ 定額減税調整臨時給付金	331,473 千円
◎ 物価高騰対応重点支援臨時給付金（令和6年度分）	71,077 千円
保育人材確保事業補助金	23,380 千円
こども家庭センター運営事業	11,855 千円
◎ 児童福祉施設電力等価格高騰対策支援事業	10,484 千円
【普通建設事業】	
児童福祉施設整備事業	149,130 千円
ふるさとを学び育つまち《教育・文化》	
教育魅力化推進事業	31,997 千円
木次中学校建設準備事業	11,606 千円
市内高校後援会等補助金	8,490 千円
埋蔵文化財発掘調査事業	8,069 千円
全国高等学校総合体育大会事業	5,000 千円
【普通建設事業】	
教育施設等解体撤去事業	552,091 千円
文化施設大規模改修事業	512,016 千円
大東公園サッカー場整備事業	94,000 千円
菅谷たたら山内防災整備事業	14,850 千円
挑戦し活力を生みだすまち《産業》	
地域総合整備資金貸付事業	60,000 千円
森林整備・木材利用促進等事業	51,049 千円
商工業振興補助金	48,772 千円
うなん観光ネットワーク事業	8,757 千円
広域観光インバウンド推進事業	4,504 千円
ブランド米振興大会補助金	1,500 千円
【普通建設事業】	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	159,900 千円
観光施設整備事業	150,000 千円
大吉田地区中心経営体農地集積促進事業	35,296 千円
◎ 観光地再生・観光サービス高付加価値化支援事業	33,332 千円
その他	
市議会議員選挙（人件費含む）	55,459 千円
市長選挙（人件費含む）	36,117 千円
衆議院議員補欠選挙（人件費含む）	18,753 千円
公共施設小規模修繕事業	20,000 千円

◎は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業

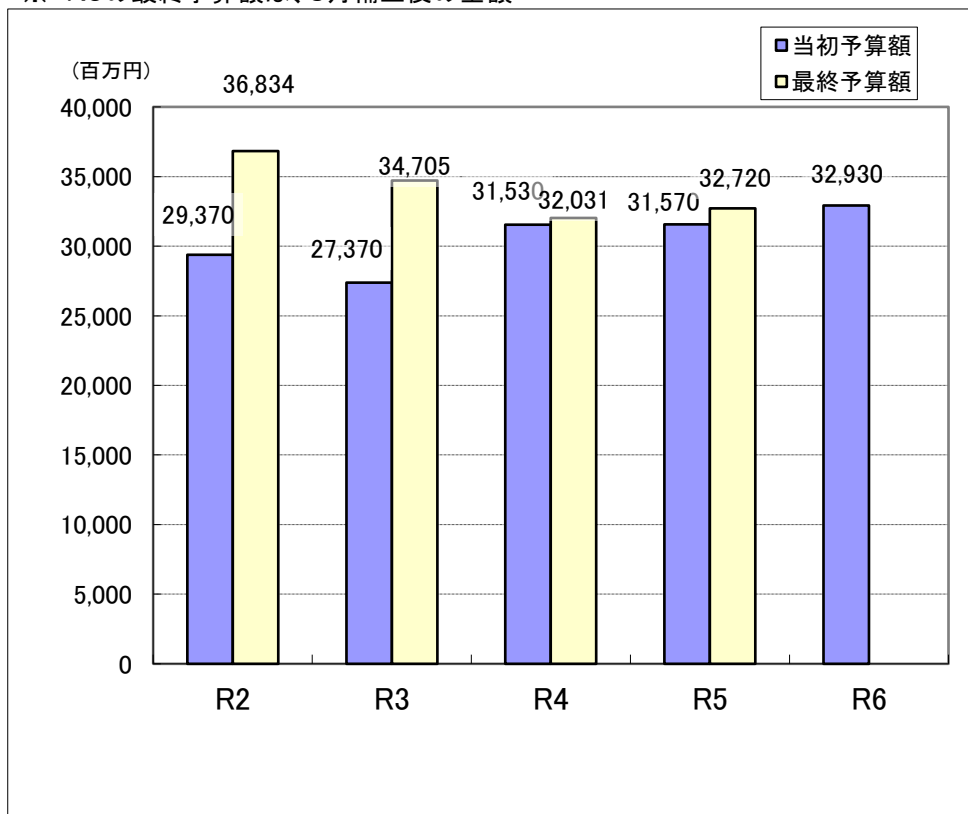
一般会計予算額の推移

32030620

(単位:百万円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
当初予算額	29,370	27,370	31,530	31,570	32,930
対前年増減率	-0.3%	-6.8%	15.2%	0.1%	4.3%
最終予算額	36,834	34,705	32,031	32,720	
対前年増減率	21.1%	-5.8%	-7.7%	2.2%	

※ R5の最終予算額は、3月補正後の金額

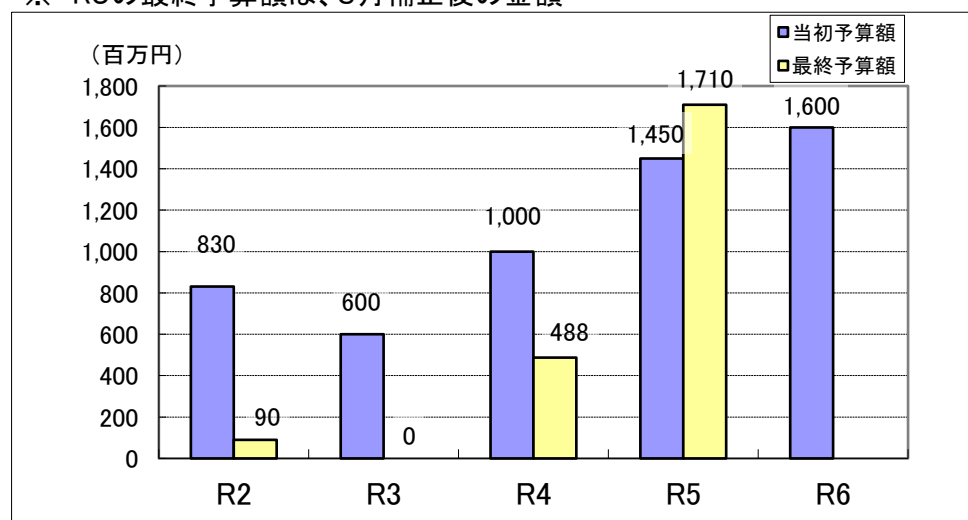


財政調整基金・減債基金繰入額の推移

(単位:百万円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
当初予算額	830	600	1,000	1,450	1,600
対前年増減率	1.8%	-27.7%	66.7%	45.0%	10.3%
最終予算額	90	0	488	1,710	
対前年増減率	-25.0%	-100.0%	皆減	250.4%	

※ R5の最終予算額は、3月補正後の金額



令和6年度当初予算 施策別一覧表 【前年度比較 一般会計】

(単位：千円)

No.	施策名	R 6 当初予算		R 5 当初予算		比較増減		増減率	
		事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
みんなで築くまち《協働・行政経営》		2,693,875	908,023	3,116,695	841,602	△422,820	66,421	-13.6%	7.9%
1	市民が主役のまちづくりの推進	651,345	145,935	863,407	120,548	△212,062	25,387	-24.6%	21.1%
2	移住・定住の推進	85,091	23,398	86,028	27,044	△937	△3,646	-1.1%	-13.5%
3	市民と行政の情報の共有化	24,734	9,464	19,948	12,855	4,786	△3,391	24.0%	-26.4%
4	男女共同参画の推進	5,170	3,328	1,627	1,627	3,543	1,701	217.8%	104.5%
5	時代にあった行政サービスの実現	930,213	674,118	1,344,458	626,290	△414,245	47,828	-30.8%	7.6%
6	職員の育成	13,459	9,367	13,304	9,539	155	△172	1.2%	-1.8%
7	計画的なまちづくり	559,487	787	441,745	953	117,742	△166	26.7%	-17.4%
8	健全財政の維持	424,376	41,626	346,178	42,746	78,198	△1,120	22.6%	-2.6%
安全・安心で快適なまち《定住環境》		6,704,524	3,431,400	5,584,220	3,955,332	1,120,304	△523,932	20.1%	-13.2%
9	都市・住まいづくりと土地利用の推進	863,012	91,626	486,617	120,659	376,395	△29,033	77.3%	-24.1%
10	環境の保全・創造	769,983	703,168	732,538	680,405	37,445	22,763	5.1%	3.3%
11	地域情報化の推進	124,865	88,162	99,509	77,865	25,356	10,297	25.5%	13.2%
12	道路の整備	2,281,131	270,543	1,143,757	260,143	1,137,374	10,400	99.4%	4.0%
13	公共交通ネットワークの充実	306,532	229,084	299,184	226,532	7,348	2,552	2.5%	1.1%
14	上水道の整備	358,334	358,334	423,676	402,076	△65,342	△43,742	-15.4%	-10.9%
15	下水道の整備	855,906	855,906	1,362,417	1,357,157	△506,511	△501,251	-37.2%	-36.9%
16	消防・防災対策の推進	1,126,921	818,703	1,017,148	813,098	109,773	5,605	10.8%	0.7%
17	交通安全の推進	10,994	10,994	12,880	12,880	△1,886	△1,886	-14.6%	-14.6%
18	防犯対策・消費者自立支援の推進	6,846	4,880	6,494	4,517	352	363	5.4%	8.0%
支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》		8,841,595	5,203,527	8,316,519	4,880,483	525,076	323,044	6.3%	6.6%
19	地域医療の充実	2,109,823	1,778,192	2,128,271	1,790,441	△18,448	△12,249	-0.9%	-0.7%
20	健康づくりの推進	566,840	544,445	752,513	233,866	△185,673	310,579	-24.7%	132.8%
21	高齢者福祉の充実	1,243,102	1,012,112	1,205,230	1,021,752	37,872	△9,640	3.1%	-0.9%
22	障がい者（児）福祉の充実	1,460,565	428,358	1,457,964	423,763	2,601	4,595	0.2%	1.1%
23	生活困窮者の支援	673,755	69,543	286,621	76,299	387,134	△6,756	135.1%	-8.9%
24	地域福祉の充実	259,189	233,090	243,095	216,392	16,094	16,698	6.6%	7.7%
25	子育て支援の充実	2,528,321	1,137,787	2,242,825	1,117,970	285,496	19,817	12.7%	1.8%
ふるさとを学び育つまち《教育・文化》		3,125,565	1,416,719	2,048,842	1,348,240	1,076,723	68,479	52.6%	5.1%
26	学校教育の充実	2,027,985	1,008,417	1,430,109	969,434	597,876	38,983	41.8%	4.0%
27	生涯学習の推進	198,208	194,392	174,869	163,644	23,339	30,748	13.3%	18.8%
28	青少年健全育成の推進	29,195	3,211	29,795	3,211	△600	0	-2.0%	0.0%
29	平和と人権の尊重	27,638	18,256	28,955	19,004	△1,317	△748	-4.5%	-3.9%
30	生涯スポーツの振興	248,635	149,671	170,967	152,203	77,668	△2,532	45.4%	-1.7%
31	地域文化の振興	593,904	42,772	214,147	40,744	379,757	2,028	177.3%	5.0%
挑戦し活力を産みだすまち《産業》		3,578,572	1,203,301	4,417,377	870,267	△838,805	333,034	-19.0%	38.3%
32	起業・就業支援の充実	19,015	15,329	16,651	15,101	2,364	228	14.2%	1.5%
33	地域資源を活かした産業の創出	20,369	5,012	18,906	2,302	1,463	2,710	7.7%	117.7%
34	農業の振興	2,708,953	811,259	3,685,974	461,355	△977,021	349,904	-26.5%	75.8%
35	林業の振興	144,108	113,635	231,416	105,030	△87,308	8,605	-37.7%	8.2%
36	観光の振興	452,519	207,351	279,520	213,374	172,999	△6,023	61.9%	-2.8%
37	商工業の振興	233,608	50,715	184,910	73,105	48,698	△22,390	26.3%	-30.6%
施策枠外		7,985,869	7,802,168	8,086,347	7,883,902	△100,478	△81,734	-1.2%	-1.0%
-	議会、監査委員会、公平委員会、選挙	138,437	119,683	39,583	28,429	98,854	91,254	249.7%	321.0%
-	公債費	4,001,380	3,954,526	4,091,192	4,029,485	△89,812	△74,959	-2.2%	-1.9%
-	職員等人件費	3,823,032	3,707,099	3,932,772	3,805,708	△109,740	△98,609	-2.8%	-2.6%
-	予備費	20,000	20,000	20,000	20,000	0	0	0.0%	0.0%
-	災害救助費など	3,020	860	2,800	280	220	580	0.0%	0.0%
合 計		32,930,000	19,965,138	31,570,000	19,779,826	1,360,000	185,312	4.3%	0.9%

令和6年度 会計別当初予算額一覧

(単位：千円、%)

会 計 名	R6年度予算額	R5年度予算額	増 減	増減率	備 考
一般会計	32,930,000	31,570,000	1,360,000	4.3	
国民健康保険事業特別会計	4,088,000	4,170,000	△ 82,000	△ 2.0	
後期高齢者医療事業特別会計	1,258,000	1,230,000	28,000	2.3	
農業労働災害共済事業特別会計	5,600	5,700	△ 100	△ 1.8	
生活排水処理事業特別会計	0	1,268,000	△ 1,268,000	皆減	
財産区特別会計	432	588	△ 156	△ 26.5	
計	38,282,032	38,244,288	37,744	0.1	

令和6年度一般会計当初予算款別集計表

歳 入

(単位：千円、%)

款	R 6 年度予算額		R 5 年度予算額		増減	
	A	構成比	A	構成比	A - B	増減率
5 市 税	3,704,969	11.3	3,904,719	12.4	△ 199,750	△ 5.1
10 地 方 譲 与 税	256,000	0.8	233,000	0.7	23,000	9.9
15 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	2,000	0.0	1,000	50.0
17 配 当 割 交 付 金	16,000	0.0	20,000	0.1	△ 4,000	△ 20.0
18 株式等譲渡所得割交付金	18,000	0.0	10,000	0.0	8,000	80.0
20 地 方 消 費 税 交 付 金	850,000	2.6	886,000	2.8	△ 36,000	△ 4.1
25 ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	6,200	0.0	△ 6,200	皆減
31 自動車税環境性能割交付金	21,000	0.1	14,000	0.0	7,000	50.0
32 法 人 事 業 税 交 付 金	72,000	0.2	66,000	0.2	6,000	9.1
35 地 方 特 例 交 付 金	159,200	0.5	20,300	0.1	138,900	684.2
40 地 方 交 付 税	13,165,000	40.0	13,010,000	41.2	155,000	1.2
普 通 交 付 税	11,815,000	35.9	11,660,000	36.9	155,000	1.3
特 別 交 付 税	1,350,000	4.1	1,350,000	4.3	0	0.0
45 交通安全対策特別交付金	3,500	0.0	4,000	0.0	△ 500	△ 12.5
50 分 担 金 及 び 負 担 金	245,991	0.7	253,139	0.8	△ 7,148	△ 2.8
55 使 用 料 及 び 手 数 料	259,566	0.8	269,446	0.9	△ 9,880	△ 3.7
60 国 庫 支 出 金	3,704,672	11.3	2,625,648	8.3	1,079,024	41.1
65 県 支 出 金	2,922,625	8.9	4,073,542	12.9	△ 1,150,917	△ 28.3
70 財 産 収 入	23,181	0.1	22,775	0.1	406	1.8
75 寄 附 金	536,040	1.6	434,502	1.4	101,538	23.4
80 繰 入 金	2,623,280	8.0	2,207,465	7.0	415,815	18.8
うち財調・減債基金繰入金	1,600,000	4.9	1,450,000	4.6	150,000	10.3
85 繰 越 金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
90 諸 収 入	500,176	1.5	533,664	1.7	△ 33,488	△ 6.3
95 市 債	3,835,800	11.6	2,963,600	9.4	872,200	29.4
うち臨時財政対策債	20,000	0.1	80,000	0.3	△ 60,000	△ 75.0
歳 入 合 計	32,930,000	100.0	31,570,000	100.0	1,360,000	4.3

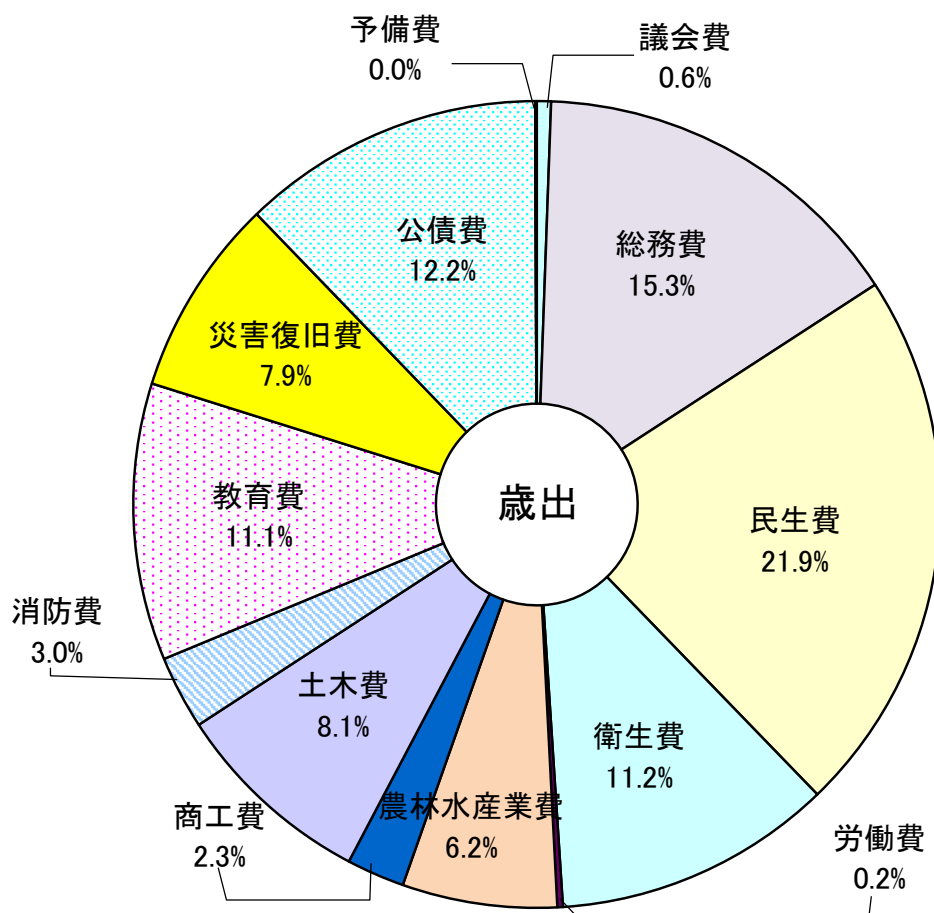
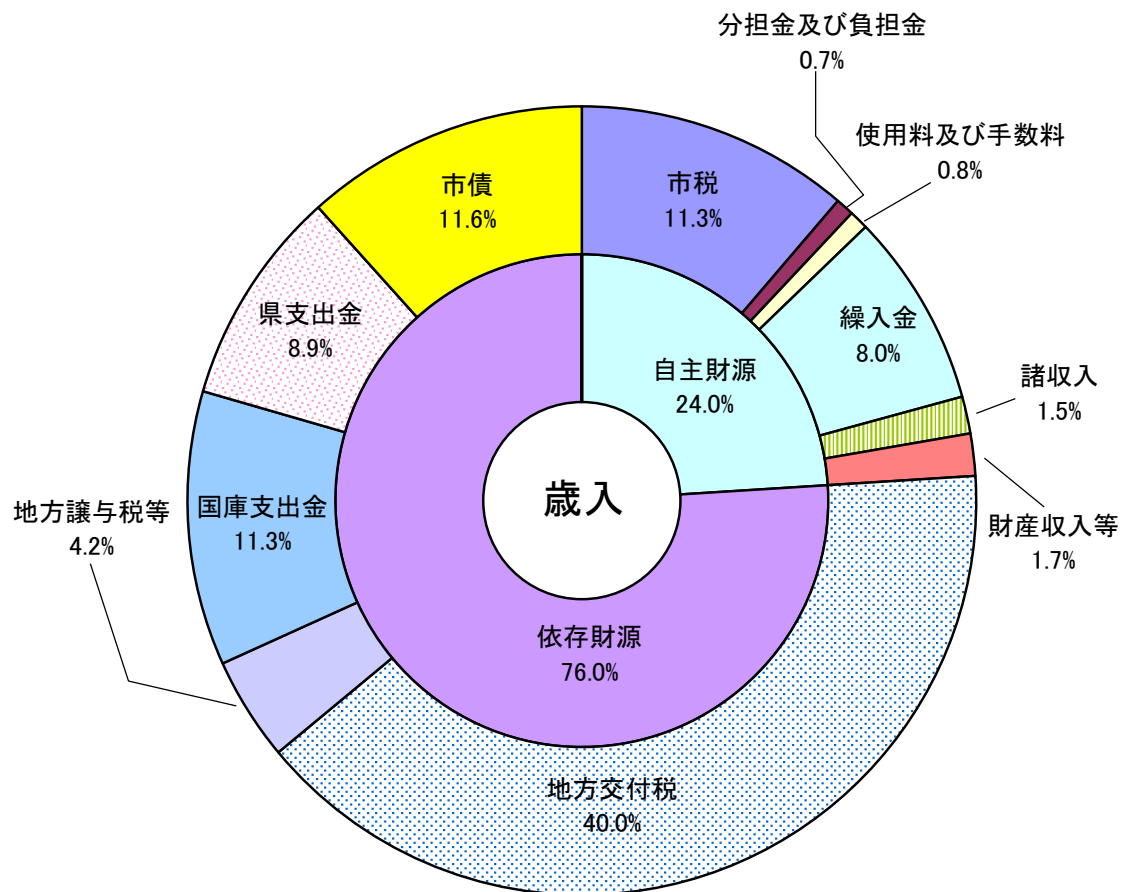
歳 出

(単位：千円、%)

款	R 6年度予算額		R 5年度予算額		増減	
	A	構成比	B	構成比	A - B	増減率
5 議 会 費	186,996	0.6	200,471	0.6	△ 13,475	△ 6.7
10 総 務 費	5,026,219	15.3	5,295,525	16.8	△ 269,306	△ 5.1
15 民 生 費	7,222,377	21.9	6,521,019	20.6	701,358	10.8
20 衛 生 費	3,689,161	11.2	4,118,466	13.0	△ 429,305	△ 10.4
25 労 働 費	73,307	0.2	60,731	0.2	12,576	20.7
30 農 林 水 産 業 費	2,041,402	6.2	1,958,154	6.2	83,248	4.3
35 商 工 費	764,946	2.3	521,141	1.7	243,805	46.8
40 土 木 費	2,665,448	8.1	2,139,197	6.8	526,251	24.6
45 消 防 費	969,051	3.0	936,580	3.0	32,471	3.5
50 教 育 費	3,655,485	11.1	2,515,219	8.0	1,140,266	45.3
55 災 害 復 旧 費	2,614,228	7.9	3,192,305	10.1	△ 578,077	△ 18.1
60 公 債 費	4,001,380	12.2	4,091,192	12.9	△ 89,812	△ 2.2
うち繰上償還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
65 諸 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	—
70 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.1	0	0.0
歳出合計	32,930,000	100.0	31,570,000	100.0	1,360,000	4.3

災害復旧を除く比較	30,315,772	28,377,695	1,938,077	6.8
-----------	------------	------------	-----------	-----

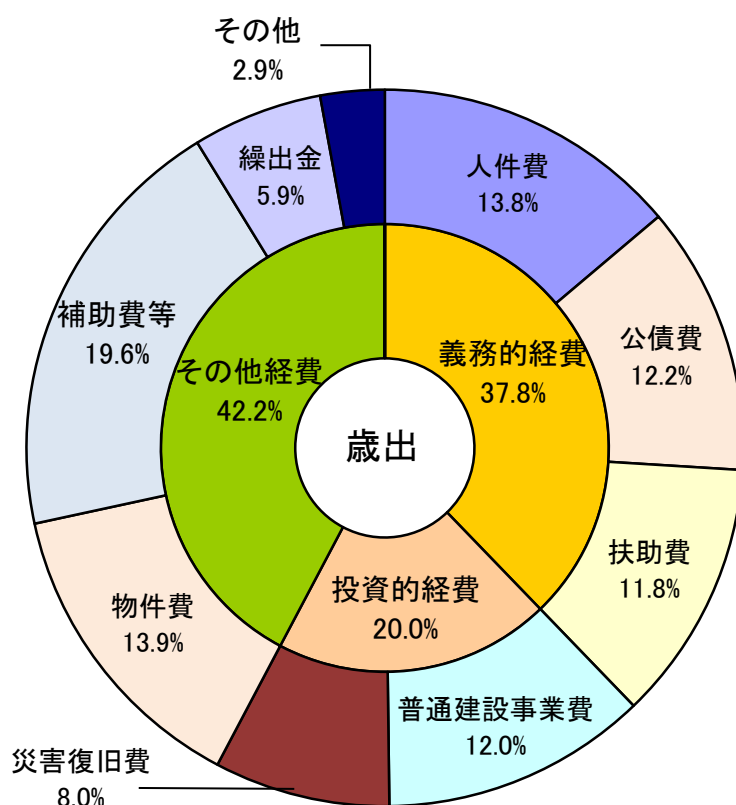
令和6年度一般会計当初予算款別構成比



令和6年度 一般会計当初予算性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区分	R 6 年度予算額		R 5 年度予算額		増減	
	A	構成比	B	構成比	A - B	増 減 率
義 務 的 経 費	12,443,138	37.8	12,176,609	38.6	266,529	2.2
人 件 費	4,555,679	13.8	4,291,641	13.6	264,038	6.2
公 債 費	4,001,330	12.2	4,091,142	13.0	△ 89,812	△ 2.2
扶 助 費	3,886,129	11.8	3,793,826	12.0	92,303	2.4
投 資 的 経 費	6,569,819	20.0	5,958,629	18.9	611,190	10.3
普 通 建 設 事 業 費	3,955,591	12.0	2,766,324	8.8	1,189,267	43.0
災 害 復 旧 費	2,614,228	8.0	3,192,305	10.1	△ 578,077	△ 18.1
そ の 他 の 経 費	13,917,043	42.2	13,434,762	42.5	482,281	3.6
物 件 費	4,567,887	13.9	4,750,502	15.1	△ 182,615	△ 3.8
補 助 費 等	6,462,469	19.6	5,251,260	16.6	1,211,209	23.1
維 持 補 修 費	256,726	0.8	249,695	0.8	7,031	2.8
積 立 金	586,557	1.8	488,812	1.5	97,745	20.0
貸 付 金	90,000	0.2	40,000	0.1	50,000	125.0
繰 出 金	1,933,404	5.9	2,634,493	8.3	△ 701,089	△ 26.6
予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	32,930,000	100.0	31,570,000	100.0	1,360,000	4.3



令和6年度 特別会計繰出金・一部事務組合負担金等予算額一覧

特別会計繰出金

(単位：千円、%)

会 計 名	R 6 年度予算額	R 5 年度予算額	増 減	増減率
国民健康保険事業特別会計	334,916	353,583	△ 18,667	△ 5.3
後期高齢者医療事業特別会計	759,494	767,620	△ 8,126	△ 1.1
生活排水処理事業特別会計	0	705,362	△ 705,362	皆減
計	1,094,410	1,826,565	△ 732,155	△ 40.1
水道事業会計補助金	357,334	421,676	△ 64,342	△ 15.3
下水道事業会計補助金	1,256,500	633,499	623,001	98.3
病院事業会計補助金	853,140	831,644	21,496	2.6
合計	3,561,384	3,713,384	△ 152,000	△ 4.1

一部事務組合等負担金

(単位：千円、%)

一部事務組合名	R 6 年度予算額	R 5 年度予算額	増 減	増減率
雲南広域連合	1,659,085	1,595,905	63,180	4.0
（一般）	(51,365)	(47,316)	(4,049)	(8.6)
（介護保険）	(838,994)	(807,928)	(31,066)	(3.8)
（消防）	(718,253)	(691,005)	(27,248)	(3.9)
（環境衛生）	(37,067)	(36,202)	(865)	(2.4)
（下水道）	(13,406)	(13,454)	(△ 48)	(△ 0.4)
島根県後期高齢者医療広域連合	30,265	38,306	△ 8,041	△ 21.0
雲南市・飯南町事務組合	778,724	740,459	38,265	5.2
（火葬場分）	(32,908)	(30,796)	(2,112)	(6.9)
（清掃分）	(626,540)	(616,140)	(10,400)	(1.7)
（ケーブルテレビ分）	(119,276)	(93,523)	(25,753)	(27.5)
合計	2,468,074	2,374,670	93,404	3.9

基金充当事業一覧

一般会計

(単位：千円)

基金名	R 6 年度 充当額	R 5 年度 充当額	増減	充当事業
財政調整基金	400,000	250,000	150,000	財政調整
減債基金	1,200,000	1,200,000	0	地方債元利償還
政策選択基金	533,402	387,026	146,376	寄附によるふるさと政策選択事業 197,558 ふるさと納税推進事業 335,844
地域振興基金	332,427	230,813	101,614	名誉市民顕彰事業 833
				20周年記念各種功労者表彰事業 576
				20周年記念事業 6,678
				防犯街路灯設置事業補助金 1,880
				コミュニティキャンパス推進事業 5,000
				若者チャレンジ推進事業 14,663
				企業チャレンジ推進事業 2,160
				出雲の国・斐伊川交流サミット負担金 804
				木次線利活用推進協議会負担金 3,436
				雲南市飯南町事務組合負担金（CATV事業） 494
				自治会集会所建設費補助金 4,537
				地域づくりイベント補助金 6,000
				移住定住促進事業 6,052
				宅地購入補助金 20,000
				民間賃貸住宅家賃助成事業補助金 3,840
				移住定住促進事業補助金 3,100
				うんなん子育て応援リフォーム事業補助金 4,800
				持続可能型地域推進事業 806
				協働で叶える市民活動促進事業 120
				水の縁推進事業 12,973
				鉄道対策事業 1,500
				市民バス運行事業 4,881
				特別支援学校通学支援助成金 6,208
				こども家庭センター運営事業 8,555
				保育所保育士確保対策事業費補助金 5,050
				障がい児等保育対策事業補助金 15,584
				訪問診療確保対策事業補助金 400
				訪問看護確保対策事業補助金 600
				不妊治療費助成事業補助金 5,054
				脱炭素社会構築推進事業 1,662
				海外輸出促進支援事業 550
				ブランド米振興大会補助金 1,500
				商工業振興補助金 23,850
				企業立地促進対策事業 30,631
				起業創業・経営支援事業 2,942
				地方創生テレワーク推進事業 1,650
				広域観光インバウンド推進事業 4,504
				うんなん観光ネットワーク事業 5,704
				日本一さくらのまちづくり事業交付金 1,042
				雲南市観光協会補助金 6,952
				市内高校後援会等補助金 7,640
				学校支援員配置事業 19,784
				おんせんキャンパス運営事業 18,361
				教育魅力化推進事業 15,776
				L D教室運営事業 7,793
				小学校図書活動充実事業 10,886
				中学校図書活動充実事業 5,200
				部活動地域指導者活用支援事業 720
				地域文化部活動推進事業 131
				子ども第三の居場所事業 5,512
				文化振興企画運営事業 2,600
				コウノトリ保護事業 1,475
				菅谷たたら山内活用事業補助金 8,978

基金名	R 6年度 充当額	R 5年度 充当額	増減	充当事業
鉄の道文化圏推進基金	1,500	1,500	0	鉄の道文化圏推進協議会負担金
大規模事業等基金	99,000	75,600	23,400	庁舎施設整備事業 5,800 雲南市飯南町事務組合負担金（CATV事業） 22,900 幡屋交流センター整備事業 2,100 児童福祉施設整備事業 8,200 観光施設整備事業 7,500 かわまちづくり事業 3,600 教育施設等解体撤去事業 19,300 教育施設等解体撤去事業 11,500 小学校施設整備事業 1,100 木次中学校建設準備事業 11,300 幼稚園施設整備事業 1,000 大東公園サッカー場整備事業 4,700
加茂岩倉銅鐸保存施設整備基金	593	717	△ 124	加茂岩倉遺跡管理事業
木次図書館基金	2,000	2,000	0	木次図書館管理事業（蔵書購入等）
木次さくらのまちづくり基金	12,113	14,962	△ 2,849	日本一さくらのまちづくり事業 11,813 さくらの会交付金 300
永井隆博士顕彰基金	2,733	2,790	△ 57	永井隆顕彰事業 2,223 永井隆記念館管理事業 510
鉄の歴史村景観保全基金	5,709	7,112	△ 1,403	「たたら」を活用した情報発信事業
場外馬券場対策基金	2,586	5,885	△ 3,299	場外馬券場交付金事業
原子力防災基金	31,217	29,060	2,157	デジタル防災無線管理事業 15,665 原子力災害対策事業 15,552
計	2,623,280	2,207,465	415,815	

特別会計

（単位：千円）

基金名	R 6年度 充当額	R 5年度 充当額	増減	充当事業
国民健康保健 財政調整基金	72,234	60,388	11,846	財政調整
幡屋財産区 財政調整基金	429	585	△ 156	財政調整
計	72,663	60,973	11,690	

基金の状況

(単位：千円)

一般会計		令和4年度	令和5年度予算（3月補正後）					令和6年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
財政調整基金		1,440,271		1,000	1,000		1,441,271		500	500	400,000	1,041,771
減債基金		3,963,052		2,000	2,000	1,709,626	2,255,426		1,000	1,000	1,200,000	1,056,426
計		5,403,323	0	3,000	3,000	1,709,626	3,696,697	0	1,500	1,500	1,600,000	2,098,197
特定目的	ふるさとづくり基金	21,868		10	10		21,878		20	20		21,898
	地域福祉基金	314,405		1,200	1,200		315,605		1,200	1,200		316,805
	地域振興基金	2,882,306	400,000	3,000	403,000	235,493	3,049,813		4,000	4,000	332,427	2,721,386
	政策選択基金	463,589	550,622	50	550,672	401,288	612,973	534,420	50	534,470	533,402	614,041
	大規模事業等基金	420,746	142,858	1,500	144,358	80,017	485,087		2,000	2,000	99,000	388,087
	鉄の道文化圏推進基金	30,175		20	20	1,500	28,695		20	20	1,500	27,215
	遊学の郷加茂振興基金	75,161		80	80		75,241		80	80		75,321
	加茂岩倉銅鐸保存施設整備基金	82,739		80	80	442	82,377		80	80	593	81,864
	木次図書館基金	20,119		20	20	2,000	18,139		20	20	2,000	16,159
	木次さくらのまちづくり基金	109,390		300	300	14,962	94,728		300	300	12,113	82,915
	木次経済文化会館振興基金	27,164		20	20		27,184		20	20		27,204
	永井隆博士顕彰基金	51,690		50	50	2,790	48,950		50	50	2,733	46,267
	場外馬券場対策基金	65,315	2,541	50	2,591	5,885	62,021	2,586	50	2,636	2,586	62,071
	鉄の歴史村景観保全基金	42,497		50	50	5,924	36,623	40,000	50	40,050	5,709	70,964
	原子力防災基金	41,486	40,000	5	40,005	29,060	52,431		50	50	31,217	21,264
	新型コロナウイルス感染症対応基金	0			0		0			廃止		
計		4,648,650	1,136,021	6,435	1,142,456	779,361	5,011,745	577,006	7,990	584,996	1,023,280	4,573,461
合計		10,051,973	1,136,021	9,435	1,145,456	2,488,987	8,708,442	577,006	9,490	586,496	2,623,280	6,671,658

(単位：千円)

特別会計		令和4年度	令和5年度予算（3月補正後）					令和6年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
国民健康保険事業 財政調整基金		378,645		100	100	30,220	348,525		100	100	72,234	276,391
農業労働災害共済 財政調整基金		38,385		7	7	3,492	34,900		7	7	3,492	31,415
幡屋財産区 財政調整基金		9,761		1	1	585	9,177		1	1	429	8,749
合計		426,791	0	108	108	34,297	392,602	0	108	108	76,155	316,555

(単位：千円)

土地開発基金		令和4年度	令和5年度予算（3月補正後）					令和6年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
現金		172,038	44,074	3,956	48,030		220,068		61	61		220,129
土地		375,506			0	44,074	331,432			0		331,432
合計		547,544	44,074	3,956	48,030	44,074	551,500	0	61	61	0	551,561

令和6年度普通建設事業

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	合併	他起債
防犯街路灯設置事業補助金	防災部くらし安全室		補助金	1,880				1,880	0				
庁舎施設整備事業	総務部管財課			116,635			110,800	5,800	35			110,800	
公共施設解体撤去事業	掛合総合センター市民サポート課			8,184			7,700		484			7,700	
交通安全施設整備事業	防災部くらし安全室			4,000					4,000				
自治会集会所建設費補助金	政策企画部地域振興課	補助金		4,537				4,537	0				
幡屋交流センター整備事業	大東総合センター自治振興課			29,953			27,800	2,100	53	27,800			
宅地購入補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課	補助金		20,000				20,000	0				
民間賃貸住宅家賃助成事業補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課	補助金		3,840				3,840	0				
うんなん子育て応援リフォーム事業補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課	補助金		4,800				4,800	0				
大東交流センター管理事業	大東総合センター自治振興課			7,598			7,200		398	7,200			
一宮交流センター管理事業	三刀屋総合センター自治振興課			19,000			18,000		1,000			18,000	
市民バス整備事業	政策企画部うんなん暮らし推進課			35,801			35,400		401	35,400			
電源立地地域対策事業	政策企画部地域振興課			8,315		8,315			0				
ケアポートよしだ改修事業補助金	健康福祉部長寿障がい福祉課	補助金		8,133			8,100		33	8,100			
児童福祉施設整備事業	子ども政策局子ども政策課	補		149,130	4,748		136,100	8,200	82			136,100	
保育所施設修繕事業	子ども政策局子ども政策課			38,751			29,800		8,951			29,800	
新エネルギー機器導入補助金	市民環境部環境政策課	補助金		3,700		2,200		1,500	0				
飲料水確保事業補助金	市民環境部環境政策課	補助金		1,000					1,000				
ごみ集積施設整備費補助金	市民環境部環境政策課	補助金		335					335				
農作物鳥獣被害対策事業補助金	農林振興部林業振興課	補助金		5,800					5,800				
農業担い手フォローアップ事業補助金	農林振興部農業畜産課	補助金		10,700				10,700	0				
園芸振興補助金	農林振興部農業畜産課	補助金		28,654		14,327			14,327				
担い手経営発展支援事業費補助金	農林振興部農業畜産課	補助金		10,905		10,905			0				
漬物製造等事業継続支援事業補助金	農林振興部農業畜産課	補助金		1,000					1,000				
雲南中央地区中山間地域農業農村総合整備事業負担金	建設部農地整備課	県事業負担金		38,600			37,200	1,400	0	33,200			4,000
農地有効利用支援整備事業	建設部農地整備課			5,100		2,500		1,000	1,600				
農業水路等長寿命化・防災減災事業	建設部農地整備課	補		159,900		127,300	29,800	1,150	1,650			29,800	
県営ほ場整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	28,120			28,100		20	28,100			
県営ため池整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	16,280			15,400		880			15,400	
市単土地改良補助金	建設部農地整備課	補助金		2,000					2,000				
県営農道整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	26,500			26,000		500	26,000			
森林環境保全整備事業負担金	農林振興部林業振興課		県事業負担金	2,000			2,000		0	2,000			
公有林整備事業	農林振興部林業振興課			7,249		3,635		1,423	2,191				
公社造林受託事業	農林振興部林業振興課			4,380				4,340	40				
林地崩壊防止事業	建設部農地整備課			10,400		5,200	4,100	1,040	60				4,100
観光地再生・観光サービス高付加価値化支援事業	産業観光部観光振興課	補	補助金	33,332	16,666	16,666			0				
観光施設整備事業	産業観光部観光振興課			150,000			142,500	7,500	0			142,500	
観光施設整備事業	産業観光部産業施設課			7,607			6,100	1,172	335			6,100	
交付金活用道路修繕事業	建設部建設工務課	補		47,700	26,790		13,600		7,310			13,600	
交付金活用交通安全道路環境整備事業	建設部建設工務課	補		6,000	3,420		1,200		1,380			1,200	
道路施設整備事業	建設部建設工務課			41,600			39,800		1,800		10,000	29,800	

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	合併	他起債
交付金活用通学路道路整備事業	建設部建設工務課	補		20,300	12,540		7,200		560			7,200	
道路安全対策事業	建設部建設工務課	補		39,000		30,000	8,500		500			8,500	
一般職	総務部人事課			45,602					45,602				
交付金道路整備事業	建設部建設工務課	補		102,400	62,700		39,700		0	39,700			
起債道路整備事業	建設部建設工務課			161,280			150,900		10,380			150,900	
企業団地関連道路整備事業	建設部都市計画課	補		46,000	28,215		16,800		985			16,800	
国道整備関連事業	建設部都市計画課			1,000					1,000				
国道54号三刀屋拡幅関連事業	建設部都市計画課			85,000			80,700		4,300			80,700	
国道・県道整備事業負担金	建設部都市計画課		県事業負担金	15,000			14,200		800			14,200	
道路構造物長寿命化事業	建設部建設工務課	補		167,100	102,201		53,400		11,499			53,400	
除雪機械整備事業	建設部建設工務課	補		54,076	35,464		17,600		1,012			17,600	
除雪車回転場整備事業	建設部建設工務課			2,000			1,900		100			1,900	
かわまちづくり事業	建設部都市計画課			71,000			67,400	3,600	0			67,400	
急傾斜地崩壊対策事業負担金	建設部都市計画課		県事業負担金	25,209			19,600	5,263	346			5,900	13,700
県河川浄化事業	建設部建設工務課			26,000		13,000		1,000	12,000				
一般職	総務部人事課			129,466					129,466				
公園施設整備事業	建設部都市計画課	補		73,000	36,000		35,100		1,900			35,100	
木造住宅耐震化等促進事業補助金	建設部建築住宅課	補	補助金	4,800	2,400	1,200			1,200				
ブロック塀等安全確保事業補助金	建設部建築住宅課	補	補助金	792	396	198			198				
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金	建設部建築住宅課		補助金	1,700		850			850				
がけ地近接危険住宅移転事業補助金	建設部建築住宅課	補	補助金	8,293	4,146	2,073			2,074				
公営住宅建設事業	建設部建築住宅課	補		97,170	30,240		64,800		2,130				64,800
県営住宅取得事業	建設部建築住宅課			304,000			304,000		0				304,000
公営住宅整備事業（人件費）	総務部人事課			10,598					10,598				
水道事業会計負担金	防災部くらし安全室		負担金	2,400					2,400				
消防施設整備費補助金	防災部くらし安全室		補助金	700					700				
消防施設解体撤去事業	三刀屋総合センター自治振興課			11,880			11,200		680			11,200	
防火水槽整備事業	防災部くらし安全室			19,000			18,000	950	50				18,000
消防機器整備事業	防災部くらし安全室			41,567			38,700		2,867				38,700
教育施設等解体撤去事業	教育委員会教育総務課			387,091			367,700	19,300	91			367,700	
教育施設等解体撤去事業	教育委員会スポーツ文化振興室	補		165,000	11,852		141,600	11,500	48			141,600	
小学校施設整備事業	教育委員会教育総務課			26,700			19,600	1,100	6,000			19,600	
中学校施設整備事業	教育委員会教育総務課			9,153			6,600		2,553			6,600	
幼稚園施設整備事業	子ども政策局子ども政策課			19,948			17,900	1,000	1,048			17,900	
文化施設修繕事業	教育委員会文化財課			5,203			4,900		303			4,900	
文化施設大規模改修事業	教育委員会文化財課	補		512,016	84,000		428,000		16	428,000			
菅谷たたら山内保存修理事業	教育委員会文化財課	補		5,300	2,600	650	2,000		50	2,000			
菅谷たたら山内防災整備事業	教育委員会文化財課	補		14,850	7,425	1,856	5,500		69	5,500			
大東公園サッカー場整備事業	教育委員会スポーツ文化振興室			94,000			89,300	4,700	0			89,300	
大東学校給食管理事業	教育委員会大東給食センター			10,362			9,800		562			9,800	
学校給食センター配送車両更新事業	教育委員会教育総務課			10,800			10,000		800			10,000	
その他普通建設事業				19,416	2,500	500	3,900	1,993	10,523			3,900	
合 計				3,955,591	474,303	241,375	2,783,200	132,788	323,925	643,000	10,000	1,682,900	447,300

(単位：千円)

【財産区特別会計】

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	合併	他起債
財産区事業負担金	大東総合センター自治振興課			20				20	0				
合 計				20	0	0	0	20	0	0	0	0	0

9. 特別職等報酬の状況

R6.4.1 現在

区 分		報 酬 の 額
市 長		月額 890,000円
副 市 長		月額 721,000円
教 育 長		月額 639,000円
監査委員	識見を有する者から専任された委員	月額 70,000円
	議会の議員から専任された委員	月額 30,000円
公平委員会	委員長である委員	日額 9,000円
	その他の委員	日額 8,000円
農業委員会	会長である農業委員	基本額 月額 30,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者である農業委員	基本額 月額 27,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	その他の農業委員	基本額 月額 23,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本額 月額 16,200円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
固定資産評価 審査委員会	委員長である委員	日額 8,000円
	その他の委員	
選挙管理委員 会の委員	委員長である委員	月額 40,000円
	その他の委員	月額 20,000円
選 挙 長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じて、当該各号に定める額
開票管理者		
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人及び選挙立会人		

保育所嘱託医	嘱託医	1 保育所（園）につき 年額 56,000 円以内 園児 1 人につき 年額 100 円
	歯科嘱託医	1 保育所（園）につき 年額 56,000 円以内 園児 1 人につき 年額 100 円
教育委員会の委員		月額 40,000 円
社会教育委員		年額 17,000 円以内
学校医		1 校につき 年額 56,000 円以内 児童生徒 1 人につき 年額 100 円以内
学校歯科医		1 校につき 年額 56,000 円以内 児童生徒 1 人につき 年額 100 円以内
学校薬剤師		1 校につき 年額 20,000 円以内
身体教育医学研究所うなん運営委員	運営委員長	日額 30,000 円
	運営委員（学識経験者、医師会代表者、医療機関代表者、研究機関代表者）	日額 20,000 円
	運営委員（社会福祉法人代表者、行政関係者、その他市長が必要と認める者）	日額 6,800 円
執行機関の附属機関として置かれる審査会、審議会（ただし、雲南圏域 1 市 2 町障害支援区分認定審査会委員を除く。）及び調査会等の委員並びに専門委員		勤務 1 日につき 10,000 円以内
雲南圏域 1 市 2 町障害支援区分認定審査会委員		勤務 1 日につき 13,000 円以内
前項までに掲げる者以外の地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号又は第 3 号該当する者		予算の範囲内で市長が定める額とする。

18. 雲南市の行財政改革の主な取り組み（H30～R5）

I. 推進体制

- 行財政改革推進本部の設置
- 行財政改革推進プロジェクトチームの設置
- 雲南市行財政改革審議会（諮問機関）の設置
 - 第1期 委員任期：平成29年6月～平成31年5月（委員13名）
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針案の審議、答申
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針に基づく行動計画の審議
 - 第2期 委員任期：令和元年6月～令和3年5月（委員13名）
 - ・雲南市行財政改革実施計画（令和2年度～令和6年度）の審議
 - 第3期 委員任期：令和3年6月～令和5年5月（委員13名）
 - ・雲南市行財政改革実施計画（令和2年度～令和6年度）の審議
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針（第2次）案の審議、答申
 - 第4期 委員任期：令和5年6月～令和7年5月（委員14名）
 - ・公の施設に係る使用料の改定（案）の審議

II. 取組事項

1. 方針・計画等の策定

- （1）行財政改革実施計画（第4次：令和2年度～令和6年度）
 - ・計画の策定：令和元年度
 - ・65取組み項目を設定
- （2）公共施設等総合管理計画
 - ・計画の策定：平成27年度
 - ・計画実施方針（第1次：平成30年度～令和3年度）の策定：平成29年度
 - ・計画実施方針（第1次）に基づく行動計画表の作成：平成30年度
 - ・計画実施方針（第2次：令和4年度～令和7年度）の策定：令和4年度

2. 事務事業の再編整理

- （1）行政評価制度
 - ・総合計画に基づく施策推進と進行管理
- （2）補助金
 - ・補助金審査委員会の設置、次年度予算編成に際し、補助金審査を実施

3. 民間委託の推進

- （1）公の施設の管理
 - ・指定管理者制度の導入（119協定：令和5年4月1日現在）
 - ・公共施設等総合管理計画の策定
- （2）公の施設の使用料

- ・使用料改定：令和元年 10 月改定
- ・使用料減免基準の見直し：平成 31 年 4 月

(3) 保育業務委託

- ・大東保育園：平成 29 年 4 月～
- ・加茂こども園：令和 3 年 4 月～

※令和 5 年 4 月現在 5 施設を業務委託

(4) 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センター業務を雲南市社会福祉協議会へ委託：平成 31 年 4 月～

4. 定員管理、人件費の抑制

(1) 定員管理計画

区分	開始年度（令和 6 年）	目標年度（令和 8 年）
職員数	478 人	475 人

【職員数の推移】4 月 1 日現在（市立病院を除く） (人)

区 分	(参考) 平成 16 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
対前年	-	▲16	▲2	▲5	11	0
累 計	-	▲197	▲199	▲204	▲193	▲193
職員数	665	468	466	461	472	472

(2) 給与等人件費の抑制

- ・財源確保を図るため、令和元年度まで独自の給与減額を継続実施した。

平成 29 年度	給料月額	市 長 ▲10% 教育長 ▲ 5%	副市長 ▲ 7% 一般職（管理職）▲ 2%
平成 30 年度	給料月額	市 長 ▲10% 教育長 ▲ 5%	副市長 ▲ 7% 一般職（管理職）▲ 1%
令和元年度	給料月額	市 長 ▲10% 教育長 ▲ 5%	副市長 ▲ 7% 一般職（管理職）▲ 1%

5. 権限移譲の推進

(1) 権限移譲

- ・県「市町村への権限移譲計画」の移譲項目の受入体制を検討
- ・農地転用に関する事務（4 ha 以下）平成 29 年 1 月移譲

(2) 国への規制緩和の働きかけ

- ・合併後の公共施設再編の障害となっている国庫補助対象施設の用途転用、譲渡等における法規制緩和の働きかけを実施

(3) 地方分権改革に関する提案募集方式への取組

- ・「児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施」及び「サテライト事業

所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し」の提案実施：平成29年度

6. 組織機構の見直し

(1) 部・課・室・出先機関の再編、統合

【部局等数の推移】4月1日現在

	本庁		総合センター		議会	行政委員会		幼稚園、 保育所、 こども園
	部・局	課・室		課			課・室	
H30	9	43	6	12	1	3(6)	6	14
R1	10	41	6	12	1	3(6)	6	14
R2	10	44	6	12	1	3(6)	6	12
R3	10	45	6	12	1	3(6)	6	11
R4	10	46	6	12	1	3(6)	7	11
R5	10	47	6	10	1	3(6)	7	11

※専任の正職員がいる組織のみ計上

(幼稚園等については業務委託、休園施設については含まない)

※行政委員会の()は実質の委員会数

(2) 人事評価制度・人材育成

- ・能力評価・業績評価制度実施
- ・人事評価の管理職勤勉手当への反映：令和元年度
- ・職員提案制度

7. 財政運営の見直し

(1) 計画的な財政運営

- ・中期財政計画に基づく計画的な財政運営

(2) 公債費負担の抑制

- ・地方債償還金の繰上償還による実質公債費比率の抑制

【繰上償還実施額】

H30	- 百万円	R1	10 百万円	R2	- 百万円
R3	- 百万円	R4	522 百万円	R5	427 百万円

(3) 歳入の確保

【税等の徴収率】

年度	現年(%)	滞納分(%)	滞納繰越額(千円)
平成30年度	99.58	47.67	49,198
令和元年度	99.46	37.85	53,678
令和2年度	99.30	35.66	65,048
令和3年度	99.60	46.86	48,502
令和4年度	99.42	32.61	56,182

(4) 歳入の見直し

- ・市報うんなん、市ホームページ、固定資産税納税通知書送付用封筒等への広告掲載による収入
- ・職員駐車場の有料化
- ・窓口手数料の見直し：令和2年度

8. 公営企業関係

(1) 定員管理

- ・市定員管理計画により実施

(2) 水道事業

- ・簡易水道の公営企業会計化（上水道へ経営統合）：平成29年度
- ・水道料金の改定：平成29年度

(3) 下水道事業

- ・公共下水道事業の公営企業会計化：令和2年度

9. 情報公開の推進

(1) 市政懇談会

年度	開催時期	会場数	参加者数
平成30年度	7月～8月	6会場	437人
令和元年度	7月～8月	6会場	405人
令和2年度	実施なし		
令和3年度	市長との意見交換会 11回		
令和4年度	市長との意見交換会 17回 219人		
令和5年度	市長との意見交換会 19回 239人		

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は中止。

(2) 市政への提案箱

令和3年度 48件
令和4年度 65件
令和5年度 45件

(3) パブリックコメント制度

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	7件	13件	5件	2件	6件	8件

※令和5年度実施分（8件）

雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(案)

雲南市第2次自死対策総合計画(案)

第4次雲南市障がい者計画(案)

第7期雲南市障がい福祉計画(案)及び第3期雲南市障がい児福祉計画(案)

脱炭素社会実現計画(案)

雲南市人権施策推進基本方針(第3次改定案)

雲南市公共下水道事業計画(第14回変更)

第3次雲南市総合計画基本構想(案)

(4) 予算の公表

- ・市民向け予算書「よくわかる予算説明書」の作成
- ・予算編成方針、予算編成過程の公表(当初予算)

19. 公の施設の管理の状況

公の施設の管理状況（令和6年4月1日現在）

○公の施設の増減

管理の分類	施設数
令和5年4月1日現在の施設数 ①	280
新設施設 ②	0
廃止施設 ③	7
譲渡施設（地元自治会等） ④	2
令和6年4月1日現在の施設数 （ ①＋②－③－④ ）	271

○管理の状況

管理の分類	施設数
指定管理者による管理	130
直営による管理	141

○指定管理の状況・・・145施設

施設の分類	施設数
集会・貸館・交流センター施設	47
観光・温浴・宿泊施設	16
農林・畜産施設	9
ホール施設	3
体育施設	10
その他施設	45

指定管理者の種別分類	施設数
株式会社・有限会社(市の出資がある団体)	15
株式会社・有限会社(上記以外の団体)	13
財団法人・社団法人	22
公共団体	0
公共的団体	78
NPO 法人	2

市民環境部

1.人口・世帯の状況

区 分	雲南市 (旧大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町)				
	世帯数	人口	男	女	
平成2年 (1990) 国勢調査	12,507	49,612	23,993	25,619	
平成7年 (1995) 国勢調査	12,722	48,248	23,268	24,980	
平成12年 (2000) 国勢調査	12,960	46,323	22,346	23,977	
平成17年 (2005) 国勢調査	12,990	44,403	21,289	23,114	
平成20年 登 録 (20.4.1現在)	13,601	44,560	21,478	23,082	
平成25年 登 録 (25.4.1現在)	13,782	※41,898	20,064	21,834	※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末以降から住民基本台帳登録数には、外国人住民の数が含まれています。(7月末外国人：218人)
平成26年 登 録 (26.1.1現在)	13,785	41,566	19,933	21,633	※住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳年報の調査対象期日が1月1日に変更となったため平成26年より1月1日で記載する。
平成30年 登 録 (30.1.1現在)	13,838	39,234	18,876	20,358	
平成31年 登 録 (31.1.1現在)	13,786	38,479	18,557	19,922	
令和2年 登 録 (2.1.1現在)	13,748	37,720	18,192	19,528	
令和3年 登 録 (3.1.1現在)	13,711	37,102	17,889	19,213	
令和4年 登 録 (4.1.1現在)	13,604	36,373	17,549	18,824	
令和5年 登 録 (5.1.1現在)	13,589	35,738	17,231	18,507	
令和6年 登 録 (6.1.1現在)	13,570	35,085	17,011	18,074	

2.近隣市町の人口と面積

令和6年1月1日現在

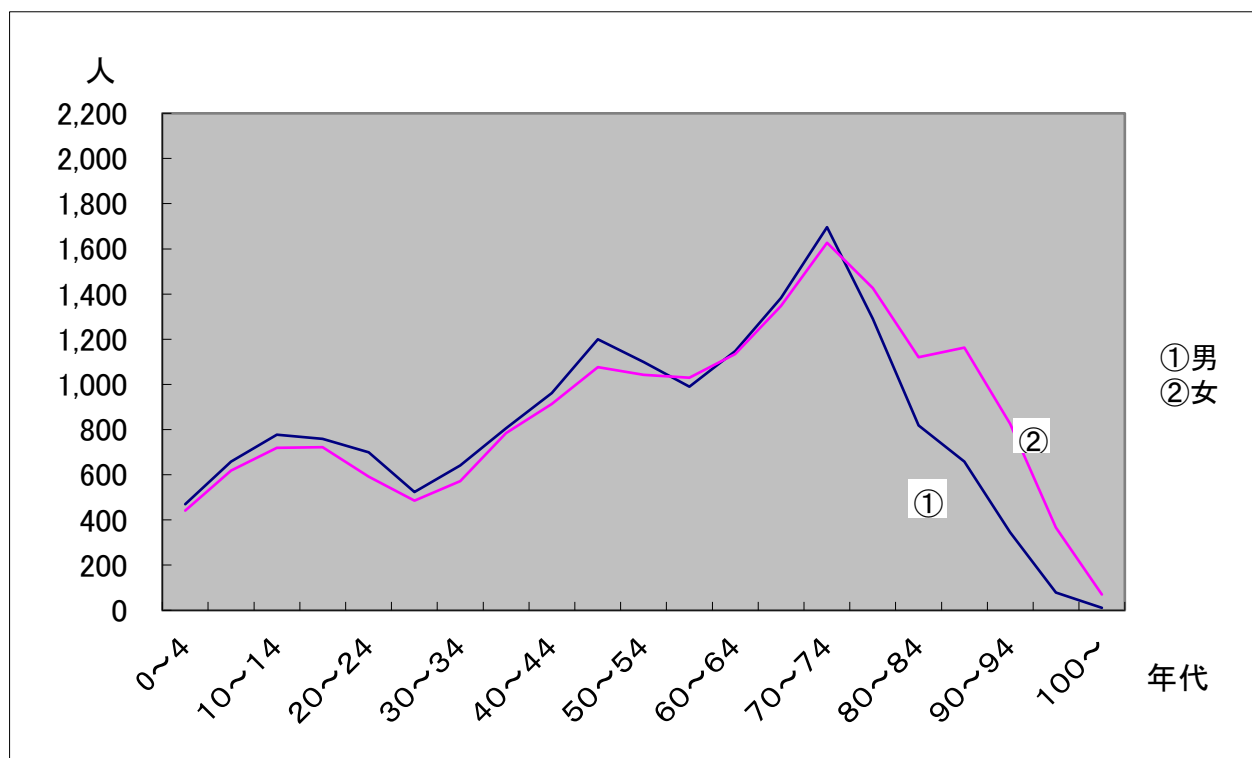
市町村名	人口	面積(km ²)
松江市	196,021	573
出雲市	172,607	624
安来市	35,855	421
雲南市	35,085	553
飯南町	4,482	243
奥出雲町	11,339	368

3.人口動態

	自然動態			社会動態			人口増減	
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減		
平成26年	236	614	▲ 378	835	1,040	▲ 205	▲ 583	H25.1.1～H25.12.31
平成27年	253	613	▲ 360	972	1,062	▲ 90	▲ 450	
平成28年	252	629	▲ 377	864	1,003	▲ 139	▲ 516	
平成29年	240	669	▲ 429	714	1,013	▲ 299	▲ 728	
平成30年	201	649	▲ 448	769	1,057	▲ 288	▲ 736	
平成31年	176	657	▲ 481	798	1,062	▲ 264	▲ 745	
令和 2年	207	617	▲ 410	669	876	▲ 207	▲ 617	
令和 3年	173	626	▲ 453	651	925	▲ 274	▲ 727	
令和 4年	159	652	▲ 493	734	865	▲ 131	▲ 624	
令和 5年	155	726	▲ 571	841	926	▲ 85	▲ 656	

4. 年代別人口(令和6年1月1日 現在)

年代	男	女	計
0～4	470	441	911
5～9	658	618	1,276
10～14	777	719	1,496
15～19	759	722	1,481
20～24	699	592	1,291
25～29	524	485	1,009
30～34	642	572	1,214
35～39	805	784	1,589
40～44	961	913	1,874
45～49	1,200	1,076	2,276
50～54	1,099	1,043	2,142
55～59	990	1,030	2,020
60～64	1,147	1,135	2,282
65～69	1,382	1,347	2,729
70～74	1,696	1,627	3,323
75～79	1,291	1,426	2,717
80～84	819	1,120	1,939
85～89	658	1,163	1,821
90～94	345	825	1,170
95～99	78	366	444
100～	11	70	81
合計	17,011	18,074	35,085



5. 国民年金の加入状況

(令和6年3月31日現在)

強 制 加 入		任 意 加 入	加 入 者 数 計
第 1 号 2, 3 8 9 人	第 3 号 8 4 0 人	1 7 人	3, 2 4 6 人

6. 年金の種類

(1) 拠出年金

(令和6年度)

種 類	受けられるとき（支給条件）	年 金 額（年額）						
老齢基礎年金	受給資格期間を満たした人が 65歳に達したとき。	816,000円（満額）						
障害基礎年金	20歳前に初診日があるか、あるいは初診日において被保険者であって、保険料の納付要件を満たしている人が、病気や事故により国民年金法施行令で定めた障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき。障害年金受給権者に、18歳未満（子に障害がある場合は20歳未満）の子がいる場合は、子の加算がある。平成23年度から受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行う。	昭和31年4月2日以後生まれの方 1級 1,020,000円 2級 816,000円 昭和31年4月1日以前生まれの方 1級 1,017,125円 2級 813,700円 子の加算額について <table><tr><th>対象</th><th>加算額</th></tr><tr><td>1人目、 2人目の子</td><td>1人につき 234,800円</td></tr><tr><td>3人目以降 の子</td><td>1人につき 78,300円</td></tr></table>	対象	加算額	1人目、 2人目の子	1人につき 234,800円	3人目以降 の子	1人につき 78,300円
対象	加算額							
1人目、 2人目の子	1人につき 234,800円							
3人目以降 の子	1人につき 78,300円							
付加年金	月額400円の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金に加算する。	納めた月数×200円						
寡婦年金	10年以上の婚姻期間があり、老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻に60歳～65歳になるまで支給。	夫が受け取る予定であった老齢基礎年金（夫の第1号被保険者の期間について計算したもの）の額の4分の3						
死亡一時金	死亡一時金は、第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合	保険料を納めた月数に応じて 120,000円～320,000円						

7. 国民健康保険の概要

区 分		令和4年度（実績）	令和5年度（見込）
人 口		35,489 人	34,826 人
被 保 険 者 数		6,491 人	6,091 人
老人を除く被保険者数		—	—
世 帯 数		4,444 戸	4,228 戸
加 入 率		18.29%	17.49%
保険料	現年保険料の収納率	97.93%	97.92%
(医療分)	1 人当り	68,783 円	70,156 円
	1 世帯当り	100,466 円	101,070 円
	賦課限度額	650,000 円	650,000 円
(後期高齢者支援分)	1 人当り	17,508 円	17,825 円
	1 世帯当り	25,573 円	25,680 円
	賦課限度額	200,000 円	220,000 円
(介護分)	1 人当り	18,694 円	19,156 円
	1 世帯当り	21,418 円	21,727 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円
医療の給付	医療給付総額	2,970,454,495 円	2,975,924,648 円
	1 人当り給付額	457,626 円	488,577 円
特 別 会 計	総 額	4,175,931,174 円	4,034,845,715 円
	1 人当り費用額	643,341 円	662,427 円
繰 入 金	一般会計繰入金	372,511,622 円	322,255,538 円
給 付 割 合	下記の者を除く者	7 割	7 割
	小学校就学前児童	8 割	8 割
	前期高齢者(70 歳以上一般)	8 割（経過措置無）	8 割（経過措置無）
任 意 給 付	葬 祭 費	30,000 円	30,000 円
	出産育児一時金	420,000 円	500,000 円

人口・世帯数・被保険者数は、各年度 3 月末現在。保険料は決算（予定）時。

8. 後期高齢者医療費

該当者は75歳以上及び65歳以上75歳未満で政令で定める程度の障害の認定を受けた人。一部負担金を除いた医療費を公費で負担する。

- 所得制限なし
- 一部負担金 医療費の1割、2割または3割
- 市町村民税非課税世帯に属する人について、入院時の一部負担金等減額制度がある。

		令和4年度	令和5年度
国の制度	受給者数 (3月末)	8,111 名	8,200 名
	後期高齢者医療費支出額 (費用額)	7,099,078,406 円	7,358,767,877 円

9. 子ども医療費

0歳児から15歳児（誕生日～中学校卒業まで）の医療費（入院・通院・薬局等）及び、中学生卒業～20歳未満者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる医療費（入院）の自己負担分を公費で負担する。

●本人負担額

区 分	入 院	通 院	薬局等
0歳～中学校卒業まで	本人負担なし	本人負担なし	本人負担なし
中学生卒業～20歳未満者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院 (所得制限なし)	本人負担なし	助成対象外	助成対象外

	令和4年度	令和5年度
乳幼児（子ども）医療対象者	4,055 名	3,909 名
乳幼児（子ども）医療支出額	127,312,684 円	122,607,444 円

※平成30年4月1日より従来の慢性呼吸器疾患等14疾患群を16疾患群に改正

10. 福祉医療費

重度心身障がい者（療育手帳A所持者・身体障害者手帳1～2級所持者・精神保健福祉手帳1級所持者・身体障害者手帳3～4級、IQ50以下の知的障がい、或いは、精神保健福祉手帳2級のうち、複数の手帳を所持する者・寝たきり者）及びひとり親家庭（配偶者のない父母とその扶養する子並びにこれに準ずる配偶者のない父母とその扶養する子／子が18歳に達する日の年度末まで対象）の医療費（入院・通院・薬局等）の自己負担分を一部公費で負担する。（平成26年10月制度改正により、本人負担額の軽減、及び重度精神障がい者を対象とした）

●本人負担額

区 分	入 院	通 院	薬局等
課 税 世 帯 (所得制限あり)	医療費の1割 20,000 円	医療費の1割 6,000 円	本人負担なし
非 課 税 世 帯 (所得制限あり)	医療費の1割 2,000 円	医療費の1割 1,000 円	本人負担なし
20歳未満の障害者 (所得制限なし)	医療費の1割 2,000 円	医療費の1割 1,000 円	本人負担なし

※1ヶ月1医療機関あたりの本人負担限度額

		令和4年度（年度末時点）	令和5年度（年度末時点）
福祉医療対象者 (3月末現在)	A 後期高齢対象	412名	416名
	B 寝たきり	0名	0名
	C 重度知的障害	102名	100名
	D 重度身体障害	315名	287名
	E 重複重度障害	6名	6名
	F ひとり親家庭	父母95名／子146名	父母89名／子148名
	G 重度精神障害	48名	45名
福祉医療支出額（扶助費）		93,762,773円	92,898,357円

1 1. 児童手当

平成24年4月1日に「児童手当の一部を改正する法」が施行され、「子ども手当」から「児童手当」に改正された。15歳到達後最初の3月末までの子ども（中学校修了前の子ども）を養育している方に支給される。

令和4年6月分手当より、所得上限限度額が設けられ、受給者の所得が一定以上の場合、児童手当等が支給されなくなった。

令和6年10月分手当より、所得制限の撤廃、支給対象年齢を18歳まで拡充、支給額変更等の予定。

	令和4年度実績	令和5年度実績
受給者数	1,830 名	1,753 名
対象児童数	3,284 名	3,143 名
総支給額	438,300 千円	418,585 千円

※公務員は勤務先から支給される。

【令和6年9月分手当まで】

支給額	3歳未満	月額 15,000 円
	3歳以上～小学校修了前 (第1子・2子)	月額 10,000 円
	3歳以上～小学校修了前 (第3子以降)	月額 15,000 円
	中学生	月額 10,000 円
	所得制限限度額以上 (H24年6月より適用)	月額 5,000 円
	所得上限限度額以上 (R4年6月より適用)	支給なし

【令和6年10月分手当からの主な変更】

- ・変更後の手当額（所得制限なし）
- ・第3子カウント18歳までを22歳まで
- ・支給回数年3回から年6回

		第1子・第2子	第3子以上
支給額	3歳未満	月額 15,000 円	月額 30,000 円
	3歳以上～18歳 (高校生年代まで)	月額 10,000 円	月額 30,000 円

1 2. 環境関係補助金

事業名	目的	補助内容	条件
太陽光発電導入促進事業補助金	新エネルギー導入の促進	(住宅用) ・雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結して設置する場合、1kwあたり 30,000 円を補助。(上限 4kw) ・島根県内(雲南市を除く)に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結して、雲南市の指定するパナソニックソーラーシステム製造(株)製品を設置する場合、1kw あたり 30,000 円を補助。(上限 4kw) ・島根県内(雲南市を除く)に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結して雲南市の指定するパナソニックソーラーシステム製造(株)以外の製品を設置する場合、1kwあたり 25,000 円を補助。(上限 4kw) (事業所用) ・補助単価は住宅用と同じ。(上限 9.99kw) (蓄電施設) ・雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結した場合、1 件当たり上限 100,000 円を補助。 ・島根県内(雲南市を除く)に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約を締結した場合、1 件当たり上限 50,000 円を補助。	○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定を取得したのち、低圧配電線と逆潮流有で連携すること。 ○1世帯・1事業者につき1回限り。 ○太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナー定格出力の合計値が 10kw未満。 ○市税等の滞納がないこと。 ○配電線と逆潮流有で連携している太陽光発電設備と電気系統を接続すること。 ○蓄電容量 1kw以上。
ごみ集積施設整備費補助金	良好な生活環境の保全	・設置経費の 3 分の1または利用世帯×5,000 円のいずれか低い額。上限 100,000 円を補助。	設置経費:1 万円以上 世帯数:5 世帯以上 回収場所確保
飲料水確保対策事業補助金	良質で安定した飲料水の確保	(補助対象者) ・居住のための飲用井戸を設置する個人又は共同利用の代表者。 (対象経費) ・ボーリング工事・水質検査費等。 (補助金額) ・補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 1,000,000 円を補助。	水道整備計画のない地域又は地理的条件等により整備できないと認められる世帯。

1 3. 雲南市のごみ処理の状況

施設名	雲南エネルギーセンター	リサイクルプラザ	最終処分場
所在地	加茂町三代 1331-1	木次町里方 1369-39	
対象地域	大東・加茂・木次・三刀屋		
処理対象物	可燃	資源・不燃	RDF 残さ・焼却灰 資源化残さ 陶器・ガラス・プラスチック類 少量のコンクリート・瓦礫類
施設内容	固形燃料(RDF)化 (焼却処分ではない)	資源ごみの再分別 不燃物処理	セル方式埋立処分場
処理能力	40.7t/日 (RDF 生成 20.3t/日)	不燃:10t/日 資源:2.5t/日	埋立容量:28,500 m³
R5処理実績	7269.4t (RDF 生成 3779.0t) ※いしクリーンセンターの可燃ごみ含む	1,195t (資源化 589t)	不燃残さ:308t

施設名	いいしクリーンセンター
所在地	飯南町都加賀 698-1
対象地域	吉田・掛合・飯南町
処理対象物	可燃・資源・不燃・不燃残さ
施設内容	可燃物貯留・積替・不燃物中間処理 完全クローズド型埋立処分場
処理能力	可燃貯留:24 m ³ 可燃積替:8.4t/5h 不燃:2.4t/5h 埋立容量:2,800 m ³
R5処理実績 (吉田・掛合分)	可燃:762.5t (一次処理後、雲南エネルギーセンターで RDF 化) 資源:77.2t 不燃:70.3t 粗大ごみ:56.5t その他:33.3t

14. 火葬施設の概要

施設の概要

名称	建設年度	所在地	火葬炉	使用燃料	炉型式	1日可能火葬数
三刀屋斎場 (みとやさいじょう)	平成8年度	三刀屋町伊萱10番地1	3基	LPガス	台車式	6

使用料金

区分	単位	使用料	
		関係市町内	関係市町外
大人	1体	12,000	50,000
小人(13歳未満)	1体	6,000	25,000
死胎	1胎	3,000	9,000
人体の一部	1件	3,000	9,000
人体の臓器	50kg毎	7,000	21,000
改葬焼骨	1体	1,000	3,000
霊安室	24時間毎	5,000	10,000

※関係市町とは、使用者または死亡者の住所が雲南市、飯南町(旧頓原町)及び松江市(宍道町)である場合をいいます。

霊柩車使用料	距離(10km単位)	金額(4月～11月)	金額(12月～3月)
	10kmまで	12,500	15,000
	20kmまで	14,500	17,500
	30kmまで	17,300	20,800
	40kmまで	20,100	24,200
	50kmまで	22,900	27,500

※自宅から斎場までの距離で計算(霊柩車は指定管理者が所有し金額を設定)

15. 市税の概要

税率及び納期

令和6年度

	税 率	納 期																																																							
1. 市民税	1. 個人均等割 (H26年度～R6年度) 市 3,500円、県 2,000円 2. 所得割 市 6%、県 4% 3. 法人均等割 <資本金等の額> <従業員数> <税 率> <区分> 50億円超 50人超 3,600,000円 (9号) 10億円超50億円以下 50人超 2,100,000円 (8号) 10億円超 50人以下 492,000円 (7号) 1億円超10億円以下 50人超 480,000円 (6号) 1億円超10億円以下 50人以下 192,000円 (5号) 1千万円超1億円以下 50人超 180,000円 (4号) 1千万円超1億円以下 50人以下 156,000円 (3号) 1千万円以下 50人超 144,000円 (2号) 1千万円以下 50人以下 60,000円 (1号) 4. 法人税割 H26.10以降開始事業年度分:法人税額の12.1% (H26.9まで:13.5%) R元.10以降開始事業年度分:法人税額の8.4%	1. 個人(県民税と合わせた額を通知します。) ①普通徴収 第1期 6月 第2期 8月 第3期 10月 第4期 翌年1月 ②給与特別徴収 6月～翌年5月(12期) ③年金特別徴収 4、6、8、10、12、2月の年金支給に併せて 2. 法人 事業年度終了後2ヶ月以内に申告納付																																																							
2. 固定資産税	1. 固定資産税 固定資産の価格の1.55% 2. 国有資産等所在市町村交付金 国有資産等の価格の1.4%	1. 固定資産税 第1期 5月 第2期 7月 第3期 12月 第4期翌年2月 2. 国有資産等所在市町村交付金 交付金 6月																																																							
3. 軽自動車税	1. 軽自動車税種別割 ① 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 三輪以上で20cc超50cc以下 3,700円 ② 軽自動車 二輪 3,600円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">税 率</th><th colspan="3">グリーン化特例(軽課)税率</th></tr><tr><th>H27.3.31 までに初回 検査を受 けた車 両</th><th>H27.4.1以 降に初回 検査を受 けた車両 (新税率)</th><th>初回検査 から13年 を経過し た車両 (重課税 率)</th><th>新税率の 概ね75% 軽減該当 分</th><th>新税率の 概ね50% 軽減該当 分</th><th>新税率の 概ね25% 軽減該当 分</th></tr><tr><td rowspan="4">四 輪 以 上</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">三 輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円</td><td>2,000円 (乗用・営業 用のみ)</td><td>3,000円 (乗用・営業 用のみ)</td></tr></table> ③ 小型特殊自動車 農耕作業用 2,000円 その他 5,900円 ④ 二輪の小型自動車 6,000円 2. 軽自動車税環境性能割 燃費基準に応じ取得価格の1%～2%	区 分			税 率			グリーン化特例(軽課)税率			H27.3.31 までに初回 検査を受 けた車 両	H27.4.1以 降に初回 検査を受 けた車両 (新税率)	初回検査 から13年 を経過し た車両 (重課税 率)	新税率の 概ね75% 軽減該当 分	新税率の 概ね50% 軽減該当 分	新税率の 概ね25% 軽減該当 分	四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円			貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円			三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円 (乗用・営業 用のみ)	3,000円 (乗用・営業 用のみ)	1. 軽自動車税種別割 所有者課税 賦課期日:4月1日 納期:5月 2. 軽自動車税環境性能割 取得時課税 県が賦課徴収し市に納入
区 分					税 率			グリーン化特例(軽課)税率																																																	
			H27.3.31 までに初回 検査を受 けた車 両	H27.4.1以 降に初回 検査を受 けた車両 (新税率)	初回検査 から13年 を経過し た車両 (重課税 率)	新税率の 概ね75% 軽減該当 分	新税率の 概ね50% 軽減該当 分	新税率の 概ね25% 軽減該当 分																																																	
四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円																																																	
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円																																																			
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円																																																			
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円																																																			
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円 (乗用・営業 用のみ)	3,000円 (乗用・営業 用のみ)																																																	
4. 市たばこ税	(H28. 4.1～) 1,000本あたり、5,262円 (旧3級品は 2,925円) (H29. 4.1～) " (" 3,355円) (H30. 4.1～) " (" 4,000円) (H30.10.1～) 1,000本あたり、5,692円 (" 4,000円) 加熱式たばこの課税区分新設 (R元.10.1～) " (" 5,692円、特例税率廃止) (R2.10.1～) 1,000本あたり、6,122円 (R3.10.1～) 1,000本あたり、6,552円	翌月末までに申告納付																																																							
5. 入湯税	入湯税1人1日につき150円	翌月15日までに申告納付																																																							

17. 地籍調査事業実施状況【R5年度末 H工程完了数値】

R6年4月1日現在

1. 地籍調査事業の概況

雲南市における進捗率	98.2%	
完了している町	加茂町・木次町・吉田町・掛合町	
大東町の進捗率	98.9%	: 工区設定し調査を推進
三刀屋町の進捗率	90.6%	: 工区設定し調査を推進(平地完了後の山林を主に対象)

【進捗率: 令和5年度末時点におけるH工程完了面積により算出】

	(単位km ²)	調査対象 面積 ⑤	実施済面積 (年度末面積) ⑥	進捗率(%) (⑥/⑤) ⑦	未調査面積 (測定残面積) ⑧	備考
	全体面積 ④					
雲南市全域	553.18	525.31	516.11	98.25	9.20	
大東町	152.23	144.25	142.72	98.94	1.53	
三刀屋町	82.68	81.18	73.51	90.55	7.67	
【調査済み地域】 加茂町・木次町・ 吉田町・掛合町	318.27	299.88	299.88	100.00	0.00	

2. 前年度作業実績

	R4年度完了 実績	R5年度完了 実績	R5年度末 合計面積	R5年度実施内訳
大東町	141.41	1.31	142.72	篠淵⑤-3(1.31)
三刀屋町	69.31	4.20	73.51	古城④(0.97)中野③(1.96) 六重②(1.27)
合 計	210.72	5.51	216.23	

3. 未調査地区の内訳

※ 未調査地区：本閲覧を完了していない地区

	未調査地区 面積(km ²)
雲南市(全域)	9.2
大東町	1.53
塩田地区「篠淵の一部」	(篠 1.53)
三刀屋町	7.67
一宮地区「高窪」	(高 2.76)
中野地区「六重の一部、須所」	(六 3.53 須 1.38)

※ 国の令和2年度に示す第7次国土調査事業10箇年計画の策定作業において、「雲南市全体面積・調査対象面積」の数値変更が行われた。その変更後数値により、令和2年4月1日以降の雲南市地籍調査実施状況が掲載されている。(結果、それ以前の個別面積累計及び進捗率の推移に変化が生じている)

16. 令和5年度 市税等収入状況表

雲 南 市

令和6年5月31日

(単位：円・％)

科 目			予 算 額	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額(D) (D)=(A)-(B)-(C)	還付未済額 (E)	滞納繰越金 (F)=(D)+(E)	収入割合 (%)	備 考
市 民 税	個人市民税	現 年	1,414,769,000	1,439,347,815	1,435,061,168	40,473	4,246,174	160,214	4,406,388	99.70	
		滞 繰	1,700,000	11,199,971	5,133,812	406,340	5,659,819	0	5,659,819	45.84	
		計	1,416,469,000	1,450,547,786	1,440,194,980	446,813	9,905,993	160,214	10,066,207	99.29	
	法人市民税	現 年	312,400,000	314,389,500	314,209,500	0	180,000	0	180,000	99.94	
		滞 繰	60,000	134,500	69,700	0	64,800	0	64,800	51.82	
		計	312,460,000	314,524,000	314,279,200	0	244,800	0	244,800	99.92	
	計		1,728,929,000	1,765,071,786	1,754,474,180	446,813	10,150,793	160,214	10,311,007	99.40	
固定資産税	固定資産税	現 年	1,790,585,000	1,808,023,400	1,799,343,277	721,100	7,959,023	40,360	7,999,383	99.52	
		滞 繰	2,980,000	24,055,010	6,590,658	2,059,054	15,405,298	0	15,405,298	27.40	
		計	1,793,565,000	1,832,078,410	1,805,933,935	2,780,154	23,364,321	40,360	23,404,681	98.57	
	交 付 金		28,456,000	28,458,200	28,458,200	0	0	0	0	100.00	
	計		1,822,021,000	1,860,536,610	1,834,392,135	2,780,154	23,364,321	40,360	23,404,681	98.59	
軽自動車税	種 別 割	現 年	158,301,000	158,786,200	158,420,590	0	365,610	1,900	367,510	99.77	
		滞 繰	260,000	1,521,124	587,580	101,998	831,546	0	831,546	38.63	
		計	158,561,000	160,307,324	159,008,170	101,998	1,197,156	1,900	1,199,056	99.19	
	環 境 性 能 割		16,481,000	16,481,000	16,481,000	0	0	0	0	100.00	
	合 計		175,042,000	176,788,324	175,489,170	101,998	1,197,156	1,900	1,199,056	99.27	
市 た ば こ 税		現年	184,940,000	184,940,401	184,940,401	0	0	0	0	100.00	
		計	184,940,000	184,940,401	184,940,401	0	0	0	0	100.00	
入 湯 税		現 年	2,032,000	2,050,050	2,050,050	0	0	0	0	100.00	
		滞 繰	1,000	0	0	0	0	0	0	0.00	
		計	2,033,000	2,050,050	2,050,050	0	0	0	0	100.00	
市 税 合 計		現 年	3,907,964,000	3,952,476,566	3,938,964,186	761,573	12,750,807	202,474	12,953,281	99.66	
		滞 繰	5,001,000	36,910,605	12,381,750	2,567,392	21,961,463	0	21,961,463	33.55	
		計	3,912,965,000	3,989,387,171	3,951,345,936	3,328,965	34,712,270	202,474	34,914,744	99.05	

科 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	滞納繰越金	収入割合	備 考
一 般 医 療	現 年	409,163,000	429,283,360	422,916,125	40,590	6,326,645	21,134	6,347,779	98.52	
	滞 繰	3,800,000	13,266,455	6,470,927	1,398,898	5,396,630	0	5,396,630	48.78	
	計	412,963,000	442,549,815	429,387,052	1,439,488	11,723,275	21,134	11,744,409	97.03	
一 般 後 期	現 年	104,008,000	109,109,150	107,512,395	10,170	1,586,585	4,831	1,591,416	98.54	
	滞 繰	1,100,000	3,347,722	1,633,106	352,971	1,361,645	0	1,361,645	48.78	
	計	105,108,000	112,456,872	109,145,501	363,141	2,948,230	4,831	2,953,061	97.06	
一 般 介 護	現 年	27,215,000	28,784,770	28,152,864	0	631,906	3,025	634,931	97.80	
	滞 繰	300,000	1,598,606	729,260	174,611	694,735	0	694,735	45.62	
	計	27,515,000	30,383,376	28,882,124	174,611	1,326,641	3,025	1,329,666	95.06	
一般・計	現 年	540,386,000	567,177,280	558,581,384	50,760	8,545,136	28,990	8,574,126	98.48	
	滞 繰	5,200,000	18,212,783	8,833,293	1,926,480	7,453,010	0	7,453,010	48.50	
	計	545,586,000	585,390,063	567,414,677	1,977,240	15,998,146	28,990	16,027,136	96.93	
国民健康保険料 合 計	現 年	540,386,000	567,177,280	558,581,384	50,760	8,545,136	28,990	8,574,126	98.48	
	滞 繰	5,200,000	18,212,783	8,833,293	1,926,480	7,453,010	0	7,453,010	48.50	
	計	545,586,000	585,390,063	567,414,677	1,977,240	15,998,146	28,990	16,027,136	96.93	
料・後期特徴	現 年	341,297,000	341,789,485	342,074,065	0	△ 284,580	284,580	0	100.08	
料・後期普徴	現 年	125,197,000	125,804,465	125,621,460	0	183,005	69,200	252,205	99.85	
	滞 繰	1,000	304,540	266,040	11,200	27,300	0	27,300	87.36	
	計	125,198,000	126,109,005	125,887,500	11,200	210,305	69,200	279,505	99.82	
後期高齢者医療 保険料 合 計	現 年	466,494,000	467,593,950	467,695,525	0	△ 101,575	353,780	252,205	100.02	
	滞 繰	1,000	304,540	266,040	11,200	27,300	0	27,300	87.36	
	計	466,495,000	467,898,490	467,961,565	11,200	△ 74,275	353,780	279,505	100.01	
保育所保育料 合 計	現 年	57,581,000	57,932,160	57,891,680	0	40,480	0	40,480	99.93	
	滞 繰	3,000	398,560	58,630	0	339,930	0	339,930	14.71	
	計	57,584,000	58,330,720	57,950,310	0	380,410	0	380,410	99.35	

総 計	現 年	4,972,425,000	5,045,179,956	5,023,132,775	812,333	21,234,848	585,244	21,820,092	99.56	
	滞 繰	10,205,000	55,826,488	21,539,713	4,505,072	29,781,703	0	29,781,703	38.58	
	計	4,982,630,000	5,101,006,444	5,044,672,488	5,317,405	51,016,551	585,244	51,601,795	98.90	

人権センター

1. 雲南市人権センターの概要

人権・同和問題は重要な人権課題であり、その解決に向けた取組を積極的に推進していかなければなりません。そして、同和問題の解決を人権に関わるあらゆる問題解決につなげていくことが大切です。

また、人権・同和問題解決のための教育・啓発活動は地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取組が必要です。市では、住民と行政の協働による取組にあたって、活動の中核組織である雲南市人権・同和教育推進協議会並びに同協議会支部、並びに地域自主組織と連携を図りながら教育・啓発活動を推進していきます。

1. 雲南市人権センター運営審議会の開催 年2回開催（5月、3月）

2. 教育・啓発事業

「雲南市人権施策推進基本方針」に基づき、教育・啓発活動を実施する。

- ① うんなんヒューマンライツ・フェスタ2024（12月 対象：市民）
- ② 地域啓発講座・出前講座（年間 対象：自治会・団体等）
- ③ 雲南市議会議員人権・同和问题研修会（年1回 対象：市議会議員）
- ④ 雲南地域同和问题企業等連絡協議会研修会（7月、11月 企業等69社）
- ⑤ 雲南市教職員等人権・同和问题研修会（8回、対象：教職員等）
- ⑥ 学校等公開授業（雲南市人権・同和问题教育啓発指導講師、生活相談員他）
- ⑦ 地域自主組織役員、交流センター職員等人権・同和问题研修会
- ⑧ 雲南市職員等人権・同和问题研修会（7月～2月、対象：市職員等）
- ⑨ 市報、CATV等を活用した啓発

3. 雲南市人権・同和教育推進協議会事業

雲南市の人権・同和教育施策の充実を図るため、関係機関・団体等の密接な連携と協力により、教育・啓発活動を積極的に推進します。

また、雲南市人権・同和教育推進協議会の支部組織において、地域の活動を積極的に推進していきます。

4. 島根県同和教育推進協議会連合会事業

同和問題をはじめ様々な人権問題を自分自身の問題としてとらえ、県民一人ひとりが早期に解決するための実践につなげていく教育・啓発活動の取組を進めます。

男女共同参画 センター

1. 男女共同参画センターの概要

雲南市では、平成19年3月に雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」を策定し、施策を総合的、計画的に展開しています。

平成20年4月に男女共同参画センターを設置し、男女共同参画の視点に立った女性の社会参画の促進や人材育成を目指し、男女共同参画に関する団体の活動や研修の支援、女性に対する暴力（セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス）への適切な対応や相談体制づくりに努めています。

平成23年3月に雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」の改定を行い、具体的な施策、数値目標の見直しや新たに重点的な取組事項4項目の設定を行いました。

平成25年9月30日「雲南市男女共同参画都市宣言文」の議決、同年11月30日「記念式典」を実施し、意識の醸成、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的に、新しいスタートを切りました。

平成27年3月に第2次雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」を策定しました。この計画は、国が2014（平成26）年に改正した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV対策基本計画となります。令和2年3月には計画期間の後半のスタートに併せ、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」として位置づけ、改定を行いました。更に、今年度は第2次計画期間が満了することから、「困難な問題を抱える女性支援に係る市町村基本計画」を含む第3次計画の策定を行います。

「男女共同参画社会実現」を重要な課題と位置づけ、これまで以上に市民や市内事業所、各団体などと密接に関わり、行政として取り組むべきことを明確化して、男女共同参画社会実現に向けて実効性のある計画推進を図ります。

2. 男女共同参画センター事業概要

(1) 雲南市男女共同参画推進委員会の開催（年7回）

(2) 男女共同参画推進事業

【男女共同参画啓発事業】

- ① 絵本活用（年間、対象：市内小学生等）
- ② 地域自主組織共催事業（年間、対象：市民）
- ③ DV(ドメスティック・バイオレンス)防止セミナー(年1回、対象：市民)
- ④ デート DV 防止出前講座（年間、対象：市内中学校）
- ⑤ 雲南市男女共同参画シンポジウム（年1回、対象：市民）

- ⑥ 男女共同参画推進リーダー育成講座（年間、対象：市民）
- ⑦ 地域自主組織役員・交流センター職員研修会
（年1回：地域自主組織役員・交流センター職員）
- ⑧ 事業所を対象とした啓発事業の実施（年間、対象：市内事業所）
- ⑨ 市職員ハラスメント防止研修会（年1回、対象：市職員等）

【女性支援事業】

- ① 女性相談支援員（専任）による女性相談（随時）
- ② 女性弁護士相談の開設（5月、8月、12月、3月）

【情報提供事業】

- ① ケーブルTV、ホームページ、SNS等を利用した啓発
- ② 男女共同参画関連図書の購入及び貸出
- ③ 雲南市男女共同参画団体や女性団体のネットワークの構築

(3) 総合的な推進体制の整備

- ① 雲南市男女共同参画推進本部会議及び連絡会議の開催（年間）
- ② 男女共同参画年次報告書の作成（令和5年度実施状況）
- ③ 審議会等における女性登用率向上のための協議（年間）

健康福祉部

１．生活保護の実施状況

目 的 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

受給要件 生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。

１．生活保護法による扶助の適用状況

		令和５年度		
		扶助費（千円）	構成比率	対前年比（千円）
保 護 費	生 活 扶 助	３ ９，４ ６ ５	２ ０． ７ ８ %	△ ９ ２ ５
	住 宅 扶 助	１ ３， ７ ８ ３	７． ２ ５ %	△ １， １ ９ ２
	教 育 扶 助	４ ５ ６	０． ２ ４ %	△ ３ １
	介 護 扶 助	２， ０ ８ ８	１． １ ０ %	△ ２ ４ ６
	医 療 扶 助	１ １ ４， ０ ２ １	６ ０． ０ ３ %	８， ４ ４ ３
	出 産 扶 助	０	０． ０ ０ %	０
	生 業 扶 助	２ １ ６	０． １ １ %	△ ３ ７
	葬 祭 扶 助	７ ２ ０	０． ３ ８ %	６ ２ ４
保 護 施 設 事 務 費 及 び 委 託 事 務 費		１ ９， ２ ０ ０	１ ０． １ １ %	７ ６ ４

※扶助額は令和６年４月末現在の数値

２．保護世帯数及び被保護人員等

	令和５年度	令和４年度	増減
被保護世帯数（平均）	９ ２	９ ８	△ ６
被保護人員（平均）	１ １ ８	１ ２ ５	△ ７
保護率	３． ４ ８	３． ６ １	△ ０． １ ３
保護申請件数	１ ９	１ １	８
うち開始件数	１ ９	１ ０	９
却下件数	０	１	△ １
取下件数	０	０	０
保護廃止件数	２ ４	１ ５	９

※令和５年４月１日時点の状況

被保護世帯数 ９ ６ 世帯 世帯被保護人員 １ ２ ４ 人

被保護世帯数の類型別内訳

	単 身 者 世 帯				２ 人 以 上 の 世 帯					計
	高齢者	障害者	傷病者	その他	高齢者	母 子	障害者	傷病者	その他	
R5.4.1	４ ９	１ ２	５	１ １	３	２	６	３	５	９ ６
R4.4.1	５ ０	１ １	１ １	１ ０	３	３	５	４	４	１ ０ １
増減	△ １	１	△ ６	１	０	△ １	１	△ １	１	△ ５

2. 介護保険の概要

介護保険制度は、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目標とし、安心して必要な介護サービスを総合的・一体的に受けられるよう社会全体で支えあう制度です。あわせて、介護が必要とならないよう予防活動にも力を入れています。

なお、制度の運営は雲南広域連合（雲南市、奥出雲町及び飯南町で構成）が行っています。

<被保険者、認定者の状況>

令和6年3月末現在

	被保険者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者計
第1号被保険者	14,221	380	376	457	477	377	328	289	2,684
(65歳以上75歳未満)	5,970	41	37	30	37	20	19	18	202
(75歳以上)	8,251	339	339	427	440	357	309	271	2,482
第2号被保険者	10,514	5	4	4	3	3	2	1	22
計		385	380	461	480	380	330	290	2,706

※第2号被保険者数は、住民基本台帳による値

<第1号被保険者の保険料>（令和6年度）

所得段階	対象		基準額に 対する割合	月 額	年 額
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税 非課税の方		0.427	2,570	30,840
		80 万円以下の方			
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税 で本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の 合計が	80 万円超 120 万円以下の方	0.646	3,880	46,560
第 3 段階		120 万円超の方	0.69	4,140	49,680
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課 税されているが、本人は 住民税非課税で前年の課 税年金収入額と合計所得 金額の合計が	80 万円以下の方	0.9	5,400	64,800
第 5 段階 (基準額)		80 万円超の方	1.00	6,000	72,000
第 6 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	120 万円未満の方	1.125	6,750	81,000
第 7 段階		120 万円以上 210 万円未満の方	1.25	7,500	90,000
第 8 段階		210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	9,000	108,000
第 9 段階		320 万円以上 420 万円未満の方	1.75	10,500	126,000

第10段階		420万円以上 520万円未満の方	1.8	10,800	129,600
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	2.1	12,600	151,200
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	2.2	13,200	158,400
第13段階		720万円以上の方	2.3	13,800	165,600

※第2号被保険者の保険料は、医療保険の保険者が介護保険料率により算出した介護分保険料を医療保険料に含めて徴収します。

※第1段階から第3段階の保険料については、上記の金額からさらに公費による軽減を行います。

<介護保険のサービスの種類>

1) 介護給付・予防給付サービス

在宅サービス	訪問系	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護
	通所系	通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、 認知症対応型通所介護
	短期滞在系	短期入所生活介護（ショートステイ）、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
	居住系	特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	用具等	福祉用具貸与、福祉用具購入、小規模な住宅改修
施設サービス ※		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院

※予防給付に施設サービスは含まれませんので、要支援1または2の方は施設サービスを利用できません。

2) 介護予防・生活支援サービス

在宅サービス	訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス
--------	-------------------------

3) 一般介護予防事業

にこにこ運動教室、認知症予防教室、いきいき脳トレ講座

※詳しくは「7. 一般介護予防事業の概要」をご覧ください。

<介護給付・予防給付サービスの利用負担額>

1) 利用者負担の割合

介護保険のサービスは、原則1割の自己負担で利用できます。ただし、一定以上の所得がある人は、2割あるいは3割負担になります。

2) 支給限度額

在宅サービスでは、要介護認定の区分に応じて上限額（支給限度額）が決められ、その範囲内でサービスを利用できます。ただし、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

3) 高額介護サービス費等

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象となりません。

また、介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった場合、高額介護サービス費、高額療養費（医療保険）を適用した後の年間（8月～7月）の自己負担額の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。この対象となった場合には医療保険の保険者において手続きをすることになります。

4) 負担限度額認定制度（介護保険施設における食費・居住費の軽減）

介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合には、利用者負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費が自己負担となります。

住民税非課税世帯等の方は、負担限度額の認定を受けることで、食費と居住費（滞在費）の負担額が軽減されます。

3. 在宅福祉事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
日常生活自立支援事業利用補助金	利用者負担額の 1 / 2 を助成します。	さまざまな障がい等により、判断能力が十分でない方や日常生活に不安のある高齢者。
福祉タクシー利用料金助成事業	福祉タクシーの利用料金の支払いに使用できる利用券（1 枚 500 円分）を交付することで助成を行うものです。 ＜年間助成限度額＞ 車いす（リフト車） 3 万円 ストレッチャー対応車 6 万円	要綱で定める別表に該当する次の方。 車いすを使用してリフト付き車両を利用する必要がある方。 ストレッチャー付き車両を利用する必要がある方。 （※別表には要介護度や身体障害者手帳等の内容による基準を記載しています。）
高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業	市民バスやタクシーで利用できる「優待乗車券」を券面額の半額で交付し、通院や買い物など外出時の費用の負担を軽減します。	雲南市民であって普通自動車免許を持たない方のうち、65 歳以上高齢者、障がい者、難病認定者、戦傷病者に限定。
緊急通報体制等整備事業	緊急通報サービスの利用に係る加入費用及び利用料の一部を助成します。 加入費用等 22,000 円以内 月額費用 1,320 円以内	一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみで構成された世帯、高齢者と障がい者のみで構成される世帯であって、一定の収入要件等に該当する世帯。
老人クラブ助成事業	老人クラブの活動を支援します。	雲南市老人クラブ連合会会員

4. 介護保険低所得者対策事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
障がい者ホームヘルプ支援措置事業	障がい者が介護保険の訪問介護サービスを利用した場合の、利用者負担を免除します。	障がい者ヘルプを負担なしで利用していた者で、平成 18 年 4 月 1 日以降に 65 歳になり介護保険の対象となった者及び、特定疾病により生じた障がいが原因で介護認定を受けた 40 歳から 64 歳までの者

社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業	社会福祉法人等が運営する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を軽減します。	市町村民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たす生計困難である者。
--------------------	--	----------------------------------

5. 居住系事業・養護老人ホームの概要

制 度 名	内 容	対 象 者
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等の施設に一時的に宿泊し、生活指導や体調管理を実施。 利用日数は原則14日以内／年	要介護・要支援認定を受けていない高齢者
高齢者生活福祉センター事業	右対象者について一定期間住居を提供します。 利用者に対する相談、助言、緊急時の対応をします。	60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯、家族支援の困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。(ほぼ身の回りのことが自立してできる方)

制 度 名	内 容	対 象 者
老人保護措置事業	養護老人ホームへの入所措置を行います。	措置該当者

6. 障がい者支援事業の概要

I. 手帳の交付について

1. 身体障害者手帳

○制度の概要

身体障害者手帳は、法に定める障がい程度に該当する身体障がいがある者に対し、申請に基づき手帳を交付します。手帳には障がい名・障がいの程度、等級等が記載されます。

2. 療育手帳

○制度の概要

療育手帳は、知的障がいがある者に対し、一貫した指導・相談を行い、各種援助措置を受けやすくすることを目的として、申請に基づき交付します。

3. 精神障害者保健福祉手帳

○制度の概要

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある者に対し、申請に基づき手帳を交付します。

II. 障がい者福祉サービス

1. 障害者総合支援法に基づくサービス

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関係なく同一の基準によりサービスを提供します。また、難病患者等も対象になります。

利用者負担は原則 1 割負担ですが、世帯の住民税額及び利用者の収入等により変わります。

（1）介護給付・訓練等給付

○サービスの内容

ア) 訪問系サービス — 在宅で利用する訪問や通所のサービスです。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者の居宅を訪問し、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な支援を実施するほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助等を実施します。
	行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者の行動援護、外出時の移動介護等を行います。
	重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する重度障がい者に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

イ) 日中活動系サービス — 通所施設や入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	短期入所	介護者が病気で不在の場合において、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障がい者への医療的ケアや介護等を実施します。
	生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や排せつ、食事等の介護をします。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者へ身体機能の回復等に必要なリハビリテーションや訓練等を実施します。
	自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がい者へ生活能力の向上等に必要な訓練等を実施します。
	就労移行支援	就労を希望する人に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施します。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、一人暮らしに移行した際に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や臨時の対応により障がい者の自立をめざします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人について、就労の継続を図るため、企業や自宅を訪問し生活リズムや家計、体調の管理等の課題解決に向けて必要な支援を行います。

ウ) 居住系サービス — 入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	施設において、夜間の入浴、排せつ、食事等の介助等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (外部サービス型)	知的・精神障がい者が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を行います。
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	知的・精神障がい者が共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の援助等を行います。

(2) 補装具

○制度の概要

身体障がい者等に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。

○補装具の種目

障がい名	補装具名
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、(以下障がい児に限る) 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由および音声言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

○申請手続

申請には医師の意見書が必要な場合があります。必要に応じて島根県立心と体の相談センターの判定を受けていただきます。

(3) 地域生活支援事業

前記(1)(2)を総称して「自立支援給付」と言います。この自立支援給付は障害者総合支援法に基づき、全国一律の基準で実施しますが、地域生活支援事業は市の事業として実施します。従って、他市町村と制度内容が異なる場合があります。

サービスの種類	内容	対象者
相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利擁護のための必要な援助を行います。	在宅の障がい者や障がい児の保護者または介護を行う者等
成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用に要する経費について、費用の負担が困難な障がいのある方に、その費用の一部を助成します。	生活保護法の規定による扶助を受けている者。住民税非課税で後見人等に対する報酬の支払いが困難な者
コミュニケーション支援 (意思疎通支援)	手話通訳者を設置し、聴覚に障がいのある方のコミュニケーションの支援を行います。雲南市では雲南広域福祉会に事業を委託しています。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者・難病患者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を支給します。	障がい者及び難病患者等
外出時介助等（移動支援）	外出時に介助等の支援が必要な障がい者（児）について、外出のための介助等の支援を行います。	外出時に介助等の支援が必要な障がい者
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	自宅での入浴が困難な障がい者
日中一時支援	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。	家族等の都合により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）
地域活動支援センター	在宅の障がい者に対し、通所による創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。	在宅の障がい者
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	知的障がい者

（４）自立支援医療

<更生医療・育成医療>

○制度の概要

身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりし、日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を助成します。

＜精神通院医療＞

○制度の概要

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する者に対して、医療費の一部を助成します。

2. 手当・年金

（１）特別障害者手当

○制度の概要

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。年金を受給していても併給できます。

（２）障害児福祉手当

○制度の概要

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に手当を支給します。手当を受給する児童の養育者が特別児童扶養手当を受給していても受給できます。

（３）特別児童扶養手当

○制度の概要

重度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

3. 雲南市独自のサービス

（１）更生訓練費給付

○制度の概要

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。

（２）自動車運転免許取得費助成

○制度の概要

身体障がい者が運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成します。

（３）自動車改造費助成

○制度の概要

免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者自身が所有し、運転する自動車の操向装置等を改造した場合に、経費の一部を助成します。

（４）移動補助用具支援

○制度の概要

身体障がい者であって、下肢または体幹機能障がい２級以上の者が自家用リフト付き自動車の購入・改造及び簡易移乗用具を購入する費用の一部を助成します。

（５）施設入所者等就職支度金給付

○制度の概要

施設に入所、通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。

（６）ストマ用装具購入費助成

○制度の概要

日常生活用具給付事業によるストマ用装具または紙おむつの支給対象者がストマ用装具等を購入する際の費用一部を助成します。

（７）福祉タクシー利用料金助成

○制度の概要

リフト付きタクシーまたはストレッチャー付きタクシー等の福祉タクシーでなければ移送が困難な高齢者または重度身体障がい者に対して利用券を交付し、使用された福祉タクシーの料金の一部を利用券（５００円券）で支払うことで助成を行うものです。

（８）視覚障がい者タクシー利用料金助成

○制度の概要

視覚障がい（身体障害者手帳の視覚障害が１級または２級）のある方の社会参加を促進するため、タクシー利用券を交付し、使用されたタクシーの料金の一部を利用券（５００円券）で支払うことで助成を行うものです。

（９）重度障がい児等医療費助成

○制度の概要

育成医療及び更生医療受給者証所持者に対し、医療機関へ通院した際の医療費の一部を助成します。

（１０）人工透析患者通院費支給

○制度の概要

通院により人工透析を受ける身体障がい者に対し、交通費の一部を助成します。

（１１）精神障がい者通院医療費助成および通院交通費助成

○制度の概要

自立支援医療受給者で、精神通院医療を受ける者に対し、医療機関へ通院した際の医療費及び交通費の一部を助成します。

（１２）重度障害者等介護手当

○制度の概要

重度障がい者等を在宅で介護する方へ、手当を支給します。

Ⅲ. 各種料金の割引・減免、税の減免等

※長寿障がい福祉課が実施主体でない制度

１．各種料金の割引・減免

（１）ＪＲ旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引

○制度の概要

身体障がい者および知的障がい者が単独または介護者とともに、ＪＲ旅客鉄道株式会社の鉄道等を利用する際に、旅客運賃の割引があります。

○対象者及び割引率

割引対象者	割引対象乗車券類	割引率	留意事項
第１種身体及び知的障がい者とその介護者	普通乗車券 普通急行券	５０％	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。

割引対象者	割引対象乗車券類	割引率	留意事項
①第1種身体及び知的障がい者 とその介護者 ②12歳未満の第2種身体及び 知的障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券 を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線と またがる場合を含む。 小児定期旅客運賃につ いては割引を適用しな い。
第1種、第2種身体及び知的障 がい者本人	普通乗車券		片道の営業キロが100 キロを超える場合 (私鉄等他鉄道会社線 とまたがる場合を含 む)。

○割引方法

窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示し、割引乗車券を購入します。
乗車中は手帳の携行が必要です。
障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入します。

(2) 航空運賃割引

○制度の概要

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が単独または介護者とともに、定期航空路線の国内線を利用する際に、航空券の割引があります。(いずれも満12歳以上に限る。)

航空会社、時期、路線等により割引率が異なります。

○割引方法

窓口で手帳を提示し、割引航空券を購入します。
搭乗中は手帳を携行が必要です。

(3) 有料道路の通行料金の割引

○制度の概要

自動車を身体障がい者が自ら運転、または重度の身体障がい者および知的障がい者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が割引されます。

○対象となる自動車、障がい者及び割引率

障害者1人につき、自動車1台を事前に登録できます。

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば割引の対象となります。

E T Cを利用される場合は、自動車の事前登録及びE T C利用申請が必要です。なお、E T Cカードは原則、障がい者本人名義に限ります。

自動車	適用範囲		
	事前申請において登録できる自動車	事前申請において登録していない自動車	
		本人運転	介護運転
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特殊用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、 一般タクシー	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

自動車の運転者	対象者	割引率
身体障がい者自らが運転	身体障がい者	50%
重度の身体障がい者または知的障がい者が 乗車し、介護者が自動車を運転	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	

○割引方法

事前に市町村での申請が必要です。審査後、手帳に割引対象者である旨の証明を記載します。現金等で支払う場合又は登録されていない自動車で利用する場合は、料金所で手帳を提示し割引を受けます。E T C無線通行される場合は、登録したE T Cカードを登録した車載器にセットした状態でE T Cレーンを経由します。いずれの場合にも、有料道路利用時には必ず手帳の携行が必要です。

E T Cを利用される場合は、割引を利用できるようになるまで時間がかかります。

○事前申請

書類名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において自動車 を登録する場合			事前申請において自 動車を登録しない場 合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障がい者本人の 手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
自動車検査証等	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
割賦契約書又は リース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リース により自動車を利用され ている場合
E T Cカード	○	○	×	×	×	×	E T C無線通行する場合
E T C車載器セ ットアップ申込 書・証明書等	○	○	×	×	×	×	E T C無線通行する場合
運転免許証	○	×	×	○	×	×	障がい者本人が運転する 場合

（４）雲南市民バス

○制度の概要

障がい者が雲南市民バスを利用する際の、定額料金及び定期券料金の一部を減免します。

○対象者及び減免額

身体障害者手帳、療育手帳者、精神障害者保健福祉手帳、児童養護施設・知的障害児等の児童福祉施設料金割引証の所持者を対象とし、料金の１／２を減免します。介護・付添される方も減免の対象となります。

（５）タクシーの運賃割引

○制度の概要

身体障がい者および知的障がい者がタクシーを利用する際に、運賃の割引があります。

○対象者及び割引率等

身体障がい者および知的障がい者を対象とし、１０％の割引があります。料金を支払う際に手帳を提示します。

（６）ＮＴＴ電話番号案内料金の免除

○制度の概要

身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が電話番号案内サービスを利用する際、料金が無料になります。事前にＮＴＴへの登録が必要です。

○対象者

視覚がい者１～６級、肢体不自由者（上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）１～２級の身体障がい者および知的障がい者または精神障がい者

（７）携帯電話割引サービス

○制度の概要

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に対して携帯電話使用料等が割引になります。

（８）ＮＨＫ放送受信料の免除

○制度の概要

下記に該当する世帯について、ＮＨＫ受信料が免除されます。

○対象者及び免除割合

対象となる世帯	免除割合
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる市町村民税非課税世帯	全額免除
視覚・聴覚障がい者または重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯主であって、ＮＨＫ放送受信契約の契約者である世帯	半額免除

○申請方法

市町村で対象世帯である旨の証明を受けた後、放送局へ免除の申し込みをします。

（９）郵便料金の減免

○対象郵便物及び割引額

制度	郵便物の種類	割引額
点字郵便物及び特定録音物等郵便物	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物（３ｋｇまで）	無料
心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいがある方または知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間では発受されるものに限る	重さに応じ ９０円（１５０ｇまで） ～３０５円（３ｋｇまで）

制度	郵便物の種類	割引額
聴覚障がい者用 ゆうメール・点字 ゆうパック	聴覚障がい者と日本郵政公社が指定する施設との間で発受される聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とするもの、 大型の点字図書等を内容とするもの	サイズ（3辺計の長さ）に応じ 100円（60cm） ～720円（170cm）
心身障がい者団体の発行する第三種郵便物	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	月3回以上の発行の新聞 50gまで8円 その他 50gまで15円

2. 税の減免

（1）所得税

○制度の概要

本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい児（者）の場合、所得控除の加算があります。

○控除内容

控除名	対象者	控除額
障がい者控除	身体障害者手帳 3～6級	1人につき27万円
	療育手帳 B	
	精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	
特別障がい者控除	身体障害者手帳 1～2級	1人につき40万円
	療育手帳 A	
	精神障害者保健福祉手帳 1級	

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除が適用されます。

（2）住民税

○制度の概要

本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい児（者）の場合、所得控除の加算があります。

○控除内容

控除名	対象者	控除額
障がい者控除	身体障害者手帳 3～6級	1人につき26万円
	療育手帳 B	
	精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	

控除名	対象者	控除額
特別障がい者控除	身体障害者手帳 1～2級	1人につき30万円
	療育手帳 A	
	精神障害者保健福祉手帳 1級	

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除が適用されます。

(3) 自動車税

○制度の概要

一定の要件を満たす自動車について、申請によって軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

1人の身体障がい者等につき、軽自動車税の減免と自動車税の減免は重複して受けることは出来ません。

○対象者

ア) 身体障害者手帳所持者

障がいの区分		身体障がい者本人が運転する場合	当該身体障がい者と生計を一にする者または身体障がいの方を常時介護する方が運転する場合
		障害等級	障害等級
視覚障がい		1～3級、4級の1	1～3級、4級の1
聴覚障がい		2, 3級	2, 3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい		3級 (喉頭摘出による場合に限る)	
上肢不自由		1, 2級	1, 2級
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1, 2級 (上肢のみの場合を除く)	1, 2級 (上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1～6級	1～3級 (下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい		1, 3, 4級	1, 3, 4級
じん臓機能障がい		1, 3, 4級	1, 3, 4級
呼吸器機能障がい		1, 3, 4級	1, 3, 4級

障がいの区分	身体障がい者本人が運転する場合	当該身体障がい者と生計を一にする者または身体障がいの方を常時介護する方が運転する場合
	障害等級	障害等級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
小腸の機能障がい	1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 ～ 3 級	1 ～ 3 級
肝臓機能障がい	1 ～ 4 級	1 ～ 4 級

イ)療育手帳A所持者

ウ)精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○減免の対象となる自動車の要件

所有（取得）者	運転者	用途
障がい者本人 または生計を一にする方（本人の所有する自動車がない場合に限る）	本人	
	生計を一にする方	身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること
	常時介護する方	主として障がい者の通学（園）、通院、通所または生業等の利用に供していること

3. その他

（1）ヘルプマーク・ヘルプカード

○制度の概要

ヘルプマーク・ヘルプカードとは、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が身に着けることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマークです。

島根県では、必要とする県民の方にマーク等を交付するとともに、広く県民の方々にマーク等を身につけている方を見かけた場合の援助や配慮をお願いする等、マーク等の周知に努めています。

○ヘルプマークの入手方法

- ・県又は市町村の交付窓口で交付申請が必要です。
- ・ヘルプマークの交付は無料ですが、1人1個です。紛失した場合は、再交付の申請が必要です。
- ・手帳等の有無は問いません。

- ・代理の方が申請することも可能です。

（２）思いやり駐車場（島根県身体障がい者等用駐車場）利用証制度

○制度の概要

島根県では、身体障がい者等用駐車場を必要とする方に県内に共通する利用証を交付することで駐車スペースを確保する「身体障がい者等用駐車場利用証制度」を実施しています。利用者の方は、事前に申請により「利用証」の交付を受け、これを車に掲げることで、制度に該当する身体障がい者等用駐車場を利用することができます。

○利用できる方

- ア) 身体に障がいがある方（身体障害者手帳所持者）で歩行が困難な方
- イ) 知的障がい者（療育手帳の障害の程度欄が「Ａ」）で歩行が困難な方
- ウ) 精神障がい者（精神保健福祉手帳の障害の程度欄が「１級」）で歩行が困難な方
- エ) けが人等歩行が困難な方（医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間）
- オ) 妊産婦（妊娠７ヶ月から産後１年間）
- カ) 高齢者（要支援１以上認定対象者）で歩行が困難な方
- キ) 難病患者で歩行が困難な方

（３）保育所保育料

○制度の概要

保育所・認定こども園に入所している児童の世帯員が次のいずれかに該当する場合、保育料徴収基準額の階層区分によって保育料が減額になる場合があります。

ただし、対象児童の保護者等が前年度（４～８月分保育料へ反映）又は当該年度（９～３月分保育料へ反映）において、市民税所得割額が７７，１０１円未満であることが要件となります。

○対象者

児童の属する世帯に

- ①身体障がい手帳の交付を受けている者がいる
- ②療育手帳の交付を受けている者がいる
- ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる
- ④特別児童扶養手当を受給している者がいる
- ⑤障害基礎年金を受給している者がいる

のいずれかです。また、保育料徴収基準額表の２階層～４階層の区分において減額措置が適用となります。

IV. 雲南市の障がい者福祉施設

令和6年4月1日時点

1. 基幹相談支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	雲南市基幹相談支援センター	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102

2. 相談支援事業所

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)あおぞら福祉会	相談支援事業所あおぞら	大東町仁和寺 9 3 5 - 1	0854 43-9555	0854 43-9556
(福)かも福祉会	かも社会就労センター障害者相談支援事業所	加茂町宇治 2 5 3 - 1	0854 49-8125	0854 49-8140
(福)雲南広域福祉会	指定相談支援事業所そよかぜ館	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	0854 42-8011	0854 42-2727
(福)雲南ひまわり福祉会	きすき相談支援センターおれんじ	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102
(特非)ふれんど	相談支援事業所ふれんど	木次町新市3	0854 42-8255	0854 42-3815
(福)雲南市社会福祉協議会	相談支援事業所みとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-3933	0854 45-2211
(福)仁寿会	障害者相談支援事業所山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

3. 障がい者就業・生活支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	雲南障がい者就業・生活支援センター アーチ	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	0854 42-8022	0854 42-2727

4. 障がい福祉サービス事業所

(1) 生活介護

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺 1 9 1 8 - 7	0854 43-8576	0854 43-8577
(福)雲南市社会福祉協議会	通所介護事業所おおぎ	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-9215	0854 43-9218
(福)あおぞら福祉会	生活介護事業所野の花	大東町仁和寺 9 3 5 - 1	0854 43-9555	0854 43-9556
(福)雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102
(福)雲南広域福祉会	生活介護事業所にじいろ	三刀屋町古城 4 7 - 1	0854 47-7255	0854 47-7256
(福)雲南市社会福祉協議会	デイサービスみとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-9898	0854 45-2211
(福)よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)雲南市社会福祉協議会	好老センター通所介護事業所	掛合町掛合 1 3 1 0	0854 62-0727	0854 62-0767
(福)仁寿会	障害者支援施設山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(2) 就労継続支援A型

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(合)ローズマリー	合同会社ローズマリー	木次町里方 3 0 - 2	0854 47-7366	0854 47-7367

(3) 就労継続支援B型

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	大東事業所ほたるハウス	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-6908	0854 43-6907
(福)かも福祉会	かも社会就労センター	加茂町宇治 2 5 3 - 1	0854 49-8125	0854 49-8140

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきの里	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102
(特非)ふれんど	木次事業所さくらんぼ	木次町新市 3	0854 42-3888	0854 42-3815
(合)ローズマリー	合同会社ローズマリー	木次町里方 3 0 - 2	0854 47-7366	0854 47-7367
(福)あおぞら福祉会	就労継続支援B型事業所 尺の内農園	三刀屋町三刀屋 4 1 - 1	0854 47-7057	0854 47-7058
(福)雲南広域福祉会	就労支援事業所しゃぼん 玉工房	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-2819	0854 45-2895
(福)仁寿会	就労継続支援事業所山光 園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501
(特非)ふれんど	掛合吉田事業所せせらぎ の家	掛合町掛合 8 2 1	0854 62-1828	0854 62-1828

(４) 就労移行支援

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	就労支援事業所しゃぼん 玉工房	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-2819	0854 45-2895

(５) 共同生活援助（介護サービス包括型）

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきたんぽぽの家	木次町東日登 3 5 6 - 3	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきひまわりの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南広域福祉会	はるひハイツ	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	0854 45-0020	
(福)雲南広域福祉会	いいしハイツ	三刀屋町多久和 1 1 5 9	0854 45-0020	
(福)雲南広域福祉会	こじょうハイツ	三刀屋町古城 4 2 - 2	0854 45-0020	

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	レインボーハイツ	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-0020	
(福)仁寿会	グループホーム銀杏	掛合町掛合 9 4 1 - 4	0854 62-0745	
(福)仁寿会	グループホーム山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(6) 共同生活援助（外部サービス利用型）

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)あおぞら福祉会	風車の舎	大東町大東 1 3 1 9 - 1 4	0854 43-5157	
(福)仁寿会	ヴィラかすみ	掛合町多根 4 9 0	0854 62-0863	

(7) 施設入所支援

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)仁寿会	障害者支援施設山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(8) 短期入所（ショートステイ）

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきたんぽぽの家	木次町東日登 3 5 6 - 3	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきひまわりの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)仁寿会	短期入所事業所山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(9) 居宅介護 (ホームヘルプ)

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺 1 9 1 8 - 7	0854 43-8576	0854 43-8577
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所おおぎ	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-9100	0854 43-9218
(福)かも福祉会	ヘルパーステーションかも	加茂町宇治 3 2 8	0854 49-8098	0854 49-9426
(特非)彩	彩	木次町里方 1 0 9 3 - 4 7	0854 49-6121	0854 49-6118
(株)チャット・ケアすずらん	チャット・ケアすずらん 指定障がい福祉サービス事業所	木次町里方 6 1 6 - 2	0854 47-7877	0854 47-7769
(福)雲南ひまわり福祉会	きすき居宅介護センターひまわり	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所みとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-5533	0854 45-2211
(福)よしだ福祉会	ケアポートよしだ	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所かけや	掛合町掛合 8 5 3 - 1	0854 62-9050	0854 62-9051
(特非)未来の華	訪問介護事業所えん	掛合町入間 2 8 0 - 3	0854 62-1922	0854 62-0827

5. 地域活動支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	地域活動支援センター大東事業所ほたるハウス	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-6908	0854 43-6907
(福)雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	地域活動支援センター木次事業所さくらんぼ	木次町新市 3	0854 42-3888	0854 42-3815
(福)雲南広域福祉会	地域活動支援センターパレット	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-0020	0854 45-2895

6. 児童通所サービス事業所

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(一社)みかた翹杜	みかたっこ	大東町飯田 1 1 2 - 1 7	090 9353-7226	0854 47-7764
(特非)コミュニティサポートいずも	C S いずも放課後デイサービスつなぐ	大東町仁和寺 2 6 0 8	0854 47-7445	0854 47-7446
(福)雲南広域福祉会	さくら教室	加茂町三代 6 9 1 - 1	0854 49-9797	0854 49-9798
(福)雲南ひまわり福祉会	ひなたぼっこきすき	木次町東日登 3 5 6 - 4	0854 47-7222	0854 47-7333

7. 一般介護予防事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
介護予防把握事業	・ 閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防事業活動につなげる。	高齢者
介護予防普及啓発事業	1) にこにこ運動教室 ・ 運動器機能の維持向上を目的に、膝や腰に負担の少ない水中運動や自宅でも実施可能な室内運動を指導し、転倒防止や筋力維持を図る。 ・ ケアポートよしだを会場に6か月間実施。	70～84歳で下肢筋力がやや低下傾向にある高齢者
	2) 認知症予防教室（いきいき脳トレ講座） ・ 脳の老化防止を目的に、体操や脳トレーニング、レクリエーション等を実施。 ・ 交流センター等を会場に5回シリーズで実施。	高齢者 （介護認定を受けている方は事前に相談）
地域介護予防活動支援事業	1) 地域運動指導員養成・育成事業 ・ 身体教育医学研究所うんなんの指導により養成した地域運動指導員第1～6期生に対し定期的に研修会を開催し指導員のスキルアップを図る。	40～60歳代
	2) 介護予防サポーター養成・育成事業 ・ 地域運動指導員第1～6期生に対し、地域運動指導員研修会の場を活用し、運動だけでなく低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防等介護予防に関する継続講習を実施し、指導員から市民への普及啓発を図る。	40～60歳代
	3) いきいきサロン事業 ・ 介護予防を目的に、高齢者や地域のボランティアが集会所等に集い、認知症予防や軽運動等の介護予防活動、交流活動を実施することで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう図る。	高齢者及び地域のボランティア

制 度 名	内 容	対 象 者
一般介護予防事業評価事業	・ 介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。 ・ 年度ごとに、「介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価」による各事業の実施状況の評価と、介護予防、介護度の改善状況等を評価する。	

地域リハビリテーション活動支援事業	・リハビリテーション専門職等と連携しながら、介護支援専門員等が担当している高齢者等の支援計画に関する相談に対し、専門的見地から助言を行い、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを支援する。	高齢者
--------------------------	---	------------

8. 包括的支援事業の概要

1) 地域包括支援センターの運営

制 度 名	内 容	対 象 者
地域包括支援センター委託事業	・ 高齢者にかかる総合相談や権利擁護、地域の多機関・多職種とのネットワーク構築等を通じて、高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活が続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、その中核的機関である地域包括支援センターの設置運営を委託する。	高齢者及び家族
運営協議会事業	・ 地域包括支援センターが、介護保険法に基づき、公正・中立に業務を遂行できるよう地域包括支援センター運営協議会を開催し、その運営について協議する。	

2) 地域包括ケアシステムの構築推進

制 度 名	内 容	対 象 者
在宅医療・介護連携事業	・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携の推進を図る。 ・ 在宅医療介護の円滑な連携に資するため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、主として専門機関からの相談に対応するとともに、地域包括支援センター及び病院（地域連携室）などと綿密に連携し、相談体制の充実を図る。	市民
生活支援体制整備事業	・ 地域における多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターを配置する。 第 1 層：行政、社会福祉協議会 第 1.5 層：行政地域づくり担当、社協地域福祉担当 第 2 層：地域自主組織	市民

制 度 名	内 容	対 象 者
認知症総合支援事業	・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の実現を目指し、認知症の人やその家族、地域での取り組みを支援する。	市民
	1) 認知症初期集中支援チームによる初期支援対応 ・ 認知症初期集中支援チーム（※）が、認知症の人（疑い含む）とその家族に対して、包括的・集中的に個別初期支援を行い、早期に適切な医療や介護サービス等につなぎ、地域で自立した生活が維持できるよう図る。 ※専門医による鑑別診断のもと、医療系と介護系の専門職がチームを組んで支援にあたる。	
	2) 認知症地域支援推進員による相談支援 ・ 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、地域における医療及び介護の連携強化を図るとともに、認知症の人及びその家族への支援を行うため、認知症地域支援推進員 1 名（市の保健師が兼務）を配置し、相談支援等を行う。	
	3) もの忘れ相談・検診による認知症早期発見・早期支援 ・ iPad を活用した認知症スクリーニング検査を実施する。	
	4) 認知症ケアパスの普及啓発事業 ・ 「雲南市認知症ケアパス」（令和 2 年度更新）の普及と活用を図る。	
地域ケア会議推進事業	・ 高齢者が住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるような地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげるため、保健・医療・福祉・地域の多機関多職種の協働による「地域ケア会議」を開催する。 ※但し、地域包括支援センター主催の「個別課題解決型ケア会議」と「エリア型ケア会議」（市内 3 地域で実施）を除く。	介護支援専門員、保健・医療・福祉・地域の関係者

9. 任意事業の概要

1) 家族介護支援事業

制 度 名	内 容	対 象 者
認知症高齢者 見守り事業	1) 高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ・「雲南地域認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の協力会員を募集し、認知症等による行方不明者の早期発見を図る。 ・警察署や隣接市町等関係機関との連携により、行方不明時の相談支援の充実と、ネットワークシステムの広域的・効果的運用を図る（ハイリスク者の事前登録、配信訓練、普及啓発活動の実施含む）。 ・行方不明の恐れのある高齢者等であって、事前登録に同意された方へ「見守り QR シール」をお渡しする。行方不明になられた際に、発見された方が QR コードを読み取ることにより、個人の特定が素早くでき、早期発見保護につなげる。 ・地域等が主体的に実施する模擬訓練への協力。	認知症高齢者と その家族、市民
家族介護継続 支援事業	1) 認知症カフェ（オレンジカフェうなん） ・認知症の方ご本人や介護者の交流にあわせ、介護予防の知識や介護方法の研修等を行う。 ・毎月第3木曜日に実施。	市民
	2) チームオレンジ（オレンジサークル） ・ステップアップ講座を修了したボランティアが、認知症カフェ等において、認知症のひとと家族に対し、見守りや話し相手になるなどの支援を行う。	認知症高齢者と その家族、市民
	3) 介護用品支給事業 ・月額6,540円を支給限度額とし、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーを支給。 ・59,080円を支給限度額とし、たん吸引器を支給。耐用年数は5年とし、耐用年数内の再申請は不可。	支給要件に該当する高齢者を介護している家族

2) その他の事業

制 度 名	内 容	対 象 者
成年後見制度 利用支援事業	・ 高齢者が成年後見制度を利用するうえでの相談支援や経費の負担軽減等を行う。	高齢者
認知症サポーター養成事業	・ 地域の認知症キャラバン・メイト等と連携しながら、認知症サポーターの養成を行い、認知症に関する知識の普及啓発を図る。 ・ 認知症サポーター等に対し、ステップアップ講座を開催し、認知症の人とその家族の生活の困りごとなどに対し、話し相手になったり手助けを行う人材を育成する。育成した人材をチームオレンジ「オレンジサークル」と称し、認知症カフェなどで見守りや手助けを行う。	市民
地域自立生活 支援事業	配食による見守り活動推進事業補助金 ・ 地域自主組織や社会福祉法人等が実施する配食サービスを支援（助成）することにより地域における見守り活動を推進し、高齢者等の食の自立を促す。	

10. 身体教育医学研究所うんなんの概要

＜研究所の理念＞ 「生涯健康でいきいきと暮らす 小児期からの健康づくり」
～地域と共に こころとからだを育む～

＜基本方針＞

研究所中長期計画に基づき、関係機関と連携協力して次の活動を展開しています。

1. 教育活動

- ・市民のライフステージに応じた教育活動の展開により、市民自らが意欲をもって健康づくり・介護予防などへ取り組みが出来るようにするため、各年代の「からだ」に関する課題と課題解決に向けたねらいを明確にして、雲南市の地域性に即した実践活動を展開する。
- ・健康増進・介護予防に取り組むことができる体制の整備として、指導者の養成や資質向上のための研修会等を行う。

2. 評価活動

- ・市が行う健康づくり・介護予防事業等において、参加者の身体機能をはじめ意識の変化など事業についての分析・評価を実施し、その結果をもとにして関係機関と新たな事業の計画・推進を図る。
- ・各年代の事業評価にあたっては、その評価指標の設定や実施方法・結果の活用方法に至るまで明確にしたうえで検証する。
- ・雲南市の現状の調査等による評価により現状の把握に努め、施策提案や研究活動につなげる。

3. 研究活動

- ・国内外で未だ解決されていない課題（中山間地域ならではの健康課題含）に対して教育・保健・医療・福祉に関わる多機関と協働し、独自の研究活動を展開する。最終的には、その成果を政策、市民の健康増進へと反映させる。（例：運動器疾患の要因分析と予防に関する研究、社会参加・身体活動と健康に関する研究）
- ・学会・研究会等への積極的な参加や文献収集等により、国内外の優良かつ最新の情報を把握する。これによって、質の高い研究・教育活動を展開するとともに、市事業の計画策定グループの一員として市内各機関へ情報提供を行う。

＜重点課題＞

1. 子どもの運動器疾患の予防

- ・教職員等との協働による保・幼・小・中一貫の運動器疾患予防に向けた身体活動促進、調査結果の分析・論文投稿

2. 青壮年の運動習慣の定着

- ・地域や関係機関との協働による運動・身体活動促進、調査結果の分析・論文投稿

3. 高齢者の運動器疾患の予防

- ・地域や関係機関との協働による運動器疾患予防に向けた運動・身体活動促進、調査結果の分析・論文投稿

＜活動別報告＞

1. 運営委員会及び倫理審査委員会の開催

- ①運営委員会：年2回
- ②倫理審査委員会：1回（迅速審査）

2. 教育活動

- ①支援事業：107件 1,612人

子ども関連 45 件 738 人（子育て支援センター、幼稚園、保育所、PTAなど）
成人関連 11 件 246 人（事業所、団体など）
高齢者 50 件 628 人（いきいきサロン、健康自主グループ、地域自主組織など）
その他 1 件 0 人（他課事業）

②受託事業：20 件 717 人（大学、自主組織、団体、県内・外での講義・実技指導など）

③人材育成：107 件 457 人

育成研修会 3 回

④連携支援：89 件 332 人（大学、保健所、保健・教育関係者など）

⑤相談指導：3 件 8 人（市民、行政関係者など）

⑥視察・見学受入：2 件 8 人（小中学校・高等学校大学他課事業など）

⑦雑誌掲載・取材：0 件 0 人

⑧広報活動：26 件（ホームページ・YouTube への各種情報掲載、市報掲載、ケーブルテレビで体操の放送、普及啓発資料の作成など）

⑨実習：1 件 6 人（大学生）

3. 評価活動

①雲南市の子どもの育成関連事業に対する評価支援

- ・わくわくうなんピック
- ・教育魅力化推進事業

②雲南市介護予防事業に対する評価支援

- ・うなん幸雲体操
- ・きらり☆エイジング
- ・にこにこ運動教室
- ・にこにこ健口教室

③雲南市健康づくり拠点推進事業（水中運動プログラム）に対する評価支援

④雲南市社会福祉協議会介護予防はつらつ事業に対する評価支援

⑤地域おせっかい会議に対する評価支援

4. 研究活動

①論文・報告書・解説書 2 件

②学会・研究会等での発表 2 件

③研究助成等の採択状況 5 件（共同研究・研究協力を含む）

④進行中の主体研究事業 2 件

○身体活動を促進する地域介入が中高年者の身体活動量に与える効果：地域ランダム化比較試験の拡大普及研究（申請者：北湯口純，承認 ID：R5-3-30-1，研究期間：承認日から令和 6 年 3 月 31 日，UMIN ID：000024682（身体活動を促進する地域介入が中高年者の身体活動量に与える効果：普及検証研究 Effectiveness of community-wide promotion of physical activity in middle-aged and older adults: a dissemination study 平成 28 年 11 月 2 日登録）

○雲南市の子どもの健康・体力の規定要因を検証する長期モニタリングシステムの構築（申請者：北湯口純，承認 ID：R1-7-2-4，研究期間：承認日から令和 7 年 3 月 31 日）

⑤進行中の共同研究事業 5 件（東京大学、東京医科大学、島根大学ほか）

5. 報道・出版

①新聞報道

- ・島根県政広報誌フォトしまね No. 231 「健康の学校 vol. 1 介護予防」
- ・毎日新聞記事 R5. 5. 18 「子どもの体力低下 運動の大切さ見直そう」
- ・山陰中央新報記事 R6. 2. 3 「よい姿勢で授業受けよう」
- ・島根日日新聞記事 R6. 2. 5 「児童ら「体の使い方」学ぶ」

②雑誌記事

- ・島根県国民健康保険団体連合会広報誌「しまねの国保：健康にだんだん－あなたもきっとできる！身体活動のコツ（R5. 5, 7, 9, 11, 1, 3 月号）」

6. その他

①受賞

- ・第 25 回日本運動疫学会学術総会；優秀演題賞受賞（都築葵，鎌田真光，天笠志保，北湯口純，安部孝文，井上茂. 身体活動を促進する多面的地域介入の拡大普及研究.）

1 1. 保健事業の概要

(1) 母子保健事業の概要償還

事業名	内 容	対象者
一般不妊治療費助成	一般不妊治療に対する助成を行う。	戸籍上の婚姻関係であって、夫婦もしくはいずれかが市内に住所を有している者 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者 産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた者
特定不妊治療費助成	特定不妊治療に対する助成を行う。	戸籍上の婚姻関係であって、夫婦もしくはいずれかが市内に住所を有している者 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者 産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた者 産婦人科において生殖補助医療を受けた者
不育症治療費助成	不育症治療に対する助成を行う。	戸籍上の婚姻関係にある夫婦であって、夫婦もしくは夫婦のいずれかにおいて市内に住所を有していること、不育症治療を受けている者
個別妊婦一般健診	妊婦健診の費用を妊娠中に 14 回助成する。	妊娠届を出した妊婦
多胎児妊婦健康診査費用助成事業	通常 1 4 回程度の妊婦健診よりも追加で受診した妊婦健診の費用を助成する。	多胎児を妊娠した妊婦
産婦健康診査事業	産後 2 週間と 1 か月の時期の産婦に対する健康診査の費用助成を行う。	出産をした産婦
新生児聴覚検査費用助成	聴覚検査に要する費用の一部を助成し聴覚障がい早期発見と支援を行う。	新生児聴覚検査を受けた保護者
母子健康手帳交付	妊娠届を出した人に母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。	妊娠届を出した妊婦
子育てハンドブックの配布	妊娠期から就学までの子育て等について、雲南市独自で作成した冊子。妊娠	妊娠届を出した妊婦

	届時に配布する。	
妊婦歯周病検診	雲南歯科医師会に委託し、検診を行う。 妊娠中に1回、自己負担：無料	母子健康手帳を交付した妊婦、転入した妊婦
出生届保健指導	出生届時、保健師が保健指導を行う。	出生届を出した人
新生児訪問・乳児訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)	赤ちゃんの発育・発達チェック、産後うつチェック等による母親の育児不安の軽減を目的に赤ちゃんのお宅を保健師が訪問する。	出生届を出した家庭
妊婦サロン 育児相談	子育て支援センターと連携し、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士・助産師が育児についての相談を行う。	妊婦 0歳～就学前までの児を持つ保護者
離乳食教室	加茂健康福祉センターを会場に離乳食について学習する。栄養士・保健師・歯科衛生士が相談に対応する。	生後8か月の乳児とその保護者
個別乳児一般健診	医療機関での乳児健診の費用を2回助成する。	0か月～1歳までの乳児
母子保健推進員事業	母子保健推進員に委嘱状を交付し、身近な場所で子育て家庭を支える活動を支援する。	就学までの子育て家庭
産前・産後サポート事業	母子保健推進員が自宅へ伺い乳児の健診や育児相談のお知らせを行う。	生後4か月児までの乳児とその保護者、相談を希望される妊婦
産後ケア事業	施設を日帰りや宿泊利用、または自宅へ訪問し、母体の体力回復及び母体ケア並びに乳児のケアを行う。	生後4か月未満（必要な方は1歳未満）の乳児とその母親であり、産後の心身のケアや育児のサポートを必要としている者
産前産後訪問サポート事業	産前及び産後の時期において一時的に家事や育児援助を必要とする家庭に対し、サポーターが訪問し、家事や育児のサポートを行う。	・妊娠中の者、又は出生した日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者、または世帯。 ・一時的に家事や育児の援助が必要と市長が判断した者、または世帯。
多胎児養育家庭サポート事業	多胎児家庭へサポーターが訪問し、家事、育児や外出支援を行う。	3歳未満の多胎児を養育する家庭
乳児集団健診	木次健康福祉センターを会場に小児科健診を行う。離乳食や育児等についての相談も行う。	4か月児 10か月児

幼児集団健診	木次健康福祉センターを会場に小児科・歯科健診を行う。子育てや発達等について臨床心理士等による相談も行う。	1歳6・7か月児 3歳6・7か月児
ブックスタート	4か月健診時に絵本を1冊配布する。赤ちゃんの心と言葉を育み、絵本を通して親子の絆を強める大切さを伝えていく。	4か月健診参加者
未熟児養育訪問	家庭訪問により赤ちゃんの発育や発達のチェックなど、異常の早期発見、栄養、環境整備等について必要な支援を行う。	未熟児養育医療の対象児 または、医療機関から支援が必要と連絡があった児
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児とその保護者に対して、養育に関する相談、指導助言等を行う。	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者
幼児フッ化物歯面塗布等	1歳6か月児健診時に幼児フッ化物歯面塗布無料券を配布し、むし歯予防対策を進める。むし歯予防を目的に市内の小中学校のフッ化物洗口等を学校歯科医、学校とともに支援する。	1歳6か月児健診参加者 市内小中学校
発達クリニック事業	雲南圏域1市2町主催で、年間9回、斐伊交流センターで行う。 診察医は小児発達の専門医。	乳幼児健診や保育所、幼稚園等で発達発育に不安を抱える親子
母子健康包括支援センター事業	母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの各関係機関と連携をとりながら切れ目ない支援を行う。	就学までの子育て家庭
予防接種	＜定期予防接種＞ ①市が全額負担する予防接種 予防接種法による健康被害救済措置あり。 個別接種による。 ・ロタウイルス ・5種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、不活化ポリオ、ヒブ） ・4種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき・不活化ポリオ）	定期予防接種については予防接種法で定められた年齢に該当する者

	・ 3 種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風） ・ 2 種混合（ジフテリア、破傷風） ・ 不活化ポリオ ・ BCG ・ 麻しん風しん（MR） ・ 日本脳炎 ・ ヒブ ・ 小児用肺炎球菌 ・ 子宮頸がん予防（HPV） ・ 水痘 ・ B 型肝炎 ②市が費用の一部を助成する予防接種医薬品被害の救済措置あり。 個別接種による。 ・ 高齢者肺炎球菌・・・自己負担 3,000 円 ・ 高齢者インフルエンザ・・・自己負担 2,000 円 ③風しんに関する追加対策 ・ 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性に対して、令和 7 年 3 月末まで、風しんの抗体検査・予防接種を公費で行う。 <雲南市風しん予防接種費用助成金事業> ・ 風しんワクチン・・・2,000 円を助成 ・ 麻しん風しん混合ワクチン・・・4,000 円を助成	高齢者肺炎球菌は 65 歳の方を対象に助成対象者に個別に通知。 高齢者インフルエンザは、65 歳以上の方を対象に助成 ・ 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性。 風しん予防接種は①妊娠を予定または希望する女性②妊娠を予定または希望する女性の夫③妊娠している女性の夫(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の条件のいずれかに該当する方を対象に助成。
--	---	--

(2) 成人保健事業の概要

事業名	内 容	対象者
特定健診・特定保健指導	●特定健診 雲南市国保が集団は厚生連へ、個別は市内医療機関へ委託して特定健診を行う。 【自己負担金】 無料	雲南市国保被保険者のうち 40 歳~74 歳
	●特定保健指導 健診結果を階層化し特定保健指導を行う。 【自己負担金】 無料	特定健診受診者
後期高齢者健診・保健指導	●健康診査 国保特定健診と同様に行う。 【自己負担金】 無料	75 歳以上の後期高齢者医療保険加入者
	●保健指導 健診結果は全員に郵送する。	
	●歯科口腔健診 歯科健診および口腔機能評価を行い、高齢者の健康と生活機能の維持増進を図る。 【自己負担金】 無料	76 歳から 85 歳までの後期高齢者
人間ドック (国保)	●人間ドック 【内容】 特定健康診査、大腸がん検診、心電図、胃の検査等 【検査機関】 雲南市立病院、平成記念病院 【自己負担金】 基本料金 6,500 円 ※希望者は子宮頸がん検診（雲南市立病院、平成記念病院）、乳がん検診（雲南市立病院）を別料金で追加可能。	20 歳以上の国保加入者
	●脳ドック 【内容】 特定健康診査、MRI、MRA 等 【検査機関】 雲南市立病院、松江市立病院、ヘルスサイエンスセンター島根 【自己負担金】 雲南市立病院 6,500 円 松江市立病院 9,600 円 ヘルスサイエンスセンター島根 9,500 円	50 歳~74 歳の国保加入者で、3 年間脳ドックを受けていない人
がん検診	●胃がん検診（集団検診のみ） 【内容】 バリウムによるレントゲン検査 【場所】 健康福祉センター、交流センター等 【検査機関】 JA 島根厚生連、環境保健公社 【自己負担金】 1,300 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方は無料	40 歳以上

がん検診	●子宮頸がん検診 【内容】 子宮頸部の細胞診検査 希望者は HPV（ヒトパピローマウイルス）検査も別料金で実施 ①集団検診 【場所】 健康福祉センター、交流センター等 【検査機関】 環境保健公社 【自己負担金】 細胞診検査 1,200 円 HPV 検査 1,000 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は細胞診検査無料 ②個別検診 【検査機関】 雲南市立病院、平成記念病院、松江市内・出雲市内・大田市内の委託医療機関 【自己負担金】 ・細胞診検査 市内医療機関 1,200 円 市外医療機関 1,500 円 ・ HPV 検査 1,000 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は細胞診検査無料	①集団検診 20 歳以上の女性 (HPV 検査は 20 歳～69 歳の女性) ②個別検診 【市内委託医療機関】 20 歳以上の女性 (HPV 検査は 20 歳～69 歳の女性) 【市外委託医療機関】 20 歳～69 歳の女性
	●大腸がん検診 ①郵送による検診 【内容】 2 日間の便潜血検査。市役所窓口等で検診を申込み後日検査機関から自宅に検査キットを郵送。受診者は自宅で検体採取し郵送する。 【検査機関】 JA 島根厚生連 【自己負担金】 500 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料。 ②個別検診 【検査機関】 市内委託医療機関 【自己負担金】 500 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料。	40 歳以上

	●乳がん検診 【内容】マンモグラフィ検査 40歳～49歳は2方向撮影 50歳以上は1方向撮影 ①集団検診 【場所】健康福祉センター、交流センター等 【検査機関】環境保健公社、JA島根厚生連 【自己負担金】40～49歳 1,500円 50歳以上 1,000円 ※70歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料 ②個別検診 【検査機関】雲南市立病院、松江市内・出雲市内の委託医療機関 【自己負担金】40～49歳 1,500円 50歳以上 1,200円 ※70歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料】	①集団検診 40歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診を受けていない方 ②個別検診 【市内委託医療機関】 40歳以上で前年度に市の乳がん検診を受けていない女性 【市外委託医療機関】 40～69歳で前年度に市の乳がん検診を受けていない女性
	●肺がん検診 【内容】胸部レントゲン撮影、喀痰検査（必要な方のみ） 【場所】市内巡回を基本とし、他の検診とセットで実施する場合は健康福祉センター等で実施 【検査機関】環境保健公社、JA島根厚生連 【自己負担金】胸部レントゲン 300円 喀痰検査 600円 ※70歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料	40歳以上 （喀痰検査は50歳以上の方で痰の検査が必要な方）
結核検診	【内容】胸部レントゲン撮影（肺がん検診にあわせて実施） 【場所】市内巡回 【検査機関】環境保健公社、JA島根厚生連 【自己負担金】胸部レントゲン 300円 ※70歳以上の方、生活保護世帯の方は無料。	65歳以上
歯周病検診	【内容】歯と歯肉等の検査、問診、歯科指導 【検査機関】市内委託歯科医院 【自己負担金：無料】	40・50・60・70歳
幼児健診における保護者歯科健診	幼児健診時に無料で保護者の歯科健診を行う。 ※R4年度は新型コロナウイルス感染防止のため実施しない	幼児健診受診児の保護者

事業名	内 容	対象者
健康教育・健康相談・訪問指導	脳卒中・高血圧症・肥満・糖尿病・慢性腎疾患・がん予防等の健康相談・教育を保健師等が個別又は集団を対象に実施する。実施にあたっては地域自主組織、地域運動指導員、食生活改善推進員等の住民組織と協働で行う。	市民
島根大学との共同研究	島根大学との包括協定に基づき、健康福祉のまちづくり施策について、雲南市の健診を通して島根大学と雲南市が共同研究する。	市民

(3) その他の保健事業

事業名	内 容	対象者
精神保健事業	こころの健康、自死対策を中心とした健康教育や啓発活動を行う。	市民
感染症予防	人に関する食中毒や感染性胃腸炎などの感染症予防のための啓発を行う。	市民
熱中症予防	熱中症の危険が高まっていることを周知する。	市民
食育推進	「第3次雲南市食育推進計画」に基づき、食育の推進を図る。	市民
地域運動教室開催事業	市内にある運動施設を利用した運動教室を開催することで、運動を通じた市民の健康づくりを推進する。	市民
国保保健事業	生活習慣病の予防・重症化を防止するため、各種関係団体と連携し健康教育や健診の受診勧奨等を行う。 健康講演会、きらりエイジング 75 教室等	国保加入者
高齢者の健康づくりと介護予防の一体的実施事業（後期高齢者医療保険保健事業）	・保健・医療・介護等にかかる各種関係機関が連携し、データ分析に基づく健康づくり・介護予防事業（健診、健康相談、健康教室等）を国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険等の制度を横断し一体的に切れ目なく実施し、生涯健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進する。 ・うんなん幸雲体操、にこにこ健口教室等 ・健診・医療・介護情報のない後期高齢者の健康状態を把握し、必要な支援につなげる。（令和5年度は、木次町・三刀屋で実施する。）	市民

建設部

1. 橋梁の状況

令和6年4月1日現在

	数量				延長(m)			
	木橋	永久橋	混合橋	計	木橋	永久橋	混合橋	計
大東町	0	294	3	297	0.00	2,859.10	16.10	2,875.20
加茂町	0	108	0	108	0.00	960.20	0.00	960.20
木次町	0	147	1	148	0.00	2,383.80	22.00	2,405.80
三刀屋町	0	183	1	184	0.00	2,513.00	6.00	2,519.00
吉田町	7	106	2	115	42.40	1,399.60	99.50	1,541.50
掛合町	9	159	0	168	131.60	1,747.26	0.00	1,878.86
合計	16	997	7	1,020	174.00	11,862.96	143.60	12,180.56

2. 市道改良率の状況

	道路種別	令和6年4月1日現在				
		路線数	実延長(m)	平均延長(m)	改良延長(m)	改良率(%)
大東町	1級	8	29,273	3,659	28,278	96.6
	2級	27	38,485	1,425	35,134	91.3
	その他	768	267,167	348	122,888	46.0
	小計	803	334,925	417	186,300	55.6
加茂町	1級	16	20,052	1,253	19,824	98.9
	2級	15	15,446	1,030	15,318	99.2
	その他	264	70,934	269	53,224	75.0
	小計	295	106,432	361	88,366	83.0
木次町	1級	9	16,394	1,822	15,261	93.1
	2級	24	40,525	1,689	36,062	89.0
	その他	372	132,932	357	74,176	55.8
	小計	405	189,851	469	125,499	66.1
三刀屋町	1級	12	18,282	1,524	18,125	99.1
	2級	25	29,737	1,189	25,887	87.1
	その他	372	148,253	399	79,774	53.8
	小計	409	196,272	480	123,786	63.1
吉田町	1級	10	24,093	2,409	24,067	99.9
	2級	7	7,595	1,085	6,354	83.7
	その他	162	91,062	562	45,096	49.5
	小計	179	122,750	686	75,518	61.5
掛合町	1級	7	21,920	3,131	20,592	93.9
	2級	4	8,681	2,170	8,248	95.0
	その他	286	127,957	447	58,617	45.8
	小計	297	158,559	534	87,457	55.2
計	1級	62	130,015	2,097	126,149	97.0
	2級	102	140,469	1,377	127,004	90.4
	その他	2,224	838,305	377	433,774	51.7
	小計	2,388	1,108,789	464	686,927	62.0

3. トンネルの状況

	箇所数	計	延長(m)	計
吉田町	2	2	571.60	571.60

4. 樋門管理の状況

	数量(箇所数)			
	国	県	市	計
大東町	0	16	0	16
加茂町	0	27	0	27
木次町	1	2	1	4
三刀屋町	2	7	1	10
合計	3	52	2	57

5. 橋梁点検判定結果

○点検結果(令和6年3月末現在)

雲南市では市道橋1017橋について法定の5年間で2巡目点検が令和5年度末で完了しました。その点検結果は、判定区分Ⅳ(緊急措置段階)3橋、判定区分Ⅲ(早期措置段階)は36橋、さらに、判定区分Ⅱ(経過観察段階)は230橋、判定区分Ⅰ(健全)は748橋となりました。

令和5年度は210橋の点検を実施し、点検結果は判定区分Ⅳが0橋、判定区分Ⅲが3橋、判定区分Ⅱが47橋、判定区分Ⅰが160橋となりました。

なお、判定区分Ⅲの橋梁81橋の内48橋については対策が完了し、今後33橋について対策を行います。判定区分Ⅳの橋梁3橋は令和3年災により被災し、明石2号橋と宇治谷橋の2橋については復旧済みです。

※対策完了後も次回点検まで健全度は更新されません。

○1巡目判定区分別点検結果

健全度判定区分	I	II	III	IV	合計
平成26年度	1	1	0	0	2
平成27年度	139	42	20	0	201
平成28年度	265	39	18	0	322
平成29年度	218	38	14	0	270
平成30年度	205	24	11	0	240
計	828	144	63	0	1035

○2巡目判定区分別点検結果(令和6年3月末現在)

健全度判定区分	I	II	III	IV	合計
令和元年度	132	39	12	0	183
令和2年度	169	52	4	0	225
令和3年度	151	45	8	0	204
令和4年度	136	47	9	3	195
令和5年度	160	47	3	0	210
計	748	230	36	3	1017

※1巡目の点検結果がないものについては2巡目より新規橋梁として点検を実施するもの

判定区分	健全度	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態 (監視や対策を行う必要のない状態)
II	経過観察段階 (軽微な補修を含む)	多少の損傷は見られるが、構造物の機能に支障が生じておらず、 もう5年間経過観察することが望ましい状態 (必要に応じ、部分的に軽微な補修を行う場合もある)
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態(原則5年以内に何等かの措置を行う) (早期に監視や対策を行う必要がある状態)
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態(緊急に対策を行う必要がある又は通行規制を行う状態)

6-2. 農地・農業用施設災害発生状況

(補助災) 被害額400千円以上

(単位:千円)

			令和3年災	令和4年災	令和5年災	計
大東町	農地	件数	19	2	4	25
		査定決定額	44,575	5,501	5,754	55,830
	農業用施設	件数	16	2	4	22
		査定決定額	47,466	9,693	20,502	77,661
加茂町	農地	件数	8	1		9
		査定決定額	18,603	1,005		19,608
	農業用施設	件数	4			4
		査定決定額	5,886			5,886
木次町	農地	件数	43	3	4	50
		査定決定額	123,468	6,964	11,009	141,441
	農業用施設	件数	28	2	2	32
		査定決定額	225,759	5,610	3,148	234,517
三刀屋町	農地	件数	163	1		164
		査定決定額	535,743	5,193		540,936
	農業用施設	件数	126			126
		査定決定額	700,275			700,275
吉田町	農地	件数	23			23
		査定決定額	103,500			103,500
	農業用施設	件数	24			24
		査定決定額	145,109			145,109
掛合町	農地	件数	45	1		46
		査定決定額	156,929	5,623		162,552
	農業用施設	件数	40			40
		査定決定額	319,182			319,182
雲南市計	農地	件数	301	8	8	317
		査定決定額	982,818	24,286	16,763	1,023,867
	農業用施設	件数	238	4	6	248
		査定決定額	1,443,677	15,303	23,650	1,482,630
	計	件数	539	12	14	565
		査定決定額	2,426,495	39,589	40,413	2,506,497

6－3. 林道災害発生状況

(補助災) 被害額400千円以上

(単位:千円)

		令和3年災	令和4年災	令和5年災	計
大東町	路線数	2			2
	査定決定額	17,154			17,154
加茂町	路線数				0
	査定決定額				0
木次町	路線数				0
	査定決定額				0
三刀屋町	路線数	3			3
	査定決定額	86,685			86,685
吉田町	路線数	4			4
	査定決定額	69,507			69,507
掛合町	路線数				0
	査定決定額				0
雲南市計	路線数	9	0	0	9
	査定決定額	173,346	0	0	173,346

6－4. 林地崩壊防止事業採択状況

(県単事業) 事業費1,000千円以上

(単位:件)

		令和3年発生	令和4年発生	令和5年発生	計
大東町	件数	3		1	4
加茂町	件数	1		1	2
木次町	件数	2		2	4
三刀屋町	件数	54		1	55
吉田町	件数	5		1	6
掛合町	件数	7			7
雲南市計	件数	72	0	6	78

6-1. 公共土木施設災害発生状況

(補助災) 被害額600千円以上

(単位:千円)

			平成29年災	平成30年災	令和元年災	令和2年災	令和3年災	令和4年災	令和5年災	計
大東町	河川	件数	2			6	10		2	20
		査定決定額	5,379			20,643	72,810		7,704	106,536
	道路	件数	1	6		14	17		7	45
		査定決定額	4,482	16,592		35,474	54,500		22,741	133,789
加茂町	河川	件数				1				1
		査定決定額				2,256				2,256
	道路	件数				4	1			5
		査定決定額				7,696	1,613			9,309
木次町	河川	件数				1	4		1	6
		査定決定額				3,715	33,334		3,792	40,841
	道路	件数	1	3	1	4	13		1	23
		査定決定額	2,944	6,078	3,199	5,234	109,675		3,764	130,894
三刀屋町	河川	件数	1	1	1	2	50			55
		査定決定額	7,060	3,214	3,617	6,125	731,382			751,398
	道路	件数	2	1		6	84		3	96
		査定決定額	204,728	5,221		9,709	723,071		31,559	974,288
吉田町	河川	件数		2		2	25			29
		査定決定額		13,484		13,952	395,442			422,878
	道路	件数		2		1	16			19
		査定決定額		11,351		2,330	114,177			127,858
掛合町	河川	件数		1	1	1	27			30
		査定決定額		3,171	2,162	2,951	202,210			210,494
	道路	件数	2	1			33			36
		査定決定額	33,293	4,018			155,457			192,768
雲南市計	河川	件数	3	4	2	13	116	0	3	141
		査定決定額	12,439	19,869	5,779	49,642	1,435,178	0	11,496	1,534,403
	道路	件数	6	13	1	29	164	0	11	224
		査定決定額	245,447	43,260	3,199	60,443	1,158,493	0	58,064	1,568,906
	計	件数	9	17	3	42	280	0	14	365
		査定決定額	257,886	63,129	8,978	110,085	2,593,671	0	69,560	3,103,309

7. 除雪車輛保有状況(R5現在)

【保有状況】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
業者数	7	4	10	6	8	10	45
除雪ドーザ	25	5	18	12	13	21	94
グレーダー	7			1	1		9
バックホウ	1	1					2
ブルドーザー				3		2	5
除雪トラック			3			1	4
ロータリー除雪車					2	1	3
小型除雪車	1				1		2
合計	34	6	21	16	17	25	119

【種別一覧】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
除雪ドーザ15t	1						1
除雪ドーザ13t					2		2
除雪ドーザ11t	2		1	3	4	2	12
除雪ドーザ10t	1						1
除雪ドーザ8t	7		7	2	4	8	28
除雪ドーザ7t	1			2	1	3	7
除雪ドーザ5t	2		2	1	1	3	9
除雪ドーザ4t	11	5	8	4	1	5	34
バックホウ	1	1					2
グレーダー	7			1	1		9
ブルドーザー8t級				1		1	2
ブルドーザー4t級				2		1	3
除雪トラック7t			2			1	3
除雪トラック2t			1				1
ロータリー除雪車2.2m級					1		1
ロータリー除雪車1.5m級						1	1
ロータリー除雪車1m級					1		1
小型除雪機	1				1		2
合計	34	6	21	16	17	25	119
県貸与車	5		4	3	2	2	16
市貸与車	10		6	4	13	11	44
県借上車	12	4	4	3	1	7	31
市借上車	7	2	7	6	1	5	28
合計	34	6	21	16	17	25	119

【除雪ボランティア貸出台数】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	本庁	合計
台数							12	12

8. 都市計画の状況

雲南都市計画

(1)区域

指定年月日(最終) 平 21.4.1

雲南都市計画区域	内 訳			
	大 東	加 茂	木 次	三刀屋
6,019ha	3,013ha	1,213ha	1,212ha	581ha

(2)用途地域指定

指定年月日(最終) 平 23.2.22

区 分	雲南都市 計画区域	内 訳				構 成	容積率	建ぺい率
		大 東	加 茂	木 次	三刀屋			
第一種低層 住居専用地域	10.0ha			10.0ha		1.5%	60%	40%
	6.8ha			6.8ha		1.0%	80%	50%
第一種住居地域	296.7ha	52.5ha	84.7ha	113.5ha	46.0ha	43.3%	200%	60%
第二種住居地域	4.7ha	4.7ha				0.7%	200%	60%
準住居地域	2.3ha	2.3ha				0.3%	200%	60%
近隣商業地域	171.4ha	37.0ha	27.3ha	34.4ha	72.7ha	25.1%	200%	80%
商業地域	17.0ha			17.0ha		2.5%	400%	80%
準工業地域	100.0ha	9.5ha	46.0ha	40.1ha	4.4ha	14.6%	200%	60%
工業地域	45.0ha		7.1ha	37.9ha		6.6%	200%	60%
工業専用地域	30.0ha			30.0ha		4.4%	200%	60%
合 計	683.9ha	106.0ha	165.1ha	289.7ha	123.1ha	100.0%		

(3)都市施設

1)都市計画道路

指定年月日(最終) 平 26.4.1

区 分	雲南都市 計画道路		内 訳									
			大 東		加 茂		木 次		三刀屋		木次・三刀屋	
	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)
幹線道路	21	28,120	5	7,560	1	940	7	6,610	3	1,980	5	11,030
区画道路	13	7,580	3	2,210	1	720	2	2,240	6	2,220	1	190
合 計	34	35,700	8	9,770	2	1,660	9	8,850	9	4,200	6	11,220

2)都市公園

指定(供用)年月日(最終) 令 4.4.1

公園名	都市計画区分	所在地	計画面積	供用面積
大 東 公 園	総合公園	大東町大東、下阿用	19.0ha	11.12ha
木次運動公園	"	木次町新市	27.0ha	2.78ha
加茂中央公園	"	加茂町神原、宇治	19.2ha	16.30ha
加 茂 中 公 園	近隣公園	加茂町加茂中	1.4ha	1.40ha
木 次 公 園	"	木次町木次	2.7ha	2.35ha
加茂岩倉遺跡公園	特殊公園	加茂町岩倉、大崎及び延野	9.1ha	0.43ha
三刀屋公園		三刀屋町三刀屋	0.28ha	0.28ha

3)公共下水道

指定年月日(最終) 平 24.11.2

区 分	面 積	左のうち	
		汚水処理区域	雨水処理区域
大東処理区	約 102ha	約 102ha	約 67ha
加茂処理区	約 56ha	約 56ha	—
木次・三刀屋処理区	約 476ha	約 476ha	約 476ha

4)都市下水路 指定年月日(最終) 平 21.4.1

名 称	面 積
加茂中都市下水路	約 33ha

5)ごみ処理施設 指定年月日(最終) 平 21.4.1

名 称	面 積
雲南市・飯南町事務組合最終処分場	約 13,800 m ²
雲南市・飯南町事務組合リサイクルプラザ	約 8,100 m ²

6)土地区画整理事業 指定年月日(最終) 平 23.2.22

名 称	面 積
大木原土地区画整理事業	約 13.7ha
丸子山周辺土地区画整理事業	約 2.1ha

(4)中心市街地活性化基本計画 認定年月日 平 28.11.29

名 称	面 積
雲南市中心市街地活性化基本計画	約 130ha

９．公営住宅建設事業実施状況

年度	事業内容
H30	三刀屋第2団地敷地造成、三刀屋第2団地1棟(1DK・4戸)建設
R1	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設
R2	三刀屋第2団地1棟(1DK・4戸)・集会所建設
R3	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設
R4	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設 三刀屋第2団地5棟20戸建設完了
R5	中村団地建替用地取得

１０．公営住宅等ストック改善事業実施状況

年度	事業内容
H30	三刀屋団地住戸改善10戸
R1	三刀屋団地住戸改善10戸
R2	三刀屋団地住戸改善8戸
R3	萱原団地共用部改善
R4	西の原団地住戸30戸及び共用部改善
R5	阿用団地10戸、深野団地4戸、平岩団地9戸、大多和団地10戸住戸改善

１１．建築確認申請受付件数

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	公共建築物	3	11	7	6	3	2	0
	一般建築物	105	104	105	91	90	104	102
	計	108	115	112	97	93	106	102
	うち4号建築物※	38	29	28	30	20	28	12

※4号建築物とは、市が受付を行う建築基準法第6条第1項4号に規定する建築物

１２．木造住宅耐震化等促進事業補助金申請件数

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	耐震診断	3	4	4	3	3	3	0
	補強計画	0	0	1	1	0	1	0
	耐震改修	0	0	1	1	0	1	0
	解体	3	3	1	3	2	1	0
	計	6	7	7	8	5	6	0

１３．がけ地近接等危険住宅移転事業実施件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	0	1	0	0	2	1	0

14. 雲南市管理住宅一覧
市営住宅 (政令月収 158,000円)

令和6年4月現在

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	西の宮団地	大東町下阿用	S46 ~ S56	36	4,900~28,100	
2	三峠団地	大東町下阿用	S52 ~ S55	28	12,200~25,100	
3	大多和団地	大東町仁和寺	S57 ~ H4	26	11,000~31,800	1,600
4	阿用団地	大東町東阿用	H13 ~	10	21,000~41,300	
5	春殖団地	大東町養賀	H15 ~	10	22,600~44,400	2,000
6	向島団地 (改良住宅)	大東町大東下分	H21 ~ H23	10	13,300~32,800	2,600
7	中村団地	加茂町加茂中	S39 ~	30	3,100~6,100	
8	東谷団地	加茂町東谷	S50 ~ S51	16	11,800~14,200	
9	宇治団地	加茂町宇治	H1 ~ H4	24	15,700~30,900	
10	宇治亀山団地	加茂町宇治	H15 ~	16	19,000~46,400	2,800
11	村方団地	木次町木次	S47 ~	4	5,300~10,400	
12	澄水団地	木次町木次	S56 ~ S60	48	16,600~35,800	
13	下熊谷第2団地	木次町下熊谷	H13 ~	50	11,700~46,500	
14	八日市住宅	木次町木次	H16 ~	16	22,300~48,700	3,500
15	三日市団地	木次町木次	H17 ~	20	19,800~53,000	
16	東日登団地	木次町東日登	S60 ~	8	21,800~31,200	800
17	三刀屋団地	三刀屋町三刀屋	H1 ~ H4	48	11,000~37,500	1,300
18	萱原団地	三刀屋町三刀屋	H5 ~	30	21,000~41,300	1,100
19	西の原団地	三刀屋町三刀屋	H7 ~ H8	30	22,300~45,900	1,100
20	三刀屋第2団地	三刀屋町三刀屋	H31 ~	20	16,100~42,200	
21	瑞光団地	吉田町吉田	S63 ~ H2	12	12,300~24,500	700
22	深野団地	吉田町深野	H2 ~ H14	12	12,900~29,400	200
23	下町団地	吉田町吉田	H16 ~	10	15,600~37,400	500
24	中郡団地	掛合町掛合	H5 ~ H7	17	15,900~40,200	
25	緑ヶ丘団地	掛合町掛合	S56 ~ S57	10	15,100~30,100	
26	平岩団地	掛合町掛合	H1 ~	16	18,200~35,800	
27	上郡団地	掛合町掛合	S57 ~	20	15,300~31,400	
市営住宅			戸数 小計	577		

特定公共賃貸住宅 (政令月収 158,001円~487,000)

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	里方住宅	木次町里方	H12 ~	20	65,000	
2	古城団地	三刀屋町古城	H8 ~	2	40,000	1,700
3	瑞光団地	吉田町吉田	H11 ~	6	45,000	1,600
4	中郡団地	掛合町掛合	H8 ~	12	30,000~35,000	
5	下郡団地	掛合町掛合	H11 ~	12	50,000	
特定公共賃貸住宅			戸数 小計	52		

定住促進住宅 (所得要件は無し) ※旧雇用促進住宅(木次東・加茂中)は特公賃を適用する

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	宇治亀山団地	加茂町宇治	H14 ~	12	30,000~40,000	
2	古城団地	三刀屋町古城	H7 ~ H8	4	40,000	1,700
3	上佐中団地	掛合町掛合	S47 ~	2	30,000	
4	加茂中団地	加茂町加茂中	H7 ~	60	30,200	800
5	木次東団地	木次町里方	H3 ~	60	29,400	800
6	瑞光団地	吉田町吉田	H10 ~	4	25,000	
定住促進住宅			戸数 小計	142		

定住促進賃貸住宅 (所得要件は無し)

	名 称	位 置	築年	規模	戸数	家賃	共益費
1	グランデ大東95	大東町田中	H6	1 LDK	8	35,300	2,450
2	グランデ大東97	大東町田中	H8	2 DK	12	37,300	3,350
3	グランデ大東99	大東町田中	H10	1・3 DK	21	28,000~47,900	2,900
4	グランデ大東01	大東町新庄	H12	1・3 DK	13	28,000~48,000	3,750
5	グランデ大東03	大東町新庄	H14	1・3 DK	36	28,000~48,000	2,800
6	グランデ大東04	大東町下佐世	H15	3 DK	20	46,000	3,400
7	グランデ大東06	大東町大東	H17	3 DK	12	47,000	3,800
8	加茂ドリームタウン	加茂町加茂中	H8	1 LDK	8	37,000	2,000
9	ベルポートきすき	木次町木次	H6	1 LDK	60	26,000	
10	ベルポート浜が丘	木次町山方	H12	1 DK	12	30,000	年額2,000
11	ベルポート八本杉	木次町里方	H14	1・2 DK	20	33,000~46,000	
12	ベルポート八日市	木次町木次	H14.15	1・2 DK	14	33,000~43,500	
13	サンコーポ94	三刀屋町古城	H6	1 LDK	6	35,000	1,400
14	サンコーポ95	三刀屋町三刀屋	H7	1 LDK	6	36,000	1,400
15	サンコーポ96	三刀屋町三刀屋	H8	1 LDK	6	36,000	1,400
16	タウンズイン掛合	掛合町掛合	H5	1 LDK	4	33,800	
17	タウンズイン波多	掛合町波多	H5	1 LDK	4	10,000	
18	タウンズイン下町	掛合町掛合	H17	2 DK	4	37,500	
定住促進賃貸住宅			戸数 小計	266			

雲南市管理住宅	150	戸数 合計	1,037
---------	-----	-------	-------

参考：管理種別一覧

管理種別	法令	概要	業務例	対象住宅
管理代行	公営住宅法	・事業主体（市）の立場を代行する権限を有し、受託者が責務を伴い業務を行う。 ・公営住宅法上の <u>決定行為を行うことができる</u>	入居者の決定→できる 建物の許可（模様替、同居・承継承認等）→できる	公営住宅
指定管理	地方自治法	・事業主体（市）に代わって指定管理者が管理業務の一部を行うが、その業務内容は、 <u>入居申込書などの受付・審査等の行政判断が不要な機械的事務や事実行為</u> に限られる。	入居者の決定→できない 建物の許可（模様替、同居・承継承認等）→できない	公営住宅以外の市営住宅 ・改良住宅 ・特定公共賃貸住宅 ・定住促進住宅
管理の一時返還	地方住宅供給公社法	・島根県住宅供給公社との協定・契約に基づき市が管理していた公社所有の定住促進賃貸住宅について、管理事務を一時的に公社へ返還し、管理に係る費用を支出する。	賃貸、住宅の管理及び付帯する業務→できる	公社定住促進賃貸住宅

対象住宅	公営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく住宅	26団地（567戸）
	改良住宅	住宅地区改良法等（昭和35年法律第84号）に基づく住宅	1団地（10戸）
	特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく住宅	5団地（52戸）
	定住促進住宅	雲南市定住促進住宅条例（平成16年雲南市条例第288号）	6団地（142戸）
	定住促進賃貸住宅	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく住宅	18団地（266戸）

上下水道局

1. 雲南市の水道状況（R5年度県水道統計調査）

(1)普及状況

令和6年3月31日現在

区分	行政区域内人口 (人)	行政区域内世帯数	上水道		簡易水道(飲供含む)		専用水道		合計			普及率 (%)
			施設箇所	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	施設箇所	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	施設箇所	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	
大東町	10,726	4,108	2	16,380	9,570	2	242	343	-	-	-	92.4
加茂町	5,427	2,101	1		5,352				-	-	-	98.6
木次町	7,626	3,119	3	12,955	7,293	2	369	300	-	-	-	99.6
三刀屋町	6,124	2,587	1		4,476	2	1,965	1,580	-	-	-	98.9
吉田町	1,367	597				8	1,471	1,204	-	-	-	88.1
掛合町	2,301	1,057				13	2,718	2,180	-	-	-	94.7
計	33,571	13,569	7	29,335	26,691	27	6,765	5,607	-	-	-	96.2

人口は、R6.4.1 県推計人口値を市のデータで町別に按分した

(2)給水状況

区分	給水区域内人口 (人)	給水区域内世帯数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	計画1日最大 給水量m ³	実績1日最大 給水量m ³	給水 世帯数	年間総給水量 (m ³)	年間有収水量 (m ³)	有収率 (%)
大加上水(大東)	9,889	3,772	16,380	9,570	5,404	4,682	3,648	934,091	728,360	78.0
大加上水(加茂)	5,421	2,027		5,352			2,002	(293,839) ※709,207	※592,771	83.6
小計	15,310	5,799	16,380	14,922	5,404		5,650	1,643,298	1,321,131	80.4
久野簡水	437	183	242	343	105	164	142	35,117	23,255	66.2
小計	437	183	242	343	105		142	35,117	23,255	66.2
木三上水(木次)	7,335	3,057	12,955	7,293	5,676	4,375	3,041	1,403,013	736,596	85.9
木三上水(三刀屋)	4,504	1,827		4,476			1,815		468,266	
小計	11,839	4,884	12,955	11,769	5,676		4,856	1,403,013	1,204,862	85.9
湯村簡水	151	90	183	148	122	105	89	28,195	14,790	52.5
平田簡水	152	60	186	152	99	58	60	13,251	8,164	61.6
小計	303	150	369	300	221		149	41,446	22,954	55.4
鍋山中野簡水	1,645	667	1,965	1,580	837	581	637	178,088	126,798	71.2
小計	1,645	667	1,965	1,580	837		637	178,088	126,798	71.2
吉田町簡水	460	264	581	446	388	237	241	58,775	53,512	91.0
深野簡水	182	78	214	182	121	94	78	17,043	15,781	92.6
川手簡水	130	11	118	130	107	44	11	3,775	2,438	64.6
宇山簡水	121	54	154	121	64	32	54	7,658	6,644	86.8
上山矢入簡水	149	68	161	132	71	70	61	17,092	14,791	86.5
川尻大吉田簡水	184	73	160	127	148	87	63	17,419	13,960	80.1
菅谷簡水	71	37	83	66	44	34	35	6,669	5,612	84.2
小計	1,297	585	1,471	1,204	943		543	128,431	112,738	87.8
掛合簡水	1,186	489	1,376	1,177	646	468	485	147,932	118,773	80.3
多根簡水	356	157	453	349	314	174	154	49,464	29,423	59.5
入間簡水	90	48	154	90	76	59	48	15,013	9,421	62.8
波多簡水	202	134	260	188	153	195	126	36,974	16,151	43.7
松笠簡水	310	90	355	302	240	187	87	48,495	38,836	80.1
掛合西飲供	37	25	60	37	60	21	21	4,093	3,774	92.2
掛合東飲供	37	25	60	37	25	31	19	4,187	3,402	81.3
小計	2,218	968	2,718	2,180	1,514		940	306,158	219,780	71.8
合計	33,049	13,236	36,100	32,298	14,700		12,917	3,735,551	3,031,518	81.2
							上水道	3,081,428	2,549,248	82.7
							統合簡水	654,123	482,270	73.7

令和6年3月31日現在

参考値1		参考値2		
給水人口 (人)	給水率 (%)	個人理由 未給水人口	飲用井戸 給水人口	整備率
9,913	92.4	413	243	98.5%
5,352	98.6	69	0	99.8%
7,593	99.6	45		100.1%
※6,020	98.3	93		99.8%
1,204	88.1	93	63	99.4%
※2,202	95.7	38	35	98.8%
32,284	96.2	751	341	99.4%

飲用井戸整備の状況

施設名		飲用井戸 給水人口(人)	飲用井戸 世帯数	備考
大東町	井戸事業	243	97	個人管理
加茂町	井戸事業			個人管理
吉田町	井戸事業	63	24	個人管理
掛合町	井戸事業	35	11	個人管理
飲用井戸 計		341	132	

令和5年度は12月分料金を一部減免している。
273,710m³のうち、264,819を減免(8,891を請求)
71,921,853円のうち、67,554,457を減免(4,367,396を請求)

減免がなかった場合
3,296,337 88.24

2. 水道料金、下水道使用料及び加入分担金等の状況

令和6年3月31日現在

(1) 水道料金（消費税込み）

水道メーター 一口径	基本料金 (1 月につき)	従量料金(1 m ³ につき)			
		0～8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ 以上
13 mm	1, 496 円	0 円	207 円	248 円	280 円
20 mm	3, 184 円				
25 mm	5, 775 円	207 円			
30 mm	9, 450 円				
40 mm	15, 899 円				
50 mm	29, 642 円				
75 mm	61, 916 円				
100 mm	107, 360 円				

◇水道料金の改定状況

平成16年11月1日町村合併時：旧町村の額を継続

平成19年4月：料金統一

平成26年4月：料金改定（平均5.9%値上げ）及び消費税改定による改定

平成29年4月：料金改定（平均7.8%値上げ）

令和元年10月：消費税改定による改定

(2) 下水道使用料（消費税抜）

基本料金 (1月につき)	従量料金(1 m ³ につき)		
	9～20 m ³	21～50 m ³	51 m ³ 以上
1,098 円	158 円	216 円	271 円

注1：排出した汚水の量は水道水の場合、その使用水量とする。

注2：一般家庭において、水道水以外の水を使用した場合、1月につき1人当たり6 m³を使用水量とする。

注3：一般家庭において、水道水と併用して水道水以外の水を利用した場合、1月につき1人当たり3 m³を水道水以外の使用水量とする。

◇下水道使用料の改定状況

平成16年11月1日町村合併時：旧町村の額を継続

平成20年4月：料金統一

平成26年4月：消費税改定による改定

令和元年 10 月：消費税改定による改定

令和 4 年 4 月：料金改定（平均 20%値上げ）

※ただし、使用者の負担緩和を図るため、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月
使用分については平均 10%の引き上げ、令和 5 年 4 月使用分から平均
20%引き上げるように 2 段階の改定

（３）水道加入分担金（消費税込み）

水道メーター口径	分担金の額
13 mm	44,000 円
20 mm	57,200 円
25 mm	85,800 円
30 mm	128,700 円
40 mm	273,900 円
50 mm	536,800 円
75 mm	1,591,800 円
100 mm	2,539,700 円

◇水道加入分担金の改定状況

平成 16 年 11 月 1 日町村合併時：分担金統一

平成 26 年 4 月：消費税改定による改定

令和元年 10 月：消費税改定による改定

（４）下水道事業受益者負担金・分担金

区分	負担金・分担金の額
・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 ・ コミュニティープラント事業	受益面積に 1 m ² 当り 426 円を乗じた額。 ただし、5,000 m ² を上限とする。
・ 個別浄化槽整備事業	標準設置工事費の 10 分の 1 に相当する額。

◇下水道事業受益者負担金・分担金の改定状況

平成 16 年 11 月 1 日町村合併時：旧町村の額を継続

平成 31 年 4 月：負担金・分担金の統一

3. 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の状況

令和6年3月31日現在

(1) 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者とは、配水管から分岐された給水管等給水装置の工事を適正に施行することができる市が指定した事業者。指定の期間は、5年間（更新制）。【水道法第16条の2、雲南市水道事業給水条例第9条】

- ① 市内工事事業者 ： 37事業者
- ② 市外工事事業者 ： 73業者

(2) 排水設備指定工事店

排水設備指定工事店とは、下水道等に排水するための排水管等排水設備の工事を適正に施行することができる市が指定した工事店。指定の期間は、5年間（更新制）。【雲南市下水道条例第8条等】

- ① 市内工事店 ： 40店
- ② 市外工事店 ： 59店

4. 工業用水道事業の状況

(1) 工業用水道事業とは

工業水道事業は、工業用水法に基づき、「特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発展と地盤沈下の防止に資する」ことを目的としています。

(2) 事業の概要

事業開始年月 平成 7 年
 取水地点 雲南市木次町里方 474-1、474-3
 雲南市三刀屋町下熊谷 1340、1344-3
 対象事業所 ホシザキ株式会社
 給水能力 5,200 m³/日

(3) 会計区分

地方公営企業法適用

(4) 主な設備

取水井 第 1 取水井 平成 7 年度整備、平成 25 年度廃止（新庁舎建設に伴い）
 第 2 取水井 平成 16 年度整備、平成 24 年度廃止（国道 54 号拡幅工事に伴い）
 第 3 取水井 平成 19 年度整備
 第 4 取水井 平成 19 年度整備
 第 5 取水井 平成 23 年度整備
 第 6 取水井 平成 25 年度整備 } **令和4年3月末取水停止**

ポンプ場 第 1 ポンプ所（送水ポンプ 2 台） **令和6年1月末稼働停止**
 第 2 ポンプ所（ろ過機 3 台、送水ポンプ 3 台） **令和4年3月末稼働停止**

配水池 P C 造り 1 池（V=200 m³） **令和6年1月末稼働停止**

(5) 1 日平均供給水量の推移（過去 5 ヶ年実績）

【単位：m³/日】

企 業 名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
パナソニックソーラーシステム製造	1,727	1,477	1,062	0	0
ホシザキ	17	22	15	10	9
計	1,744	1,499	1,077	10	9

(6) 施設の稼働状況

令和 6 年 2 月より全施設の稼働を休止

5. 下水道の状況

令和6年3月31日現在

(1) 会計の区分

一般会計：コミュニティ・プラント事業
生活排水処理事業会計：農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業
下水道事業会計（令和2年4月1日地方公営企業法の適用）：木次町・三刀屋町地区公共下水道事業、大東町、加茂町地区特定環境保全公共下水道事業

(2) 汚水処理人口及び普及率

(2)汚水処理人口及び普及率					単位:人	
区分		事業名	行政人口	処理人口	接続人口	普及率
汚水 処理 施設	集合処理	公共下水道		9,229	8,505	
		特定環境保全		5,099	4,442	
		農業集落排水		8,053	7,407	
		簡易排水		20	20	
		コミュニティ・プラント		360	354	
	個別処理	浄化槽		9,147	9,147	
	計			34,826	31,908	

※公共下水道…市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道処理施設（2町が共同で行う場合）

※特定環境保全公共下水道…公共下水道のうち、市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域では既成市街地及びその周辺地域）以外の区域における処理対象人口1,000人～10,000人の下水道処理施設

※農業集落排水…農村地帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全のための下水道処理施設

※簡易排水…処理対象世帯が3戸～20戸未満の下水処理施設

※コミュニティ・プラント…民間の開発による住宅団地等からの排水を処理する下水道処理施設

※浄化槽…集合処理区域外の地域で、トイレ等の生活排水を処理する施設

(3) 各下水道事業の概要

木次町・三刀屋町地区公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	755.5 ha	755.5 ha
計画処理人口	12,100 人	12,400 人
1日当り最大汚水量	5,980 m ³ /日	6,160 m ³ /日
処理場	木次・三刀屋浄化センター	木次・三刀屋浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
処理区域	木次・三刀屋処理区	木次・三刀屋処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H4～R12	H4～R10
供用開始	H11.4.1	H11.4.1
供用面積	719.4 ha	719.4 ha

※オキシデーションディッチ法…最初沈殿池を設けずに機械式エアレーション装置のある水深の浅い無終端水路（循環する水路）を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。

加茂町地区特定環境保全公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	162.6 ha	162.6 ha
計画処理人口	3,400 人	3,200 人
1日当り最大汚水量	1,340 m ³ /日	1,450 m ³ /日
処理場	加茂浄化センター	加茂浄化センター
処理方式	単槽式嫌気好気活性汚泥法	単槽式嫌気好気活性汚泥法
処理区域	加茂処理区	加茂処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H2～R12	H2～R10
供用開始	H6.10.1	H6.10.1
供用面積	162.6 ha	162.6 ha

※単槽式嫌気好気活性汚泥法…活性汚泥に酸素の存在しない嫌気状態と酸素の存在する好気状態とを連続して経験させると、細胞内にりんをポリりんとして蓄積する微生物が集積する。この原理を利用して、単一の反応タンクで嫌気・好気状態を交互に形成して処理する方法。

大東町地区特定環境保全公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	94.9 ha	90.8 ha
計画処理人口	2,500 人	2,500 人
1日当り最大汚水量	1,650 m ³ /日	1,650 m ³ /日
処理場	大東浄化センター	大東浄化センター
処理方式	膜分離活性汚泥法	膜分離活性汚泥法
処理区域	大東処理区	大東処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H14～R12	H14～R10
供用開始	H18.10.1	H18.10.1
供用面積	94.9 ha	90.8 ha

※膜分離活性汚泥法…反応タンク内で下水と活性汚泥と呼ばれる微生物とをエアレーションによって混合し、処理水と活性汚泥との分離を、従来の沈殿池に変えてろ過膜を使って行う方法。

農業集落排水事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月
大竹	450	94	74	H 5. 6
宇治神原	1,070	203	249	H 6. 9
加茂南	1,200	261	274	H 9.11
加茂北	820	178	159	H11. 4
三代	610	148	125	H12. 1
(西本郷)	-	-	-	(H 8. 3)
湯村	310	68	47	H12. 1
平田	400	91	58	H13. 3
日登	1,470	333	338	H17. 4
大島引野	200	50	43	H18. 4
上熊谷	300	54	50	S62. 4
一宮	1,800	397	422	H 7. 4
(鍋山)	-	-	-	(H 9. 4)
多久和	690	174	122	H10. 4
里坊	280	72	51	H13. 4
中野六神	910	254	151	H14. 4
伊萱	270	67	48	H19.10
吉田町	1,070	219	116	H20. 4
掛合	2,480	491	392	H 5. 8
掛合下	1,050	104	84	H 8. 5
入間	170	59	21	H13. 4
下多根	350	97	64	H15. 4
計	15,900	3,414	2,888	

※令和2年4月1日 西本郷農業集落排水事業を木次三刀屋公共下水道へ統合したので、農集では計上しない。

※令和4年4月1日 鍋山農業集落排水事業を木次三刀屋公共下水道へ統合したので、農集では計上しない。

簡易排水事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月日
松笠	60	15	8	H13.4

コミュニティプラント事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月日
中山	710	107	141	H14.4

浄化槽事業の概要(市町村整備推進、個別排水処理、浄化槽設置整備事業)

地区名	計画基数(基)	実施整備戸数(戸)
大東	2,400	2,150
加茂	80	73
木次	200	155
三刀屋	190	139
吉田	290	232
掛合	340	256
計	3,500	3,005

(個人設置120)

浄化槽の近年の整備状況(過去5ヵ年)

年度	計画基数(基)	整備基数(基)
令和元年度	50	33
令和2年度	40	40
令和3年度	40	29
令和4年度	35	34
令和5年度	40	35
合計	205	171

農業委員会

1. 農業委員会の概要

(1) 農業委員会は市町村に設置される行政機関

農業委員会は、地方自治法第180条の5第3項によって市町村に設置が義務づけられており、委員は農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。また、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとされている。

農業委員会は、市町村の機関であるため市町村長の統轄に属し（地方自治法第147条）、事務所の設置、予算の計上、執行等の事務は市町村長が所掌するが、市町村長の補助機関ではなく、独立した別個の行政機関であるため、その所掌事務の執行については市町村長の指揮監督を受けることはない。

(2) 農業委員会の改革

農業委員会は、その主たる任務である農地法に基づく許認可事務に加えて、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要とされ、農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日より施行された。雲南市においては令和5年7月20日から農業委員19人、農地利用最適化推進委員37人で第8期の体制を構築した。

(3) 農業委員会の業務

1) 法令に基づく必須の業務

◎農業委員会等に関する法律第6条第1項に関する業務

【農地法や農業経営基盤強化促進法等の法律に定められた規定に基づくもの】

I. 農地法関係

① 農地所有適格法人に関する常時従事者についての認定（法第2条）

② 農地の権利移動

権利を取得する者が、農地等について所有権を移転し、又は使用及び収益目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可（法第3条）

③ 農地の転用

- ・ 農地の所有者が自ら農地等を農地以外に転用するための知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（法第4条）
- ・ 農地等を買受け、あるいは耕作権の移動を受けて転用するための権利の設定、移転につき知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（法第5条）

※転用許可及び協議について、雲南市は平成29年1月より県から農地転用許可事務等の権限移譲を受けている。

- ④ 農地所有適格法人の要件適合性を担保するための措置
 - ・ 農地所有適格法人からの報告の受理及び要件を欠くおそれがある農地所有適格法人に対する勧告（法第6条第1項、第2項）
 - ・ 農地所有適格法人でなくなった場合等における農地等の斡旋（法第6条第3項）
 - ・ 農地所有適格法人でなくなった場合等における農地等を買収するために必要な法人の事務所等への立入り調査の執行（法第14条）
- ⑤ 農地等の賃貸借の解約等
農地等の賃貸借の解約等にかかる、通知書の受理（法第18条）
- ⑥ 和解の仲介
農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合の和解の仲介の実施（法第25条）
- ⑦ 利用状況調査
毎年1回区域内にある農地の利用状況について、調査を行わなければならない。（法第30条）
- ⑧ 利用意向調査
遊休農地の農地所有者に対して、農地中間管理機構に貸付ける、自ら耕作する等の意向を確認する。（法第32条）
- ⑨ 農地台帳の作製、公表
農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに農地の所有者の氏名または名称及び住所等を記録した農地台帳を作成する。（法第52条の2）また、農地台帳に記録される事項をインターネットの利用その他の方法により公表する。（法第52条の3）等々

Ⅱ．農業経営基盤強化促進法

- ① 「基本構想」作成に際しての意見
市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想についての意見具申（法第6条）
- ② 農用地の利用関係の調整
 - ・ 認定農業者からの農用地の利用権設定等を受けた旨の申し出又は農地所有者からの利用権設定等の斡旋申し出に対する農用地の利用関係の調整、農地保有合理化法人による買入れが必要と認めるときの市町村長への通知、及び市町村長への農用地利用集積計画作成要請（法第13条）
 - ・ 認定農業者（個人）が、機械等の割増償却の特例を受けようとする場合、農業経営改善計画に従って営農している旨の証明書の交付（法第14条）
- ③ 農用地利用集積計画の決定
市町村が定める農用地利用集積計画の決定（法第18条）
- ④ 市町村が農用地利用規程の認定等をしようとするときの意見具申（法第23条）
等々

Ⅲ. 農業振興地域の整備に関する法律

交換分合

農業振興地域内において、市町村が定める交換分合計画への同意又は知事への意見具申（法第13条の2）

Ⅳ. 土地改良法

① 土地改良事業に参加する資格者の認定

小作地に係る土地改良事業に参加するときの承認、公告、通知（法第3条）

② 換地計画への同意又は意見具申

土地改良区が定める換地計画の知事への認可申請に際しての同意又は意見具申（法第52条）

③ 交換分合

- ・ 農用地の交換分合計画の策定、公告、知事への認可申請（法第97・98条）
- ・ 土地改良区が定める交換分合計画への同意又は知事への意見具申（法第99条）

等々

◎農業委員会等に関する法律第6条第2項に関する業務

【農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消・新規参入の促進）の推進に関する事務】

2) 法令に基づく任意の業務

◎農業委員会等に関する法律第6条第3項に関する業務

【農業委員会が権限として処理する仕事ではないので、関係者に対して権利を制限したり義務を課すような法的拘束力はないが、地域農業の振興を図る上で非常に重要な活動】

① 法人化その他農業経営の合理化

② 農業一般に関する調査及び情報提供

◎農業委員会等に関する法律第38条に関する業務

【農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出】

(4)雲南市農業委員会の状況

1) 定数及び実数

農業委員 定数及び実数ともに19人

（うち 認定農業者等8人、女性2人、青年2人、中立委員1人）

農地利用最適化推進委員 定数及び実数ともに37人

（うち 女性2人）

2) 任 期

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに3年（令和8年7月19日まで）

3) 委員会の構成

- ①運営委員会・・・農業委員会の会議の円滑かつ適正な運営を図るため
- ②情報委員会・・・農業委員会の所掌事務について、その重点的かつ効果的な実施を図るため（広報誌の作成）

4) 報 酬

① 会長	月額	30,000円
② 会長職務代理者	〃	27,000円
③ 農業委員	〃	23,000円
④ 農地利用最適化推進委員	〃	16,200円

5) 主な活動

- ・ 農地の権利移動（農地法第3条、4条、5条）に伴う許可及び県常設審議委員会への諮問（総会は毎月20日前後に開催）
- ・ 遊休農地及び無断転用農地の実態調査（農地パトロールの実施・・・8月～10月）
- ・ 非農地判断と非農地の農地台帳からの除外
- ・ 農地情報登録制度の実施
- ・ 広報誌「いなたひめ」の発行（年3回）
- ・ 農業者年金の加入推進（随時、強化月間・・・12月～2月）
- ・ 標準農作業料金の設定、農地の借賃情報の提供
- ・ 農用地の利用関係の調整（随時）

6) 主な予算

- ・ 農業委員総務管理事業（委員報酬、活動費、機構集積支援事業費他）20,105千円
- ・ 島根県農業会議拠出金 624千円
- ・ 雲南地区農業委員会連絡協議会負担金（法令外負担金） 40千円

2. 農業委員会組織体制

任期: 令和5年7月20日～令和8年7月19日

会 長 加 藤 一 郎
 会長職務代理者 嘉 本 輝 雄

◎ 運営委員会(6名)

町	氏 名	備考
大 東 町	小 山 益 男	委員長
吉 田 町	川 角 茂	副委員長
加 茂 町	嘉 本 輝 雄	(会長職務代理者)
木 次 町	板 持 齊	
三刀屋町	石 原 公 夫	
掛合町	岡 田 稔	
大 東 町	加 藤 一 郎	(会長)

◎ 情報委員会(5名)

町	氏 名	備考
三刀屋町	佐 藤 博 子	委員長
木 次 町	小 田 川 清	副委員長
大 東 町	高 橋 美佐子	
加 茂 町	高 橋 一 裕	
吉田町・掛合町	堀 江 広 孝	

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の担当地区

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

町	農業委員	最適化推進委員	担当地区
大東町	小山益男	鰐木左右吉	清田、金成
		錦織悦雄	大東、新庄、田中
	林 明夫	鳥谷祐俊	飯田、養賀、大東下分
		永井博志	山田、畑鶴
	加藤一郎	妹尾優子	前原、仁和寺
		小川和夫	遠所、幡屋
	高橋美佐子	錦織保夫	下佐世、上佐世
		岡田 伸	西阿用、大ヶ谷
	三原治雄	福間 敏	川井、東阿用、岡村、下阿用
	佐藤正範	藤原利夫	中湯石、南村、小河内、刈畑
		石橋寿幸	山王寺、薦沢、須賀、北村
	三島輝昭	石倉和幸	上久野、下久野
		加藤慶二	塩田、篠淵
加茂町	高橋一裕	濱村 享	立原、近松、大西、南加茂（北大西自治会を含む）
		広野仁司	砂子原、新宮、加茂中
		熱田保政	東谷
	嘉本輝雄	熱田保政	猪尾、岩倉、畑
		日野一夫	三代、神原、下神原、宇治
		中林 博	大竹、延野、大崎
木次町	小田川 清	杉原充俊	下熊谷、木次
		松本 勝	山方、里方、新市
	板持 斉	周藤靖之	東日登
		安部良則	寺領、宇谷
	鳥屋耕次	松村 勤	西日登、上熊谷
		松原利廣	湯村、平田
三刀屋町	佐藤博子	片寄健治	給下、伊萱
		渡部洋一	古城、高窪
		白築美雄	三刀屋、下熊谷
	石原公夫	太田明美	根波別所、里坊
		谷戸 茂	乙加宮、殿河内、坂本（坂本森谷を除く）
	田部博明	朝山 昇	神代、須所、六重、中野、坂本（坂本森谷）
		高尾茂通	栗谷、多久和、上熊谷
吉田町	堀江広孝	板垣安夫	吉田
		花籠謙治	民谷
	川角 茂	伊藤山人	曾木、上山、深野、川手
掛合町	岡田 稔	安井 淳	掛合、多根
		杉山 圭	松笠
	神田壽規	本間清光	波多、入間、穴見

4. 農地所有適格法人一覧

通番号	町名	法人名	法人 形態	設立(登記)年月日	主要作物等		所在地	代表者名	認定農 業者	事業年度	報告期限
1	大東町	農事組合法人 大東西部農事組合	農	昭和47年12月21日	水稲	育苗	大東町上佐世1220番地1	原 勲		1月1日～12月31日	令和6年3月31日
2	大東町	農事組合法人 みなみ村	農	平成21年2月10日	水稲		大東町南村410番地	新田秀雄	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
3	加茂町	農事組合法人 南加茂	農	平成18年3月13日	水稲		加茂町南加茂552番1	藤原忠男	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
4	加茂町	農事組合法人 うんなん加茂西	農	平成19年2月28日	水稲		加茂町延野230番地1	船木信男	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
5	木次町	有限会社 奥出雲葡萄園	有	平成2年2月18日	園芸	葡萄加工	木次町寺領2273番地1	安部 紀夫	○	7月1日～6月30日	令和5年9月30日
6	木次町	室山農園 有限会社	有	平成9年7月27日	複合	養鶏・野菜	木次町寺領565番地	板持 勲		4月1日～3月31日	令和5年6月30日
7	木次町	株式会社 槻之屋ヒーリング	農	平成10年3月8日	複合	水稲・野菜	木次町湯村254番地2	斎藤文隆	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
8	木次町	農事組合法人 サンライズファーム	農	平成16年1月26日	水稲	果樹	木次町寺領341番地	板持 斉	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
9	木次町	農事組合法人 桜川	農	平成16年11月1日	水稲	水稲・果樹	木次町寺領732番地2	田本博義	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
10	木次町	いずも八山椒 有限会社	有	平成18年4月24日	その他	山椒(生産・加工)	木次町東日登506番地12	景山 勲	○	4月1日～3月31日	令和5年6月30日
11	三刀屋町	農事組合法人 フレッシュファーム神代	農	平成10年1月30日	水稲	加工品	三刀屋町神代79番地1	奥田 武	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
12	吉田町	有限会社 木村有機農園	有	平成16年3月15日	複合	水稲・野菜	吉田町民谷544番地	木村和浩	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
13	吉田町	農事組合法人 奥出雲マザーズ	農	平成18年12月20日	加工		吉田町吉田1448番地	古居直子	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
14	掛合町	有限会社 グリーンバレー大空	有	平成5年11月22日	複合	園芸(水耕栽培)	掛合町多根1568番地	落部勝司		1月1日～12月31日	令和6年3月31日
15	三刀屋町	農事組合法人さかもと	農	平成22年2月1日	水稲		三刀屋町坂本416番地3	名原 正	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
16	吉田町	農事組合法人すがや	農	平成22年1月26日	水稲		吉田町吉田1307番地1	錦織 満	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
17	加茂町	農事組合法人 神宝	農	平成22年1月26日	水稲		加茂町神原2026番地	岸本邦夫	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
18	大東町	農事組合法人 ようか原	農	平成22年4月26日	水稲		大東町養賀650番地	永瀬 清	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
19	吉田町	農事組合法人 宇山営農組合	農	平成23年1月26日	水稲		吉田町民谷91番地4	藤井 章	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
20	吉田町	農事組合法人 そぎ	農	平成23年2月1日	水稲		吉田町曾木399番地2	松島敏夫	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
21	掛合町	農事組合法人 あなみ	農	平成24年1月27日	水稲		掛合町穴見364番地1	小田草 茂	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
22	吉田町	農事組合法人 木ノ下ぼたるの郷	農	平成25年1月29日	水稲		吉田町吉田4384番地1	森山邦雄	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
23	大東町	農事組合法人 夢ファーム延命の里	農	平成26年1月20日	水稲		大東町山田66番地	武田克也	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
24	大東町	農事組合法人 ミライエ	農	平成27年1月15日	水稲		大東町大東下分1088番地	林 明夫	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
25	大東町	農事組合法人 清流の里ながたに	農	平成27年1月28日	水稲		大東町上久野333番5	福岡泰夫	○	3月1日～2月1日	令和5年5月31日
26	大東町	農事組合法人 春石	農	平成28年2月18日	水稲		大東町上久野787番地3	三島輝昭	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
27	吉田町	農事組合法人 錦織ファーム	農	平成28年2月24日	複合	水稲・肉用牛	吉田町深野340番地	錦織邦男	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
28	大東町	農事組合法人 結いの郷	農	平成28年4月15日	水稲		大東町篠淵1106番1	石川 厚志	○	4月1日～3月31日	令和5年6月30日
29	吉田町	農事組合法人 ドリームファームおおよしだ	農	平成29年1月18日	水稲		吉田町吉田2830番地6	板垣安夫	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
30	掛合町	農事組合法人 下組	農	平成29年1月27日	水稲		掛合町松笠1118番地4	高尾正男	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
31	加茂町	農事組合法人 三代原ファーム	農	平成31年1月29日	水稲・転作	施設園芸	加茂町三代924番地	錦織基樹	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
32	三刀屋町	農事組合法人 さとぼう	農	平成31年2月4日	水稲	園芸	三刀屋町里坊63番地	小村恵治	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
33	吉田町	農事組合法人 みんだに	農	令和2年2月4日	水稲		吉田町民谷517番地2	高尾 栄	○	1月1日～12月31日	令和6年3月31日
34	大東町	株式会社熱豊ファーム	株	平成23年7月12日	肉牛		大東町下佐世1405番地6	石飛修平	○	10月1日～9月30日	令和5年12月31日
35	松江市	株式会社HAKURAKU	株	令和3年9月28日	複合		松江市八東町波入462番地	渡部真史	○	9月1日～8月31日	令和6年11月30日

教育委員会

1.雲南市教育長・教育委員名簿

R6.4.1 現在

役職名	氏 名	住 所	任 期
教育長	小 田 川 徹 哉	雲南市三刀屋町	R6.4.1 ～ R7.12.8
教育長職務代理者	菅 原 純 子	雲南市木次町	R2.12.9 ～ R6.12.8
教育委員	高 木 広 明	雲南市加茂町	R3.4.1 ～ R7.3.31
教育委員	大 場 篤	雲南市吉田町	R3.12.9 ～ R7.12.8
教育委員	松 谷 慶 太	雲南市三刀屋町	R4.10.1 ～ R8.9.30
教育委員	奈 須 宏 史	雲南市掛合町	R5.12.9 ～ R9.12.8
教育委員	榊 原 ゆ き 子	雲南市大東町	R4.12.9 ～ R8.12.8

令和6年度 雲南市内小中学校 一覧(公開用)

●雲南市内小学校児童数

R6.5.1現在

学年 学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童数
大東小学校	24	39	29	30	40	36	198
西小学校	23	14	20	18	26	25	126
佐世小学校	11	11	15	13	11	19	80
阿用小学校	9	6	9	7	11	11	53
海潮小学校	8	12	4	7	11	11	53
加茂小学校	53	43	40	58	51	55	300
木次小学校	25	31	31	26	40	24	177
斐伊小学校	26	21	31	20	24	19	141
寺領小学校	7	11	23	11	12	12	76
西日登小学校	5	2	4	0	5	3	19
三刀屋小学校	37	49	31	39	37	35	228
鍋山小学校	8	6	7	9	8	10	48
吉田小学校	3	2	4	5	5	3	22
田井小学校	3	2	4	2	1	3	15
掛合小学校	10	13	13	10	13	15	74
計	252	262	265	255	295	281	1,610

●雲南市内中学校生徒数

学年 学校名	1年	2年	3年	生徒数
大東中学校	94	89	101	284
加茂中学校	49	45	42	136
木次中学校	95	66	72	233
三刀屋中学校	41	49	73	163
吉田中学校	6	4	9	19
掛合中学校	18	15	14	47
計	303	268	311	882

小中計 児童生徒数
2,492 人

3. 雲南市給食センター施設一覧

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
雲南市大東学校給食センター	雲南市大東町養賀967	0854-43-6137	0854-43-2413
雲南市加茂学校給食センター	雲南市加茂町加茂中793-1	0854-49-9595	0854-49-9596
雲南市中央学校給食センター	雲南市木次町山方22-6	0854-42-9005	0854-42-2323

4. 社会教育施設一覧表

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
古代鉄歌謡館	699-1253	雲南市 大東町 中湯石84	0854-43-1156
雲南市加茂文化ホール ラメール	699-1105	雲南市 加茂町 宇治303	0854-49-8500
木次経済文化会館 チェリヴァホール	699-1311	雲南市 木次町 里方55	0854-42-1155
雲南市永井隆記念館	690-2404	雲南市 三刀屋町 三刀屋199-3	0854-45-2239
吉田町生涯学習交流館	690-2801	雲南市 吉田町 吉田1082-8	0854-74-0219
加茂岩倉遺跡ガイドンス	699-1115	雲南市 加茂町 岩倉837-24	0854-49-7885
鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市 吉田町 吉田2533	0854-74-0043
大東図書館	699-1251	雲南市 大東町 大東1038	0854-43-6131
加茂図書館	699-1106	雲南市 加茂町 加茂中972-5	0854-49-8739
木次図書館	699-1332	雲南市 木次町 木次1008	0854-42-1021
向島集会所	699-1242	雲南市 大東町 大東下分448	
加茂集会所	699-1106	雲南市 加茂町 加茂中36-2	0854-49-8339
新市中央集会所	699-1334	雲南市 木次町 新市296	0854-42-5535

5. 社会体育施設一覧

	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
大東町	雲南市大東公園(野球場、体育館、多目的広場他)	雲南市大東町大東1094	0854-43-5511
	雲南市大東ふれあい運動場(陸上競技場)	雲南市大東町養賀967	0854-43-2107
	雲南市大東ふれあい運動場(球技場)	雲南市大東町養賀969	0854-43-2107
	雲南市幡屋体育館	雲南市大東町仁和寺958	0854-43-2800
加茂町	加茂中央公園B&G海洋センター ラソソテ	雲南市加茂町宇治228-1	0854-49-7100
	加茂中央公園スポーツの丘	雲南市加茂町宇治228-1	0854-49-7100
	加茂中央公園ふれあいの丘	雲南市加茂町神原1891	0854-49-8118
木次町	雲南市木次体育館	雲南市木次町新市409	0854-42-0375
	雲南市斐伊体育館	雲南市木次町里方917	0854-42-1636
	雲南市斐伊運動場	雲南市木次町里方910-1	0854-42-1636
	木次水泳プール	雲南市木次町木次754-1	
	斐伊水泳プール	雲南市木次町里方911-3	
	寺領水泳プール	雲南市木次町寺領515	
	温泉水泳プール	雲南市木次町平田506-1	
	西日登水泳プール	雲南市木次町西日登990-6	
	雲南市木次艇庫	雲南市木次町下熊谷235-7	
	木次運動公園野球場	雲南市木次町新市418	0854-42-0375
	雲南市斐伊川河川敷公園(テニスコート、グランドゴルフ場)	雲南市木次町下熊谷	0854-42-0375
	日登市民運動場	雲南市木次町寺領532-2	0854-42-0238
三刀屋町	雲南市三刀屋文化体育館 アスパル	雲南市三刀屋町古城1-1	0854-45-9222
	明石緑が丘公園野球場・サッカー場	雲南市三刀屋町坂本870	0854-45-5678
	雲南市三刀屋町河川敷レクリエーション広場	雲南市三刀屋町三刀屋	0854-45-2111
吉田町	雲南市吉田勤労者体育センター	雲南市吉田町吉田1061-2	0854-74-0211
掛合町	雲南市掛合野球場	雲南市掛合町掛合4410-1	0854-62-0013

備 考
大東公園体育館
大東中学校
大東中学校
幡屋交流センター
海洋センター
斐伊交流センター
斐伊交流センター
木次体育館
木次体育館
日登交流センター
三刀屋総合センター
吉田総合センター
掛合体育館

6. 雲南市内の指定文化財(国・県・市指定文化財)一覧

国 所 有 指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	国宝 (考古資料)	平20. 7.10	加茂岩倉遺跡出土銅鐸	39口		文化庁 (県立古代出雲歴史博物館 保管)	重要文化財指定(平11.6.7) から昇格
2	国	重要文化財 (考古資料)	昭56. 6. 9	神原神社古墳出土品 (景初三年銘三角縁神獸鏡他)	一括		文化庁 (県立古代出雲歴史博物館 保管)	

地 域 を 定 め な い 指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	特別天然記念物	昭27. 3.29	オオサンショウウオ				世界最大の有尾両生類
2	国	特別天然記念物	昭27. 3.29	トキ				東亜特産の鳥
3	国	特別天然記念物	昭和31.7.19	コウノトリ				大型鳥類
4	国	天然記念物	昭26. 6. 9	黒柏鷄				長尾鷄の一種
5	国	天然記念物	昭45. 1. 23	オジロワシ				大型のワシ、冬季に渡来
6	国	天然記念物	昭46. 5. 19	カラスバト				大型のハト、日本列島準特産種
7	国	天然記念物	昭46. 6. 28	ヒシクイ				ガン類
8	国	天然記念物	昭46. 6. 28	マガン				ガン類
9	国	天然記念物	昭50. 6.26	ヤマネ				リスに似たヤマネ科のほ乳類
10	県	天然記念物	昭57. 6.18	いづもナンキン				ランチュウ系統の品種

指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	重要文化財 (建造物)	昭44. 6.20	堀江家住宅	1棟	吉田町民谷	堀江泰正	江戸時代中期建造
2	市	有形文化財 (建造物)	昭51. 5. 6	一乗寺四脚門	1棟	大東町遠所	一乗寺	
3	市	有形文化財 (建造物)	昭63.10.25	禅定寺本堂	1棟	三刀屋町乙加宮	禅定寺	宝暦8(1758)年造立
4	市	有形文化財 (建造物)	平 2.11. 3	円通寺五輪塔群	30基	掛合町多根	円通寺	南北朝時代 復元可能15基程度
5	市	有形文化財 (建造物)	平 2.11. 3	波多郷宝篋印塔	1基	掛合町波多	本覚寺	松ヶ枝城主の墓 南北朝時代
6	市	有形文化財 (建造物)	平15. 6.27	須我神社本殿	1棟	大東町須賀	須我神社	木造大社造、切妻、銅板葺、 妻入り 正面板扉が中央に設 置された変形大社造 1865建 立
7	国	重要文化財 (絵画)	明43. 4.20	絹本着色聖観音像	1幅	三刀屋町給下	峯寺	平安時代初期
8	県	有形文化財 (絵画)	昭47. 7.28	絹本着色不動明王二童子像	1幅	三刀屋町給下	峯寺	鎌倉時代後期
9	県	有形文化財 (絵画)	昭49.12.27	絹本着色十二天像	12幅	三刀屋町給下	峯寺	室町時代
10	県	有形文化財 (絵画)	昭49.12.27	絹本着色真言八祖像	8幅	三刀屋町給下	峯寺	室町時代
11	市	有形文化財 (絵画)	昭49. 2.19	紙本着色金剛界・胎藏界曼荼羅図	2幅	大東町須賀	普賢院	縦215cm 横148cm
12	市	有形文化財 (絵画)	昭51. 5. 6	著彩天人図屏絵	2枚1組	大東町下佐世	狩山八幡宮	
13	市	有形文化財 (絵画)	昭51. 5. 6	紙本板張著色三十六歌仙額	34枚	大東町下佐世	狩山八幡宮	
14	市	有形文化財 (絵画)	昭52. 2.22	紙本着色三刀屋真景富嶽の図	1双	三刀屋町給下	峯寺	江戸末期、黄仲祥作(三刀屋 出身)
15	国	重要文化財 (彫刻)	昭17.12.22	木造聖観音立像	1軀	三刀屋町乙加宮	禅定寺	平安時代
16	県	有形文化財 (彫刻)	昭35. 9.30	木造大日如来坐像(1軀) 木造如来坐像(3軀)	4軀	大東町田中	万福寺(極楽寺)	平安時代

17	県	有形文化財（彫刻）	昭35. 9.30	木造阿弥陀如来坐像	1軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
18	県	有形文化財（彫刻）	昭41. 5.31	木造薬師如来坐像	1軀	加茂町砂子原	仁王寺(富貴寺)	平安時代
19	県	有形文化財（彫刻）	昭49.12.27	木造観音菩薩立像 木造勢至菩薩立像	2軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
20	県	有形文化財（彫刻）	昭58. 6. 7	木造十一面観音立像	1軀	加茂町三代	長谷寺	鎌倉時代、長谷観音
21	県	有形文化財（彫刻）	平 5.12.28	木造大日如来坐像	1軀	大東町田中	万福寺	胎蔵界、平安時代
22	市	有形文化財（彫刻）	昭47. 9. 1	木造仁和寺五智如来像	5軀	大東町仁和寺	仁和寺	
23	市	有形文化財（彫刻）	昭51. 5. 6	木造阿弥陀如来坐像・木造勢至菩薩立像・木造観音菩薩立像	3軀	大東町飯田	西方寺	
24	市	有形文化財（彫刻）	昭51. 5. 6	獅子頭	1頭	大東町下佐世	狩山八幡宮	永正18年(1521)の寄進
25	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	如意輪観音菩薩像	1体	掛合町多根	円通寺	一木彫り 全高115cm 二臂半跏趺座
26	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	清水殿作品群	5点	掛合町入間	長栄寺	『龍・波』の透彫り、上・観の間の平彫り2点、香盆、如意棒
27	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	釈智輪座像(荒川亀斎作)	1体	掛合町多根	角場力一	木彫・座像
28	市	有形文化財（彫刻）	平 7.12.19	木造聖観音立像	1軀	三刀屋町多久和	寿福寺	平安末期、定朝様式
29	市	有形文化財（彫刻）	平 7.12.19	木造天部形立像	3軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
30	市	有形文化財（彫刻）	平28.9.26	狛犬(1対)・随神像(2軀)	1対 2軀	掛合町入間	八重山神社	
31	市	有形文化財（彫刻）	令6.4.22	木造大日如来坐像	1軀	三刀屋町給下	峯寺	本堂安置 平安時代後期(12世紀)
32	市	有形文化財（彫刻）	令6.4.22	木造観音菩薩坐像	1軀	三刀屋町給下	峯寺	観音堂安置 平安時代後期(11世紀)
33	国	重要文化財（工芸）	昭14. 9. 8	銅 鐘	1口	加茂町大竹	光明寺	朝鮮鐘 明応元年(1492)の追銘
34	国	重要文化財（工芸）	昭40. 5.29	銅板線刻十一面観音像懸仏	1面	木次町木次	村方地区	保元2(1157)年在銘
35	県	有形文化財（工芸）	昭52. 5. 4	鰐口	1口	三刀屋町多久和	寿福寺	永禄5(1562)年在銘
36	市	有形文化財（工芸）	昭47. 9. 1	鉄製燈台(三角形)	1基	大東町須賀	須我神社	
37	市	有形文化財（工芸）	昭49. 2.19	雲照托鉢用鉄鉢	1式	大東町須賀	普賢院	
38	市	有形文化財（工芸）	昭51. 5. 6	懸仏	3面	大東町下佐世	狩山八幡宮	
39	市	有形文化財（工芸）	昭51. 5. 6	鰐口	1口	大東町下佐世	狩山八幡宮	
40	市	有形文化財（工芸）	平 7.12.19	鑄銅千手観音懸仏	1面	三刀屋町乙加宮	日倉神社	平安末期
41	市	有形文化財（古文書）	平 2.11. 9	検地帳	2冊	木次町里方	雲南市	寛文10年 穴見村 元禄 9年 多根村
42	県	有形文化財（考古資料）	昭55. 6.27	宮田遺跡出土縄文時代遺物	一括	木次町里方	雲南市	縄文時代後～晩期の埋壺
43	市	有形文化財（考古資料）	平 2.11. 9	山根横穴墓出土品	45点	木次町里方	雲南市	大壺、提瓶、台付長頸壺、高杯など
44	市	有形文化財（考古資料）	平 2.11. 9	梨の木田出土土斧	2点	掛合町入間	坪倉 登	全長12.1cm、幅4.7cm 現長8.1cm、幅4.8cm
45	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	下布施横穴墓群1号横穴墓出土品	一括	木次町里方	雲南市	
46	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	木次塔の村廃寺礎石	一括	木次町里方	塔の村毘沙門天講	
47	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土石器	一括	木次町里方	雲南市	
48	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土縄文土器	一括	木次町里方	雲南市	
49	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平ヶ廻横穴墓出土品	一括	木次町里方	雲南市	
50	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	斐伊中山古墳群2号墳出土品	一括	木次町里方	雲南市	
51	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土鍛冶関連遺物	一括	木次町里方	雲南市	
52	市	有形文化財（考古資料）	平16. 4.12	神原神社古墳出土遺物	一括	木次町里方	雲南市	重要文化財指定品を除く
53	市	有形文化財（考古資料）	平16. 4.12	神原正面遺跡群出土遺物	一括	木次町里方	雲南市	弥生時代から古墳時代及び中世の遺物

54	市	有形文化財（考古資料）	平16. 7.23	寺田Ⅰ遺跡出土精錬鍛冶工房関連遺物	一括	木次町里方	雲南市	
55	市	有形文化財（考古資料）	平16.10.25	妙栄寺遺跡出土古銭	一括	木次町里方	雲南市	南北朝期一括埋納銭 4,396枚
56	市	有形文化財（歴史資料）	平 2.11. 9	甲冑(大家信濃守奉納)	1領	掛合町入間	八重山神社	天正元年 大家信濃守軍鎮銘
57	国	重要有形民俗文化財	昭42.11.11	菅谷たたら山内	1所	吉田町吉田	雲南市他	敷地・建造物含む
58	県	有形民俗文化財	昭43. 6. 7	菅谷鑪製鉄用具	141点	吉田町吉田	田部長右衛門他	炉築、炉吹、鋼造用具
59	市	有形民俗文化財	平 4. 4.17	銅造子安観音菩薩立像	1体	吉田町吉田	雲南市	大正14年、吉田村出身の彫刻家・内藤伸 作
60	市	有形民俗文化財	平 4. 4.17	上蔵遺跡出土鉄製大刀	2口	吉田町吉田	雲南市	
61	市	有形民俗文化財	平 4. 4.17	大鍛冶屋用具	10点	吉田町吉田	雲南市他	
62	県	無形民俗文化財	昭36. 6.13	大原神職神楽		加茂町南加茂	大原神主神楽保存会	近郷諸社の例祭時
63	県	無形民俗文化財	昭36. 6.13	海潮山王寺神楽		大東町海潮	海潮山王寺神楽保持者会	須我神社例祭など
64	県	無形民俗文化財	昭37. 6.12	槻の屋神楽		木次町槻の屋	槻の屋神楽保持者会	賀茂神社11月10日例祭
65	県	無形民俗文化財	昭63. 5.24	神原神社獅子舞		加茂町神原	神原神社獅子舞保存会	神原神社11月9日例祭
66	市	無形民俗文化財	昭33. 3. 1	海潮神代神楽		大東町海潮	和野、本郷、薦沢、小河内社中	
67	市	無形民俗文化財	昭33. 3. 1	大東七夕祭		大東町大東	大東七夕祭保存会	8月6日夜
68	市	無形民俗文化財	昭54.11.10	日登神楽		木次町西日登	日登神楽保持者会	別称：出雲大社神代神楽日登社中
69	市	無形民俗文化財	平 4. 4.17	上山餅さし		吉田町上山	上山餅さし保存会	
70	市	無形民俗文化財	平 4. 4.17	大吉田山伏踊り		吉田町吉田	大吉田山伏踊り保存会	
71	市	無形民俗文化財	平 5. 5.12	佐世神楽		大東町下佐世	佐世神楽保存会	
72	市	無形民俗文化財	平 5. 5.12	生山神社花傘神事 舟屋台神事		大東町上久野	生山神社花傘神事・舟屋台神事保存会	
73	市	無形民俗文化財	平16. 4.12	加茂の古大寺踊り		加茂町域	加茂町古大寺踊り保存会	
74	市	無形民俗文化財	平16.10.25	須美祢神社の柴草行事		加茂町立原	柴草行事保存会	
75	国	史跡	平11. 1.14	加茂岩倉遺跡	1所	加茂町岩倉	雲南市	銅鐸39個の一括埋納地
76	県	史跡	昭38. 7. 2	松本第一号古墳	1基	三刀屋町給下	梅窓院	古墳時代前期の前方後方墳
77	県	史跡	昭55. 6.27	宮田遺跡	1所	三刀屋町多久和	雲南市	縄文時代後～晩期の埋壘出土地
78	県	史跡	昭61. 9.19	三刀屋じゃ山城跡及び三刀屋尾崎城跡	2所	三刀屋町古城	雲南市他	三刀屋氏の居城
79	市	史跡	昭46. 5.10	一里塚	2所	大東町東阿用・下久野	阿用財産区	松江～仁多街道
80	市	史跡	昭46. 5.10	幡屋神社自然石燈籠	1基	大東町幡屋	幡屋神社	花崗岩自然石 高5.4m 元治元年(1864)建立
81	市	史跡	平 2.11. 9	日倉城跡	1所	掛合町掛合	雲南市	15～16C 備後高野山城の山城 多賀山氏の進出拠点
82	市	史跡	平 3. 7. 1	松本3号墳	1基	三刀屋町給下	高橋恒信	古墳時代前期の前方後方墳、全長52m
83	市	史跡	平 3. 7. 1	安田家住宅(永井隆博士旧居)	1所	三刀屋町多久和	雲南市	永井隆博士の旧居
84	県	名勝天然記念物	昭33. 8. 1	雲見の滝	1所	三刀屋町多久和	雲南市	雌雄二瀑
85	国	天然記念物	昭12. 4.17	海潮のカツラ	1株	大東町海潮	日原神社	根周リ約14m
86	県	天然記念物	昭58. 6. 7	貴船神社のシイ	1株	加茂町南加茂	貴船神社	胸高周8m40cm 樹齢約800年
87	市	天然記念物	平 2.11. 1	多久和御幸桜	1株	三刀屋町多久和	高尾清治	樹齢100年以上、雲陽誌記載の巨木
88	市	天然記念物	平 2.11. 1	高籠神社タブノキ	1株	三刀屋町乙加宮	高籠神社	中国一の巨木タブノキ
89	市	天然記念物	平11. 2.23	赤川のゲンジボタル及びその生息地		大東町赤川水系全域		ホタル生息地の自然環境保護
90	市	天然記念物	平16. 4.12	段部のしだれ桜	1株	加茂町三代	多田納 浩	胸高周3m10cm 樹齢約330年

雲南市立病院

1. 雲南市立病院事業概要

(1) 雲南市立病院

①概要

(R6. 4. 1 現在)

病床数	一 般	包括ケア	回復リハ	医療療養	合 計
	155	48	30	48	281
標 榜 診 療 科	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、精神科、リハビリテーション科、歯科口腔外科 (15 診療科)				
一般病床	155 床	10 : 1 看護			
包括ケア病床	48 床	13 : 1 看護			
回復リハ病床	30 床	15 : 1 看護			
医療療養病床	48 床	20 : 1 看護			

②職員数 (掛合診療所含む)

(R6. 4. 1 現在)

区分	正職員	再任用短時間勤務職員	会計年度任用職員		計
			フルタイム	パートタイム	
診療局(医師)	33 人	－	－	4 人	37 人
看護部	145 人	3 人	36 人	35 人	219 人
医療技術部	83 人	－	9 人	6 人	98 人
事務部	22 人	－	6 人	9 人	37 人
医療安全部	2 人	－	－	－	2 人
地域医療部 (健康・地域連携・訪問)	18 人	－	－	10 人	28 人
キャリアサポート・育成センター	1 人	－	－	－	1 人
雲南市未来型連携推進センター	－	－	－	1 人	1 人
計	304 人	3 人	51 人	65 人	423 人

※当院直接雇用の医師数

③診療科医師数の推移 (掛合診療所含む)

(単位：人)

診療科名	令和 4 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月
内科	4(内会計 2)	5(内会計 2)	6(内会計 2)
地域ケア科	9(内研修派遣 1)	10(内研修派遣 2)	12(内研修派遣 3)
小児科	2	2	2
外科	7	7	6
整形外科	4(内会計 1)	4(内会計 1)	3
脳神経外科	0	0	0
産婦人科	2	2	1

耳鼻いんこう科	1	1	1
眼科	0	0	0
泌尿器科	1	1	1
麻酔科	0	1(内会計 1)	1(内会計 1)
皮膚科	1	1	1
リハビリテーション科	2(内会計 1)	2(内会計 1)	2(内会計 1)
歯科口腔外科	1	1	1
計	34	37	37

※当院直接雇用の医師数

④入院患者数の推移

(単位：人、%)

市町名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲 南 市	69,438	85.2	67,909	88.6	70,076	87.5
大 東 町	24,281	29.8	23,580	30.8	23,899	29.7
加 茂 町	13,090	16.1	12,125	15.8	13,980	17.5
木 次 町	14,020	17.2	15,254	19.9	14,885	18.6
三 刀 屋 町	6,835	8.4	7,579	9.9	7,805	9.8
掛 合 町	5,895	7.2	5,271	6.9	6,230	7.8
吉 田 町	5,317	6.5	4,100	5.3	3,277	4.1
奥 出 雲 町	7,580	9.3	6,138	8.0	6,611	8.3
飯 南 町	1,314	1.6	1,036	1.4	1,166	1.5
そ の 他	3,172	3.9	1,571	2.0	2,160	2.7
合 計	81,504	100.0	76,654	100.0	80,013	100.0

⑤外来患者数の推移

(単位：人、%)

市町名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲 南 市	82,967	86.2	87,581	86.5	88,286	86.1
大 東 町	39,000	40.5	40,689	40.2	41,058	39.9
加 茂 町	12,677	13.2	14,033	13.9	14,999	14.6
木 次 町	14,474	15.0	15,558	15.4	15,543	15.2
三 刀 屋 町	8,629	9.0	9,142	9.0	8,774	8.6
掛 合 町	3,809	4.0	3,879	3.8	3,661	3.6
吉 田 町	4,378	4.5	4,280	4.2	4,251	4.2
奥 出 雲 町	10,130	10.5	10,276	10.1	10,504	10.3
飯 南 町	853	0.9	788	0.8	887	0.9
そ の 他	2,296	2.4	2,603	2.6	2,742	2.7
合 計	96,246	100.0	101,248	100.0	102,419	100.0

⑥健診種類別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日帰り人間ドック A	1,015	1,010	1,055
日帰り人間ドック B	48	60	44
日帰り人間ドック C	33	50	86
生活習慣病予防健診	1,534	1,615	1,667
事業所検診	939	1,034	1,074
脳ドック (MR I / MR 検査)	155	164	192
特定健康診査	148	139	202
特定保健指導 (積極的)	24	16	11
特定保健指導 (動機付)	108	116	117
雲南市委託乳がん検診	207	213	289
雲南市委託子宮がん検診	289	319	377
雲南市委託大腸がん検診	117	134	189
合 計	4,617	4,870	5,303

⑦検査項目別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
胸部レントゲン	3,997	4,032	4,224
心電図	3,790	3,972	4,187
マンモグラフィー	696	715	843
腹部超音波	1,279	1,281	1,363
胃透視	167	145	159
胃カメラ	2,348	2,460	2,468
婦人科検診 (子宮がん検診)	698	753	864
耳鼻科検診 (聴力検査)	3,792	4,099	4,369
眼科検診 (眼底検査)	1,222	1,271	1,341

⑧訪問看護利用人数の推移

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①新規訪問患者数	48	51	59
②利用者実人数	1,226	1,252	1,327
②利用者延べ人数	7,170	7,393	7,554

⑨訪問診療利用人数の推移

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 利用者実人数	43	49	39
② 利用者延べ人数	264	331	249

(2) 雲南市立病院附属掛合診療所

①概要

(R6. 4. 1 現在)

標榜診療科	内科、整形外科、歯科 (3 診療科)
-------	--------------------

②職員体制

(R6. 4. 1 現在)

区分	正職員	会計年度任用職員 (フルタイム)	会計年度任用職員 (パートタイム)	計
医師	2 人(病院派遣)	-	1 人	3 人
看護師	1 人(病院派遣)	-	1 人	2 人
医療技術員	1 人	2 人	-	3 人
事務職	1 人	-	-	1 人
計	5 人	2 人	2 人	9 人

③診療科医師数の推移

(単位: 人)

診療科名	令和 4 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月	備 考
内科	1	1	1	5 日/週
整形外科	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1 回/月
歯科	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1(病院派遣)	3 日/週
計	3	3	3	

④外来患者数の推移

(単位: 人、%)

市町名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲 南 市	6,862	98.9	7,127	98.9	6,532	98.9
大 東 町	36	0.5	37	0.5	34	0.5
加 茂 町	24	0.4	25	0.4	23	0.3
木 次 町	58	0.8	60	0.8	55	0.9
三刀屋町	183	2.6	190	2.6	174	2.6
掛 合 町	6,331	91.3	6,576	91.3	6,027	91.3
吉 田 町	230	3.3	239	3.3	219	3.3
奥 出 雲 町	11	0.2	11	0.2	10	0.2
飯 南 町	26	0.4	27	0.4	25	0.4
そ の 他	37	0.5	39	0.5	35	0.5
合 計	6,936	100.0	7,204	100.0	6,602	100.0

⑤健診種類別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日帰り人間ドック	0	契約なし	契約なし
生活習慣病予防健診	7	契約なし	契約なし
雲南市委託大腸がん検診	17	20	18
合 計	24	20	18

⑥検査項目別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胸部レントゲン	132	405	324
心電図	132	305	282
腹部超音波	80	64	70
胃カメラ	20	0	0

⑦栄養指導の受診件数の推移

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来栄養食事指導料（初回）	－	46	114
外来栄養食事指導料（2回目以降）	－	4	22

こども政策局

【01】雲南市内保育所(園)概要一覧表

保育所(園)

(R6.4.1現在)

公立・私立	町名	所(園)名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	在籍児童数 4月1日	受入年齢	開所時間		保育園保育料	延長保育		休日保育		一時保育			
										月～金曜日	土曜日		時 間		料金	時間 日曜、祝日	料金	時間		料金
													月～金曜日	土曜日				月～金曜日	土曜日	
公立	大東	大東保育園	699-1251	大東町大東1663	43-6132	43-3996	135	113	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30	0円	18:30～19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)			8:30～16:30		○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円
		かもめ保育園	699-1221	大東町飯田146-8	43-5028	43-3010	90	79	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30		18:30～19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)			8:30～16:30		
	木次	斐伊保育所	699-1311	木次町里方915-1	42-1008	42-2408	80	43	産休明～5歳	7:30～18:00	7:30～13:00				(保育短時間の場合、1hあたり150円)					
	三刀屋	三刀屋保育所	690-2404	三刀屋町三刀屋1188-1	45-2651	45-5765	120	89	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30		18:30～19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)					
私立	大東	あおぞら保育園	699-1223	大東町下阿用691-2	43-3129	43-9505	80	70	産休明～5歳	7:00～18:00	7:00～18:00	52,000円 ※3歳児以上0円(無償化)	18:00～19:30		1回:300円 月:2,500円			7:00～18:00	7:00～18:00	年齢による (0歳)1日:2,000円 (1.2歳)1日:1,500円 (3才以上)1日:1,000円 半日の場合は、半額 (食事有:別途200円)
		あおぞら保育園(分園)					0	休園	産休明～1歳											
	加茂	たちばら保育園	699-1102	加茂町立原438-1	49-8122	49-8133	30	21	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30		18:30～19:30	18:30～19:30	30分未満:150円 30分以上:300円 (保育短時間で8時間を超えて利用する場合 30分未満:50円 30分以上:100円)			7:30～18:30	7:30～18:30	1日:2,000円 ○4時間以内 食事無:650円 ○4時間以上 食事有:1,200円 食事無:800円
	加茂	みなみかも保育園	699-1104	加茂町南加茂39-2	47-7261	47-7262	60	57	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30		7:00～7:30 18:30～19:30	7:00～7:30 18:30～19:30	30分未満:150円 30分以上:300円			8:30～16:30		○4時間以内 食事有:950円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,600円 食事無:1,300円 *6か月～
	木次	四ツ葉学園保育所	699-1311	木次町里方869-5	42-0616	42-0628	100	89	産休明～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30		18:30～19:00		予約必要 30分未満:200円	8:30～17:00	予約必要(在園児に限り実施) 1日:2,000円(弁当持参)	8:30～17:00		1日:2,000円(食事有) 午前:1,300円(食事有) 午後:1,000円(食事無)

※公立の一時保育は、週3日、月12日以内で利用可能。

【02】雲南市内幼稚園・認定こども園概要一覧表

幼稚園

(R6.4.1現在)

公立・私立	町名	園名	郵便番号	住 所	電話 番号	FAX 番号	利用定員	在籍 児童数 4月1日	受入年齢	保育時間	幼稚園 保育料	預かり保育		
										月～金曜日		時間		備考
												通常保育日	長期休業中	
公立	大東	佐世幼稚園	699-1214	大東町上佐世1375-1	43-2817	43-2817	25	2	3歳～5歳	8:00～14:00	月額 0円(無償化)	14:00～17:00	8:00～18:00 大東こども園・ 三刀屋こども園 で利用	※長期休業中月12日以内(通常保育日制限なし) 通常保育日: 日額450円 長期休業中: 日額1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円
	木次	寺領幼稚園	699-1322	木次町寺領612	42-0870	42-0870	25	4		8:00～14:00		14:00～17:00		

認定こども園

公立・私立	町名	園名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	利用定員	在籍児童数 (4月1日)	受入年齢	保育時間	認定こども園 保育料	預かり保育(一時保育・延長保育)				
												時間		備考		
												通常保育日	長期休業中			
公立	大東	大東こども園 (教育標準利用)	699-1252	大東町田中50-1	43-2710	43-2710	25	9	3歳～5歳	月～金曜日 7:45～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内		
		大東こども園 (保育時間利用)					35	11		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円				
		西こども園 (教育標準利用)	699-1232	大東町仁和寺2435-11	43-6005	43-6005	30	5	3歳～5歳	月～金曜日 8:15～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内		
		西こども園 (保育時間利用)					15	4		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円				
		海潮こども園 (教育標準利用)	699-1206	大東町南村196	43-2298	43-2298	15	1	3歳～5歳	月～金曜日 8:00～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内		
		海潮こども園 (保育時間利用)					15	1		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円				
	加茂	加茂こども園 (教育標準利用)	699-1105	加茂町宇治238	49-6760 49-6761	49-6932	15	5	3歳～5歳	月～金曜日 8:15～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内		
		加茂こども園 (保育時間利用)					170	146		産休明～5歳		月～金 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円 (無償化)		※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円
															※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00	延長保育:児童1人1回150円 <保育短時間の場合 1hあたり150円>
													※休日保育 7:30～18:00	料金なし(別の日に休むため)		

認定こども園

公立・私立	町名	園名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	利用定員	在籍児童数 (4月1日)	受入年齢	保育時間	認定こども園 保育料	預かり保育(一時保育・延長保育)		
												時間		備考
												通常保育日	長期休業中	
公立	木次	斐伊こども園 (教育標準利用)	699-1311	木次町里方1064	42-2130	42-2130	30	5	3歳～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		斐伊こども園 (保育時間利用)					30	18		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円		
		木次こども園 (教育標準利用)	699-1334	木次町新市53	42-2173 42-2341	47-7031	20	9	3歳～5歳	月～金 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		木次こども園 (保育時間利用)					130	102	産休明 ～5歳	月～金 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:00	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円(無 償化)	※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30 ※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 延長保育:児童1人1回150円 <保育短時間の場合 1hあたり150円>	
	三刀屋	三刀屋こども園 (教育標準利用)	690-2404	三刀屋町給下750-2	45-2168	45-5062	25	8	3歳～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		三刀屋こども園 (保育時間利用)					40	20		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円		
	吉田	吉田保育所 (教育標準利用)	690-2801	吉田町吉田2664	74-0330	74-0330	5	0	8ヵ月経過児 ～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		吉田保育所 (保育時間利用)					25	2		月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:00	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円 (無償化)	※一時保育 月～金 8:30～16:30 ※延長保育、休日保育の実施は なし	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 ＜保育短時間のみ＞ 延長保育:7:30～8:30、16:30～17: 30 1回150円、16:30～18:30 1回300円	
		田井保育所 (教育標準利用)	690-2313	吉田町深野244-4	75-0201	75-0201	5	1		月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		田井保育所 (保育時間利用)					25	7		月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:00	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円 (無償化)	※一時保育 月～金 8:30～16:30 ※延長保育、休日保育の実施は なし	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 ＜保育短時間のみ＞ 延長保育:7:30～8:30、16:30～17: 30 1回150円、16:30～18:30 1回300円	
	掛合	掛合保育所 (教育標準利用)	690-2701	掛合町掛合2149-2	62-9900	62-1900	10	1	産休明～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円(無償化)	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金(通常保育日) 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金(長期休業中) 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内
		掛合保育所 (保育時間利用)					60	47		月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円 (無償化)	※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30 ※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 延長保育:児童1人1回150円 <保育短時間の場合 1hあたり150円>	

【03】雲南市内子育て支援施設(保育所を除く)関係一覧表

(R6.4.1現在)

町名	区分	施設名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX番号	受入対象	開設時間		料金			内容
									月～金曜日	土曜日	通常	長期期間(夏休み等)	備考	
大東	放課後児童	ちゃれんじクラブ	699-1252	大東町 田中58-1	大東小学校 校庭内	43-6848	43-6848	小学校に就学している児童	平 日 12:00～18:30 振替休日 7:30～18:30 長期休業 7:30～18:30	7:30～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:30～19:00) 1回500円	放課後児童の預かり
		学童クラブキリカ	699-1223	大東町 下阿用684-7	あおぞら保育園 学童棟	43-3129	43-9505	小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	8:00～18:00	1日:500円 半日:250円 土曜日も同様	春・夏・冬休みのみ利用の場合、通常と同じ 昼食提供別途100円/回	延長料金(18:00～19:30) 1回300円	放課後児童の預かり
		うしお児童クラブ	699-1206	大東町 南村275	旧JA雲南海潮支所跡	43-3400	43-3400	小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	8:00～18:00	1日500円 半日250円	春・夏・冬休みのみ利用の場合、通常と同じ	延長料金 (18:00～19:00) 1回200円	放課後児童の預かり
		西児童クラブ	699-1232	大東町 仁和寺2435-11	西小学校校庭内	43-2220	43-2220	小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預かり
	支援センター	大東子育て支援センター	699-1223	大東町 下阿用691-2	あおぞら保育園内	43-9500	43-9505	0歳～就学前	9:00～16:00		無料			育児相談、子育てサロン他
	ファミサポ	ファミリーサポートセンター大東本部	699-1251	大東町 大東1663	大東保育園内	43-6132	43-3996 (大東保共通)	0歳～小6	受付時間9:00～17:00 (時間外の援助依頼等の連絡はアドバイザー対応)		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間:400円			会員制(依頼 協力) 幼児預かり送迎等
	病後児	だいたい病児・病後児保育室「つくし」	699-1221	大東町 下阿用4-6	大東病児・病後児保育室	43-8815	43-8819	0歳～小6	8:00～18:00		1回 1,500円 (食事利用なし1,200円)		1回の利用につき原則連続7日(土日・祝日含む)まで	病児・病後児の預かり
加茂	放課後児童	加茂第1児童クラブ	699-1106	加茂町 加茂中1040-1	旧加茂交流センター	47-7751 (直通) 49-7255 (事務局)		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預かり
		加茂第2児童クラブ												
	支援センター	加茂子育て支援センター	699-1106	加茂町 加茂中1001-4	加茂子育て支援センター	49-8355	49-6723	0歳～就学前	8:30～17:30	8:30～17:30	無料			育児相談、子育てサロン他
	ファミサポ	ファミリーサポートセンター加茂支部	699-1106	加茂町 加茂中1001-4	加茂子育て支援センター内	49-8355	49-6723	0歳～小6	受付時間 9:00～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間:400円			会員制(依頼 協力) 幼児預かり送迎等
	病後児	加茂こども園病後児保育室	699-1105	加茂町 宇治238	加茂こども園内	49-6761	49-6932	0歳～就学前	8:30～17:30		1回 1,500円 (食事利用なし1,200円)		1回の利用につき原則連続7日(土日・祝日含む)まで	病後児の預かり
木次	放課後児童	斐伊児童クラブ	699-1311	木次町 里方928-1	斐伊保育所近隣	42-5050		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 7:30～18:00 長期休業 7:30～18:00	土曜日 (希望者) 7:30～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 300/30分	放課後児童の預かり

町名	区分	施設名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX番号	受入対象	開設時間		料金			内容
									月～金曜日	土曜日	通常	長期期間(夏休み等)	備考	
木次	放課後児童	きすき児童クラブ	699-1332	木次町 木次1012-1	木次青少年 ホーム1階	42-1036		小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預 かり
		寺領児童クラブ	699-1322	木次町 寺領526-3	日登交流セ ンター内	42-1188	42-1188	小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預 かり
	支援セ ンター	木次子育て支援 センター	699-1311	木次町 里方915-1	斐伊保育所 併設	42-2030	42-2408 (斐伊保共 通)	0歳～就学前	9:00～17:00	9:00～16:00	無料			育児相談、子育 てサロン他
	ファミ サポ	ファミリーサポー トセンター木次支 部	699-1311	木次町 里方915-1	木次町子育 て支援セン ター内	42-2030	42-2408 (斐伊保共 通)	0歳～小6	受付時間9:00～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間: 400円			会員制(依頼 協 力) 幼児預かり 送迎等
三刀屋	放課後児童	三刀屋放課後児 童クラブ	690-2405	三刀屋町 古城1-1	文化体育館 アスパル隣	45-5010 (直通) 45-2544 (事務局)		小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円 ※ファミリーサポート センターと連携した 延長サービスあり 300円/30分	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 4月期 3,000円 3月期 2,000円		放課後児童の預 かり
	支援セ ンター	三刀屋子育て支 援センター	690-2404	三刀屋町 三刀屋1212-3	三刀屋健康 福祉センター 内	45-9500	45-2646 (三刀屋総 合センター市 民福祉課)	0歳～就学前	9:00～16:00		無料			育児相談、子育 てサロン他
	病後児	みとや病後児保 育室「たんぽぽ」	690-2404	三刀屋町 三刀屋1212-3	三刀屋健康 福祉センター 内	45-5001	45-5001	0歳～小6	8:00～18:00		1回 1,500円 (食事利用なし1,200 円)		1回の利用につき原則 連続7日(土日・祝日 含む)まで	病後児の預かり
掛合	放課後児童	かけや児童クラ ブ	690-2701	掛合町 掛合2151-1	掛合交流セ ンター内	62-0189	62-0189	小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	土曜日 (希望者) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円 ※ファミリーサポート センターと連携した 延長サービスあり 300円/30分	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 4月期 3,000円 3月期 2,000円		放課後児童の預 かり
	支援セ ンター	掛合子育て支援 センター	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所	62-9900 080- 2909-	62-1900	0歳～就学前	9:00～17:00		無料			育児相談、子育 てサロン他
	ファミ サポ	ファミリーサポー トセンター掛合支 部	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所 内	62-9900	62-1900	0歳～小6	受付時間 8:30～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間: 400円			会員制(依頼 協 力) 幼児預かり 送迎等
	病後児	掛合保育所病後 児保育室	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所 内	62-9900	62-1900	0歳～就学前	8:30～17:30		1回 1,500円 (食事利用なし1,200 円)		1回の利用につき原則 連続7日(土日・祝日 含む)まで	病後児の預かり

【04】特定教育・保育施設保育料徴収基準額表

◆令和6年度 保育所・認定こども園（2号、3号）保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		月額（円）				
階層区分	定義	3 歳未満児		3 歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第 1 階層 （A1）	生活保護世帯	0	0	無償化により0円		
第 2 階層 （B2）	市民税 非課税世帯	無償化により 0 円				
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0			
第 3 階層 （C3,D3）	市民税 課税世 帯	所得割課税額 48,600 円未満	7,800			7,600
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400			3,300
第 4 階層 （D4）		所得割課税額 97,000 円未満	12,000			11,700
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等で所得割課税額 77,101 円未満	3,600			3,600
第 5 階層 （D5）		所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	24,900			24,500
第 6 階層 （D6）		所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	36,600			36,000
第 7 階層 （D7）		所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	48,000	47,200		
第 8 階層 （D8）		所得割課税額 397,000 円以上	52,000	51,200		

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等（調整控除額・税額調整措置の額は除く）の税額控除前の税額です。

※転入前に指定都市で課税され、市民税所得割の税率が8%となっている場合は、指定都市以外で課税されたものとみなし、税率6%に換算してから保育料を算定します。

※小学校就学前（0歳～5歳）の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満（所得割課税額が57,700円未満）の世帯は、多子軽減に伴う多子計算（子どものカウント対象）の年齢制限を撤廃します。小学生（6歳）以上でも第1子となります。

※国制度の軽減措置

①年収約360万円未満のひとり親世帯等の第1子保育料を第2階層並みに軽減します。

※雲南市独自減免

①土曜減免（0歳児から2歳児までの世帯（非課税世帯を除く）

当該年度にすべての土曜日を休所（預けない）する場合、上記保育料の2割を減免します。

②第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

③副食費の無料化

3歳以上児の副食費（おかず代）を無料化。（雲南市に住民票がある方）（上限4,800円）

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

※ひとり親とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。

※在宅障がい児（者）とは、①身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）、②療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）、③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）、④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）、⑤国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）をいう。

◆幼稚園・認定こども園（1号）保育料

令和元年10月～ 幼児教育・保育無償化により0円

落ち着きがない 学校に行きたがらない 最近、とても反抗的
忘れ物が多い 音読が苦手 友達とのけんかが絶えない
すぐにキレル 何をするにも時間がかかる なかなか寝ない

教育相談

児童相談窓口「すワン」



関係諸機関との連携

雲南保健所

ウィッシュ
(医師定期相談)

医療機関

長寿障がい福祉課
(さくら教室等)

特別支援学校
センター的機能

学校訪問
授業観察
心理検査
面談 等

にっこりい

幼児期
通級指導教室

言葉の指導
ソーシャルスキ
ルトレーニング
を中心とした
個別指導
教育相談
就学相談

※就学前の幼児
対象

在 籍 先

幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・高等学校等

通常の学級

授業づくり
校内体制づくり
校内研修
保護者との関係づくり

通級指導教室

指導の開始終了決定
指導内容の検討

特別支援学級

教育課程
学級づくり
授業づくり
校内研修

就学相談
進路相談

移行支援

(移行支援計画・移行支援シート)
中学校卒後の進路支援体制づくり

おんせん
キャンパス

生活・学習・進路相談
不登校支援

まなびい

すワンLD教室

LD特性に応
じた学習指導
読み書き、計
算を中心とし
た個別指導
教育相談

※通常の学級に在
籍する小1～中2
の児童生徒を対象

教育支援委員会

特別支援教育推進委員会

通級指導委員会

特別支援連携協議会

障がい者総合支援協議会

こども家庭支援課(こども家庭センター)の事業概要

事業名	内 容	対象者
こども家庭センター運営事業	妊娠期から子育て期までの相談に応じ、各関係機関と連携をとりながら切れ目ない支援を行う。 妊娠期～子育て期：母子保健 G だっこ♪ 幼児期・学童期：児童相談 G すワン 子育て期全般：家庭支援 G	妊産婦、子育て家庭
母子健康手帳交付	妊娠届を出した人に母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。	妊娠届を出した妊婦
子育てハンドブックの配布	妊娠期から就学までの子育て等について、雲南市独自で作成した冊子。妊娠届時に配布する。	妊娠届を出した妊婦
個別妊婦一般健診	妊婦健診の費用を妊娠中に 14 回助成する。 交付事務：こども家庭支援課 主管課：健康推進課	妊娠届を出した妊婦
妊婦歯周病検診	雲南歯科医師会に委託し、検診を行う。 妊娠中に 1 回、自己負担：無料	母子健康手帳を交付した妊婦、転入した妊婦
多胎児妊婦健康診査費用助成事業	通常 1 4 回程度の妊婦健診よりも追加で受診した妊婦健診の費用を助成する。	多胎児を妊娠した妊婦
産婦健康診査事業	産後 2 週間と 1 か月の時期の産婦に対する健康診査の費用助成を行う。	出産をした産婦
新生児聴覚検査費用助成	聴覚検査に要する費用の一部を助成し聴覚障がい早期発見と支援を行う。	新生児聴覚検査を受けた保護者
個別乳児一般健康診査	医療機関での乳児健診の費用を 2 回助成する。	生後 0 か月～1 歳までの乳児
不妊治療費助成事業	一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療に対する助成を行う。	戸籍上の婚姻関係であって、夫婦もしくはいずれかが市内に住所を有している者 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者 産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療を受けた者
出生届保健指導	出生届時、保健師が保健指導を行う。	出生届を出した人

新生児訪問・乳児訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)	赤ちゃんの発育・発達のチェック、産後うつのチェック等による母親の育児不安の軽減を目的に赤ちゃんのお宅を保健師が訪問する。	出生届を出した家庭
未熟児養育訪問	家庭訪問により赤ちゃんの発育や発達のチェックなど、異常の早期発見、栄養、環境整備等について必要な支援を行う。	未熟児養育医療の対象児 または、医療機関から支援が必要と連絡があった児
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児とその保護者に対して、養育に関する相談、指導助言等を行う。	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者
出産・子育て応援給付金給付事業	妊婦や子育て家庭に寄り添い、伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援給付金を支給し経済的支援を行う	妊娠届出を提出した妊婦 出産後のこどもの養育者
妊婦サロン 育児相談	子育て支援センターと連携し、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士・助産師が育児についての相談を行う。	妊婦 0歳～就学前までの児を持つ保護者
離乳食教室	離乳食について講和・相談を行う。栄養士・保健師・歯科衛生士が相談に対応する。	生後8か月の乳児とその保護者
母子保健推進員事業	母子保健推進員に委嘱状を交付し、身近な場所で子育て家庭を支える活動を支援する。	就学までの子育て家庭
産前・産後サポート事業	母子保健推進員が自宅へ伺い乳児の健診や育児相談のお知らせを行う。	生後4か月児までの乳児とその保護者、相談を希望される妊婦
産後ケア事業	施設を日帰りや宿泊利用、または自宅へ訪問し、母体の体力回復及び母体ケア並びに乳児のケアを行う。	生後4か月未満（必要な方は1歳未満）の乳児とその母親であり、産後の心身のケアや育児のサポートを必要としている者
産前産後訪問サポート事業	産前及び産後の時期において一時的に家事や育児援助を必要とする家庭に対し、サポーターが訪問し、家事や育児のサポートを行う。	・妊娠中の者、又は出生した日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者、または世帯。 ・一時的に家事や育児の援助が必要と市長が判断した者、または世帯。

多胎児養育家庭サポート事業	多胎児家庭へサポーターが訪問し、家事、育児や外出支援を行う。	3歳未満の多胎児を養育する家庭
集団乳児健診	小児科健診を行う。離乳食や育児等についての相談も行う。あわせて4か月児にブックスタート事業として絵本を1冊配布する。	4か月児 10か月児
集団幼児健診	小児科・歯科健診を行う。子育てや発達等について臨床心理士等による相談も行う。あわせて、保護者歯科健診も行う。	1歳6・7か月児 3歳6・7か月児 幼児健診受診者の保護者
幼児フッ化物歯面塗布	1歳6か月児健診時に幼児フッ化物歯面塗布無料券を配布し、むし歯予防対策を進める。	1歳6か月児健診参加者
発達クリニック事業	雲南圏域1市2町主催で、年間9回。小児発達の専門医による相談を行う。	乳幼児健診や保育所、幼稚園等で発達発育に不安を抱える親子
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	日常生活用具等購入する際に助成を行う。	小児慢性特定疾患により長期に療養を必要とし、日常生活用具を申請した児童等
児童虐待対策事業	虐待予防に関する啓発活動と共に、虐待を受けている子どもの早期発見や関係機関で連携して対応を行う。	市内のこども世帯をはじめこどもに関わる機関等
児童扶養手当事業	ひとり親家庭の安定と自立促進のために当該児童について支給する手当。	ひとり親家庭（所得制限あり）
母子生活支援事業	母子父子自立支援員による母子・父子・寡婦への相談や支援等を行う。	ひとり親家庭
母子父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親の母・父に対して自立支援のための講座や養成機関等での修学等に対する支援事業。	ひとり親家庭の母・父
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などで一時的に養育する事ができない場合に里親宅で預り子育ての支援を行う。	市内に住所のある子育て世帯 （対象：0歳～15歳までのこども）
幼児期通級指導教室「にっこりい」	困り感を持つ幼稚園・こども園・保育所の年長児・5歳児や保護者に対し個別支援を行い幼児理解とこどもの対応方法などを保護者へ支援を行う。	幼稚園・こども園・保育所の年長児・5歳児や保護者
LD教室「まなびい」	LD(学習障害)の診断がある児童生徒に対し個別学習を行う。	LDの診断を受けた児童・生徒

農林振興部

1. 農業労働災害共済事業の概要

1. 目 的

本市において農林業労働による災害を受けた者を救済するため、雲南市農業労働災害共済事業をもって、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 対象となる共済事故

農林機具等（別表第1）によって農林作業中に生じた負傷、疾病、障害、死亡等で事故に係る農林作業を行った日から5日以内に医師の診療を受けられた人身事故を対象とします。

3. 加入要件

- （1）島根県農業共済組合の組合員である個人及び集落営農組織
- （2）上記の組合員以外の方で、農林作業に従事する方

4. 共済金給付の対象となる方

- （1）個人加入者・・・加入者本人と、加入者の直系及び2親等内の親族
- （2）集落営農組織・・・構成員と、その構成員の直系及び2親等内の親族、集落営農組織で雇用する労働者

5. 共済掛金

加入者の掛金

- 均等割 1戸当たり 700円
- 耕作地割 10a当たり 150円（※水田面積／畦畔は含まない。）
- 家畜頭数割 1頭当たり 50円

6. 共済掛金の納入方法

- （1）共済掛金は、口座振替または納付書によって納付していただきます。
- （2）納入期限・・・7月31日

7. 共済金給付

給付基礎日額： 4, 000円

ただし、「18歳未満で就学中の方」「75歳以上の方」の給付は1/2とします。

(1) 医療共済金

8万円を限度とし、医師の診療に要した費用の自己負担分とします。

※但し、1, 000円未満のときは除きます。

また、給付は、医療を受けるに至った日から起算して1年以内とします。

(2) 休業共済金（これまで：療養期間3日以内は免責 → 27年度以降の事故：免責なし）

共済事故による療養のため、就労することができないと医師が認めた日から起算して、1日～30日・・・1日につき給付日額の60/100

31日～90日・・・1日につき給付日額の30/100

(3) 障害共済金

労働者災害補償保険法施行規則に定める障害等級に応じて、条例（別表第2）で定める日数で算出した額を給付します。

(4) 遺族共済金

給付基礎日額の500日分を最高限度額として給付します。

※ただし、「18歳未満で就学中の方」「75歳以上の方」の給付は1/2とします。

(5) 葬祭料

葬祭料・・・10, 000円

〔共済金給付例〕

農作業中に転倒して骨折し、90日間療養のため就労することができなかった場合

（※給付対象者の年齢を60歳と想定）

①医療共済金 80, 000円（医療費の自己負担分が8万円を超えていた場合を想定）

②休業補償金 30日×4, 000円×0.6=72, 000円

60日×4, 000円×0.3=72, 000円

支払共済金額の合計 「医療共済金①」 + 「休業補償金②」 = 224, 000円

8. 共済給付の制限

- (1) 加入者が故意に共済事故を発生し、もしくは共済事故を生じさせたとき、または事故発生時に共済掛金が未納である方には共済給付は行いません。
- (2) 加入者が故意の犯罪行為もしくは重大な過失により共済事故を増進させ、もしくはその回復を妨げたときは、共済給付の全部または一部給付を行いません。
- (3) 共済給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、共済給付を受けるべき方が当該第三者により同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その賠償額に相当する額を差し引いて給付します。

9. 共済給付の請求期間

給付事実発生時から90日以内

10. 共済金給付の決定

雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会で審査します。

11. 令和5年度事業の状況

- | | | |
|---------------|---------|--------------|
| (1) 納入件数及び納入額 | 1, 252件 | 2, 000, 510円 |
| (2) 事故の受付件数 | 13件 | |
| (3) 共済金の給付 | 13件 | 934, 521円 |

〔別表 1〕

番 号	農 林 機 具 等 名	番 号	農 林 機 具 等 名
1	田植機	1 1	防除機
2	トラクター	1 2	動力草刈機
3	耕耘機	1 3	動力カッター
4	テラー	1 4	手押切
5	トレーラー（動力運搬機）	1 5	農用発動機、モーター
6	農用自動車（交通事故を除く）	1 6	農薬（農薬安全基準に定められたもの）
7	バインダー	1 7	家畜による傷害
8	脱穀機、コンバイン、ハーベスター	1 8	チェーンソー及び林業機械
9	調整機	1 9	まむし及び蜂
1 0	乾燥機	2 0	委員会が認めた農業労働事故

〔別表第 2〕

等 級	給付基礎日額に乗ずる日数	等 級	給付基礎日額に乗ずる日数
1	3 0 0	8	7 0
2	2 5 0	9	6 0
3	2 0 0	1 0	5 0
4	1 7 0	1 1	4 0
5	1 4 0	1 2	3 0
6	1 1 0	1 3	2 0
7	8 0	1 4	1 0

2. 中山間地直払制度 令和5年度実績取組比較表

集落数

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	増減	備 考
大 東	69	66	66	66	66	0	
加 茂	12	12	12	12	12	0	
木 次	35	23	23	23	23	0	
三刀屋	27	15	15	15	15	0	
吉 田	17	9	9	9	9	0	
掛 合	32	30	30	30	30	0	
合 計	192	155	155	155	155	0	

交付額(円)

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	増減	備 考
大 東	97,437,414	95,875,181	96,884,182	97,015,007	96,685,206	▲ 329,801	
加 茂	18,398,683	15,661,263	15,603,746	15,508,945	15,458,087	▲ 50,858	
木 次	43,390,167	39,495,937	40,901,557	40,801,977	40,310,227	▲ 491,750	
三刀屋	50,638,142	51,578,307	51,894,430	50,175,285	49,062,700	▲ 1,112,585	
吉 田	46,450,858	55,710,418	55,389,321	55,000,631	51,842,296	▲ 3,158,335	
掛 合	28,122,554	28,539,288	28,880,123	29,182,495	28,925,900	▲ 256,595	
合 計	284,437,818	286,860,394	289,553,359	287,684,340	282,284,416	-5,399,924	

3. 農業の状況

1. 農業販売実績 (JAしまね雲南地区本部取扱分)

(JAしまね雲南地区本部資料)
単位:千円

米穀		米穀計								
米穀	水稻播種	米穀計								
486,768	78,021	564,789								
雑穀	茶	キャベツ	その他採種	花卉	その他根菜類	ほうれん草	葉ねぎ	玉ねぎ	その他葉菜類	特産計
6,980	3,966	169	1,720	18,228	58	30,606	78,805	668	51,085	
白ねぎ	なす	ミニトマト	ピーマン	パプリカ	インゲン	その他果菜類	山菜、香辛野菜	アスパラ	苗物	
6,952	1,949	1,276	10,241	73	526	802	685	2,043	2,549	
産直野菜等	その他野菜	梅	柿	栗	メロン	ぶどう	ゆず	その他果実		
224,806	240	3,479	1,093	1,651	57	24,970	1,841	7,438		484,956
子牛	成牛	肉牛	生乳	鶏卵	畜産計					
199,483	17,283	190,669	279,490	17,343	704,268					

合計
1,754,013

2. 経営耕地面積 (2020年農林業センサス経営耕地面積)

単位:ha

経営耕地 総面積	田	畑
1,837	1,562	275

3. 経営耕地面積規模別農家数

(2020年農林業センサス農林業経営体調査)
単位:経営体

計	耕地なし	0. 3ha未満	0. 3～0. 5ha	0. 5～1. 0ha	1. 0～1. 5ha	1. 5～2. 0ha	2. 0～3. 0ha	3. 0～5. 0ha	5. 0～10. 0ha	10. 0ha以上
1,879	29	30	679	837	165	43	24	32	15	25

4. 農家数

(2020年農林業センサス農林業経営体調査)
単位:戸 経営体数

総農家数	自給的農家	販売農家数	主業経営体数 農業所得主 60日以上	準主業経営体 農外所得主 60日以上	副業的経営体 農外所得主
3,256	1,465	1791	80	278	1,449

5. 水稻作付規模

(雲南市資料)
単位:ha

雲南市計	大東町	加茂町	木次町	三刀屋町	吉田町	掛合町
1,421.19	516.05	249.96	140.42	192.53	199.89	122.34

6. 野菜作付規模

(雲南市資料)
単位:ha

雲南市計	トマト	なす	ピーマン	メロン	ほうれんそう	ねぎ	パプリカ	インゲン	とうがらし	小玉スイカ	糸瓜	キャベツ	白菜	水耕野菜
18.45	1.18	5.91	1.7	0.4	1.36	2.64	0.04	0.5	0.31	0.28	1.03	1.45	0.74	0.91

4. 肉用牛飼養状況

(令和6年2月1日現在)

地区名	農 家 戸 数	従 事 者 数	子取り用めす牛				種 お す 牛	売る予定の子牛			肥育中の牛										哺育・育成中の牛			計
			2才以上 のめす牛	2才未満7 ヶ月齢以上 のめす牛	7ヶ月齢 未満 のめす牛	小計		めす子牛	おす子牛 (去勢牛含)	小計	肉専用種				F1	うち 繁殖目的	乳用種		小計	乳用 おす 子牛	F1	小計		
											めす牛		おす牛 (去勢牛含)	計			めす牛	去勢牛 (おす牛含)						
											未經産牛	老廃牛												
大東	24	50	212	31	0	243	0	84	130	214	37	127	273	437	594	5	0	0	1,031	0	0	0	1,488	
加茂	3	3	9	1	0	10	0	4	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
木次	8	26	10	0	0	10	27	2	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	
三刀屋	12	24	55	4	0	59	0	12	17	29	199	0	257	456	577	0	3	173	1,209	0	0	0	1,297	
吉田	6	12	34	5	0	39	0	10	12	22	12	0	173	185	0	0	0	0	185	0	0	0	246	
掛合	14	26	54	8	0	62	0	16	18	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	
雲南市計	67	141	374	49	0	423	27	128	187	315	248	127	703	1,078	1,171	5	3	173	2,425	0	0	0	3,190	

5. 乳用牛飼養状況

(令和6年2月1日現在)

地区名	農 家 戸 数	従 事 者 数	品 種	搾乳用めす牛				子牛								肥育牛 (12ヶ月齢以上)			合計
				2才以上		2才未満 育成牛	小計	めす牛			おす子牛				小計	めす牛	去勢牛 (おす牛)	小計	
				のめす牛	うち 経産牛			肥育予 定 めす子 牛	売る予定 めす子 牛	計	2ヶ月齢 未満	2ヶ月齢以上 6ヶ月齢未満	6ヶ月齢以上 12ヶ月齢未満	計					
大東	3	5	ホルスタイン	52	49	10	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62
加茂	2	3	ホルスタイン、その他乳用種	83	82	39	122	0	0	0	1	0	2	3	3	0	0	0	125
木次	2	5	ホルスタイン、その他乳用種	85	78	39	124	0	0	0	0	6	8	14	14	0	5	5	143
吉田	1	2	ホルスタイン、その他乳用種	14	13	7	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
雲南市計	8	15	ホルスタイン、ジャージー、その他乳用種	234	222	95	329	0	0	0	1	6	10	17	17	0	5	5	351

6. 鶏卵生産者の状況

(令和6年2月1日現在)

地区名	戸数	飼 養 羽 数		備 考
		成鶏	育成鶏	
大東町	1	39,000羽	羽	
木次町	1	98,174羽	14,928羽	
三刀屋町	1	2,300羽	羽	
吉田町	1	5,300羽	2,450羽	
雲南市計	4	144,774羽	17,378羽	

7. ブロイラー飼養状況

(令和6年2月1日現在)

地区名	戸数	常時飼養羽数	年間出荷羽数	備 考
加茂町	1	80,000羽	650,000羽	
雲南市計	1	80,000羽	650,000羽	

8. 馬品種別、供用別、所有形態別飼養状況

乗用馬

(令和6年2月1日現在)

単位:頭、人、団体

地区名	施 設 所 有 区 分						けい養頭数		指導 者数	利 用 者 数				備 考
	一 般					大学 高校有	計	うち 小格馬		個人会員	団体会員		その他	
	都道府県有	市町村有	団体有	個人有	その他						団体数	人数		
木次町		○					12	0	3	3	0	0	36	
雲南市計							12	0	3	3	0	0	36	

(注)

- 1 けい養頭数は、乗馬を目的としてけい養(受託馬を含む。)している乗用馬について全頭数を記載し、小格馬(ポニー等)は内数で記載。
- 2 利用者数のうち、個人会員は当該乗馬クラブ等に所属する会員の数(大学、高校の部員を含む)とし、団体会員は当該乗馬クラブ等に所属する団体及びその団体に属する会員の合計を記入。また、その他の欄は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に利用した会員以外(ビジターを含む)の実人数を記載。

9. めん羊・山羊飼養状況

(令和6年2月1日現在)

(単価:頭、戸)

区 分 品 種		お す																め す		
		合計	人 工 授 精								自 然 種 付								飼養 農家 戸数	明け 2才 以上
			小計	国有	都道府 県有	市町 村有	農協有	団体有	個人有	その他	小計	国有	都道府 県有	市町 村有	農協有	団体有	個人有	その他		
めん 羊	日本コリデール種	1	0							1			1							
	サフォーク種	0	0							0										
	その他	0	0							0										
	雑種	0	0							0										
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
山 羊	日本ザーネン種	1	0							1			1							
	その他	0	0							0										
	雑種	0	0							0										
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	(実験動物用)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(注) 1 おすについては、令和6年2月1日現在で供用されているものを記載し、育成中のもの及び雄としての機能を失ったものについては、記載しない。

2 めすについては、令和6年2月1日現在又は近時点の調査頭数とする。

10. 堆肥センターの概要

施設の概要

施設名称	大東堆肥センター												
施設の所在地	雲南市大東町新庄												
施設導入事業	バイオマス利活用フロンティア整備事業												
管理運営者(所有者)	有限会社 カネマツ建設 ()												
利用畜産農家戸数	酪農	5	肉用牛		養豚		養鶏						
処理量	肉牛ふん	t/年	乳牛ふん	4,699 t/年	豚ふん	t/年	肉用鶏ふん	t/年	採卵鶏ふん	t/年			
副資材	オガクズ	1,615 t/年	バーク	t/年	モミガラ	t/年	戻し堆肥	t/年				t/年	
処理方式	1. 切り返し ② 開放型強制発酵 3. 密閉型強制発酵 4. 乾燥 5. 炭化处理 6. その他 一次発酵 2 二次発酵 2												
生産量	バラ積み	1,007 t/年	袋詰め	153 t/年	トランスパック	3,044 t/年			t/年				
	うち成型	t/年	うち成型	t/年	うち成型	t/年	うち成型	t/年					
たい肥成分(現物中)	水分	38.2 %	窒素	1.19 %	リン酸	0.96 %	カリ	2.42 %	C/N比	16.8	分析年月	平成28年3月	
											分析機関名	島根県農業技術センター	

製造たい肥の特徴・セールスポイント

完熟で目が細かく、水分量が少なくてサラサラして汚物感が少ない扱いやすい堆肥。
 微生物が多く土が元気になる。
 高温で発酵しているため、雑草の種子・雑菌が死滅している。

たい肥に係る各種サービス

①運搬サービス

(あり)・なし(該当に○をつけてください)		
運搬可能地域	市町村内	無料
		有料 (料金:4,400円)
		トシ当たり・1台当たり・()
	県内	無料
		有料 (料金:5,500円)
		トシ当たり・1台当たり・()
	県外	無料
		有料 (料金: 円)
		トシ当たり・1台当たり・()

②たい肥散布サービス

(あり) ・ なし (該当に○)	
料金	無料・有料(4,400円)
トシ当たり・1台当たり・(1反当たり)	
コントラクター等の利用が可能	
可 ・ 不可 (該当に○)	
可の場合料金等()	

③その他のサービス

施設の概要

施設名称	木次堆肥センター																
施設の所在地	雲南市木次町寺領																
施設導入事業	公社畜産基地建設事業																
管理運営者(所有者)	株式会社モア・フレッシュ ()																
利用畜産農家戸数	酪農	3		肉用牛	2		養豚			養鶏							
処理量	肉牛ふん	138		t/年	乳牛ふん	1,880		t/年	豚ふん	t/年		肉用鶏ふん	t/年		採卵鶏ふん	t/年	
副資材	オガクズ	607		t/年	バーク	t/年		モミガラ	t/年		戻し堆肥	496		t/年		t/年	
処理方式	①. 切り返し 2. 開放型強制発酵 3. 密閉型強制発酵 4. 乾燥 5. 炭化処理 6. その他 一次発酵 1 二次発酵 1																
生産量	バラ積み	2,039		t/年	袋詰め	t/年		トランスバック	t/年			t/年					
	うち成型	t/年			うち成型	t/年		うち成型	t/年			うち成型	t/年				
たい肥成分(現物中)	水分	%		窒素	1.37 %		リン酸	0.65 %		カリ	1.15 %		C/N比	11	分析年月	令和1年9月	
														分析機関名	島根県農業技術センター		

製造たい肥の特徴・セールスポイント

バランスの良い肥料成分により、作物の品質の向上や収穫量の安定が期待できる。
土壌の通気性、保水性、排水性を改善し、柔らかな土に改良できる。

たい肥に係る各種サービス

①運搬サービス

あり・なし(該当に○をつけてください)		
運搬可能地域	市町村内	無料
		有料 (料金:4,400円)
		トッ当たり・1台当たり・()
	県内	無料
		有料 (料金:5,500円)
		トッ当たり・1台当たり・()
県外	無料	
	有料 (料金: 円)	
	トッ当たり・1台当たり・()	

②たい肥散布サービス

あり・なし (該当に○)	
料金	無料(有料(4,400円))
ト/当たり・1台当たり・(1反当たり)	
コントラクター等の利用が可能	
可・不可(該当に○)	
可の場合料金等()	

③その他のサービス

11. 所有区分別林野の状況

令和5年3月31日現在 単位 面積:ha

	国 有 林				民 有 林												合計
	林野庁所管		他省庁 所管	国有林計	県(行)	市(行)	財産区	公社	森林研究・ 整備機構	集落共有	共有	社寺	会社団体	個人	計画 対象外 森林	民有林計	
	国有林	官行造林															
大 東	—	—	—	—	3	295	88	1,176	833	30	609	167	154	7,272	—	10,628	10,628
加 茂	—	—	—	—	2	111	—	—	—	4	111	134	25	1,273	—	1,660	1,660
木 次	—	—	—	—	11	146	—	625	26	0	414	46	58	2,405	—	3,732	3,732
三 刀 屋	—	—	—	—	4	84	0	1,064	31	3	174	109	38	4,727	—	6,234	6,234
吉 田	—	—	—	—	405	300	—	523	1,300	1	250	42	1,090	5,394	0	9,304	9,304
掛 合	—	—	—	—	158	121	—	1,137	352	—	306	76	1,171	5,457	0	8,778	8,778
合 計	2,599	591	—	3,191	583	1,056	89	4,525	2,542	38	1,863	575	2,535	26,528	0	40,336	43,526

12.多面の機能支払交付金事業 令和5年度実績取組表

農地維持支払交付金

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	28	633.39	56.53		20,086,100	
加 茂	10	240.05	21.44		7,630,300	
木 次	8	137.00	29.98		4,711,000	
三刀屋	19	263.33	18.86		8,279,500	
吉 田	10	262.66	10.96		8,101,500	
掛 合	8	55.72	4.07	0.09	1,750,225	
合 計	83	1,592.15	141.84	0.09	50,558,625	

資源向上支払交付金 (共同)

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	28	633.39	56.53		11,983,608	
加 茂	10	240.05	21.44		4,494,852	
木 次	8	137.00	29.98		2,725,140	
三刀屋	19	263.33	18.86		4,828,506	
吉 田	10	262.66	10.96		4,846,248	
掛 合	7	52.00	3.60		876,204	
合 計	82	1,588.43	141.37		29,754,558	

資源向上支払交付金 (長寿命化)

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	25	582.03	52.12		21,320,780	
加 茂	9	220.85	21.44		8,116,734	
木 次	7	132.07	29.17		5,115,441	
三刀屋	13	179.80	14.78		6,565,259	
吉 田	10	202.66	10.96		9,420,728	
掛 合	4	26.55	2.41		973,095	
合 計	68	1,343.96	130.88		51,512,037	

雲南市交付金額合計

131,825,220

14. 令和5年度の公有林等森林整備事業の状況

地区別事業量

事業名	作業種	事業量 (ha, m)	大東	木次	加茂	三刀屋	吉田	掛合	備考
幡屋財産区	下刈	0.88	0.88						
	除伐	2.17	2.17						
荒廃林等再生整備基金協定	下刈	11.46	3.49				4.33	3.64	
	除伐	1.90	0.80			1.10			
ふるさとの森再生整備	下刈	2.00			2.00				
	作業道修繕	400m			400.00				

作業種別 事業量	下刈	14.34
	除伐	4.07
	作業道開設	400m

産業観光部

1. 工業の概要

国道54号沿いを中心に昭和50年代から整備された工業団地があり、それらへ国際競争力をもつ大手メーカーも立地している。このほか、小規模ながら高い技術力を持つ地場企業が存在している。

2022年(令和4年)の経済構造実態調査によると、事業所数は95事業所で、これらの事業所の従業者数は3,243人である。製造品出荷額は911億円で前年から約10億円増加している。

産業中分類別の事業所数は、①食料品(20事業所)、②繊維(10事業所)、②金属(10事業所)の順となっているが、従業者数は①電気機械(646名)、②はん用機械(511名)、③化学(468名)の順である。また、製造品出荷額等では、①はん用機械(約337億円)、②電気機械(約179億円)、③輸送用機械(約79億円)の順となっている。(2022年(R4年)経済構造実態調査(令和4年6月1日現在)による)

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移（全事業所）
単位：事業所数、人、万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額	現金給与総額	原材料使用額	付加価値額
平成17年	131	3,632	7,552,502	1,172,529	4,728,821	2,483,853
平成18年	117	3,787	8,159,375	1,346,282	4,968,057	2,866,398
平成19年	119	3,912	8,369,727	1,321,500	4,876,712	3,199,725
平成20年	117	3,812	8,242,960	1,293,600	4,733,155	3,140,445
平成21年	109	3,571	7,447,593	1,168,819	4,053,792	3,258,476
平成22年	100	3,626	8,555,712	1,238,343	4,874,565	3,538,189
平成23年	99	3,254	8,248,870	1,162,304	4,812,427	3,405,642
平成24年	92	3,795	8,997,931	1,306,071	5,208,171	3,627,029
平成25年	92	3,528	8,723,226	1,190,728	4,910,647	3,646,812
平成26年	85	3,263	9,262,415	1,218,828	5,564,727	3,471,178
平成27年	96	3,492	9,267,875	1,183,002	5,427,851	3,308,463
平成28年	82	3,343	9,655,041	1,238,794	5,824,111	3,431,236
平成29年	78	3,318	10,690,870	1,210,203	6,489,475	3,672,015
平成30年	79	3,400	11,073,811	1,269,602	7,046,135	3,594,594
2019年(R元年)	80	3,409	10,326,474	1,150,344	6,291,872	3,615,405
2020年(R2年)	未実施	—	—	—	—	—
2021年(R3年)	77	3,348	9,012,020	1,166,109	5,082,547	3,347,669
2022年(R4年)	95	3,243	9,116,076	—	—	3,186,927

従業者規模別事業所数（従業者4人以上の事業所）

従業者規模	事業所数	構成比(%)
4～29人	74	78
30～299人	19	20
300人以上	2	2
合計	95	100

※ 令和4年経済構造実態調査による。

- ※ 製造品出荷額、付加価値額については、表示年次における1年間の数値
- ※ 事業所数、従業者数については、各調査実施日時点の数値
- 2022年：「令和4年経済構造実態調査」実施日（R4.6.1）現在の数値
- 2021年（令和3年）経済センサス活動調査：令和3年6月1日現在の数値
- 2019年：「2019年工業統計調査」実施日（R1.6.1）現在の数値
- 平成29年：「平成30年工業統計調査」実施日（H30.6.1）現在の数値
- 平成28年：「平成29年工業統計調査」実施日（H29.6.1）現在の数値
- 平成27年：「平成28年経済センサス活動調査」実施日（H28.6.1）現在の数値
- ※ 工業統計調査は2021年で廃止、2022年からは経済構造実態調査として実施。

3. 商業の概要

■産業分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額

産 業 分 類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
合計	382	2,011	38,185
卸売業計	44	229	9,619
各種商品卸売業	1	1	X
繊維・衣服等卸売業	0	0	0
飲食料品卸売業	11	85	1,109
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	15	51	3,353
機械器具卸売業	10	50	2,222
その他の卸売業	7	42	X
小売業計	338	1,782	28,566
各種商品小売業	1	11	X
繊維・衣服・身の回り品小売業	29	78	529
飲食料品小売業	107	710	10,320
機械器具卸売業	72	340	6,520
その他の小売業	121	598	X
(無店舗小売業)	8	45	555

(令和3年経済センサス活動調査)

■事業所数、年間商品販売額の推移

単位: 事業所・万円

年度	項目	数値	備考
平成19年	事業所数	581	(商業統計調査)
	(対前回増減率)	-13.7%	
	年間商品販売額	5,853,779	
	(対前回増減率)	-8.8%	
平成24年	事業所数	435	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-25.1%	
	年間商品販売額	3,743,100	
	(対前回増減率)	-36.1%	
平成26年	事業所数	424	(商業統計調査)
	(対前回増減率)	-2.5%	
	年間商品販売額	4,141,800	
	(対前回増減率)	10.7%	
平成28年	事業所数	408	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-3.8%	
	年間商品販売額	4,291,800	
	(対前回増減率)	3.6%	
令和3年	事業所数	382	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-6.4%	
	年間商品販売額	3,818,500	
	(対前回増減率)	-11.0%	

(商業統計調査)

(経済センサス活動調査)

※商業統計調査についてはH26を最後に廃止された

※H19商業統計調査後に分類の改定や調査設計の大幅変更に伴い以降の調査数値と接続していない

2. 工業統計

産業中分類別統計表(全事業所)

…令和4年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)から
事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額

市町村 産業中分類	事業所数	従業者数 (人)	製造品出 荷額等 (万円)	付加価値 額 (万円)
雲南市製造業計	95	3,243	9,116,076	3,186,927
食料品製造業	20	360	585,706	316,894
飲料・たばこ・飼料	5	131	53,048	19,567
繊維	10	143	69,580	49,626
木材製品	6	37	84,848	53,576
家具	4	22	28,588	16,980
パルプ・紙	2	63	X	X
印刷	3	17	17,372	11,087
化学工業	2	468	X	X
プラスチック製品	1	12	X	X
窯業・土石製品	5	39	79,500	46,958
鉄鋼	2	32	X	X
金属製品	10	290	646,650	185,909
はん用機械	4	511	3,373,180	1,201,563
生産用機械	5	58	100,089	50,893
電子部品・デバイス	1	8	X	X
電気機械	8	646	1,792,028	430,686
輸送用機械	5	397	795,996	233,050
その他の製造業	2	9	X	X

4. 雲南市内の主な見所

【自 然】

- 斐伊川堤防桜並木 . . . 「日本さくら名所百選（(財)日本さくらの会選定)」。毎年3月下旬から4月中旬には、約2キロ、800本の桜のトンネルが楽しめる。
- 三刀屋の^{ぎょいこう}御衣黄 . . . 三刀屋川河畔で楽しめる黄緑色の桜。見頃は4月中旬から下旬。
- 赤川ほたる . . . 市内を流れる赤川とその支流で、毎年5月下旬から6月中旬にかけてホタルの乱舞が観賞できる。
- 龍頭が滝 . . . 落差40mの雄滝、30mの雌滝からなる中国地方随一の名瀑。八重滝とともに「日本の滝百選（緑の文明学会・グリーンルネッサンス・緑の地球防衛基金による選定）」に選定される。
- 八重滝 . . . その名のとおり八つの滝からなり、山峡の清流約1キロ半にわたって一大渓谷美を形成。龍頭が滝とともに「日本の滝百選」に選ばれている。
- 雲見の滝 . . . 高さ30mの雄滝、20mの雌滝があり、県の名勝天然記念物に指定される。※立入規制中
- 山王寺の棚田 . . . 棚田を一望できる展望台からの眺めは絶景。「日本の棚田百選（農林水産省選定）」

【歴 史】

- 加茂岩倉遺跡 . . . 1か所の出土としては全国最多となる合計39個の銅鐸が出土。平成20年には「国宝」に指定。
- 神原神社古墳 . . . 竪穴式石室をもつ4世紀中頃の前期古墳。出土した「三角縁神獣鏡」は国の重要文化財。

【伝 説】

- ヤマタノオロチ伝説 . . . 市内各地にスサノオノミコト、ヤマタノオロチにまつわる史跡が数多く残る。須我神社、天が淵、印瀬の壺神、八本杉、草枕など。
- 須我神社 . . . ヤマタノオロチ伝説にまつわる史跡のひとつ、スサノオノミコトクシナダヒメが造ったとされる「日本初の宮」。

【産業遺跡】

- 菅谷たたら山内 . . . 田部家が経営する菅谷高殿では1751年から170年間たたら操業が行われた。高殿様式の現存するものとしては全国唯一。国の重要有形民俗文化財。
平成28年4月に、「出雲の國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」として、数ある施設を併せて日本遺産に認定された。

【温 泉】

- 海潮温泉 . . . 斐伊川の支流、赤川の谷あいから湧く温泉。「出雲国風土記」にも記載が残る。秘湯の宿海潮荘と大東農村環境改善センター桂荘が営業。
- 出雲湯村温泉 . . . 斐伊川の中流、奥出雲の山里に湧く温泉。出雲国風土記に「漆仁の川辺に薬湯あり」と記載が残る。湯乃上館漆仁の湯と国民宿舎清嵐荘が営業。
- 日帰り入浴施設 . . . おろち湯ったり館、深谷温泉ふかたに荘、波多温泉満寿の湯ほか。

【その他】

- シンボル農園「食の杜」 . . . ワイン用のブドウ畑を囲んで、ワイナリー、パン屋、革工房、豆腐工房があり、ワイナリーにはショップやカフェが併設されている。
- キャンプ施設など . . . かみくの桃源郷、健康の森、明石緑が丘公園など。
- 陽だまりの丘 . . . 巨大迷路や花が楽しめる庭園などがある子どもに人気のテーマパーク。
- フォレストアドベンチャー・たたらの里 . . . 山林をそのまま活かした自然共生型のアスレチックパーク。令和5年にオープン
- 石照庭園 . . . たたら製鉄跡のある森林を背景に巨大な石組み、清水の滝、しゃくなげ、花菖蒲などが楽しめる庭園。

5. 主な観光地別観光客入り込み延べ数の推移

単位:人

観光地・観光施設名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
かみくの桃源郷	9,043	10,380	12,274	13,745	15,488	17,396	15,213	16,419	12,607	11,854
海潮温泉	86,275	90,522	89,964	90,874	87,295	90,545	70,500	78,990	65,560	76,108
古代鉄歌謡館	10,226	12,821	11,419	12,698	10,050	10,012	4,161	4,447	2,961	4,947
海洋センター	39,404	37,612	46,259	16,504	30,692	61,597	48,273	64,872	68,218	—
加茂岩倉遺跡	5,523	5,684	4,563	4,229	3,641	3,404	2,540	2,378	2,652	2,573
斐伊川堤防桜並木	95,000	90,000	130,000	90,000	105,000	115,000	40,000	46,039	63,000	81,000
健康の森	28,097	30,338	29,001	27,387	27,666	29,976	22,167	24,368	24,207	24,186
おろち湯ったり館	112,574	111,833	111,582	108,358	108,212	107,405	84,570	79,674	80,860	92,615
明石緑が丘公園	39,939	42,289	42,152	44,577	44,658	41,670	19,444	16,768	15,945	25,686
深谷温泉ふかたに荘	9,936	10,179	9,038	9,005	8,662	9,600	8,486	4,907	4,680	5,830
芦谷峡・やまめの里	4,250	5,642	5,162	5,584	5,452	5,545	5,270	5,774	6,118	5,339
鉄の歴史博物館	4,336	6,441	5,965	6,819	4,935	4,624	2,390	2,633	3,937	6,268
鉄の未来科学館	1,497	2,271	2,270	2,468	1,660	1,475	864	325	—	—
菅谷たたら山内	2,151	8,295	8,974	11,498	8,829	8,576	4,195	4,662	6,677	6,896
吉田グリーンシャワーの森	2,563	2,643	2,711	2,531	2,559	1,864	1,293	1,538	1,699	4,182
出雲湯村温泉	87,009	89,892	85,898	84,128	33,148	42,042	60,641	57,675	61,899	58,365
龍頭八重滝県立自然公園	77,350	77,350	79,750	78,150	76,060	76,060	30,520	6,600	26,995	7,120
さえずりの森	1,283	1,396	1,094	978	—	—	—	—	—	—
クラシック島根カントリークラブ	18,682	21,609	22,668	24,822	24,120	25,609	25,990	23,427	23,775	20,892
波多温泉満壽の湯	20,540	22,380	20,690	21,843	21,823	25,636	18,982	16,838	20,553	23,632
道の駅さくらの里きすき	128,987	145,772	140,615	142,944	147,095	154,837	128,395	136,905	142,025	168,723
道の駅掛合の里	65,223	66,672	69,997	65,532	62,431	61,212	48,476	34,107	28,318	25,704
大東七夕祭り	13,000	18,000	17,000	20,000	15,000	15,000	0	0	0	15,000
うんなんまめなカー市	3,500	5,100	4,000	5,660	2,900	4,674	0	1,836	2,174	1,042
須我神社	27,750	26,900	27,500	27,150	28,950	33,600	24,550	20,600	22,910	21,110
奥出雲葡萄園	14,385	14,356	13,554	13,795	13,978	14,847	8,379	10,211	8,706	8,409
道の駅おろちの里	53,160	55,897	55,635	51,018	49,875	49,027	35,345	36,570	39,382	35,911
出雲神楽と食のフェスタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道の駅たたらば壺番地	415,249	470,632	418,794	378,227	356,304	374,698	237,781	208,460	237,708	272,810
出雲たたら村	—	—	61,117	28,076	700	—	—	—	—	—
陽だまりの丘	—	—	—	—	—	44,210	19,613	—	—	—
石照庭園	—	—	—	—	—	2,624	2,730	2,639	3,372	2,993
フォレストアドベンチャー										6,280
心の駅 陽だまりの丘										31,115
永井隆記念館										1,967
さくらおろち湖周辺施設	—	—	—	—	—	23,778	15,027	23,502	22,530	24,004
合計	1,376,932	1,482,906	1,529,646	1,388,600	1,297,183	1,456,543	985,795	933,164	999,468	1,072,561
対前年増減率	-4.3%	7.7%	3.2%	-9.2%	-6.6%	12.3%	-32.3%	-5.3%	7.1%	7.3%

宿泊人数	20,646	22,025	23,459	22,010	16,181	16,894	21,495	23,616	28,101	28,418
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

防災部

1. 常備消防（雲南消防本部）

（1）雲南消防本部の住所

島根県雲南市木次町里方 1 1 0 0 - 6

Tel 0 8 5 4 - 4 0 - 0 1 1 9

（2）職員数

階級 区分	計	消 防 吏 員							その他 の職員
		消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	
条例定数	1 3 5	1 3 5							0
現 員	1 1 7	1	7	2 2	3 3	2 6	9	1 9	0

（3）車 両

総数	水槽付消防 ポンプ自動車	消防ポンプ 自動車	屈折はしご 付消防ポンプ 自動車	救急自動車		その他の 消防車両
				高規格	普通	
2 2	3	3	1	7	0	8

2. 非常備消防（消防団）

（1）団員数（定数 1, 2 1 2）

総数	団長	副団長	団本部長	方面隊長	副方面隊長	本部長
1, 0 7 9	1	2	1	6	6	6
	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	1 2	2 7	4 4	7 2	1 7 8	6 7 3
	機能別団員					
	5 1					

（2）車両等

総数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ		その他
		小型動力ポンプ付 積載車	車両に積載してい ないもの	
8 9	1 1	7 1	7	7

(3) 報酬等

団員報酬 (年額)	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	団本部長	69,000円
	方面隊長	69,000円
	副方面隊長	69,000円
	本部長	69,000円
	副本部長	50,500円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長	43,000円
	班長	37,000円
	団員	36,500円
	機能別団員	6,000円
出動報酬	災害出動	4時間未満 4,000円/日
		4時間以上 8,000円/日
	災害以外の出動	4時間未満 2,000円/日
		4時間以上 3,500円/日

3. 火災発生件数 (過去 10 年間)

暦年	件数	種別				損害金額 (千円)
		建物	林野	車両	その他	
H26	16	7	1	1	7	32,397
H27	19	7	2	2	8	25,512
H28	18	10	2	1	5	10,755
H29	14	5	5	0	4	39,217
H30	17	3	4	4	6	19,951
R1	9	3	0	0	6	15,443
R2	19	7	3	1	8	26,286
R3	17	7	2	0	8	43,914
R4	22	8	4	1	9	74,745
R5	21	9	4	1	7	47,954

4. 救急事故種別出動件数（過去 10 年間）

暦 年	件 数	種 別										
		急 病	一 般 負 傷	交 通 事 故	労 働 災 害	自 損 行 為	火 災	運 動 競 技	加 害	自 然 災 害	水 難 事 故	そ の 他
26	1,302	793	193	113	24	20	4	10	0	0	1	144
27	1,350	811	206	104	16	19	2	10	1	0	1	180
28	1,335	850	188	100	15	20	3	15	0	0	1	143
29	1,464	888	249	103	14	12	4	11	0	0	0	183
30	1,500	953	246	87	9	10	3	17	0	0	4	171
R1	1,541	974	261	83	13	15	0	13	0	0	0	182
R2	1,374	891	212	100	12	13	0	8	1	0	1	136
R3	1,456	921	217	91	16	15	3	4	1	1	0	187
R4	1,713	1,177	222	74	12	12	1	5	1	0	4	205
R5	1,741	1,177	264	89	15	16	2	5	1	0	0	172

5. 消防水利

（単位：基、箇所）

合 計	消火栓	防火水槽	そ の 他		
			小 計	河川・溝等	プール
2, 9 0 4	9 6 3	7 0 4	1, 2 4 8	1, 2 2 3	2 5